

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	広報広聴室 (広報広聴課)	広報紙発 刊事業		○目的:まちづくりへの市民参加の促進や市政への関心を喚起させるため、市政情報、市からのお知らせ、イベント情報等の周知を行う。 ○対象:市民 ○実施手法:一部委託(レイアウト・リライト・印刷) ○内容:月に1回発行し、支所などの公共施設、商業施設、駅、コンビニエンスストア等に配架するとともに、市ホームページ及びメール配信サービス「おだわら表情いいメール」、広報紙配信アプリ「マチイロ」により、記事全文を掲載する。 ○令和2年度は、新型コロナウイルス記事掲載のため、急なレイアウト変更に対応するなど、紙面づくりを工夫しながら、的確な情報発信を行った。	43,282	広報紙発 行部数(年 間)	924,000	924,000	100.0%	○妥当性:市政情報の発信は、行政の責務である。 ○有効性:募集記事への申し込みや、掲載記事に対する意見や問い合わせなどの反響があることから、市民参加や市政への関心につながっている。	○効率性:原稿作成・校正は職員が行い、レイアウト・印刷は委託することで効率を高めている。また、3年に1度コンペを行うことで、一定期間の安定発行と質の向上を図っている。 ○その他改善点:巻頭特集記事の執筆体制を見直し、巻頭記事は広報広聴課が所管課に取材し原稿を執筆することとした。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
2	広報広聴室 (広報広聴課)	地域メディア活用事業		○目的:様々なメディアを活用することで、市民が市政情報を入手する選択肢を増やす。 ○対象:主として市民 ○実施方法:委託 ○内容:FMおだわら、J:COMイースト小田原、タウンニュースやポスト広告などの地域メディアを活用し、市の情報及び市民活動団体の活動状況を積極的に発信する。 ○令和2年度は、新型コロナウイルス対応のため、4月から6月にタウンニュース、ポスト広告で感染予防等の記事を掲載、また、FM小田原やJ:COMの番組においても同内容の放送を行い、市民への啓発を行った。	32,593	年間放送 回数(単 位:回)	3,700	3,700	100.0%	○妥当性:市政情報の提供は、行政の責務である。市と協働で行っている市民団体の取組等は、市が発信すべきものである。 ○有効性:市が情報提供することにより、各事業の成果につながっている。	○効率性:FMおだわらの番組買上料(15分間で25,000円)と、行政情報番組制作・放送委託業務を比較すると、年間番組買上料は業務委託額を超えることから、事業コストは妥当である。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
3	広報広聴室 (広報広聴課)	ホーム ページ管 理運用事 業		ホームページやメールマガジンなどインターネットを利用した情報発信ツールを活用し、市民へ即座に、きめ細かく情報提供するとともに、市民からの意見聴取の手段として活用することで、市民との情報共有に努める。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の特設ページを刻々と変化する対策を適時、的確に更新することで、市民に対してリアルタイムな情報発信に努めた。また、動画による配信も増やし、ターゲットに合わせた新たな情報発信にも取り組んだ。	6,648	ホーム ページ 総アクセ ス数(単 位:千)	12,000	20,255	168.8%	市政情報の提供は、行政の責務であるとともに、情報伝達には即時性が求められる。さらに、モバイル端末の保有率が8割を超える現代社会において、ホームページによるリアルタイムな情報発信は、不可欠である。	新型コロナウイルス感染症対策のリアルタイムで分かりやすい情報発信を心がけることで、ホームページの利便性の向上を図った。また、LINEサービスを活用し、若年層に対するホームページへの誘導を強化した。	令和5年4月からのホームページリニューアル公開を図る。	② 見直し・改善
4	広報広聴室 (広報広聴課)	広報委員 事業		市の実施する広報広聴活動を充実させ、市民参加のまちづくりを推進するために250地区の単位自治会ごとに広報委員を、また、市内26地区の自治会連合会ごとに広報委員長を選任。広報委員長を対象に月1回広報委員長会議を開催し、市からの広報事項を伝えるとともに、各地区の要望事項や意見、提案などを取りまとめて市に提言してもらい市政に反映していく。 広報委員長会議 月1回、広報委員研修 年1回(この他、新任者研修1回)、広報委員表彰 年1回、アンケート 年1回 ・広報委員長会議 市からの広報事項16件、地域からの要望等20件 ・広報委員研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。(新任者研修は書面配布のみ) ・広報委員アンケート 対象者数:1,250人 回答数:1,099件 回答率:約88%	26,435	会議開催 数(回)	12	12	100.0%	各地区広報委員長が直接理事者と話し合う機会であるため、有効であるとともに、各地区からの意見が聴取できている。	-	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
5	広報広聴室 (広報広聴課)	市長への 手紙事業		手紙、インターネットなど様々な媒体により、いつでも誰でも市政に対する意見や提案、要望等を市長に対して述べる事ができる制度として運営する。公共施設・郵便局に投稿用紙を配架するとともに、ホームページに投稿フォームを用意し、市民が意見を述べやすくする。 令和2年度投稿数 472通	0	投稿用紙 の配架数 (箇所)	50	50	100.0%	市民が市長に対し市政についての意見を直接述べることで、市民意識を把握し、市民意見を市政に反映させる。	-	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
6	広報広聴室 (広報広聴課)	市民と市長の懇談 会事業		市民が市長と直接懇談会を行い、市政に対する理解と関心を深める。また、懇談会参加者の意見要望等を市政に反映させる。 令和2年度は、新たな時代の主役となる「若者」と、社会情勢が複雑・困難な課題に直面している時代で、若い世代が今考えていること、小田原への想いなどを聞き、世界が憧れるまち“小田原”となるために必要なことについて語り合った。 【令和2年度実績】 テーマ:「市民と市長の懇談会 ～20歳の若者と～」 参加者:20歳の若者7人(令和2年度成人式運営委員)	19	開催回数 (回)	3	1	33.3%	市民と市長が直接対話することで、市の取組、態勢を市民に感じてもらえるとともに、市長が市民意見を直接感じ取ることができる。	-	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
7	広報広聴室 (広報広聴課)	ふるさと大使 事業		本市にゆかりのあるさまざまな分野で活躍されている「ふるさと大使」を通じて、本市に関する情報を発信し、本市の魅力やPRすることにより、本市のイメージアップや産業、歴史、文化、観光等の振興を図る。 令和2年度は、市制80周年記念事業として、全ての大使から広報紙への寄稿をしていただくことで、市民に対し「小田原ふるさと大使」のPRにもつながった。また、ミナカ小田原のオープニングセレモニーでは柳沢慎吾や合田雅吏が参列し、PR活動にも尽力いただいた。	31	PR等活動 数	33	15	45.5%	著名人によるPRは大変大きな効果が望めることから、市が大使という形で委嘱し、活動しやすい環境を整えることはPR施策として大変有効である。	少ない費用で、発信力の高い著名人が小田原のPRをしてくれるため、費用対効果は非常に大きい。	引き続き、事業を実施していく。	① 継続実施
8	企画 政策 課	東京オリン ピック・パ ラリンピッ ク等関連 事業		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会およびラグビーワールドカップ2019の機会を最大限に生かすため、スポーツ振興や都市セールス、地域活性化等の取組を官民が連携して取り組むことを目的として立ち上げた「ラグビー・オリパラ活性化委員会」を中心に取り組んでいる。 令和2年度は、地元のラグビースクールや近隣高校のラグビー部による応援メッセージ動画を作成し、オーストラリアラグビー協会へ送ったほか、鴨宮中学校がオーストラリアの学校との交流を行い、互いの街を紹介するビデオレターを交換して親交を深めた。	0	開催したイ ベント等 (件数)	10	2	20.0%	市の主要事業にもある、地域住民のスポーツ振興、都市セールス、地域の活性化等を目的としている点から、公共性・公益性の高い事業と考える。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となり、関連イベントがすべて中止となってしまったことから、目標を達成することが出来なかった。 ・ラグビー・オリパラ活性化委員会負担金を支出せずに、経費の掛からない事業を実施した。	オリンピック・パラリンピックの本番となる令和3年度は、事前キャンプ受入、未来のアスリート支援・育成、障がい者スポーツの振興などを柱にして、関連する取組を官民が連携して取り組んでいく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
9	企画政策課	行政改革プログラム進捗管理事業		平成29年度から令和4年度までを計画期間とする、第2次行政改革実行計画の着実な進捗管理と令和4年度以降を見据えて更なる行財政改革に取り組んでいく。 令和2年度は、令和元年度の実績として32件の新たな取組と、中間報告(平成29年度～令和元年度)として量の改革及び質の改革について、総務常任委員会に報告するとともに公表。 【量の改革(財政効果額)】638,043千円(一般会計) 【質の改革】全ての事業に着手し、約4割が目標値を達成又は上回っている なお、計画に位置付けられている事業のうち2件が計画廃止となったが、それ以外の取組については概ね順調に取り組まれていることが確認できた。 また、受益者負担の適正化については、令和4年度中の見直しに向け、検討・調整を行った。	0	効果額(千円)	54,962	46,648	84.9%	行政サービスの質の向上及び将来に亘って持続可能な行財政運営の確立のため、不断の事務事業の見直しと新たな行財政改革に取り組んでいく必要がある。	企画政策課からの行革提案に当たっては、関係者からの聴取や他自治体からの情報収集などにより、実現性と効果を重視した提案を心掛け、関係所管課の理解を得られるよう調整を行っている。	・実行計画に掲載された取組が実を結ぶよう、進捗管理を行いフォローアップをしっかりと行っている。 ・事務事業評価を活用した事業の見直しや先進事例等、効果的な行革の調査・研究・提案とともに、関係部署との連携により一層の行財政改革に取り組む。 ・次期計画の策定に向け令和3年度は小田原市行政改革推進委員会を設置する。	① 継続実施
10	企画政策課	全庁的改革改善活動促進事業		職員提案制度については、職員から業務処理の合理化や政策等に関する提案を募集し、市民サービスの向上や業務の改善などに反映させることを目的として実施。従前の制度を見直し、令和元年度に引き続き、職員が気軽に提案でき、その提案内容をデータベース化することで、いつでも共有・活用できる仕組みを試行した。 実績褒賞制度については、各所属の自主的な改革・改善の取組を集め、審査及び表彰するとともに、他の業務や部署での改革・改善に役立てるため、応募内容を全庁的に共有した。また、令和2年度は、職員提案制度と実績褒賞を連携させ、職員提案の中で実現化等をした取組について表彰する「職員提案部門」を設けた。	0	実績褒賞の実施回数(回)	1	1	100.0%	市役所内の業務等の効率化や職員の意識改革等を目的としているため、市が実施すべき事業である。 また、平成29年度に実施した職員アンケートでも、8割以上の職員が必要な制度と認識している。 今後も、職員の自主的な改善活動の推進や、優秀な取組の全庁への波及効果を狙うため、募集方法や制度運用について検証していく。	職員提案制度については、引き続き、テーマや審査の廃止、募集期間の拡大等の見直しを行い、試行した。 実績褒賞制度については、職員提案制度との連携を図り、職員提案制度の試行期間開始以降に提出された提案の中で実現化等をした取組を表彰する「職員提案部門」を設置した。	職員提案制度と実績褒賞制度については、業務改善事例の横展開等を目的とするなど趣旨が類似しているため、引き続き、実現化された職員提案を実績褒賞で表彰するなどして連携させていく。 職員提案制度については、令和元年度に実施した試行方法で本格的に運用し、職員の自主的な改善活動をより一層、推進するための方法で取り組んでいく。	① 継続実施
11	企画政策課	行政評価推進事業		おだわらTRYプラン第5次総合計画の具体的な取組をまとめた実施計画については、毎年度評価を行い、見直しの検討を行うPDCAサイクルの着実な実施によってその実効性を担保することが求められている。実施計画事業についてその有効性、効率性、業務改善可能性等に着眼し、毎年度「事務事業評価」を実施している。	0	全事務事業における達成度80%以上の割合(%)	80.0	57.4	71.8%	基本構想に基づいた実施計画を計画として立て、実施している以上、これに対する評価や見直しを目的とした行政評価は必要。同規模自治体で実施をしていない自治体は全国的に例がほとんどない。	事務事業評価様式のあり方を見直し、外部への公表も見据え、他自治体の事例を踏まえながら所管課に極力事務負担をかけない様式としている。また、一覧形式で管理することにより必要なデータへのアクセスビリティが高まった。	引き続き、対象の事業について評価を続けていくが、新総合計画にあわせ評価の対象や様式等を、今後見直ししていく。	② 見直し・改善
12	企画政策課	政策課題検討事業		新たな課題や重要課題について、有識者からの助言を得て、課題の整理や取組の検討を行った。 ＜令和2年度の活用事例＞ ・政策課題検討に係るアドバイザーとしては、市長交代による新たな市政運営の方針を見定めるため、広報戦略、新病院建設、デジタル、公民連携、家庭教育支援、総合計画、ポストコロナ社会について、有識者から助言を得た。 ・総合戦略評価では、「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、有識者から評価及び助言を得た。	710	アドバイザー回数	16	41	256.3%	新たな課題や重要課題へのアプローチとして、外部有識者からの助言を得て、取組の方向性を見出し、一歩を踏み出していくために行政として必要な事業であり、急激な時代の変化やニーズに柔軟かつ専門的に対応するために必要である。	有識者からの助言が新たな方針策定や計画等に速やかに反映されるなどの成果として現れており、一定の効果はあった。また、コロナ禍における新たな行動様式に合わせて、オンラインや書面でのアドバイザーを導入するなど、効率化を図った。	新総合計画の策定や新たな取組の展開にあたって、市長が専門的・学術的見地から意見を求め、施策構築における方向性決定の一助とするために活用を図るほか、所管部局が必要なアドバイザーを受けられるよう、庁内に本事業の周知を図っていく。また、本事業の活用可否判断を契機として、所管事業の方向性や妥当性を見極めにも活用していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
13	企画 政策課	県西部広 域行政協 議会運営 事業		県西地域における広域行政を推進するため、神奈川県西部広域行政協議会の事務局として会務を掌った。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活様式や働き方が変わってきている中、県西地域に人を呼び込む施策を進めるため、各市町が取り組む新しい生活様式や働き方に関する意見交換を行った。	734	部会設置 数(個)	5	5	100.0%	基礎自治体を取り巻く社会経済環境の変化への的確な対応や、高度化、複雑化する広域的課題の解決に向け、広域連携は重要である。	目的の達成に向け、事業を運営した。	引き続き県西地域の持続可能性を目指し、圏域の課題解決に向けた協議の場となるよう、事務局(会長市)として、会務を掌るが、部会については部会の独自性を生かすことができるような仕組みを検討していく。	① 継続 実施
14	企画 政策課	S.K.Y.広域 圏推進事 業		圏域の魅力を高めるための地域活性化施策を展開する富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議(S.K.Y.広域圏)に参画し、各部会による取組を実施するほか、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により活動が制限される中、ホームページを活用して、圏域の観光情報等を発信した。	18	部会設置 数(個)	3	3	100.0%	2市8町の枠組みにとらわれることなく地域課題の解決に向けて、多様な枠組みによる自治体間連携ができる。	目的の達成に向け、事業を運営した。	引き続き構成圏域の地域課題の解決に向けて、多様な枠組みによる自治体間連携を進めていくが、令和3年度から構成団体の首長が一堂に会するサミットは開催せず、必要に応じて情報交換の場を設定することとなり、主な事業がホームページでの圏域情報発信のみになっていることから、会議のあり方について、構成団体と協議していく。	② 見直 し・ 改善
15	企画 政策課・ 広報広 聴課	都市セー ルス事業		第4次実施計画から(R2～)ふるさと納税業務を【ふるさと応援寄附金事業】として分離 WEBやSNS、情報誌などさまざまなメディアの利用や独自のPR媒体の制作と活用などを通じて、小田原の魅力や暮らしの豊かさを市内外に発信し、人々の交流や移住の促進を図る。 令和2年度は、インスタグラムによる小田原の魅力発信をさらに加速させ、フォロワー(ファン)の増加を図るとともに、移住促進については、これまでのふるさと暮らし情報センターへの出展や移住サポーターと連携した移住セミナーの開催などに加え、オンラインによる移住相談や市内ゲストハウスと連携したお試し移住を開始し、多くのかたに利用していただくなど、小田原移住に向けた動きにつながった。	6,945	市公式SNS フォロワー 数(人)	16,000	20,503	128.1%	さまざまな形で小田原の魅力を発信していくことは、交流人口や関係人口を獲得するため、さらには移住や定住を促進するために、不可欠な取組であり、小田原のことを認知、把握して、行動していただくためのきっかけとして非常に有効な事業である。	都市イメージの向上と、その先にある関係人口の獲得や移住の促進に向け、これまでの取組の充実に加え、オンライン移住相談やお試し移住など、時勢に合った取組を開始した。	都市イメージの向上や移住の促進について、ブランディングの方向性やPR戦略も意識しつつ、引き続き取組の拡充を図るとともに、定住促進や関係人口の創出についても、一体的な取組として整理し、さらなる推進を図る。	② 見直 し・ 改善
16	企画 政策課 (広報 広聴課) ・管財 課	ふるさと 応援寄 附金事 業		地域資源の魅力発信を図るとともに、市財政の歳入の確保や地場産品である返礼品による地域経済の振興につなげるため、地方税法の規定に基づき、ふるさと応援寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)事業に取り組み、返礼品の拡充・調達・送付、PR・広告宣伝、ポータルサイトの活用、寄附金の採納などを行う。 令和2年度は、返礼品の拡充やPRなどを適宜行うとともに、おそらく新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ういわゆる「巣ごもり需要」などの影響もあり、前年度を大きく上回る約611百万円の寄附を受けた。	318,057	寄附金額 (百万円)	400	611	152.8%	地域資源の魅力の発信という観点だけでなく、歳入の確保や地域経済の振興などの観点からみても、有効な取組である。	返礼品の拡充、PR・広告宣伝などを行い、寄附額の増加を図った。	返礼品の拡充に継続的に取り組むとともに、取扱いのポータルサイトの追加を図っていく。PR・広告宣伝なども含め、制度の範囲内で、引き続き寄附額の増加を図る。	② 見直 し・ 改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
17	公共施設 マネジメント課	公共施設 再編事業		公共施設の機能・配置を見直し、施設の複合化や統廃合などを計画的に行うことで総量を縮減して財政負担の軽減・平準化を図り、持続可能な行政サービスを実現することを目的とする。 平成31年3月に策定した公共施設再編基本計画において、長期保全費用の不足額(約500億円)等の課題を明らかにするとともに、課題解決へのビジョンとして、①更なる施設再編、②公民連携の推進及び管理運営の効率化、③財源の確保を掲げ取組を進めている。また、同計画において短期的に取り組む主な事業(平成31年度～令和8年度)として位置付けた再編事業については、施設を所管する関係部局等との情報連携を密にして取組を進めている。	3,478	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	老朽化した施設が一斉に更新の時期を迎え、施設の建替え・改修の費用が今後30年間で1,070億円不足が見込まれており、すべての施設をこれまでどおりに維持していくことは困難である。 公共施設の再編を進め財政負担の軽減を図り、持続可能な行政サービスを実現するためには必要な事業である。	-	再編基本計画の7章に位置づけた2026年度までの短期的に取り組む主な事業を中心に取り組む。	②見直し・改善
18	公共施設 マネジメント課	公共施設 活用事業		公共施設の整備・管理運営について、民間の活力を生かした手法による効率的・効果的な施設管理を促進することを目的とする。 公民連携による課題解決に向けて、有識者をアドバイザーとして、庁内関係課の担当者による公共施設マネジメントに関する庁内検討会を開催し、「公共施設等に係る民間提案制度運用指針」を作成した。 R3. 3に民間提案による支所等の利活用の募集を開始した。 指定管理制度や歳入確保の取組について全庁的な取りまとめを行っている。	84	公民連携手法の導入施設数(施設)	5	5	100.0%	公共施設の効率的・効果的な整備・管理運営を行うため、民間の活力を生かした手法を促進する必要がある。	-	再編跡地等の利活用に限らず、「民間提案制度運用指針」を生かして公共施設の効率的な整備・管理運営方法の検討を進める。	②見直し・改善
19	公共施設 マネジメント課	市有建築物 長期保全事業		市有建築物の計画的な維持保全による安全性の確保及び長寿命化、並びに長寿命化による更新費用の平準化を図ることを目的とする。 市有建築物の劣化状況等を把握し、長期保全費用のシミュレーションを行い、計画的な維持保全を行う。 市有建築物の維持修繕については、平成29年度から、施設や設備の劣化度や不具合の情報を集約して、施設横断的な優先度付けを行い、それを施設所管、企画部門、財政部門、営繕部門で共有し、予算化していくスキームを構築した。	23,635	維持修繕計画で最優先と位置付けた維持保全費用(一般会計分)の予算化率(%)	100.0	100.0	100.0%	今後、老朽化した市有建築物が一斉に更新の時期を迎え、建替え・改修が必要となるが、多額の財源不足が見込まれている。 限られた財源の中で、市有建築物の計画的な維持保全を行うことで、施設の安全性の確保及び長寿命化を図ることは必要不可欠である。	これまで市有建築物の維持修繕工事については、施設所管が個別に予算要求していたが、本課が一元的に情報を集約し、優先度付けを行い予算要求に繋げたことで、限られた財源の効率的・効果的な執行を図った。	市有建築物の情報を集約し、維持保全の全庁的な優先度付けを行っていくとともに、点検結果や不具合等の情報を集約・蓄積する仕組みづくり(システムの導入を含む)の検討を進める。	②見直し・改善
20	職員課	職員採用 事業		職員の士気を高めて自発的な能力開発を促し、公務能率の向上を図る強い組織づくりを進めていくために、本市が求める職員像(情熱と熱意をもって職務に取り組む/自ら考えて行動する/課題や目標に果敢にチャレンジする)に合致し、市民の最良のパートナーとしてふさわしい有能な人材を確保するとともに、適材適所による人事管理を行う。 《採用方法》 ①最終面接を含む3次試験(一般事務)を実施 ②1次試験(一般事務)については、受験生全員と約8分間の個別面接 ③1次試験では独自の適性検査、2次試験では業者の適性検査をそれぞれ実施 ④グループワークでは、毎年、実施内容を変更 《令和元年度の委託内容》筆記試験問題作成及び採点等業務 《新規採用》54名(医療職・一般任期付除く)	3,257	新規採用者の初年度10月評価の評価点の平均(一般事務)(100点中)	69	69	100.0%	地方公務員法に基づき、当然市が実施していくべき事業であり、市内外を対象に公平公正に実施している。 新規採用者(一般事務)の初年度10月評価が本市職員としてほぼ必要な水準に達した。	効率性については、民間で対応可能な業務(筆記試験等)はすでに委託している。 オンライン面接を導入し、面接官、受験生の労力を大幅に削減した。 本市が求める人材を責任を持って採用するという観点から、他の業務(面接等)においては、委託での効果は期待できない。	試験官の負担や試験実施に係るコスト等を鑑み、オンライン等の活用をはかりながら、試験内容の見直しを図っていく。 定年延長の導入に伴う退職者の減と新規採用のバランスを考慮しながら、採用者数や制度のあり方を検討する。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的 事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
					指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
21	職員課	職員研修事業	職員研修:職員の育成を通じて、市民の最良のパートナーとなる組織をつくりあげる ○意識改革、組織風土の改善 ・チームSWITCHの取組、人材マネジメント部会、異業種交流研修 ○集合研修 ・階層別研修、実務研修、課題研修、広域研修ほか ○職場研修 ・OJT、新採用職員職場研修、職場研修支援ほか ○派遣研修 ・自治大専校、市町村アカデミー、市町村研修センター、視察研修ほか ○自己啓発 ・外部研修受講支援、自主研究グループ活動支援ほか	2,928	職員研修参加者アンケート結果(最大5ポイント)	4	4	100.2%	妥当性については、職員研修のため該当しない。 有効性については、研修等への参加により一定のスキルアップが図れている。 また、研修を通じてコミュニケーションが図れている。	全職員向けの意識啓発型研修や法律の研修については、研修動画を作成し、職員が空き時間やテレワークを活用して効率的に研修を受けられるよう工夫した。 また、専門性・最新の知識や情報を得ることが必要な研修は外部講師、その他の研修は内製化を検討するなど、メリハリのある研修カリキュラムにすることで、経費削減に努めている。	参加者アンケートなどをもとに分析を行い、次回の研修参加に向け改善を図るなど、PDCAサイクルの実行へつなげていく。	① 継続実施
22	職員課	福利厚生事業	【健康管理事業】 (1)身体的管理 ・定期健康診断又は人間ドックの受診(特定保健指導該当者128人) ・保健指導の実施(令和元年度実施者数:139人) (2)精神的管理 ・メンタルヘルスチェックの実施 ・「心の相談室」の開設(令和元年度相談件数:26件) ・カウンセリング実施(令和元年度精神科医実績:延106件、臨床心理士実績延33件) 【リフレッシュ事業】 (1)各部対抗球技大会の実施(ソフトテニス実施、バレーボール台風のため中止) (2)湘南六市役所体育大会及び囲碁・将棋大会へ参加 (3)ウォーク大会事業の実施(参加者数:職員:168人、家族:298人)	3,397	【健康管理事業】 年度末の精神的疾患求職者(人)	5	11	45.5%	妥当性については、職員の健康管理は、労働安全衛生法で定められており、当然市が実施していくべき事業である。 有効性については、休職者及び育児休業者以外は、ほぼ全員が健康診断を受診しており、おおむね成果が得られている。	新型コロナウイルス感染予防のため、従来面談で行っていた保健指導やカウンセリングを、できる限りオンラインや電話による面談に切り替えて実施した。	【健康管理事業】 目標を達成するためには、問題を抱えている職員の早期発見と早期対応が求められる。 【リフレッシュ事業】 コロナ禍における新たな事業展開の検討を行い、職員の親睦や健康管理に資することができる事業は継続して実施し、職員の満足度を向上させるような取組をしていくことが効果的である。	① 継続実施
23	未来創造・若者課(企画政策課)	箱根ジオパーク構想連携推進事業	本市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町及び民間事業者等で構成される「箱根ジオパーク推進協議会」として、本市及び周辺地域の地質学的環境資源(歴史・文化・生態学的環境資源を含む。)を維持保全し、その価値を高めるため、ツアーや企画展といったイベント開催などを通じて、教育、観光や地域振興に活かしていくことで、地域住民の地域への愛着や自然保護、安全に暮らすことのできる環境への関心を高めるよう努めた。 また、何度訪れても発見のある観光地を目指し、令和2年度はジオパークの視点で地域を巡るジオツアーを1回開催し、参加者32人に対し深みと奥行きのある新しい観光スタイルを提供した。 なお、市から協議会に負担金を支出している。	660	ジオツアー参加者数	30	32	106.7%	本事業は、地質等の地学を題材とした新たな切り口で、広域的に地域振興を図っていくものである。また、観光・教育・防災など幅広い分野に関連性があり、地域活性化の大きな可能性を秘めているため、行政が取り組むべき事業である。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインツアーを開催した。これにより来訪しなくても参加できるようになり、多くの人の参加につながった。	既存の事業を引き続き充実させていく。	① 継続実施
24	未来創造・若者課(企画政策課)	SDGs普及啓発事業	民主体の「おだわらSDGs実行委員会」を中心に、SDGsの普及啓発活動を展開する。令和2年度は「一歩踏み出す」をテーマにフォーラムの開催、ブック、ガイドブックの作成、地域メディア連携等を展開した。 また、神奈川県「つながりポイント事業」と連携した、スマートフォンのアプリケーションにより、SDGsを体感してもらう「小田原市SDGs体感事業」を実施した。具体的には、アプリの利用者が、「スポット」と呼ばれる店舗などが発行する、SDGsに関連したサービスやイベントに協力し、「おだちゃん(小田原のポイント単位)をもらうことで、自分の活動がSDGsにつながっているということを感じてもらい、もらった「おだちゃん」を、その地域ならではの特別な体験等につかってもらうことで、「人と人」、「地域と人」、「地域を良くしたい想い」といった、つながりの見える化を図った。	10,000	SDGs体感事業利用者数(アプリダウンロード者数)	2,200	2,337	106.2%	本市が目指す持続可能な地域社会の実現や、令和元年度に国から「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に選定されたことから、取組を推進していく必要がある。	公民連携による普及啓発活動及び情報発信を行った。中学校の総合学習で本市の取り組みをPRを行った。	引き続きSDGsの普及啓発については、地域メディア等と連携していくとともに、実行委員会内に新たな組織として「プランディング」、「コラボレーション」、「ネクストジェネレーションZ」という部会を設け、各テーマに沿った取組を進めていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
25	未来創造・若者課(企画政策課)	プロダクティブ・エイジング推進事業		シニア世代になっても元気に活動を続け、地域の元気・活力につながる生き方をさせていただくために、シニアの活躍の場や領域を拡大する取組を推進。シニアと多様な活動をつなぐプラットフォームとなる、シニアバンクを運営するとともに、地域の関係団体と「小田原市生涯現役推進協議会」を設立し、国が推進する「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、高齢者(55歳以上)の雇用・就業機会の確保に資する各種支援メニューを実施した。なお、協議会は国からの委託費を原資に事業を実施しているが、年度中の運転資金として市から無利子貸付金を支出している。 ①シニアバンク登録件数:ヒト(シニア)474件、コト(活動)124件 ②生涯現役普及啓発セミナー:2回開催、137人参加 ③事業所訪問:378社(うち雇用の開拓件数49社) ④事業主啓発セミナー:1回開催、11人参加 ⑤セカンドライフ応援セミナー:3回開催、90人参加 ⑥セカンドライフ応援窓口:相談者503人	16,389	就業・雇用・活動につなげた件数	60	63	105.0%	シニアバンクの運営やセカンドライフ応援セミナー等による、シニアと多様な活動とのマッチングは、高齢者の生きがいづくりにや社会参加に直結するものであり、公共性が高い。	行政提案型協働事業として、シニアネットワークおだわら&あしがら(市民団体)との協働により、事業の企画や周知にシニアの視点やネットワークを活用。平成30年7月からは国の「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、地域の関係団体と連携し、各団体のノウハウ等を活用しながら高齢者の多様な就業機会の確保に向けた取組を推進した。	平成30年から国から委託を受け実施している「生涯現役促進地域連携事業」を、令和3年度から3か年わたり引き続き受託し、高齢者(55歳以上)の雇用・就業機会の確保に資する各種支援メニューを実施していく。	②見直し・改善
26	未来創造・若者課(企画政策課)	早川駅周辺整備事業		・神奈川県西部漁港事務所やJR、市など関係者で構成する小田原漁港(早川駅周辺地域)活性化検討会議を設置して、早川駅周辺の活性化に向けた検討を平成30年3月から進め、平成31年3月に一定の取りまとめをした。 ・その中で、方向性としては、「早川駅・本港・西側エリアの3つの拠点の魅力と個性を高め、回遊を促すことで、小田原漁港を総体としてアピールし、地域全体の活性化につなげていく。」とし、「早川駅周辺のあり方」や「早川駅周辺地域における回遊性の創出」、「西側エリアの位置付け」などについて整理した。 ・令和元年度以降は、JR・県・市の3者で早川駅・周辺整備検討会議を設置して、これまでの検討をベースに、今後の具体的な取り組みに向けて、検討を進めた。	0	検討会議の開催数	1	1	100.0%	早川エリアの市民や来訪者の生活の拠点・活動の拠点となっている早川駅・周辺の活性化に向けて、取り組んでいる。	-	具体的な事業内容やスケジュール等について検討を進める。	①継続実施
27	未来創造・若者課(企画政策課)	市民会館跡地活用事業		・平成29年度は、関係各課で構成する三の丸地区構想策定検討会議を開催(7回)し、アドバイザーの助言を得ながら検討を進め、検討結果に基づき、三の丸地区構想策定支援業務によりイメージパースを作成し、構想に付け加えた。 ・平成30年度は、6月の総務常任委員会での報告後、商工会議所が立ち上げた「平成の城下町・宿場町構想」研究会・分科会での意見交換や住民等関係者への説明を経て、9月に「三の丸地区の整備構想」を完成させた。 ・令和元年度は、構想の短期計画に位置付けた市民会館用地を中心とした区域の整備に向けて、関係各課を集めた「三の丸地区の整備構想に基づく検討会議」を開催した。	0	検討会議の開催数	1	0	0.0%	小田原城に隣接した好立地を生かし、市民の憩いの場、観光交流の場、賑わい創出の場となるよう、三の丸地区の整備構想の実現に向けて取り組んでいる。	-	市民会館の解体と、その跡地を中心とした整備を段階的に進める。	②見直し・改善
28	デジタルイノベーション課	基幹業務システム管理運用事業		基幹業務システムは、小田原市民の住民基本台帳、市税、及び国民健康保険に関する情報を管理するもので、当該事業は、住民への証明発行や税額、資格書類、料金等の通知を職員が滞滞無く適切に行うことが出来る環境の整備を行うものである。 そのために、基幹業務システムを常に正常に稼働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。 平成30年度からプロポーザルによる業者選定、仕様の検討を行い、令和2年度にシステムの更新を行った。	248,853	システム稼働率	100	99	99.7%	法令で行う行政事務を支援するものであり、市民の個人情報管理業務である。基幹業務システムを安定的に稼働させることにより、窓口業務等を滞滞せず接客等の支援がなされている。	令和2年度にシステムの更新を行い、外部データセンターを活用することにより、従来よりも低コストで、保守体制や物理的なセキュリティ等を向上させることができた。 また、事業者及び所管課と調整しながら、各種業務のやり方について見直しを行った。	引き続き、住民サービスに支障が出ることがないように安定稼働させるとともに、各種業務のやり方について見直しを図っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
29	デジタルイノベーション課 (情報システム課)	庁内ネットワークシステム管理運用事業		職員が庁内ネットワークシステムを構成するパソコン及び、グループウェアやファイルサーバ等の各サブシステムを効率的に使用できるように管理運用を行うために実施する事業である。 事務処理が適切に行えるように、庁内ネットワークシステムを正常に稼働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。 令和2年度は、274台のパソコンを更新した。	202,658	更新パソコン数	236	274	116.1%	市の職員に対して庁内ネットワークシステムを提供する事業である。庁内ネットワークシステムを安定的に提供することで、市の職員が行政事務を行うことを支援している。	庁内ネットワークシステムの管理・運用に際して、適切に民間事業者へ業務を委託することにより、業務効率の向上を行っている。	引き続き、セキュリティの向上については、県及び市内市町村と連携して、対策強化を図っていく。 また、令和4年度に庁内のネットワークの機器更新を控えているため、広く事業者から情報を集め、検討していく。	②見直し・改善
30	デジタルイノベーション課 (情報システム課)	電子申請システム運用事業		神奈川県及び神奈川県内の市町村等が、情報システム等の整備及び運営を共同で行うことにより、市民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために実施する事業である。 電子申請のシステム(情報システム課所管)及び電子入札システム(契約検査課所管)を共同で運営している。 令和2年度のシステム利用件数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、補助金等の申請に用いたため急増し、7,451件であった。	1,028	システム利用件数	3,000	7,451	248.4%	インターネット環境上で、市が実施する事業の申請等を受付管理するシステムである。 パソコンやスマートフォンからも申請ができるため、市民の利便性が向上している。	神奈川県及び神奈川県内の市町村等が、電子申請システムの整備及び運営を共同で行っている。	電子申請システムの受付申請項目数を増やして、システム利用件数を増加させる。	①継続実施
31	デジタルイノベーション課 (情報システム課)	公共施設予約システム管理運用事業		公共施設予約システムは、本市の公共施設の会議室やスポーツ施設などの予約・照会を、パソコンやスマートフォン・携帯電話から行うことが出来るシステムであり、このシステムを安定的に管理運用するために実施する事業である。 公共施設予約システムを正常に稼働させるとともに、必要に応じて機器の更新を行う。 令和2年度のインターネット予約件数は、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間の影響を受けて減少し、29,439件であった。	5,795	インターネット予約件数	45,000	29,439	65.4%	インターネット環境上で、市が所有する対象施設の予約、管理を行うためのシステムである。 パソコンや携帯電話からも予約ができるため、市民の利便性が向上している。また、予約受付等の事務が簡略化され事務の効率化につながっている。	公共施設予約システムの運用に際して、適切に民間事業者へ業務を委託することにより、業務効率の向上を行っている。	システムにより予約可能な施設を増やし、更なる住民サービスの向上を図っていく。	①継続実施
32	デジタルイノベーション課 (情報システム課)	統合型地理情報システム管理運用事業		全庁的に利用可能な統合型地理情報システムを運用し、各種地図データを整備・拡充するために実施する事業である。 紙で管理していた情報の電子地図データ化を進めるとともに、システムの安定的な運用を図る。また、随時新規マップの公開をする。 令和2年度の掲載地図数は19件であった。	3,948	掲載地図数	21	19	90.5%	地図情報は市が保有する財産であり、市が実施する業務として妥当である。 紙で管理していた情報を地図情報として掲載することにより、全庁で情報共有ができるようになった。また基礎となる地図データも随時更新し、常に最新の状態で確認できるようになった。	運用に際して、適切に専門性のある民間事業者へ業務を委託することにより、業務効率の向上が図られている。	システムにより公開する地図情報について、より多くの情報を提供し、利用者のニーズに応えられるようにする。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
33	総務課	平和施策推進事業		小田原市平和都市宣言の趣旨に基づき、平和を次の世代に引き継いでいくために、児童・生徒をはじめ、広く市民に対し、平和施策を実施する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業を中止した。	60	平和事業への参加人数(学校訪問講話会、ワールドキャンプ、市内戦争遺跡巡り等)	600	0	0.0%	本市は、平成5年に制定した「小田原市平和都市宣言」において、戦争の惨禍を繰り返すことのないよう平和を守り次世代に引き継いでいく責務があることを宣言している。 したがって、平和への意識を高めるための事業は、継続的に実施していく必要がある。	体験者の高齢化が課題となっており、令和元年度は、平成30年度に引き続き、次代を担う若者への平和継承として、長崎で平和活動を行っている若者を講師として招き、中学生を対象に宿泊学習を実施した。さらに、自ら平和を創る意識を育てるため、仲間づくりのメニューを充実させた。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業を中止した。	体験者が高齢化するなか、若い世代に平和について考えるきっかけとしてもらうための新たな手法を取り入れる。 また、新型コロナウイルス感染症に対応した事業展開(オンラインによる講義等)を図る。	②見直し・改善
34	管財課	庁舎等維持管理事業		市庁舎設備機能の維持のため、老朽化した設備等の改修を実施する。 市庁舎は竣工から40年以上が経過し、耐用年数を大幅に経過している設備も多いため、緊急度の高いものから改修を実施していく。	21,600	施設・設備等の改修等工事数	10	17	170.0%	市が所有・管理する施設であるため、改修は市が行うものである。 市庁舎は竣工から40年以上が経過しているが、平成27年度に耐震改修工事が完成したことに伴い、老朽化した設備を順次改修することにより、今後20～30年は現在の庁舎を使用することになっている。	老朽化した熱源設備を更新し、効率的かつ最適稼働を長期間維持できるようにした。 また、配管設備や躯体の一部修繕等を行い、施設を安定して使用できるようにした。	市有建築物維持修繕計画に基づき、効率的に施設・設備等の改修を行っていく。	①継続実施
35	管財課	土地開発公社用地再取得事業	○	土地開発公社の保有土地すべての用地購入費については、令和20年度までの債務負担が設定されている。 土地開発公社用地の再取得を行い、公社保有土地を減少させることは重要な課題であることから、従前の経営健全化計画が終了した平成30年度以降は、総合計画の実施計画に公社用地の再取得を位置づけ、土地開発公社保有土地の簿価残高を減少させる。	各課で予算措置	-	-	-	-	令和2年度は総合計画の実施計画に位置付けた、公社用地の再取得が実施され、簿価残高が減少した。	公社保有土地を縮減し経営健全化を推進するために、総合計画の実施計画に公社用地の再取得を位置づけ、再取得を継続していく。	②見直し・改善	
36	管財課	土地開発公社経営健全化支援事業		平成30年度以降も引き続き事業用地に相当する支払利息等について、利子等補給金を交付し、公社保有土地の簿価の増加を抑制するとともに、運営費貸付金として3億円の無利子貸し付けを実施し、土地開発公社の資金運営を容易にする。	301,448	利子等補給金、無利子貸付の実施額(千円)※利子等補給金の交付すべき額を加算	310,000	301,448	102.8%	土地開発公社保有土地すべての用地購入費について、市の債務負担が設定されている。平成21年度までは、公社借入金利子等は公社保有土地の簿価に算入されていたため、小田原市の将来負担額が不明確であった。利子等補給金の交付により、公社の利子負担を軽減するとともに、保有土地の簿価が固定されているため、市の将来負担額が明確化されている。また、無利子貸付の実施は、公社の資金運営を容易にするとともに、金利負担の軽減など公社の健全経営の一助となっている。	土地開発公社の資金借入に際しては、入札を実施し、金利負担の軽減に努めている。 この結果、市が公社に交付する利子等補給金も軽減されている。	今後も無利子貸し付けを実施し公社の資金運営を容易にするとともに、事業用地に相当する支払利息額等に対し利子等補給金を交付し、簿価の増加を抑制していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
37		契約検査課 かながわ電子入札システム運用事業		かながわ電子入札システムは、入札に関する手続をLGWAN回線を通じて行うシステムである。神奈川県及び県内市町村と共同で運営している。	13,115	電子入札による執行件数(工事)	200	224	112.0%	契約検査課が執行する入札のほぼすべての案件を電子入札で行うことにより、事務が簡素化され契約検査課及び事業者の負担が軽減されるとともに、入札・契約の透明性・公平性が図られている。	県と県内市町村で連携している事業であり、法律の改正やインターネットのセキュリティ対策など適切に対応できている。	事業者に定着したシステムであり、今後も適切に運用していく。	① 継続実施
38		市税総務課 市税収納率向上事業		厳正な市税徴収の執行により、税負担の公平性や市税収入を安定的に確保することを目的に、市税滞納者の実態と滞納原因を把握し、地方税法その他の関係法令に基づき、滞納者の実情に応じて滞納整理を行う事業。 令和2年度も前年度に引き続き、市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨を行うとともに、市税を自主納付しない滞納者には預金等の差押による滞納処分の厳正な執行を行った。また、滞納整理に関する専門的知識を有する元国税局職員2名を徴収指導員として任用し、徴収吏員の滞納整理に関する技術力の向上を図った。	17,879	-	-	-	-	不動産の差押えを強化するとともに、公売にも重点的に取り組んだ。 令和2年度は延べ14件の公売を実施、うち5件が落札となり、約960万円を市税等に充当した。 公売事務を進める中、公売対象となっていた案件について、自主納付(約3,640万円)を促すことができた。 滞納者が死亡し、相続人が不存在である案件に対し、裁判所に相続財産管理人選任の申立てを行ったことにより、公売実施が可能となった。	市税の滞納整理に必要な専門知識の習得や技術力の向上を図りながら、引き続き、厳正な市税徴収の執行に取り組む。	① 継続実施	
39		市税総務課 市税収納管理事業		納付された市税の情報を適正に管理し、過誤納金が生じた場合は、地方税法に基づき、遅滞なく還付又は未納の市税への充当を行うほか、市税の口座振替による納付の促進、新たな納税環境の検討・整備を行う事業。 令和2年度は、前年度に引き続き、納付された市税の収納消込み(各税目の課税データと納付済データの突合)を行い、過誤納金が生じた場合には、還付又は未納の市税への充当を行った。 また、市税のコンビニエンスストア収納や口座振替の利用促進を継続して実施したほか、平成30年度からは、口座振替による納付において、連続して振替ができなかった市税の振替を停止し、納付書による納付へ切り替える対策や、納税通知書の封筒に市ホームページのQRコードを印刷することにより、市税のページに誘導し、納付に関する情報を得られるようにするなど、納期内納付の促進を図った。 また、スマートフォン決済アプリを利用した市税の納付を令和3年度から開始する準備をした。	13,354	-	-	-	-	市税のコンビニエンスストア収納、郵送専用口座振替申込書(はがき版)の市県民税及び固定資産税・都市計画税の納税通知書への同封、連続して口座振替不能となった市税の納付書による納付への切り替えなどを継続して実施した。 小田原市ホームページの税金のページを随時見直す等、納税者の利便性向上を図った。	令和3年5月から、スマートフォン決済アプリによる収納を開始。 その他のICT(情報通信技術)の進展による新たな納付方法などの導入については、市のデジタル化推進本部会議と調整しながら、検討していく。	② 見直し・改善	
40		市民税課 地方税課税事務電子化事業		地方税共同機構が運営するeLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・申請・納税などの手続をインターネットを利用して電子的に行うシステム)を活用した電子化を推進することにより、個人住民税における納税者の利便性の向上と課税事務の効率化を図った。 「個人市民税公的年金特別徴収機能」「国税連携機能」「給与支払報告書電子化機能」「法人市民税及び固定資産税償却資産申告電子化の機能」「地方税共通納税」を利用し、電子化を推進している。 なお、令和2年度は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例」、「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の特例」の申告にも利用された。	12,385	-	-	-	-	電子申告の活用を推進することにより、課税事務の効率化・正確化を図った。	継続して実施していくとともに、制度のPRを行い電子申告の利用率向上を図る。 国の制度設計や地方税共同機構の改修スケジュールに合わせて電子化を進めていく。	② 見直し・改善	

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
41	資産税課	土地・家屋 評価事業	○	固定資産税・都市計画税を課税するに当たって、土地鑑定評価(時点修正)、航空写真、路線価算定業務委託によって算定された路線価などの各種データを活用し、課税客体である土地・家屋を正確に把握し、土地評価支援システム及び家屋評価システムを用いて適正な固定資産評価を行う。	28,561	-	-	-	-	土地評価支援システム及び家屋評価システムの活用により課税客体である固定資産の状況把握や適正な評価額の算出を行った。土地評価に係る業務委託で、令和3年度課税に向けた路線価の時点修正及び令和3年度評価替えに向けた路線価算定、公開用路線価図作成等を行った。家屋評価では、評価替えに向け家屋評価システムを有効活用することにより、新たな評価基準に対応した評価を、適切かつ円滑に実施した。	土地評価では、令和4年度課税に向けた路線価の時点修正及び令和6年度評価替えに向けた路線価算定業務を行う。家屋評価では、令和4年度の家屋評価システムの更新に伴い、評価方法に関する新機能の導入を検討する。また、航空写真を活用した家屋の異動判読(新築・増築・減失)による的確な課税客体の把握の研究についても、引き続き行う。	① 継続実施	
42	事業課	競輪場施設整備・改修事業		小田原競輪場での競輪開催の円滑な実施及び施設の延命化のため、小田原競輪場内の建物・競走路等について、経年劣化に応じた適切な整備・改修を行う。特に、走路クラックの補修は競技に関わる大事な施工だが、工法や規模等を都度検討し、適切な維持修繕を行い、開催運営ができた。	8,689	本市営競輪車券売上(千円)	11,400,000	12,809,886	112.4%	自転車競技法の規定により、都道府県と国が指定する市町村以外は実施できないものである。施設の老朽化が進行しており、選手や来場者が安全かつ快適に過ごせるようにするための整備・改修は不可欠である。	来場者数の減少傾向も考慮し、場外開催時には投票所を閉鎖する等で施設運用のコンパクト化を図った。	開催状況等を踏まえ、施設の部分的な閉鎖等を継続し検討しつつ、修繕等により既存施設を有効活用し、より効果的な施設の維持管理及び事業実施を図っていく。	② 見直し・改善
43	事業課	投票業務整備事業		車券発売方法の合理化・省力化により、収益の確保を図るため、競輪場における車券の発売・払い戻し業務について、現行の機器を最大限に利用しつつ、投票所有人窓口を閉鎖すること等で経費を抑えながら開催運営に努めた。	8,631	窓口従業員1人当たり本場売上額(1日平均・円)	655	159	24.3%	競輪の投票には時間制限があり、円滑な客対応が求められるため、機械の導入を含めた投票業務の整備が必要である。	既存の機械の有効利用等により費用の縮減を図った。なお、指標の実績は、目標に対し大幅に低下しているが、コロナ禍による無観客開催等の影響によるものである。	従業員の雇用と包括委託のバランスをとりながら、円滑な窓口業務の実現を目指す。	② 見直し・改善
44	地域政策課	市民功労者等表彰事業		「小田原市褒賞基金に関する条例」に基づき、本市に関する学術・文化、教育・福祉等において功績があった個人・団体、また小田原の名を高めた個人・団体を褒賞する。市民に受賞者の功績を周知するとともに、文化・福祉等の活動を行っている個人・団体の目標や励みとなり、さらに活動を発展させることを目的としている。令和2年度は、3個人1団体を褒賞した。	506	褒賞件数(件)	6	4	66.7%	市民等からの寄附による褒賞基金をもとに、さまざまな分野の功労者を市が褒賞することで、市民の目標や励みとなり、また、活動の発展にも繋がっている。	平成29年度から、一般財源ではなく、褒賞基金を取り崩して事業を実施することとした。また、受賞決定後の受賞者との連絡は、これまで推薦課を通じて行っていたが、推薦課からの内定連絡後は地域政策課から直接連絡をとり、推薦課には必要に応じて情報提供を行うようにした。これにより、推薦課の事務の軽減や受賞者との細かな調整が可能となった。	市の発展に貢献いただいた個人や団体を広い分野で吸い上げ、基金の目的に沿った褒賞を継続して行う。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	事務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
45	地域政策課	おだわら地域力市民力表彰事業		地域別計画に定めた内容の実現に向けて、地区自治会連合会ごとに、自主的・積極的に地域に貢献している人(団体)を「おだわら地域力市民力表彰」として表彰する。その活動を広く紹介することにより、一人でも多くの人々が自分の住む地域の発展に貢献したいと思う心を育むことを目的としている。令和2年度は、10地区から推薦のあった6個人4団体を表彰した。	72	受賞者数(件)	26	10	38.5%	市が受賞者を紹介し、周知することで地域活動の活性化に資する。	表彰式は、地域活動団体が多く集まる「地域活動シンポジウム」(主催:小田原市地域活動推進協議会・小田原市自治会総連合)の中でっており、効果的な運営形態となっている。	地域コミュニティ組織(まちづくり委員会等)から推薦者に関する情報提供を受けるとともに、受賞者について当該組織への周知を強化する。	① 継続実施
46	地域政策課	地域コミュニティ推進事業		社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、各地区において地域の方で、個性豊かで安心して生活できる地域社会が醸成できることを目的とする。地域が主体となり、各種地域活動に取り組めるよう地域コミュニティ組織の運営に対する事務的、人的、経済的支援を行っている。さらに、地域内の様々な活動間の連携を進めるとともに、地域活動の担い手の確保や地域の課題を解決していく仕組みを構築できるよう、庁内連携を図りながら各地域の実情に応じ、組織の円滑な運営を支援する。令和2年度は、コロナ禍により例年と比べ各地域コミュニティ組織の活動は縮小したが、感染防止対策を講じながら活動を実施している地区の事例を他地区に展開するなどの支援を実施した。また、地域事務局を新たに上府中地区に設置した。担い手育成については講座を実施し、受講者からは講座で学んだことを地域で実践したいという感想があり、今後の活動の一助となった。担い手発掘の講座については緊急事態宣言の発出に伴い中止した。	5,110	分科会数(分科会) ※単独型・プロジェクト型は1と数える。	85	90	105.9%	地域コミュニティ組織が地域の課題を地域の方で解決するための組織づくりや多様化する地域課題に向き合うために、地域の共助と行政の支援が必要である。	分科会数が90分科会となったが、新型コロナウイルス感染症の影響から活動を行えない地域があった。しかしながら、地域別計画に掲げる課題解決に向け、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動は取り組まれている。また、円滑な組織運営に向けて、会議資料の作成や会議運営、連絡調整等を行う地域事務局を新たに1地区設置した。	地域の負担軽減、担い手発掘・育成の支援、地域事務局の継続的支援及び設置に係る検討を進める。また、コロナ禍により、地域活動が停滞しないよう支援を行う。	① 継続実施
47	地域政策課	地域活動拠点等整備事業		酒匂市民集会所施設は、老朽化が著しいが地域住民とゆかりが深く、地域コミュニティ等の活動の場として利用されている。そこで、民間活力の活用を含めた検討により効果的な財産活用を図り、財政負担を軽減できるような集会所施設の機能維持を行う。令和2年度は、事業用定期借地権設定契約に向け、7月に相互の了承事項を確認することを目的とした「酒匂市民集会所施設用地活用事業基本協定書」を締結し、9月には定期借地権設定契約に向けた合意事項を確認する「事業用定期借地権設定契約に関する覚書」及び、事業者が実施する工事の基本的な事項を確認する「事業計画協議書」を締結した。11月末には用地内の市民集会所施設等を解体し、用地の造成等を開始した。各地区における既存の公共施設の機能廃止や老朽化等の状況を勘案し、千代小学校、豊川小学校、酒匂小学校及び曾我小学校の空き教室等を地域活動の場として利用できるよう機械警備及び空調機等を整備し、8月には小田原市立小学校における地域活動の場の利用に関する要綱を定めた。	22,039	土地利用契約数(件)※R3 貸付開始	0	0	-	老朽化が著しい公共施設について、必要な機能維持を条件とした土地利用方法等を検討する必要がある。	酒匂市民集会所施設用地の活用については、定期借地権による民間活力の活用によって集会所施設機能を維持し、財政的負担の軽減を図るとしていたが、酒匂・小八幡地区自治会連合会から公民館を建設する計画を提示されているため、用地の一部を貸し付けることとした。地域活動の場の整備については、公共施設の新設ではなく、既に活用されている公共施設、学校及び民間施設等を視野に入れ、整備・調整を行っている。	活用事業者による用地の整備終了後、事業用定期借地権設定による賃貸借契約を締結する。また、酒匂・小八幡地区自治会連合会による公民館建設に際し、必要な支援を行っている。地域活動の場の整備に関して、老朽化が進む公共施設を利用している地域や公共施設がない地域を優先的に整備していく。	① 継続実施
48	地域政策課	市民集会所施設維持管理事業		地域住民等の活動の場を確保するため、地域の自治会連合会に貸与している市民集会所施設の維持管理事業である。なお、施設を安全に使用できる間の活用が前提である。令和2年度の利用者数は10,287人となっている。利用者数は減少したが、新型コロナウイルスによる約4か月の休館や自主的な利用抑制が影響したもので、地域活動の場の確保という目的については達成している。	3,933	利用者数	20,000	10,287	51.4%	地域活動、団体活動の場の確保及び使用可能な間の市の保有施設としての維持管理は必要である。	管理を地域に委ねることで効率性が図れている。	平成30年度策定の公共施設再編計画に基づき、今後について検討する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
49	地域政策課	川東タウンセンター管理運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、川東タウンセンターマロニエの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和2年度の施設稼働率は約45%となったが、新型コロナウイルスによる約4か月の休館や自主的な利用抑制が影響したものであり、場の提供という目的は概ね達成している。	98,039	稼働率(%)	66.0	45.0	68.2%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	・民間委託により効率性を図っている。 ・ホール、和の創作室、ふれあい広場の予約を施設予約システムで可能にしたことにより、利用者の利便性の向上を図った。 ・コロナ禍においても、安心して利用できるよう換気、消毒等に務めた。	公共施設としての役割(市民窓口、子育て支援、選挙、バリアフリー型避難場所等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	① 継続実施
50	地域政策課	城北タウンセンター管理運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、城北タウンセンターいずみの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和2年度の施設稼働率は約30%となったが、新型コロナウイルスによる約4か月の休館や自主的な利用抑制が影響したものであり、場の提供という目的は概ね達成している。	19,012	稼働率(%)	66.0	29.7	45.0%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	・民間委託化に向けた調整を行った。 ・新型コロナウイルス関連の休館情報等、館の利用についてホームページ等で適切な情報提供に務めた。 ・コロナ禍においても、安心して利用できるよう換気、消毒等に務めた。	公共施設としての役割(市民窓口、子育て支援、選挙、バリアフリー型避難場所等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	① 継続実施
51	地域政策課	橘タウンセンター管理運営事業		地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、橘タウンセンターこゆるぎの円滑かつ効率的な運営に努めている。 令和2年度の施設稼働率は約19%となったが、新型コロナウイルスによる約4か月の休館や自主的な利用抑制が影響したものであり、場の提供という目的は概ね達成している。	32,250	稼働率(%)	51.0	19.7	38.6%	市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	・民間委託により効率性を図っている。 ・新型コロナウイルス関連の休館情報等、館の利用についてホームページ等で適切な情報提供に務めた。 ・コロナ禍においても、安心して利用できるよう換気、消毒等に務めた。	公共施設としての役割(市民窓口、子育て支援、選挙等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	① 継続実施
52	地域政策課	自治会活動活性化事業		自治会総連合に対し、自治会の活性化につながる環境美化活動や総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場合への補助を行う。 地域活動の主体である自治会組織を支援することにより、活動の活性化と行政との協働によるまちづくりを進め、誰もが住みよいまちを築き上げることを目的としている。 令和2年度は、昨年度に引き続き、自治会総連合において、振り込め詐欺被害防止のための啓発ステッカーを作成し、自治会員に全戸配布したほか、平成31年3月から実施している「自治会カードおだわら」事業について継続して実施するとともに、令和3年度の事業更新に向けた準備を行った。 また、自治会総連合で新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための備品を購入し、安全な自治会活動に寄与した。	5,165	自治会加入世帯数(世帯)	63,000	60,755	96.4%	自治会組織は行政事業の一部を担うなど公共性が高く、活動を継続していくための補助事業を行う必要性は高い。	補助を行うことにより、各地区の環境美化活動や、総連合のさまざまな研修事業、情報発信活動等を充実させることができるとともに、自治会と行政との協働のまちづくりを実現できている。	引き続き、自治会活動の活性化に向け、自治会加入促進や研修の充実について、自治会総連合の活動を支援していく。 また、コロナ禍で活動が停滞しないよう、オンライン会議導入の支援等を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
53	地域 政策課	地区行政 事務委託 事業		行政文書の回覧・各戸配布、ポスター等の掲示、各種調査や委員等の推薦等について、多くの市民が加入する自治会に委託することで広く情報を伝達する。 令和2年度は、自治会に対し、120件の回覧配布等を依頼した。	23,695	回覧等依 頼件数 (件)	130	120	92.3%	市民に広く情報を伝達する手段としては、全戸へのポスティングなどが考えられるが、コスト面で難しく、多くの市民が加入している自治会に依頼することが最適と考えられる。	市民に広く情報を伝達する手段としては、全戸へのポスティングなどが考えられるが、コスト面で難しく、多くの市民が加入している自治会に依頼することが最適と考えられる。 ・配布物を極力A4版の規格に統一することで、配布の際の負担軽減を図っている。	さまざまな情報が広く行き渡るよう、継続して情報伝達を行っていく。	① 継続実施
54	地域 政策課	市民活動 推進事業		市民活動推進委員会が調査研究等を実施し、市民活動を支援する事業の構築や時代に合った制度改善を行うとともに、まごころカードの交付やボランティア活動補償制度の運用等により、市民活動の活性化につながる環境の整備を図る。 令和2年度は、市民活動推進委員会で「市民活動団体の力をまちづくりに生かす方策」についての調査研究等を行うとともに、まごころカードの交付等を実施した。	1,249	市内NPO 法人数(団 体)	87	85	97.7%	「市民が主役の小田原」を実現するには、市民活動の活性化は不可欠のものであり、市民活動の推進に向けた調査研究や各種施策の実施は市の重要な役割である。 市民活動の充実につながり、意図した目的が達成できている。	令和2年度から市民活動団体へのプロジェクターの無料貸出の窓口をUMECOに一本化した。	より効果的な市民活動推進ができるよう検討しながら継続していく。	① 継続実施
55	地域 政策課	市民活動 助成事業		市民活動の活性化を図り、市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを進めるため、市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、市民活動応援補助金を交付する。 令和2年度は、当初、13団体に1,980千円を交付したが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業中止・変更等により、5団体から351千円の返還となった(うち1団体は全額返還)。	1,629	補助金交 付額(千 円)	2,000	1,629	81.5%	市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを支援するため、行政が実施すべき事業である。市民活動の活性化につながり、意図した目的を達成できている。	市民の利便性向上及び申請促進のため、令和2年度交付事業から申請窓口や相談支援をUMECOに変更した。	より効果的な事業周知を検討しながら、継続する。	① 継続実施
56	地域 政策課	市民交流 センター管 理運営事 業		市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、おだわら市民交流センター(UMECO)を設置し、中間支援組織として市民活動の推進を図る。 会議室や市民活動に使えるスペース等の貸出しをはじめ、市民活動に役立つ研修会やワークショップのほか、情報紙やホームページ等による情報収集・提供を行い、市民や市民活動団体、企業など、様々な主体の交流・連携を創出する。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響による臨時休館や一部事業の中止があった。また、新たな試みとして、一部事業をオンラインで実施した。	71,172	市民交流セ ンター登録 団体数(団 体)	400	394	98.5%	市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、行政が実施すべき事業である。 多くの利用、交流があり、意図した目的を達成できている。	指定管理者制度を導入し、効果的な運営を行っている。	施設のさらなる有効活用を図るとともに、中間支援組織としてのさらなる充実を目指し、継続する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
57	地域政策課	提案型協働事業		市民活動団体の新しい発想や柔軟性、専門性等を十分に活かすとともに、協働による相乗効果を発揮し、より市民ニーズに合ったサービスの提供や、地域に生じる課題に柔軟に対応するための制度。 市民活動団体または行政(市)からの提案に基づき、市民活動団体と市が対等の立場で、適切な役割分担により、双方の責任において協働で事業を実施する。 令和2年度は市民提案型協働事業3件を実施した。	0	協働事業実施数(事業)	3	3	100.0%	市民活動団体と市の協働により効果をあげることをねらいとした、市が取り組むべき事業である。 平成23年度の開始以降、複数の協働事業が実施され、新たな課題解決につながっている。	市民活動団体との適切な役割分担に基づき実施している。	地域課題の解決と、より市民ニーズに合った公共サービスの提供のため、より効果的な協働促進のあり方を検討しながら、継続する。	②見直し・改善
58	地域安全課	地域防犯灯整備事業		防犯灯を整備し、まちの明るさを確保することにより、夜間における犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図ることを目的とした事業である。 平成26年度までは地域の自治会が防犯灯を設置・管理し、市は各自治会に対し整備費補助金を交付するなど支援してきたが、平成26年10月から「防犯灯ESCO事業」を導入したことにより、防犯灯のLED化を実施し、その後の維持管理も市が行っている。 令和2年度は、50灯の新設を行ったほか、防犯灯ポールの修繕や道路後退対応などに伴う移設等を計71か所を行った。	61,394	防犯灯新設数(灯)	34	50	147.1%	夜間の明るさが確保されたことから、犯罪の抑止、安全・安心なまちづくりの実現につながっている。 また、利益は広く市民に還元されている。	民間事業者と10年間の債務負担行為を設定し事業を推進しているため、毎年度の支出が平準化され、短期間でのLED化、市による一元管理ができています。	防犯灯ESCO事業については、令和6年度まで債務負担行為が継続するため、事業者と連携し、適正な維持管理を行う。 また、新設も含め、老朽化している防犯灯設備の安全性を確保できるように整備を進める。	①継続実施
59	地域安全課	地域防犯灯維持管理費補助事業		夜間における生活空間の明るさを確保することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図るための補助事業である。 従来自治会が設置・管理していた防犯灯を、平成26年度に防犯灯ESCO事業を実施し、市が管理することとしたが、諸事情により、一部維持管理を自治会が継続している箇所があり、その維持管理費の一部を市が助成するものである。 令和2年度は、LED灯67灯、蛍光灯115灯、水銀灯等33灯、合計215灯分の維持管理経費として、647,656円の補助金を交付した。	648	防犯灯維持管理費補助灯数(灯)	215	215	100.0%	夜間における明るさが確保され、安全・安心なまちづくりの実現につながっている。 また、補助事業については、利益は補助対象者だけでなく、広く市民に還元されている。	防犯灯を管理する自治会の費用負担を軽減し、防犯灯ESCO事業により市に移管した自治会との均衡を図ることができている。	防犯灯ESCO事業で対応できなかった防犯灯については、自治会の金銭的な負担を軽減するため、今後も補助を継続する。	①継続実施
60	地域安全課	地域防犯力強化事業		安全・安心なまちづくりを実現するためには、地域住民による防犯活動の推進が必要不可欠であることから、地域の防犯活動を支援し、更なる普及、充実を図ることを目的とした事業である。 小田原地方防犯協会(1市3町で構成)への負担金、防犯指導員協議会小田原支部会への補助金を交付することにより、各団体が防犯キャンペーンや防犯パトロール等の啓発活動を行うことに対し助成している。 また、平成29年度に地域防犯カメラ整備費補助金を創設し、防犯カメラの設置を希望する自治会に補助金を交付しており、令和2年度は、4自治会に対し、計900,000円を交付した。	1,440	小田原市内刑法犯認知件数(件) ※年単位	1,000	749	133.5%	地域住民の防犯意識の向上は、地域防犯力の強化につながり犯罪抑止の効果が大きいことから、地域や関連団体と連携した取組は意義があるものと考えられる。 指標の刑法犯認知件数については、令和2年は目標を大きく下回ることができた。	関連団体の活動を支援することにより、行政よりフレキシブルな防犯活動が期待できる。	今後も事業を継続する。 地域防犯カメラ整備費補助金については、県の補助金が令和4年度をもって終了する予定であることから、令和5年度以降の補助事業の在り方を検討する。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
61	地域安全課	交通安全運動推進事業		交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図ることを目的に、交通安全教育指導員による交通教室の開催、小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールの実施、交通安全功労者表彰等を行う。 また、交通安全に関する各関係機関や団体に対し補助金を交付することにより、各団体が行う交通安全に関する啓発事業を促進させる。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は、交通安全対策協議会で例年行っていた対面での交通安全キャンペーンを中止し、広報活動に力を入れた。 令和2年度は、交通安全教育指導員による交通教室を69回開催し、受講者は2,133人であった。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の教室を交通安全教育指導員が制作した映像を配布することで代替した。	11,579	交通教室受講人数(人)	3,000	2,133	71.1%	市民が安全に暮らすため、市の主導だけでなく、県や関連団体と連携して交通安全の普及啓発を行うことは、より多くの市民の意識の高揚に大きな効果がある。	令和2年度は、交通教室を幼稚園や保育所、小学校を対象に開催するだけでなく、市職員を対象とした教室開催も開催した。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の教室を交通安全教育指導員が制作した映像を配布することで代替した。	事業を継続するが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを考慮し、継続可能な事業展開を検討していく必要がある。	① 継続実施
62	地域安全課	自転車等放置対策事業		公道や公共施設に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて非常時における緊急活動の場を確保することを目的に、放置禁止区域(鴨宮駅、下曽我駅、小田原駅西口、小田原駅東口、足柄駅の周辺)を指定するとともに、自転車駐車場の維持管理、放置自転車等に対する警告札の取り付け、保管場所への移動、処分を行う。 令和2年度の市内の放置自転車等移動台数は、目標指数を大幅に下回った。小田原駅等の自転車駐車場の利用者が減少していることから、テレワーク等により、自宅勤務等が進み、放置自転車の台数も少なくなったと考えられる。	21,211	市内の放置自転車等移動台数(台)	1,300	887	146.6%	放置自転車対策は、法に基づいた事務事業であり、安全・安心な市民生活に直結しているため、市の関与は必須である。	業務の委託、指定管理者制度の導入など、民間と連携し最大限の効果を得ている。	今後も事業を継続する。	① 継続実施
63	地域安全課	消費生活相談事業		専門知識を有する消費生活相談員が、電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け付け、あっせんや適切な助言を行う。市町村による消費生活相談等の事務の実施については、消費者安全法第8条に明記されている。 消費生活相談は、次の5つの役割・機能を果たすために実施している。 ①消費者被害からの回復や問題解決に向けた助言といった消費者支援 ②行政処分等の行政監督制度の端緒となること ③地域住民の消費生活の実情や起こっている問題の把握等の消費者行政のためのセンサー機能 ④消費者庁による消費者事故等に関する情報の一元化のための機能 ⑤消費者保護や産業の健全化のための法律改正や制定等に関する分析・検討に寄与する機能 令和2年度の消費生活相談件数のうち、解決した件数、助言により消費者の自主的な交渉につなげた件数の割合(%)は89.2%であった。	6,848	消費生活相談件数のうち、解決した件数、助言により消費者の自主的な交渉につなげた件数の割合(%)	85	89	104.9%	市町村による消費生活相談等の事務の実施については、消費者安全法(第8条)に明記されているため、市の役割として取り組むべき事業である。	消費生活センターが関わることにより事案の解決、または消費者の自主的な交渉につなげる件数を増加させるため、WEB研修を活用し、消費生活相談員の知識・技術・資質向上に努めた。	現在の市直営の形態が望ましい。高齢化率や高齢者の独居率の上昇に加え、経済情勢の変化により、消費者問題は高度化・多様化し、消費契約トラブルは増加が予想されるため、消費生活相談員の研修機会を充実させ専門性を高めるほか、福祉部局や民生委員などの関係機関団体と連携して、見守り体制の構築を図っていく。	① 継続実施
64	地域安全課	消費生活啓発事業		消費者被害の未然防止及び消費者の知識向上を図り、自立した消費者を育成するため、「くらしの講座」・「消費生活出前講座」などの啓発事業を実施するほか、県等関係機関と連携しながら、消費者トラブルの注意喚起等、年齢層や事例に合わせて、市民へ適切な情報提供を行う。 さらに、民生委員や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、消費者被害の未然防止のための啓発活動を図る。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、啓発講座は1回のみ実施した。	5,555	啓発講座回数(回)	12	1	8.3%	消費者基本法(第4条)に地方公共団体の責務として、消費者の権利尊重、自立支援等の消費者政策を推進するものと明記されている。また、消費者教育の推進に関する法律(第5条)に地方公共団体の責務として、消費者教育の施策の実施等が規定されているため、市の役割として取り組むべき事業である。	啓発事業は、そのほとんどを県補助金を財源に実施している。また、啓発講座(消費生活出前講座)の講師には、消費者団体に協力を依頼し、経費削減を図っている。	高齢者を中心に消費契約トラブルなどの増加が予想されるため、消費生活相談員を中心に、消費者団体や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有し、消費者被害の未然防止のための啓発を図っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
65	地域安全課	市民相談事業		一般相談及び専門家による特別相談により、市民の諸問題の相談に応じ、トラブルの解決を支援している。そして、市民相談を通じて収集された諸問題を市政に反映させ、市民サービスと市民生活の向上を図る。 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中は、一般相談の対面相談や法律相談を除く特別相談を中止したため、令和2年度の一般相談の件数は1,230件、特別相談の件数は348件、計1,578件となっている。	8,845	相談件数 (件)	2,000	1,578	78.9%	無料で気軽に受けられる市民相談は、上位目的である「安心して暮らせるまち」のため、実現に市の役割として必要不可欠な事業であると考えられる。 現状の相談体制で、おおむね相談者の要望に対応できており、一定の成果は出ている。	令和2年度から会計年度任用職員制度に移行することに伴い、一般相談員を5人から3人に変更している。 緊急事態宣言の期間中は、対面による他の特別相談を休止するなか、法律相談については電話相談を実施した。	市民の安全・安心を確保するため、相談者にとって問題解決の第一歩となる市民相談窓口を継続することは、必要不可欠である。 また、複雑化・多様化する相談に対して、専門家による相談のほか、一般相談についても相談員の資質や専門性を確保し、対応していく。	① 継続実施
66	地域安全課	空家等対策事業		近年、人口減少や少子高齢化等の影響から、全国的に空家等問題が深刻化している状況にあり、平成27年5月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されたことから、平成28年7月に市空家等対策協議会を設置し、平成29年3月に市空家等対策計画を策定した。 令和2年度は、前年度から継続して、近隣の市民から情報提供のあった空家等に対し、現地確認、所有者調査を行い、改善の依頼文書を送付した。また、管理不全な空家等1件について空家等対策協議会に諮問し、「特定空家等に該当する」との答申を得たため、特定空家等と判定し、助言・指導を行った。 なお、令和2年度に新規で受け付けた相談・情報提供の件数は64件となっている。 さらに、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会と共催で空き家セミナー及び相談会を実施した。	304	空き家セミナー及び相談会開催回数	2	1	50.0%	法に基づき、協議会の設置や対策計画の策定などの空家等対策は、市が行うものとされている。	協議会委員は、学識経験者、弁護士、不動産関係者、建築関係者、自治会、福祉分野で構成しているため、特定空家等判断基準の作成に当たっては、各分野の専門的な意見を聴取し効率性を図った。	現在の空家等対策計画が令和4年度をもって終了することから、令和3年度に市内全域を対象とした空家等の実態調査を行う予定である。 この実態調査結果を踏まえ、令和4年度中に、次期空家等対策計画を策定する予定である。	① 継続実施
67	人権・男女共同参画課	人権施策推進事業		【目的】 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。 【内容】 ①小田原市人権施策推進委員会の開催 ②人権団体の人権啓発活動に対し、補助金を交付 ③職員に人権意識を身につけてもらうため、人権団体が主催する講演会・研修等に職員を派遣 令和2年度は、①について、事前に人権施策推進委員会の正副委員長との調整を十分に行い(計3回)、委員全員が集まる会議は3月に1回開催した。②は団体の活動状況に応じた補助金額とした。③は、中止・延期となる研修が多く、計4件の研修に延べ23人の職員を派遣した。	1,628	人権団体が主催する講演会・研修等の参加(人)	60	23	38.3%	第5次総合計画が目標とする共生社会の実現に向けて、誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりを基本理念とした「小田原市人権施策推進指針」を定め、人権にかかわるあらゆる施策を推進している。人権尊重は、市の施策の根幹であることから、市が実施すべき事業である。意識啓発事業は、切れ目なく継続実施することで徐々に成果を上げていくものなので、事業が意図する目的を達成できている。	講演会への職員派遣については、テーマに関する実務担当者を所管課から推薦してもらい派遣している。また、参加者には庁内研修の際に講師を務めてもらうなど、情報共有に努めている。	引き続き現行事業を充実させていく。	① 継続実施
68	人権・男女共同参画課	人権啓発事業		【目的】 小田原市人権施策推進指針の基本理念である、誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりの実現を目指して、啓発事業を実施する。 【内容】 ①人権メッセージパネル展開催②人権を考える講演会開催。 令和2年度は、①について、11月20日～27日まで、市民ロビーにて、スポーツ・文化・芸術等の各界で活躍している方々から寄せられた人権メッセージをパネル化して展示する「人権メッセージパネル展」を開催した。 ②は、動画配信により、12月4日～令和3年1月11日まで実施した。また、12月4日～10日の人権週間を広報・HPで周知した。	93	-	-	-	-	神奈川県の人権啓発活動地方委託事業を活用して実施しているため、事業コストが抑えられている。 人権を考える講演会の開催にあたっては、人権擁護委員会や更生保護女性会等、人権課題について活動している団体と連携し、円滑なイベント運営を図った。	引き続き現行事業を充実させていく。	① 継続実施	

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 内容	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
69	人権・男女共同参画課	人権擁護委員支援事業		<p>【目的】 小田原市人権擁護委員会の会員相互の研修及び職務遂行の促進を図り、もって人権擁護の目的達成に資するため、同委員会の職務遂行等の支援を行う。</p> <p>【内容】 ①人権擁護委員候補者の法務大臣への推薦 ②小田原市人権擁護委員会の事務局事務補助</p> <p>令和2年度は、①について任期満了となる委員が不在で事務手続きなし。②は、新型コロナウイルス感染症の影響で人権擁護委員の活動が制限されるなか、書面会議開催等の事務補助を行った。</p>	281	特設相談の実施(回)	15	1	6.7%	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、各市町村ごとに議会の意見を聴いて首長が推薦し、法務大臣によって委嘱されるもので、市域における円滑な活動を支援することは、基礎自治体の本旨に資するものである。小田原市人権擁護委員会は、地域住民の人権相談、幼稚園・保育園や小学校等での人権教室の開催、街頭啓発活動など、啓発と相談を実施、意図した目的を達成できている。	組織の自立化促進を図るため、人的支援を最小限にとどめている。	現行事業を継続し、人権擁護委員会組織の自立化を支援する。	①継続実施
70	人権・男女共同参画課	自立・更生保護活動支援事業		<p>【目的】 犯罪や非行に陥った人の更生保護活動を支援するとともに、地域社会における犯罪非行防止活動を推進し、もって明るく住み良い社会づくりの実現に期するため、各種事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①法務省が主導する全国的な運動である「社会を明るくする運動」の実施(広報活動、街頭宣伝、ミニ集会、中学生作文コンテスト) ②小田原地区保護司会、小田原市更生保護女性会、小田原地区BBS会の事務補助</p> <p>令和2年度は、①について、新型コロナウイルス感染症の影響のため啓発活動を縮小し、ミニ集会所を2回開催した。②は、書面会議開催等の事務補助を行った。</p>	836	ミニ集会参加(人)	1,600	175	10.9%	社会を明るくする運動は、法務省が提唱し、基礎自治体に協力を求めていることから、市が実施すべき事業である。また、保護司法には保護司及び保護司会に対する地方公共団体の協力が規定されていることから、市が保護司会に補助事務を行うことには妥当性がある。他の更生保護団体に関しても、保護司会と一体となって活動することで、より成果を上げるものなので、市の支援には有効性がある。	社会を明るくする運動の実施に関しては、地区保護司会や更生保護女性会、青少年団体等の地域団体に主体的に参加してもらったことで、草の根運動的な支援の輪を広げている。	現行事業を継続し、更生保護団体の自立化を支援する。	①継続実施
71	人権・男女共同参画課	男女共同参画推進事業		<p>【目的】 第2次おだわら男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて各種事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①小田原市男女共同参画推進協議会(庁内組織)による第2次おだわら男女共同参画プランの進捗管理と同推進協議会研究部会による男女共同参画に関する調査・研究②男女共同参画推進サポーター(登録団体・個人登録)の拡充③女性指導者等の研修派遣④啓発事業の実施⑤おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会の設置</p> <p>令和2年度は、①は、8月及び令和3年2月の2回書面会議で実施した。③は新型コロナウイルス感染症の影響のため実施できず。④は、委託で女性のエンパワーメント講座「リーダーに必要な発信力をつけるための初めの一步(オンライン連続講座)」を開催した。⑤は、次期おだわら男女共同参画プランの策定協議のため、10月、令和3年1月(オンライン)の2回開催した。</p>	381	審議会等における女性の参画率(%)	40	32	78.8%	本事業は、男女共同参画社会基本法に基づく取組を、市町村が総合的かつ計画的に実施する取組であり、市が実施すべき事業である。男女共同参画社会基本法第14条第4項に基づき定めた市町村基本計画に基づき体系的に目的を達成している。	啓発事業の実施にあたっては、課題ごとに体系化を図り、偏りがないよう配慮している。一部を男女共同参画推進サポーターとの協働事業や委託事業とすることで、実施団体のエンパワーメントを図った。	第2次おだわら男女共同参画プランが目標と定めた令和3年度末に向けて、着実な事業実施を図っていく。	①継続実施
72	人権・男女共同参画課	女性活躍推進事業		<p>【目的】 女性の職業生活における活躍の推進について、官民協働による支援施策を推進する。第2次おだわら男女共同参画プラン内に位置付けられている女性活躍推進事業と、おだわら女性活躍推進アクションプログラムに基づき事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①小田原市女性の活躍推進協議会の開催②小田原市女性活躍推進優良企業認定制度の創設と認定③女性活躍支援講座等開催④女性活躍推進員設置</p> <p>令和2年度は、①について8月11月の2回開催し、女性活躍優良企業認定制度の制度設計について検討・協議を行った。②は、令和3年1月に市内33社の企業等から認定申請を受け、女性活躍推進の取組内容に応じて3段階の認定を行った。(ゴールドステージ23社、シルバーステージ7社、ブロンズステージ3社の計33社)。③は、11月に企業向け女性の活躍推進セミナー(会場とオンライン併用)を開催した。参加者は会場13社16名、オンライン7社10名。</p>	6,096	女性活躍推進優良企業認定数(社)	20	33	165.0%	女性の活躍推進協議会は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第23条に基づく協議会として設置されるもので、市が実施することに妥当性がある。また、市内企業等を対象とした具体的策を検討するためには、官と民がそれぞれの立場で役割を果たすことが重要であり、官民のメンバーで構成する協議会により協議・検討することは有効である。	令和2年度は国の地域女性活躍推進交付金を活用することで、事業費の負担軽減を図った。	第2次おだわら男女共同参画プラン及びおだわら女性活躍アクションプログラムに基づき着実な事業実施を図っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
73	人権・男女共同参画課	女性相談事業		<p>【目的】 「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者に対する相談体制の充実を図ると共にDV被害者支援に係る啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 ①婦人相談員による女性相談の実施②DV被害者などの緊急一時保護の実施③DV防止に関する啓発 令和2年度は、①について相談件数延べ450件(実数272人)。②一時保護件数2件。③については、4月「AV出演強要・JKビジネス被害防止月間啓発展示」(UMECO)を実施、11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止啓発展示(UMECO)、啓発用パープルリボンを配布し(UMECO、タウンセンター3箇所、本庁舎、副課長級以上の職員計850個)、11月12日「パープルライトアップキャンペーン(内閣府)」に参加し小田原城天守閣のライトアップを実施した。</p>	4,347	女性相談の受付(人)	200	272	136.0%	<p>女性相談は、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、専門の相談員を配置して実施しており、行政が実施すべき事業である。 第2次おだわら男女共同参画プランは、第4章が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律における市町村基本計画を兼ねており、体系的な事業実施により、目的が達成できている。</p>	<p>毎年DV対応連絡会議(庁内)を開催し、支援体制に遺漏が生じないように庁内関係課との連携を図っている。 県都市婦人相談員業務研究会に参加し、県内各市の相談員が相互に連携協力を図る体制を整えている。 県西地域1市3町によるDV被害者支援と啓発に係る情報交換会を組織して、3町住民の支援について小田原市としての負担発生を抑制している。</p>	引き続き現行事業を充実させていく。	① 継続実施
74	人権・男女共同参画課	外国籍住民支援事業		<p>【目的】 外国籍住民について、言語によるハンディを軽減し、地域で安心して暮らせるように支援する。</p> <p>【内容】 ①「通訳・翻訳ボランティア」の運営及び派遣②他言語版生活情報誌等の発行、配布③「かながわ医療通訳派遣システム」への参加④通訳機の購入・各課貸出開始 令和2年度は、①④について、通訳実施件数は10件(うち4件は通訳機利用)②は、既存の情報誌の不足分を補充した(庁内印刷)。</p>	165	通訳実施件数(件)	10	10	100.0%	<p>第5次総合計画が目標とする共生社会の実現に向けて、地域に住む外国籍住民との相互理解を深めると共に暮らしやすい生活環境を作ることは、行政が実施すべき事業である。 医療通訳は順調に実績を伸ばしており、有効に機能している。</p>	<p>他言語版生活情報誌を作成する際に庁内印刷で対応するなど、経費節減を図っている。 医療通訳については、神奈川県医療通訳派遣システム推進自治体協議会に加盟することで、経費の節減を図っている。また、通訳機の導入により、通訳ボランティアと利用者の日程調整に要する時間と経費の節減が図れるようになっている。</p>	引き続き現行事業を充実させていく。	① 継続実施
75	人権・男女共同参画課	性的マイノリティ支援事業		<p>【目的】 「小田原市人権施策推進指針」の基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」に基づき、性的マイノリティに係る人権施策として支援策を実施する。</p> <p>【内容】 ①小田原市パートナーシップ登録制度②交流会「にじいろトーク」(県共催、県予算)の開催③小田原市にじいろアクション事業(全額GCF(寄付)により物品・図書を購入し啓発を図る) 令和2年度は、①については、登録組数累計5組。②は、新型コロナウイルス感染症対策のため9月、11月2回のみ開催、参加者計4人。③は、新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢を考慮し実施しなかった。啓発イベントとして、3月1日～26日、健康づくり課主催の自殺防止キャンペーンの図書展示の際に、併せて性的マイノリティの方への理解につながる図書展示を行った。</p>	0	啓発イベント開催(数)	1	1	100.0%	<p>第5次総合計画が目標とする共生社会の実現に向けて、誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりを基本理念とした「小田原市人権施策推進指針」を定め、人権にかかわるあらゆる施策を推進している。人権尊重は、市の施策の根幹であることから、市が実施すべき事業である。</p>	<p>啓発事業は、県や健康づくり課との共催、図書館との協力で経費削減を図っている。</p>	引き続き現行事業を充実させていく。 ②交流会「にじいろトーク」は、令和3年度は小田原市での開催予定なし。	① 継続実施
76	戸籍住民課	広域証明発行サービス事業		<p>・小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町内に住所地がある住民が、最寄りの行政窓口において、相互に住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(改製原戸籍、除籍謄抄本を除く)を取得できるサービスを提供する。 ・広域サービスの提供により住民の利便性を向上させるとともに、市町間の広域連携の推進を図る。</p>	126	証明書発行件数(件)	1,300	1,091	83.9%	<p>各自治体における証明書発行は法令等に基づく事務であるが、広域での証明書取得を可能とするため、参加自治体間で協定を締結している。 ・令和2年度は、他市町で交付した小田原市の証明が439件、小田原市で交付した他市町の証明が652件あり、需要に応えられている。</p>	<p>手数料については、すべて住所地、本籍地の自治体に納付され、事務委託経費として手数料の半額が、証明書を交付した自治体に支払われる。</p>	当面は、現状のサービスを維持する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
77	戸籍住民課	証明書コンビニ交付サービス事業		マイナンバーカードで利用できる利用者証明用電子証明書を活用し、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機や、住民窓口・市民窓口を設置されているかんたん窓口システムで住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスを提供する。	2,493	証明書発行件数(件)	4,500	8,005	177.9%	支所等の廃止に伴う証明書交付手段の代替として、マイナンバーカードを活用した便利・簡単・安心のコンビニ交付サービスを導入。住民サービスの向上、マイナンバーカードの普及促進及び証明窓口の混雑緩和を図る。	平成31年1月15日にサービスを開始して以降、マイナンバーカードが普及促進したことを受け、証明書発行件数が増え、利便性の向上につながっている。	引き続き、本サービスの周知を図り、利用を促進する。	① 継続実施
78	戸籍住民課	証明書郵便局交付サービス事業		市域の10郵便局の窓口職員が住民票の写しなどの請求を専用のファクシミリを用いて市へ取り次ぎ、郵便局の窓口で証明書を交付するサービスを提供する。	623	証明書発行件数(件)	2,400	1,990	82.9%	支所等の廃止に伴う証明書交付の代替手段として、市民の身近にある郵便局10局において対面に対応する郵便局交付サービスを導入。住民サービスの向上及び窓口の混雑緩和を図る。	平成31年1月15日にサービスを開始して以降、一定の利用があることから、郵便局の利用について案内している。	引き続き、本サービスの周知を図り、利用を促進する。	① 継続実施
79	防災対策課	防災拠点整備事業	○	市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する責務を担っており、災害対策本部を始め、防災活動を行う活動拠点に必要な施設等の整備を行う必要があることから、災害対策本部非常用電源装置及び防災情報システムの維持管理を行っていく。 令和2年度は応急給水施設の整備などを行い、防災拠点の強化を図った。	26,978	-	-	-	-		必要最小限の事業費であり、これ以上の削減は見込めない。民間では実施できない。限られた費用の中で必要な更新作業を行っている。	引き続き、災害対策本部等の施設の機能維持・強化に努めていく。	② 見直し・改善
80	防災対策課	災害対策用資機材整備事業	○	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行う。 災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。購入した資機材を効果的に利用できるよう、広域避難所等に配備し、街頭消火器は計画的な更新を行ったほか、本数の見直しの検討を開始した。	23,346	-	-	-	-		資機材の整備により災害発生時に効果的な活用が期待できるため、より一層の拡充が望まれる。 厳しい財政状況の中で、予算の範囲内で最大限の整備を行っている。 本事業は、行政として必要最小限の取組であり、民間への委託等は不可。	多様な状況に対応できるよう、必要に応じて資機材の充実を図っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
81	防災対策課	災害情報等収集伝達体制整備事業		気象情報や不測事態に関する情報を即時に収集する体制を維持するとともに、これらの情報を地域住民や来訪者に即座に周知する伝達手段を充実させ、かつ地域の被害情報等を即座に収集するための通信手段を充実させる。 ・情報受伝達の最適化を図ることで、災害時における被害の軽減に繋がる。 ・MCA無線の維持管理を行った。 ・防災行政無線(固定系)の維持管理、移設(2基)を行った。 ・様々な情報提供手段(メール、テレホンサービス等)の利用促進を図った。	29,154	災害情報収集伝達システム等の維持修繕	1	1	100.0%	行政において、災害時における職員同士の情報受伝達手段の確保や、市民に対する情報受伝達手段の確保は必須である。 防災行政無線放送については、市内全域において聞き取れるよう必要な新設、移設の更新を行っている。	聞きづらいうという地域を選定して対応を行っている。 民間ではできない。	防災行政無線が更新の時期を迎えているため、情報伝達手段の全体的な見直し作業を行う。	②見直し・改善
82	防災対策課	防災啓発資料作成事業	○	個人や家庭単位での災害時対応が円滑に行われるような防災知識の周知を図るため、地域防災計画や水防計画等の改訂にあわせ、防災マップや洪水ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。 各種防災に関する情報の啓発をすると共に、住民自身が災害後の避難行動について主体的に考えることを目的としている。	9,907	-	-	-	-	作成委託業務について競争入札による執行を行っており、削減は困難。 作成にあたっては、自治会総連合からの意見も伺い、反映できる事項は反映させている。 土砂災害警戒区域等の情報は、各市町村が住民に対してハザードマップ等で周知することとされているため。	ハザードの見直しに応じて、マップの作成等について検討していく。	①継続実施	
83	防災対策課	自主防災組織等活動支援事業		地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。 災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、防災資機材の整備や貸し出し、防災訓練の実施など、地域による共助を高めることを目的としている。	4,476	防災資機材購入補助件数	100	87	87.0%	災害時の被害を最小化するためには、地域ごとの自主防災組織の充実を図ることが必要であり、そのために市は支援を行うべきである。 各自主防災組織で防災資機材等の整備が進められているほか、全自治会連合会で防災訓練が実施され、地域防災力の向上が図られている。	助成制度により、各自主防災組織で効果的に資機材等整備が進められ、また、全自治会連合会で防災訓練が行われているので、適切と考えている。	地域防災力を向上するには、地域が自ら防災訓練や資機材整備に継続して取り組むことが重要であることから、当面は事業を継続する。 年次計画等により、自主防災組織が資機材購入補助金を効果的に利用していただけるよう、周知していく。	①継続実施
84	防災対策課	住民防災訓練事業		自主防災組織と、他の地域団体や地域内の事業所、学校、ボランティア等とが協力し、市や関係機関と連携して行う総合防災訓練を実施し、地域の総合的な防災力の向上を進める。 災害発生時に各地域の住民が相互に協力し、自らの手により適切な対応がとれるように、地域ごとに実施される防災訓練を支援する。 防災力向上のためには、自助・共助・公助の連携協力により、相乗的に効果をあげることができる。総合防災訓練では、この点を重視して実施し、市の防災をさらに向上させることを目的とする。 令和2年度においてはいっせいで総合防災訓練が新型コロナウイルスの影響により中止となった。	684	総合防災訓練参加人数	2,100	0.0%	0.0%	いっせいで総合防災訓練を実施し、災害発生時における自助・共助、公助の重要性を啓発し、相互に協力した取組を進めることは、市が主体となって行うべきものである。 自治会や自治会連合会単位の防災訓練の実施が活発になるなど、全市民的に防災意識や防災力の向上が図られている。	実効性を確保しながら最小限の支出となるよう実施しており、事業コストに無駄はない。 市民や自治会、企業、防災関係機関のほか、国や県とも連携して行っている。	地域の特性に対応した訓練を実施するとともに、地震災害や風水害、火山噴火など全市域の同時発災を想定した一斉方式の訓練、実災害現場を想定した救出救助訓練や事前対策訓練の実施等、現実に向けた訓練を計画・実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
85	防災対策課	地震被害軽減化事業		大規模地震による人的被害を軽減するために、危険な塀の撤去に対して助成を行う。 地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、危険な塀等撤去促進事業においては、地震災害等による被害の軽減及び避難路の安全の確保を図るため実施している。	2,770	地震被害軽減化に係る補助事業の実施	1	1	100.0%	-	-	引き続きブロック塀及び耐震シェルターについての補助を行っている。 耐震シェルター設置費の補助は昨年度は申請件数が0件であったことから、今年度は市内各施設へのチラシの配架や、市役所2階ロビーでの耐震シェルターの展示を行い周知を図る予定である。(シェルターの展示は8~9月実施)	②見直し・改善
86	防災対策課	危機管理諸計画整備事業		地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。 さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。 大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。 災害対策は、地方公共団体の責務であり、市域内に相当規模の災害が発生したときに、防災活動を推進するための組織として、災害対策本部を設け、災害時に市を挙げて防災活動を行うこととなるため、市職員による訓練を行い、市組織、自治会及び企業等関係機関との連携体制の確立を図り、災害応急対策活動の技能向上を図る。	123	-	-	-	-	-	-	様々な災害に対応できるよう、引き続き、国や県の計画との整合を図りながら、本市における各種計画等の修正等を進めていく。 様々な災害に迅速かつ的確に対応でき、そのための諸計画やマニュアル等を検証するため、今後もより実践的な訓練を実施していく。(R3国土強靱化地域計画、津波防災地域づくり推進計画を策定予定)	①継続実施
87	防災対策課	災害時応援連携事業		災害時相互応援体制の確立のため、各種協議会等(県西部広域行政協議会、地域防災検討部会、SKY圏防災部会、中越大震災ネットワークおぢや、富士山火山防災協議会、箱根山火山防災協議会、相模湾排油防除協議会、東海道五十三次市区町災害時相互応援協定、湘南七市四町防災事務連絡協議会等)による連携活動を行う。 防災関係機関(県、自衛隊、警察等)や市内関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)との連絡調整を行う。 市町村、民間事業者等と災害発生時の対応について、自治体間相互、民間事業者等と連携を進めていく。	93	協定締結市町村等との内容確認	2	2	100.0%	災害発生時の応援連携は、市が関与して取り組まなければならない事業である。 災害時に相互に対応できる状態を維持することができた。	災害時相互応援体制の確立のための必要最小限の事業費であり、これ以上の削減は難しい。	今後も、平時からの結びつきに基づき強化していく。	①継続実施
88	文化政策課	文化振興推進事業		平成23年度に策定した「小田原市文化振興ビジョン」に基づき、小田原の文化情報発信を行う。 令和2年度は、引き続きメールマガジン、及び文化レポーターによる情報発信を実施した。また、「小田原市文化によるまちづくり条例」が施行された。	341	メールマガジンの登録者数(人)	1,250	1,458	116.6%	市民が文化に親しむこと、文化を継承、創造、発信する環境整備と支援をしていく事業であることから、行政が実施すべき事業である。	文化・芸術情報を掲載したメールマガジンを月2回配信した。また、市民12名に小田原文化レポーターとして活動していた小田原の文化情報や小田原三の丸ホール建設経過などフェイスブックで配信するほか、文化レポーターブログでの情報発信も行った。	文化によるまちづくり条例に基づき、基本計画を策定し、文化によるまちづくりを推進する。小田原三の丸ホールの広報と連携した情報発信を検討していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
89	文化政策課	市民芸術活動活性化事業		市民主体の芸術文化活動を活性化するため、各種事業を行う。 ①小田原城ミュージックストリート(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)音楽活動を行っているアマチュア演奏家に発表機会を与えるとともに、音楽による街の活性化を図るため、ストリートライブイベントを開催する。 ②市民による小田原音楽フェスティバル(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 市民ホールの早期完成を願い、公募市民による合唱発表会を年1回開催する。 ③昼のミニコンサート、コンサートバンク 市民が気軽に音楽に触れられる機会を創出するため、市役所庁舎や小田原地下街等で小規模の音楽コンサートを毎月1回程度開催するほか、演奏家と市民を結び付け、音楽鑑賞の機会を創出する「コンサートバンク」を行う。 ④小田原映画祭(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 教育・文化活動の活性化や映像文化の振興と啓発、人材育成のため、映画祭を開催する。	4,980	小田原映画祭映画鑑賞者数(人)	1,940	0	0.0%	市民の発表の機会の提供など、市民の芸術文化活動を支援していく事業であることから、行政が支援を行う意義はある。	市民主体の各実行委員会が企画、運営に携わっており、市と実行委員会の適切な役割分担や実施内容等について継続的に見直しを行っている。	市民主体の芸術文化活動をより活性化するため、協賛金等の財源を確保する手法や、運営面で民間の力を活用する手法等を検討するほか、小田原三の丸ホールを活動の場所として利用を促していく。	②見直し・改善
90	文化政策課	文化創造活動担い手育成事業		小田原の芸術文化を支える新たな担い手、鑑賞者を育成するため、各種事業を行う。令和2年度は複数の事業で新型コロナウイルスの影響により延期や中止となった。 ①アウトリーチ事業 音楽、美術、伝統芸能等の芸術家を小学校や市立病院等へ派遣し、質の高い芸術文化に触れる機会を提供する事業。年32回を実施。 ②鑑賞事業 音楽、演劇、伝統芸能等の質の高い芸術文化を比較的低料金で鑑賞できる機会を提供する事業。年3回実施。 ③ワークショップ事業 美術制作の体験や、舞台の照明や音響等の基礎操作を学ぶ機会を提供する事業。年28回実施。 ④セミナー事業 文化への理解を深め、市民の創造性を刺激するセミナー事業を実施する。	11,151	アウトリーチ事業の参加児童数(人)	3,020	1,765	58.4%	市民ホール管理運営実施計画の中で、芸術文化の担い手を育成することが市の役割として定められている。各事業はこの計画に基づき実施し、公益性が高い事業であることから、行政が実施すべき事業である。	各事業を個別で実施するだけでなく、例えばワークショップ事業と鑑賞事業を組み合わせることで、事業の相乗効果を図る等の実施方法の見直しを行っている。	令和3年度内に策定予定の(仮称)文化によるまちづくり条例の基本計画に沿って事業の再編を行う。アウトリーチ事業はこれまでの学校にアーティストを派遣する開催方法に加えて、小田原三の丸ホールを会場とした開催を検討する。	②見直し・改善
91	文化政策課	市美術展・市民文化祭開催事業		市民の芸術文化活動の発表の場、鑑賞の場として、市美術展覧会及び市民文化祭を行う。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため市美術展覧会、市民文化祭ともに中止した。 ①市美術展覧会 市民から美術作品(洋画、日本画、彫塑、工芸、書道、写真)を公募し、市内の芸術文化団体の関係者等が作品審査を行い、生涯学習センターけやきで展示し、優秀な作品の表彰を行う。 ②市民文化祭 市内で活動する芸術文化団体等が「小田原市民文化祭実行委員会」を組織し、音楽や演劇等の芸術文化活動を市民会館等で発表する。	188	市美術展来場者数(人)	880	0	0.0%	各芸術文化団体主催の展覧会等は既にあるが、芸術分野や参加資格等を広く設定し、多くの市民が芸術文化活動に参加できる機会は限られるため、行政が実施する意義はある。	市と市民との実行委員会が事業を実施しており、適切な役割分担や実施内容等について継続的に見直しを行っている。	芸術文化の新たな担い手の育成を図るとともに、多くの来場者が気軽に文化・芸術に触れる機会を増加させるため小田原三の丸ホールでの開催を検討しつつ、今後のあり方について見直しを行っていく。	②見直し・改善
92	文化政策課	芸術・文化活動支援事業		市民の芸術文化活動を支援するため、芸術文化団体等に事業費の補助を行う。 ①小田原市文化連盟補助金 小田原市文化連盟に対し、事業費の補助を行う。 ②小田原市民文化祭参加団体補助金 市民文化祭に参加している団体に対し、事業費の補助を行う。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため文化祭中止のため申請はなし。	175	小田原市文化連盟の市民文化の振興に関する事業開催数	3	1	33.3%	市民の芸術文化活動の振興に当たり、小田原市文化連盟等の芸術文化団体の理解、協力は不可欠であり、行政が支援を行う意義はある。	芸術分野・部門の異なる団体間につながりが生まれ、会報の発行など芸術文化活動の振興がより一体的に、かつ円滑に行われている。	市民の芸術文化活動をより振興するため、小田原市文化連盟等の芸術文化団体と市が適切な役割分担に基づき、各種事業を実施していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
93	文化政策課	市民ホール整備事業		建設以来50年以上が経過し、老朽化の著しい小田原市民会館の代わりに、新たな文化・芸術の拠点として市民ホール(大ホール、小ホール等)を整備し、適切な管理運営を行うことで、市民の芸術文化活動をより推進するとともに、今まで以上に交流活動の機会を提供し、それに伴うまちのにぎわいの創出により、芸術文化の振興並びにまちなかの回遊性の向上及びまちの活性化に寄与することを目的としている。令和2年度末をもって、市民ホール本体工事は完了した。	5,197,902	市民ホール整備に係る各種委員会等の開催回数	5	3	60.0%	市民会館の老朽化が著しく、早急な建て替えが求められる。建て替えに当たっては、これまでの市民会館の活動を継続すると共に、文化・芸術の拠点として整備する。また、この施設の整備により小田原駅周辺の回遊性を高め、まちのにぎわいを創出することを目的とする。 以上から、この事業は有効性が高く、公益性が非常に高い事から、行政が実施すべき事業である。	国の交付金を最大限活用するとともに、市民ホール整備基金により資金調達を進める考えである。	令和3年度のオープンを目指す。	① 継続実施
94	文化政策課	市民会館管理運営事業		市民会館が有する機能を他施設に移転するまでの間、市民の芸術文化活動の場として使用可能な状態を保つため、市民会館の管理運営、維持管理を行う。 ①市民会館施設の貸出 ②市民会館の設備改修、維持修繕 ③文化創造事業の実施	117,834	市民会館の利用者数(人)	135,000	19,766	14.6%	市民会館は、市民の芸術文化活動の発表、鑑賞の場として機能しており、仮にこの機能が停止した場合は市民に多大な影響が生じるおそれがある。	小田原駅周辺地区整備全体スケジュールの中で、市民会館の中小会議室機能はおだわら市民交流センターに、大会議室機能は広域交流施設ゾーンに移転することとなり、平成28年6月30日をもって、市民会館本館5.6階の会議室(7室の内6室)、多目的室(2室)を閉鎖した。	令和3年7月31日をもって、閉館する。閉館後は除却する。	③ 廃止・休止
95	文化政策課	清閑亭を核としたまちづくり事業		小田原城周辺地区の回遊・交流につながるイベントを開催し、市内外に清閑亭を周知する。 また、松永記念館、小田原文学館など他の歴史的風致形成建造物等との連携事業を実施する。 令和2年度は、コロナ禍で休館等もあったが、清閑亭の風情を活かした催し物を開催したほか、まちあるき等を実施し、小田原城周辺からの回遊性の向上に努めた。また、近隣の歴史的建造物と連携した催し物案内を発行し、板橋地区への回遊の促進に努めた。	13,000	来館者数(人)	33,000	8,919	27.0%	国の登録有形文化財である「清閑亭」を活用し、小田原城周辺の歴史的風致の維持向上を図る事業であることから、行政が実施すべき事業である。	「清閑亭」の管理運営については、民間団体に委託し、自由な発想のもと、小田原城周辺の交流・回遊拠点として活用されている。	令和4年度以降民間事業者による施設の利活用を目指す。	② 見直し・改善
96	文化政策課	ときめき国際学校開催事業		主催はときめき国際学校実行委員会と小田原市(平成3年開始)。オーストラリア・ノーザンビーチーズ市(旧マンリー市)と小田原市の中学生がお互いの都市を訪れ、ホームステイをする相互交流事業で、交流を行うにあたり年間を通じた研修を事前事後に行っている。 【目的】 (1)国際感覚や問題意識を持ち、世界平和のために進んで行動する青少年を育成する。 (2)海外の人々とのふれあいによって、市民の国際意識を高める。 (3)市民参加の運営により、開かれたまちづくりを目指す。 【対象】 市内在住の中学2年生～高校3年生(定員20名) 令和2年度事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により中止。さらに、令和2年度中に、令和3年度事業についても中止を決定した。	0	ときめき国際学校応募者数(人)、市民スタッフ応募者数(人)、ホストファミリー応募世帯数(世帯)	0	0	-	民間団体と行政、市民と行政が連携・協力することにより、本市の国際化を効果的に推進することができる。 また、本事業を契機に旧マンリー市と友好都市になった経緯があり、行政が関与して取り組む必要がある。	事業の特性上、参加者一人当たりにかかるコストが高い。平成26年度以降、事前研修・事後研修の計画・運営をときめき国際学校OBに担ってもらおう、実行委員会の下位組織として「ときめきタスクフォース」を設置し、市は支援や助言を行っている。しかし、国際交流事業の実施時期が重なること、運営業務の大部分を事務局として市が担っていることから、職員の業務量と負担は依然として多い。	実行委員会及びときめき国際学校OBによって組織された団体が、独自に国際交流活動を行えるよう育成・支援する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
97	文化政策課	姉妹都市等交流事業		① 海外姉妹都市青年交流事業/小田原海外市民交流会 小田原海外市民交流会と協働で、海外姉妹都市アメリカ合衆国チュラビスタ市との青年交流事業をはじめとする国際交流事業を行う。また、小田原海外市民交流会の事務局として、事業運営に協力する。 令和2年度の青年交流事業は中止。令和2年度中に、令和3年度の青年交流事業についても中止を決定した。 ② 国内姉妹都市等交流事業 姉妹都市である栃木県日光市、東京都八王子市、埼玉県寄居町や、法隆寺ゆかりの都市である奈良県斑鳩町等との交流を行っている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、相互訪問による交流事業は中止した。	113	小田原海外市民交流会主催交流事業の開催回数(回)	3	1	33.3%	本事業は、姉妹都市等との都市間交流事業であるため、行政が関与して取り組む必要がある。 国際交流においては、市民レベルで国際交流を推進する小田原海外市民交流会の活動に対し、引き続き財政面での支援を行う。	国際交流事業の実施時期が重なること、運営業務の大部分を事務局として市が担っていることから、職員の業務量と負担は多い。	小田原海外市民交流会と市との業務分担や事業内容の見直し等により、事業運営の効率化を図る必要がある。	① 継続実施
98	文化政策課	地域大学連携事業		平成23年度から「小田原大学連携連絡協議会」を設置。定期的な情報交換により市民への周知や参加促進を図るとともに、意見交換により従来の公開講座や大学施設の活用、また大学のシンクタンクとしての人的資源の活用等のほか、新たな大学連携の取組を検討、実施している。 関東学院大学小田原キャンパスについては、法学部の横浜への移転に伴い、平成29年度から「国際研究研修センター」として活用されている。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、小田原で充実した学生生活を送ることができなかった市内3大学の卒業生に、本市の魅力を改めて認識し、本市への愛着を深めていただくため、市内事業者の支援も兼ねて、小田原の名産品を卒業記念品として贈呈した。	1,523	市と大学の連携事業数(本)	10	4	40.0%	行政・大学間で相互に情報交換や協議を行い、地域と学校の連携事業を実施している。大学は、学部の特性を活かして市の事業に協力している。	以前「市民公開講座」は大学に委託して実施していたが、今は大学側が事業費を負担して継続している。	双方がメリットを感じることでできる連携事業を進めることが理想である。	① 継続実施
99	文化政策課	職人育成研修等推進事業		・本事業は、本市の歴史的景観や固有の情緒等を構成する歴史的建造物の保全・有効活用に必要な伝統工法に通じた職人を育成する事業等である。 ・伝統工法の習得に意欲をもつ職人(大工等)・設計関係者(建築士・設計士)・職人志望の学生等を対象として実施。公有物件や景観形成等の面で重要な歴史的風致形成建造物等の公有及び私有物件を教材として選定し、職人育成と景観向上とを一体的に進めている(実践型研修)。 ・令和2年度は、NPO法人おだわら名工舎による歴史的建造物を教材とした研修を実施した(3件)。(旧保健所跡地板塀の修復及び旧松本剛吉別邸袖壁上板張り、松永記念館(烏薬亭)渡り廊下柱の光付け、清閑亭入口道路側ブロック塀上端板塀設置) ・教材物件選定等の過程で候補物件所有者から歴史的建造物としての価値や修理方法等に関する相談にも応じている。	3,014	政策型、実践型研修等の実施回数(回)	4	3	75.0%	・伝統工法に関わる技術等については、地域資源であり、固有の歴史的景観等を構成している歴史的建造物を保全、活用していくため継承していく必要がある。 ・本市では国土交通省の委託調査等を踏まえ、独自の研修手法を採用しており、技術継承等に加え景観等の向上にも寄与している。	・公有の歴史的建造物の管理・活用所管課及び景観所管等と連携して、公有物件を教材に選定し、研修による修繕を実施して、効率的な財源の運用を図った。	・受託者が蓄積した歴史的建造物の保全等に関するノウハウを活用し、歴史的建造物の維持修繕や歴史的風致形成建造物改修整備費補助金の適正な運用など、職人育成研修以外の歴史的建造物支援事業の効果的な推進を図る。	① 継続実施
100	生涯学習課	家庭教育学級事業		心身ともに健全な子どもを育成するために必要な家庭教育に関する知識や技能を講話や話し合いを通じて学習するほか、子育てをともに相談しあえる仲間づくりを支援するため、子育て期の養育者を対象に、PTA等で実施される学習会のほか、幼稚園や保育園、小中学校で行われる入園、入学前説明会の機会に、専門家を講師に招いた家庭教育講座や、子育て世代の交流を生み出すような事業を開催する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべての小中学校において家庭教育学級が中止となった。また、これを補完するために、家庭教育講演会を例年1回のところ2回開催することとしたが、令和3年1月に緊急事態宣言(2回目)が発出されたことに伴い、2回目の開催が中止となった。	75	家庭教育学級参加者数(人)	2,000	196	9.8%	社会教育法において家庭教育支援は教育委員会の事務として位置づけられている。本事業は家庭教育支援に位置づけられる事業であり、行政の関与が必要である。事業を通じて、家庭教育に関する知識や技能を学ぶほか、子育てについて相談しあえる場が設けられている。	キャンパス講師の活用等により、コストの削減を図ったが、ほとんどの家庭教育学級が中止となり、キャンパス講師の活用によるコスト削減には結びつかなかった。	家庭教育力の向上を図るために、今後も支援が必要であるため、引き続き支援を続けていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
101	生涯学習課	PTA研修事業		PTA活動の充実発展及び家庭教育力の向上を図るため、子育て世代の中心的な団体であるPTAに対して、各家庭、地域に共通する問題の解決方法を研究したり、情報交換の機会を創出する研究集会やPTA役員に対する研修会を行う。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、PTA研究集会、PTA役員に対する研修会を中止した。	0	研究集会参加者数(人)	200	0	0.0%	社会教育法において家庭教育支援は教育委員会の事務として位置づけられている。本事業は家庭教育支援・社会教育に位置づけられる事業であり、行政の関与が必要であり、事業を通じてPTA活動の充実発展が図られている。	研究集会の実施については、市PTA連絡協議会への委託により、業務の効率化等が図られている。	PTA活動の充実発展のために、研修の機会提供が必要であるため継続して支援していく。	① 継続実施
102	生涯学習課	博物館構想推進事業		郷土の重要資料を未来に伝え、地域固有の資産として保存・活用するための拠点となる施設の整備に向け、博物館の整備構想(基本計画)を策定し、推進する事業。当面は平成28年度に策定した博物館基本構想の理念を具現化するための博物館基本計画の策定に向けた前提条件の整理、基本構想に示された施設間の連携や地域資源の活用を先行して進めるための手法を検討する。 令和2年度は、市民ボランティアとの協働による石造物調査、郷土文化館所蔵古写真整理、地域資源のマッピングを実施した。講演会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	122	事業の参加者数(人)	60	0	0.0%	建築後75年以上を経過し、老朽化や機能拡充に関する課題が深刻化している郷土文化館の代替施設の整備および、市民の共有財産である博物館資料や市域に点在する歴史資産の保存・活用等の中核となる拠点施設整備に係る構想であり、市が取り組むべき事業である。	歴史資産のうち、平成29年度から石造物の調査を、令和元年度からは古写真整理を、市民の無償ボランティアと協働で行い裾野を広げている。 令和2年度は歴史資産を周知するため小田原市地理情報システムの内容の充実を図った。	博物館整備に向けた検討を進めるとともに、基本構想に示された理念に基づき、実施可能なソフト面の事業等を順次推進する。 ハード面については、用地選定を行い、基本計画を策定する。	② 見直し・改善
103	生涯学習課	近代小田原三茶人等顕彰事業		松永耳庵・益田鈍翁・野崎幻庵の近代小田原三茶人等の事績を顕彰し、これを小田原固有の文化資産として活用するための基盤を固めるとともに、松永耳庵の創立した松永記念館を活用し、郷土文化の一層の振興を図ることを目的に、「松永記念館交流事業」と「自主事業」を実施する。 令和2年度は、「自主事業」として、市民ボランティア「風韻の会」による呈茶を実施した(2回)。なお、「松永記念館交流事業」は、松永記念館庭園・駐車場整備工事のため実施しなかった。	4	事業の参加者数(人)	150	80	53.3%	小田原固有の歴史・文化資産を活用したまちづくり推進の一環として実施する事業であり、また、行政と地元自治会・商店会等との連携や円滑な連絡調整を図って効果的に事業を推進するため、市の関与が必要。	令和2年度は、松永記念館庭園・駐車場整備工事施工および新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主事業のみ開催した。	小田原に深く根付いた茶の湯文化を切口に、近代小田原三茶人等の事績顕彰事業や、板橋周辺の歴史的建造物を利用した事業を、地域の関連団体等とともに実施していく。なお、個別の事業内容の見直しや、今後の市のかかわり方については、引き続き検討が必要である。	② 見直し・改善
104	生涯学習課	尊徳顕彰事業		二宮尊徳翁の教えを生かしたひとづくり・まちづくりを進めることを目的に、二宮尊徳翁の教えや報徳の考え方を、小田原の文化遺産として市内の人々に発信する。 例年、報徳関係団体や地元桜井地区の市民の方々と尊徳翁の事績を顕彰する「尊徳祭」、尊徳翁の教えや報徳の考え方を学芸員等が市民に伝える「金次郎を学ぶ会」を実施している。 令和2年度は、10月18日に第62回「尊徳祭」を、7月12日に「金次郎を学ぶ会」を開催する予定だったが、両事業とも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	140	展示室総入場者数(人)・・・ (参考:現記念館建設以降)	605,500	596,522	98.5%	二宮尊徳翁は、本市の貴重な財産であり、その事跡を顕彰する施策は市の関与が必要である。	「金次郎を学ぶ会」は平成28年度よりゼロ予算で開催している。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「尊徳祭」「金次郎を学ぶ会」は中止した。	令和3年度以降は、これまでの課題を踏まえ、参加手法や実施内容等見直しを行いつつ、継続していく。 映画「二宮金次郎」については、引き続き上映や宣伝について支援し、都市セールスの推進にもつなげていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
					指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
105	生涯学習課	板橋の文化資産活用事業	板橋地区の魅力を広く内外に発信し、周辺地域の活性化に資する新たな交流を創出することを目的とし、歴史的風致形成建造物である内野邸の活用を行う事業。 板橋地区の歴史的文化的景観を形成する貴重な歴史的建造物である内野邸(国登録有形文化財・歴史的風致形成建造物)の活用においては、内野邸プロジェクト実行委員会を地元住民等と組織し、市民との協働により建物の公開、貸室、催事の実施等を継続した。 令和2年度は、7日公開し、計182人の入館者があった。その他、喫茶「武功庵」を4日開催、計121人の来場があった。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため特別見学会3日、喫茶「武功庵」3日、催事3件を中止とした。	2,500	内野邸入館者数(人)	500	182	36.4%	歴史・文化資源を活用した観光振興や地域活性化に資する事業であり、行政と地元自治会など、関係各所との連絡調整の必要があることから、市の関与が必要である。	市と地元有志らからなる実行委員会が主体となって事業を企画している。 事業費については、市の負担金その他、内野邸の入場料や賞館使用料、イベントの参加者負担金によってまかなっている。 周知面では、民間の広報媒体を積極的に活用している。	令和3年度中の公有化が予定されており、事業廃止予定。	③ 廃止・休止
106	生涯学習課	キャンパスおだわら事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう「学習講座の提供」、「人材バンクの運営及び活用」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」を市民が主体で行う。市民主体で運営することで、より市民ニーズにあった学習講座を提供するとともに、学んだ成果を活かす機会の提供など、市民の生涯学習を推進する。 平成30年度から、学習講座の提供、人材バンクの運営及び活用、学習情報の収集及び発信などの事業を、公募により選定された団体との協働事業として実施したが、令和元年度末で協働期間満了したことに伴い、令和2年度からは、市直営に変更し事業を行った。 また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、キャンパス講師主催のものを始めとした多くの講座が中止となった。	5,835	講座受講者数(人)	45,000	9,746	21.7%	社会的課題の解決のためには社会教育的な視点が必要であり、市民主体のよりよい生涯学習を実現するためにも、市の関与が必要である。	令和2年度より、市直営に変更した。このことにより、事業が迅速かつ円滑に進められることから、費用面でも効率化が図れた。	本市が直接運営することとしたが、今後もこれまでの理念や目的を継承しながら、市民主体の生涯学習のさらなる推進を図る。	① 継続実施
107	生涯学習課	おだわら市民学校事業	「持続可能な地域社会」実現のため、市民が共に学び実践へ繋げる「人のチカラ」を育む新たな学びの場として開校した「おだわら市民学校」を運営する。 令和2年度は、5月から開始予定も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため10月に開始時期を変更。その後令和3年1月に緊急事態宣言再発令に伴い中断、3月から再開し、6月までに全課程が終了予定。 1年目として、様々な分野の魅力や課題を知り、郷土愛を育むことを目的とした基礎課程「おだわら学講座」を実施中【全14回連続講座、34名が受講】。 2年目として、各分野の学びを深め、実践活動へ繋げることを目的とした専門課程を実施中【全6分野、52名(内2期生37名)が受講】。また、令和2年度から深く小田原の魅力を学び、教養と高めることを目的とした「教養課程」を実施中【全2分野、26名(内2期生19名)が受講】。 なお、活動団体向けに、団体が抱える課題解決を目的とした「人づくり課題解決ゼミ」は、新型コロナウイルスの影響で通常活動が困難な状況から、実施を中止した。	9,730	受講者人数(人)	140	112	80.0%	「持続可能な地域社会」を実現するための1つの要素として、各分野の課題解決を担える人材の育成は急務となっており、市の関与が必要である。	地域資源を活用した学びの場として、1年目の基礎課程で郷土愛を育み、2年目の専門課程で専門的知識を深め、実践活動へと繋げる2年制の仕組みを構築した。 令和2年度は、専門課程8講座を、専門課程6講座・教養課程2講座に再編。卒業生の活動報告を講座内容に組みこむなど講座内容の充実を図った。	卒業後も含めた実践活動へ繋げるための仕組みづくり及びフォロー体制を整備する。 また、講座内容については、地域の担い手供給によりつながりやすくなるよう精査していく。	② 見直し・改善
108	生涯学習課	生涯学習センター本館管理運営事業	市民の学習活動や文化活動を総合的に支援し、学習情報の提供、自主的な学習活動の支援など生涯学習活動の拠点となることを目的としている生涯学習センター本館の管理運営を適切に行い、市民が学びの場として安心して利用できる施設を提供する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として発出された緊急事態宣言を受け、施設の休館期間(4月9日～6月7日、1月8日～3月22日)を設けた。	64,358	施設利用者数(人)	150,000	31,468	21.0%	社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務が示されており、生涯学習の振興に寄与することに努めることとされ、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	コロナ禍においても、市民の学習活動や文化活動の拠点として安心して使用ができるよう、施設管理者として消毒や利用定員制限等を行い、新型コロナウイルス感染症拡大の防止措置を適宜行った。	生涯学習活動の拠点施設として、活用促進を図るとともに、施設の適正管理に努める。 コロナ禍においても、継続的に施設利用ができるよう、まずは一部部屋におけるWi-Fi利用を検討する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
109	生涯学習課	生涯学習センター国府津学習館管理運営事業		市民の学習活動や文化活動を総合的に支援し、学習情報の提供、自主的な学習活動の支援など生涯学習活動の地域拠点となる生涯学習センター国府津学習館の管理運営を適切に行い、市民が身近な学びの場として安心して利用できる施設を提供する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として発出された緊急事態宣言を受け、施設の休館期間(4月9日～6月7日、1月8日～3月22日)を設けた。	6,995	施設利用者数(人)	25,000	8,326	33.3%	社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務が示されており、生涯学習の振興に寄与することに努めることとされ、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	コロナ禍においても、市民の学習活動や文化活動の拠点として安心して使用ができるよう、施設管理者として消毒や利用定員制限等を行い、新型コロナウイルス感染症拡大を防止措置を適宜行った。	施設の修繕管理に配慮しつつ、市民の利用に供して、老朽化した設備の改修を進める。	① 継続実施
110	生涯学習課	郷土文化館本館管理運営事業		本市の博物館相当施設である郷土文化館について、施設利用者に対する利便性や安全性に配慮して学習環境を整えるとともに、収蔵資料の適切な保管や展示に留意した施設の維持管理を行い、郷土文化館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的とする事業。 郷土文化館本館施設を対象に、適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を行うとともに、国史跡指定地外への施設移転が完了するまでの間、老朽化が進んだ施設の機能維持のための整備を図る。 令和2年度は、展示ケースガラス面の飛散防止措置を実施した。また、正面玄関のスロープ修繕を行った。なお、令和2年度初頭から同年6月8日まで、令和3年1月8日から3月21日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した。	7,481	郷土文化館入館者数(人)	50,000	12,843	25.7%	地域の歴史資産を収蔵し、広く市民や学校等の利用に供する施設の管理運営事業であり、信頼性の観点からも市の関与が必要である。	光熱水費の抑制に努め、可能な限りの事業費縮減に取り組んでいる。 清掃、警備、夜間貸館管理業務等については、既に委託を実施済み。	現状の施設は建築後75年以上を経て老朽化が著しく、国指定史跡地内に立地するため、現在地での建替えや大規模な整備が行えないことから、史跡外へ移転することとなっている。移転に至るまでの間は、必要な維持修繕や改修等を継続する必要がある。	② 見直し・改善
111	生涯学習課	郷土文化館分館松永記念館管理運営事業		松永記念館について、点在する茶室等の歴史的建造物や収蔵資料の適切な保管・展示に留意した施設の維持管理を行い、松永記念館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的とする事業。 松永記念館の諸施設(本館・別館・収蔵庫・烏薬亭・葉雨庵・老禪荘・無住庵・庭園)を対象に、その文化財的特性を生かした適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を継続。 令和2年度は、4月1日から6月8日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した。また、庭園・駐車場整備工事のため、9月1日から3月31日まで休館した。	13,703	松永記念館入館者数(人)	10,000	1,408	14.1%	土地建物を財団法人から市が譲り受けるとともに、市民から寄託・寄贈された博物館資料を収蔵し、広く市民や学校等の利用に供する施設の管理運営事業であり、信頼性の観点からも市の関与が必要である。	日常的には再任用職員・会計年度任用職員のみで配置で管理するとともに、光熱水費の抑制に努め、可能な限りの事業費縮減に取り組んでいる。 清掃、警備、庭園管理(樹木剪定)業務等については、既に委託を実施済み。	施設の整備改修等について、令和2年度までを計画期間とする歴史的風致維持向上計画推進事業において実施した。今後は、整備改修した歴史的建造物や庭園を適切に管理していきながら、利活用を推進していく必要がある。	① 継続実施
112	生涯学習課	尊徳記念館管理運営事業		二宮尊徳翁の事績の顕彰するとともに、市民の生涯学習の場として、尊徳記念館の管理運営を適切に行う。 貸館(研修/宿泊)、図書室運営及び展示室公開を行っている。 なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、図書室は年度当初から6月1日まで運営を中止した。貸館業務は4月7日から6月14日まで、1月12日から3月21日まで業務を中止し、宿泊業務は2年度中は休止した。展示室と生家は令和2年度初頭から同年6月8日まで、令和3年1月8日から3月21日まで、公開を中止した。	97,177	尊徳記念館来館者数(展示室+研修室)(人)	43,000	20,689	48.1%	尊徳翁の教えや考えを生かしたまちづくりを展開する上でも、その中核施設として市が主体的に関与する必要がある。 加えて、当施設は、広く市民や学校の利用に供される、社会教育施設としての役割を果たしていることから市の関与が必要である。	清掃管理、警備保安、設備運転保守については、委託し効率化を図っている。	設備・機器等の老朽化に対して、公共建築マネジメント基本計画及び市有建築物維持修繕計画の方針に則り、施設の設備・機器の修繕や更新を計画的に実施し長寿命化に取り組んでいく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
113	生涯学習課	学校施設等開放事業	○	学校施設を利用し、社会教育の振興を図るため、市内小中学校の施設、設備を学校教育上支障のない範囲内で、社会教育活動の利用に供する。									① 継続実施
114	生涯学習課	尊徳学習推進事業		二宮尊徳翁のすぐれた教えや報徳の考え方を学び実践することを目的として、市民が尊徳翁の思想や事績を学ぶためのボランティア解説員を配置して、展示観覧者への解説をはじめ、学校や市民団体への派遣も行っている。また、尊徳翁の思想や事績をまとめた冊子「二宮金次郎物語」を刊行販売している。 さらに、市内小学校5・6年生を対象に「二宮金次郎とわたし」を主なテーマとする作文募集を行っている。例年は発表の場として尊徳会の開催中に作文の発表、市HPでの公開と作文集の作成をしているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため尊徳祭自体が中止となり、10月18日に作文表彰式を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度初頭から同年6月8日まで、令和3年1月8日から3月21日まで、展示室と生家の公開を中止した。	846	展示室総 入場者数 (人)・・・ (参考:現 記念館建 設以降)	605,500	596,522	98.5%	郷土の偉人である二宮尊徳翁は本市の貴重な財産であり、その教えを学び実践するための施策であることから、市の関与が必要である。	知識、経験、意欲のある元教員の方々を中心にボランティア解説員として配置することで、シニア世代の活躍の場を提供するとともに、人件費を抑えつつ、事業の充実を図っている。作文募集事業は、ゼロ予算事業として開催しており、小学校4年生時に市内各小学校で取り組まれる尊徳学習を、小学校高学年へと継続させる効果が期待できる。	新型コロナウイルス感染症防止対策のため、令和3年度以降も感染リスクを考慮し入場者数等を制限しながら慎重に運営を行っている。ボランティア解説員の確保・育成に取り組むとともに、小田原ガイド協会など関係団体とも連携しながら、尊徳学習をはじめ、事業の推進を図っていく。	① 継続実施
115	生涯学習課	尊徳資料収集・整備・公開事業		二宮尊徳翁に関する情報を収集して後世に伝えるとともに、展示公開等により市民に還元することで、市民が尊徳翁の事績や「報徳仕法」を学び実践することにより、心豊かな生活を送ることに寄与することを目的とする事業。県指定文化財二宮尊徳関係資料の修理、遺品の借用、資料の公開及び県指定文化財二宮尊徳生家の管理をしている。 なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度初頭から同年6月8日まで、令和3年1月8日から3月21日まで、展示室と生家の公開を中止した。	267	尊徳記念 館展示室 入館者数 (人)	7,700	2,972	38.6%	郷土の偉人である二宮尊徳翁は本市の貴重な財産であり、尊徳翁の教えは市民全体が受益者になり得るものである。将来にわたり資料が継承されることは大変有意義であり、生家の保存を含めその資料の収集等については市として取り組む必要がある。	二宮尊徳生家の維持管理等は、ボランティア団体の二宮尊徳いりろりクラブに、定期的な煙燻蒸や観覧者への案内等の業務を委託し効率化を図っている。	課題への対応として、生家の屋根の葺き替えについては、その時期・財源確保の検討をしていく。展示室の大規模更新についても、国の補助金の活用等も視野にいれながら検討していく。	① 継続実施
116	生涯学習課	郷土学習事業		博物館相当施設として、郷土小田原に関する資料の収集や調査研究活動等を通じて蓄積した成果を還元し、郷土文化の向上等に資することを目的に、特別講演会、郷土研究会(歴史探究会・自然探究会・郷土研究講座・体験学習会・施設見学会)などを実施する。 令和2年度は、考古学の基礎を学ぶ講座や小学生と文化財職員が共同執筆した論文に関する見学会などを実施した。 なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月24日の郷土研究講座、5月9日の自然探究会を中止し、11月21日の郷土研究講座、11月22日の郷土探究会、12月5日の郷土探究会については参加者定員を従来の半数に設定し実施した。	20	事業の参 加者数 (人)	160	79	49.4%	小田原の豊かな自然や歴史・文化に関して蓄積した情報を市民に還元する公立の博物館施設の特性を活かした事業である。 事業を通じて市民が自ら学習を進めるきっかけをつくり、小田原の歴史資産に理解を深め、郷土に対する誇りや愛着を涵養するとともに、生涯学習の振興に寄与している。	学習ニーズに応じた適切なメニューと事業数を設定するとともに、事業のメニューに応じ、外部講師等の活用や他館・地域の研究会との連携、博物館実習生の活用など、効率化を図って実施している。 また、土器製作体験教室(体験学習会)における材料費の負担や史跡巡りにおける実費負担など、必要に応じて受益者負担に配慮している。	メニューの見直しを継続的に実施し、より魅力ある学習機会の提供に努める。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
117	生涯学習課	郷土資料 収集・保 管・活用事 業		博物館相当施設として、郷土の歴史資産やその情報を収集して後世に伝えるとともに、展示公開等により市民に還元して郷土文化の向上等に資することを目的に、資料の収集・調査研究、収蔵資料の保存・管理、常設展・特別展等の開催、研究報告の発行等を行う。 令和2年度は、松永記念館庭園等整備工事のため、特別展及び企画展は実施していない。郷土文化館では市政施行80周年を記念したミニ展示を開催した。また所蔵資料や寄託資料の紹介を中心に小田原の歴史と民俗を解説する展示ガイドを作成した。さらに、収蔵資料の整理を進め、ホームページ上における公開資料の増加を図った。	1,896	特別展及び企画展等の入場者数(人)	10,000	5,633	56.3%	郷土の歴史資産を収集・保管・活用し、本市の街づくりに資する事業であり、市が一貫性を持ち主体的に継続する必要がある。 また、事業の実施により、郷土資料を収集・保管して散逸を防ぐとともに、公開活用等により郷土に関する理解を深め、生涯学習の振興に寄与している。	専門性が高く、収益性が低い事業だが、資料の調査・整理等の可能な事業については、専門知識を有する外部の調査員を活用するなどして実施している。 特別展示等を実施する場合の観覧料の設定や、展示図録・研究報告の有償頒布など、必要に応じて受益の負担を求めている。	資料の収集・保管・活用を引き続き推進していく。また、市民との協働により、地域に点在する地域資源の調査実施や、インターネットを活用した所蔵資料や地域資源の公開等を行っていくとともに、所蔵資料の増加に伴う収蔵施設の確保を進めていく。	②見直し・改善
118	生涯学習課	生涯学習 支援者育 成事業		社会教育事業への参加を促進するため、本市主催の託児ボランティア養成講座卒業生による幼児等の親への支援を行う団体「はちの会」への活動支援を行うため、3年に一度の託児ボランティア養成講座を行ってきており、令和2年度は、養成講座開催の年であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 また、「はちの会」は、託児依頼件数の減少のほか、高齢化等により、自立した会として運営を続けることが難しいとの考えから、令和2年12月に開催された臨時総会において解散することが決定した。	0	支援者数(人)	60	45	75.0%	育児中の保護者の社会教育事業への参加を促進するため、託児は不可欠である。	託児を行うことにより、子どもがいる参加希望者の生涯学習の機会の創出が図られ、生涯学習活動の振興に効果がある。	民間の専門業者を活用し、引き続き託児を行うことで学習者の支援をしていく。 安定した託児機会の提供のためには、市が直接ボランティアを育成するよりも、民間専門業者を活用する方が継続性が高いと考えられるため、学習者の支援に特化した事業への変更を検討していく。	②見直し・改善
119	生涯学習課	生涯学習 フェスティ バル開催 事業		市の生涯学習への取組や、市内において生涯学習活動を行っている団体の活動を広く一般に紹介することで、会員の拡大や団体活動の充実発展につながる場を提供し、団体間の相互交流や市民の自発的な生涯学習活動を支援、推進する。 生涯学習を推進する市民団体が実行委員会を組織し、市が実行委員会に生涯学習フェスティバルの企画、運営を委託する形で実施している。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	0	生涯学習フェスティバルの参加団体数(団体)	40	0	0.0%	生涯学習活動団体が一堂に会し、ひとつの事業を行うことで、参加団体間の交流が生まれ、あわせてそれぞれの活動成果を発表することにより更なる生涯学習の推進が図られている。	市民団体が組織する実行委員会により、市民力を生かし事業費を見直すことで、平成24年度予算から大幅に削減し開催している。	成果発表の場としてより多くの市民の参加を得るため、参加団体のネットワークを生かした新たな広報手段を検討していく。	①継続実施
120	生涯学習課	地区公民 館育成支 援事業		地域の生涯学習活動の活性化を図るため、市内の地区公民館の活動支援をするとともに、各地区公民館を活動の場としている文化・学習サークルの日頃の成果の発表と交流、相互理解の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催する。 また、各地区公民館の老朽化に伴う新築、建替え、改修、修繕などの工事費に対し、補助金の制度を設け、支援している。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小田原市公民館連絡協議会総会及び役員会は書面開催とし、公民館大会における優良公民館等の表彰を個別で行うとともに、公民館長等研究集会及び地区公民館いきいきフェスタは中止とした。	21,121	地区公民館いきいきフェスタの参加団体数(団体)	50	0	0.0%	地区公民館は、地域住民にとって最も身近な“学びの場”であり、事業の目的は概ね達成できている。 地区公民館は、地域の生涯学習活動の拠点であるため、活動や施設の維持に対して市が支援する必要がある。	自治会等による運営の下で、地域の生涯学習活動の拠点として、大きな効果が得られている。 平成28年度より地区公民館修繕費補助金の下限を100万円から50万円に引き下げ、要望の多い小規模な修繕にも対応できるようにした。	老朽化が進み、建替えや耐震化、修繕等の要望が増加する傾向であるため、補助のあり方について検討していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
121	生涯学習課	集会所管理運営事業		市民の人権同和問題に対する理解と認識を深めるとともに、地域の社会教育の振興を図るため、小田原市集会所の管理運営を行う。 主な利用内容は、生涯学習活動、自治会活動、子ども食堂など。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため発令された緊急事態宣言を踏まえ、施設の利用の自粛を要請した。	1,954	施設利用者数(件)	180	61	33.9%	市が特定の目的をもって設置した施設であり、地域に管理運営を委託することで、有効活用が図られている。	地元自治会に管理運営を委託することにより、効率化を図っている。	現状の運営形態で継続。	① 継続実施
122	文化財課	本丸・二の丸整備事業		史跡小田原城跡の本丸・二の丸部分において、史跡の保存と活用を図るため、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき、順次史跡整備を行った。 平成22年度から整備を行っている御用米曲輪については、発掘調査の概要報告書の作成するとともに、平成25年度から修景整備工事を行っており、現在も工事継続中である。令和2年度は、元年度に引き続き北東土塁の修景整備を行った。 また、老朽化した住吉橋について、平成24年度に橋板の補強工事を実施するとともに、平成28年度・29年度に住吉橋架け替えのための保存修理工事を実施し、平成30年度に保存修理報告書を刊行した。 さらに、史跡小田原城跡の保存・活用及び整備については、改正文化財保護法の施行に合わせ、平成30年度から3か年かけて「史跡小田原城跡保存活用計画」の策定作業を進め、従前の史跡保存活用関連計画を統合し、令和3年3月に策定した。	66,076	整備面積(m)※年毎	500	3,000	600.0%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法で定められており、国民共有の財産である国指定史跡の整備を行うことは必要である。	御用米曲輪の整備を順次進めており、より効果的な整備を進めるために、実施設計を見直す等行い、工事を進めている。 字城内の史跡地(旧田中組・旧JT跡地)の公有地化・整備を行い、一般開放をし、広く市民等に還元できている。 住吉橋の保存修理工事が完了し、市民等に広く親しまれている。	令和3年3月に策定した史跡小田原城跡保存活用計画を基に保存・活用・整備等の事業を行っていく。 本丸・二の丸については、当面、御用米曲輪の整備を継続、以降、関係機関等と調整の上、整備箇所を決定する。 八幡山古郭・総構は、回遊ルートの設定、ブランド化に向けた取り組みをしていく。	② 見直し・改善
123	文化財課	八幡山古郭・総構整備事業		史跡小田原城跡の八幡山古郭・総構部分において、史跡の保存と活用を図るため、平成21年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所の整備実施設計を策定し、それぞれの個所の整備を順次行ってきた。 また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、将来的には、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を目指す。 平成28年度から平成30年度にかけて、百姓曲輪、小峯御鐘ノ台大堀切東堀をそれぞれ国指定史跡に追加指定し、公有地化して史跡の保全を進めてきた。 また、総構につづく小田原城跡の回遊性を高めるために、国際医療福祉大学のグラウンドの南端部に小田原城天神山回遊路を設置するため、令和元年度に実施設計を、令和2年度に設置工事を完了させた。 なお、史跡小田原城跡の保存・活用及び整備については、改正文化財保護法の施行に合わせ、平成30年度から3か年かけて「史跡小田原城跡保存活用計画」の策定作業を進め、従前の史跡保存活用関連計画を統合し、令和3年3月に策定した。	67,605	※事業の性質上、指標設定自体が困難。	-	-	-	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法で定められており、本丸・二の丸と併せ、国民共有の財産である国指定史跡の整備を行うことは必要である。	将来の整備につなげるべく、公有地化については、80%の国庫と10%の県費を用いて国民共有の財産の保存・活用を図っている。	(本丸・二の丸と統合)	③ 廃止・休止
124	文化財課	史跡等用地取得事業		保存等の理由により公有地化する必要があると認められる土地について、地権者の理解を得ながら公有地化を行い、史跡小田原城跡の遺構を保護してきた。 平成28年度・平成29年度には百姓曲輪及び小峯御鐘ノ台大堀切東堀を、平成30年度には城内地区の宅地を、令和元年度には小峯御鐘ノ台大堀切中堀と東堀、城内地区の宅地を、令和2年度には、小峯御鐘ノ台大堀切西堀と総構城下張出をそれぞれ公有地化した。	148,944	当該年度の城内地区及び八幡山古郭・総構公有地化面積(m)※年毎	200	1,834	917.0%	国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法で定められており、国民共有の財産である国指定史跡の保存を行うための公有地化は必要である。	公有地化について、80%の国庫と10%の県費を用いて国民共有の財産である史跡の保存と活用を図っている。	財政状況を勘案しながらも迅速に臨機応変に対応を行っていく必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
125	文化財課	史跡石垣山保全対策事業		史跡石垣山には落石の危険性がある場所が点在していることから、市民や観光客の安全を確保するために、石垣の落石が懸念される場所について保全対策を行った。 国・県とは工法等についての協議を行い、個別の箇所ごとに実施設計を策定し、保全対策工事を実施してきた。平成28年度に馬屋曲輪、平成29年度から令和元年度にかけて井戸曲輪園路北側斜面の保全対策工事を実施した。 令和2年度は、元年度に作成した実施設計に基づき、井戸曲輪東側石垣の保全対策工事を行った。	11,765	保全完了面積(m ²) ※年毎の設計又は保全工事面積	30	40	133.3%	国指定史跡の保存と活用は所有者(小田原市)が行うものと文化財保護法で定められており、国民共有の財産である国指定史跡の保全対策を行うことは必要である。	史跡の価値や安全性に関わることであり、保全対策を行うことにより、市民等の安全性が高まっている。また、効率性を重視し、最低限の人員と作業時間で事業を行っている。	保全対策が必要な箇所に優先順位を付け実施するとともに、全体測量を順次実施していく。 また、「保存活用計画」を策定するための準備を行う。	① 継続実施
126	文化財課	史跡江戸城石垣石丁場跡整備事業		江戸城築城に使われた石垣を切り出した早川石丁場群は、分布調査、散策路・説明板整備、暫定的な一般公開、測量調査及び分布調査報告書の刊行などを行い、また、文化庁、神奈川県のほか、同様の石丁場を有する静岡県及び熱海市・伊東市との協議を経て、平成27年度に「江戸城石垣石丁場跡」として国史跡に指定された。 平成28年度には、文化財公開事業としてシンポジウムを神奈川県・静岡県・熱海市・伊東市の後援を得て開催し、市民に対する周知を図った。 平成29年度から令和2年度にかけては、文化庁や熱海市など関係自治体と連絡調整を行っている。	0	※事業の性質上、指標設定自体が困難。	-	-	-	史跡の管理団体は小田原市であることから、史跡の保存・整備・活用は小田原市が実施しなければならない。 また、市民の郷土に対する愛着と誇りを育むべく、早川石丁場群を国指定史跡として保存・活用する事業について、文化庁・神奈川県のほか「江戸城石垣石丁場跡」の史跡を有する静岡県及び熱海市・伊東市と協議しながら進める必要がある。	神奈川県・静岡県及び熱海市・伊東市との協議では、小田原市と静岡県関連市とで交互に開催し、経費の軽減を図っている。	当面は、史跡として適切に保存・活用するための「保存活用計画」を策定するため、文化庁・神奈川県のほか静岡県及び熱海市・伊東市と連携を図りながら引き続き調整していく。	① 継続実施
127	文化財課	緊急発掘調査事業		市内に所在する280箇所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)において、開発行為等の計画がなされた場合は、事前協議を行い、遺跡に影響を及ぼすような計画に対して試掘調査を実施する。 試掘調査の結果等を受けて実施する本格調査のうち、個人住宅及び併用住宅等の場合には、市民の金銭的負担が大きいことから、国の補助金を活用して市直営で公費による記録保存を行う。 個人住宅及び併用住宅等以外の開発に係る本格調査については、事業者に対して本格調査の調整・指導を行う。	54,402	試掘・本格調査件数(件)	50	49	98.0%	個人住宅等の開発に伴う本格調査については、市民の金銭的負担が大きいことから、引き続き国の補助金を活用して市直営の記録保存の実施が必要である。	発掘調査を効率的に進めて期間の短縮に努めた。依頼のあった発掘調査を処理することができ、埋蔵文化財包蔵地の記録保存が達成できた。	国の補助金を活用するためには、市直営による発掘調査が条件となることから、引き続き市直営で実施する。	① 継続実施
128	文化財課	遺物保存管理事業		発掘調査で記録した資料については、その成果を公開・活用できるよう後世に伝えるため、発掘調査の成果をまとめた報告書の刊行をもって記録保存が完了する。このため、報告書の刊行が不可欠であることから、報告書を作成するための作業を実施するとともに、出土した木製品・金属製品の腐食を防止する保存処理を行う。また、発掘調査資料を保存・活用するための拠点としての埋蔵文化財センターや出土遺物を収蔵する施設の確保を検討する。 具体的な内容としては、報告書の執筆・刊行、記録図面類の整理、出土遺物等の整理(洗浄、注記、接合など)・保存処理、収蔵施設確保のための庁内調整等を実施する。	4,674	展示等で公開した調査地点数(地点)	10	14	140.0%	遺物整理は、発掘調査の記録を正確に把握した上で行わなければならないことから、基本的に市直営の発掘調査は調査主体である小田原市が実施する必要がある。このため、主に小田原市が報告書の刊行や埋蔵文化財の公開・活用も進めていかなければならない。また、民間発掘調査組織が発掘調査を実施した遺跡についても、報告書刊行後に出土品が市へ移管されるため、適切な収蔵場所の確保と活用を図らなければならない。	高い専門性を有する上、国庫補助要項により市直営で行うことが定められているが、市直営で実施できない出土遺物の保存処理等は民間へ委託する等、効率的に進めている。	今後も文化財の保存と活用のため、出土遺物を整理し、公開・活用が可能となるよう進めていく。報告書の刊行についても継続して進めていくとともに、蓄積された未刊行報告書の刊行を進める方策を検討する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
129	文化財課	文化財保存修理等助成事業		指定文化財等を適正に保存管理していくのは所有者の義務とされているが、そのことを所有者に対し十分に認識し保存管理に努めてもらうよう意識を高めるため、保存管理の状況や修繕等の必要性などを把握するとともに、所有者に対する管理奨励金や清掃謝礼等を交付する。 指定文化財等の保存修理や無形民俗文化財の後継者育成事業に対し補助金を交付する。	3,447	補助金交付件数(件)	6	6	100.0%	国民・市民共有の財産を適正に保存・管理していく必要があるが、その負担は大きく、貴重な文化財を後世に引き継いでいくためにも、文化財保護法の趣旨に照らし、今後も市が関与していく必要がある。	指定文化財所有者に対し補助金を交付し、文化財の修繕等ができ、保護することができている。	指定文化財の保存・修理や無形民俗文化財の後継者育成などの支援のあり方について、より効果的な方策を検討する必要がある。	②見直し・改善
130	文化財課	指定文化財等保存管理事業		史跡や歴史的建造物、天然記念物などの指定文化財等を適切に管理保存するため、見回り監視や草刈業務等を実施する。国登録有形文化財「清閑亭」の機械警備及び設備点検、老朽化している説明板の更新などを実施する。また、現状変更に伴う関係書類の作成や台帳類を整備する。	2,693	指定文化財の維持・修繕件数(件)	6	6	100.0%	国民・市民の共有の財産を適正に保存・管理していく必要があるが、貴重な文化財を後世に引き継いでいくためにも、文化財保護法の趣旨に照らし、今後も市が関与していく必要がある。	明治天皇行在所など、一部の史跡については、日常の管理を自治会に託すなどしている。説明板の維持管理については、観光課と相互に老朽箇所の情報提供を行うなど、連携しながら実施している。	今後も説明板等の新設・撤去を行うとともに、除草や樹木の剪定等を進めていく。(平成29年度から国指定史跡については、観光面で活用できる箇所は小田原城総合管理事務所に引き継ぎしている。)	①継続実施
131	文化財課	文化財公開事業		広く市民等に対し、小田原の歴史資産についての理解を深めてもらうとともに文化財保護意識の醸成を図るため、発掘調査の成果を遺跡調査発表会、最新出土品展、遺跡見学会、シンポジウム・遺跡講演会を実施し、埋蔵文化財保護の普及・啓発を図る。 また、国民共有の財産として保存・活用する発掘調査の成果を報告書としてまとめ、刊行する。 さらに、文化財建造物の見学会・観覧会を開催するほか、指定文化財等の一般公開を行う。	2,338	公開事業来訪者数(人)	5,000	5,483	109.7%	発掘調査の成果を公開・活用することができるのは、調査主体者である小田原市である。 また、小田原の文化財の重要性を普及・啓発していく上で重要な事業であり、参加者や来訪者の関心も高いことから、毎回一定数の集客がある。	文化財建造物では、市所有の国登録有形文化財についてNPO法人への委託事業での活用を行う等、最低限の人員と従事時間で対応している。	小田原の文化財の重要性を普及・啓発していく上で重要な事業であるとともに、参加者や来訪者の関心も高く、毎回一定数の集客があることから、事業の統合や映像配信など新しい取り組みも検討し、見直し、改善しながら事業を継続していく。	②見直し・改善
132	図書館	小田原文学館管理運営事業		小田原出身・ゆかりの文学者に光をあて、彼らの創作活動を育んだ本市固有の風土・文化とともに紹介するため、旧田中光顕伯爵別邸である本館(昭和12年建築)、白秋童謡館(大正13年建築)及び市内曾我谷津から移築した尾崎一雄邸書斎の三施設からなる小田原文学館を設置し、関係資料の公開・展示等を行う。 令和2年度は、新収蔵資料展「素顔の尾崎一雄」を開催するとともに、本館常設展の構成の見直しに着手し、尾崎邸の展示を刷新したほか、小田原文学館本館主体部の劣化部分の補修等を実施した。 また、小田原ゆかりの作家の自筆原稿や書簡などの貴重な展示資料の劣化等の原因となる照明の照射時間短縮、同一資料の長期的な展示を避けるための展示替え、建物の保全や庭園管理に定期的な整備等を計画的に進めるため休館日を設定し、開館時間を縮減した。 なお、令和2年度は改修工事に伴う部分休館及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休館により設定指標の達成割合が大幅に減少した。	12,646	入館者数(人)	10,000	2,519	25.2%	本市固有の価値を持つ文学資料を収集保存し、広く公開に努めることにより、本市の文化を育み広めることは市(行政)の責務である。文学館は常設展や特別展の開催などを通じ、普段は目にできない文学資料を一般に展覧する場として機能している。また、周辺の文学遺跡や歴史的建造物等の散策拠点としても有効である。	小田原市歴史的風致維持向上計画に基づき社会資本整備総合交付金を財源に文学館本館及び管理棟の改修に着手した。また、文学館条例規則を改正し、休館日を設定するとともに、開館時間を縮減した。	継続して社会資本整備総合交付金を活用し、小田原ゆかりの文学資源を生かした情報発信の拠点として魅力を高めたい。その上で、隣接の旧松本剛吉別邸をはじめとする周辺の歴史的建造物と一体的な利活用がなされ、歴史的風致としての価値向上が効果的に図られていくよう、旧保健所跡地の活用の方向性も含め、関係所管と連携しながら利活用のあり方を整理していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
133	図書館	文学のまちづくり事業		市民との協働により、豊富で固有な文学資源を活用し、「文学のまち・おだわら」の魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図る。	80	事業参加者(人)	2,000	1,257	62.9%	ゆかりの文学作品や各種の文学遺跡など、固有の地域資源を活かし、「文学」をキーワードとした「文学のまち」としての本市の都市イメージの形成に寄与している。	文学館の新収蔵資料展にあわせ、小田原ガイド協会との公民連携により尾崎一雄をテーマとしたガイドツアーや尾崎作品の朗読会を開催した。	文学館管理との一体的な事業運営や図書館所蔵資料を活用しながら、小田原ゆかりの文学の魅力発信をテーマとした事業を継続的に実施していく。今後、「小田原文学館管理運営事業」と「文学のまちづくり事業」を統合し、(仮称)「文学まちづくり事業」として実施していく。	③ 廃止・休止
134	図書館	図書館郷土資料整理・保存・公開事業		旧市立図書館において古文書などの貴重資料を収集・保存・公開してきたもので、本市の誇る歴史や文化を物語る証として後世に長く引き継ぐ必要がある。専門の嘱託職員を雇用し、地域資料室において貴重な地域資料の整理・保存・公開(レファレンスを含む)を行ってきたが、令和2年3月末の閉館に伴い、問い合わせや外部機関への資料貸出に限定して対応した。資料保存のため劣化した資料の修復保存と資料のデジタル化を行った。中央図書館への資料移管に対応するため、資料保存箱の更新を行った。	6,775	入室者数(人)	0	0	-	本市の歴史や文化を表す貴重な地域資料を継続して収集・保存し公開活用を図ることにより、人々の暮らしや様々な営みにおいて先人が残したメッセージを伝えることができ、郷土愛を高め、「まちの記憶」として今後のまちづくりに役立てることができる。	修復保存において利用度の高い資料を優先することにより、今後の活用機会の向上を図った。老朽化した旧市立図書館から中央図書館に資料を移管し地域資料コーナーを開設したことにより、幅広い市民等に利用してもらえる環境を実現した。	貴重資料の整理・保存と目録公開を計画的に進める。デジタル化済みの資料公開ルールを定め、広く地域資料の価値と魅力を知ってもらえるよう展示やホームページ等で情報発信を戦略的に進めて行く。郷土文化館等の関係所管と連携し、将来の地域資料の保存公開の基盤作りに向けた調整を進める。	② 見直し・改善
135	図書館	中央図書館管理運営事業		市民及び利用者の学習や余暇時間の充実及び読書活動の推進を目的として、広範な分野の資料の収集と提供を行った。令和2年度は、かもめ図書館を図書館行政を統括する施設として位置付けて名称を中央図書館(愛称:かもめ)に変更するとともに、市立図書館の閉館に伴い地域資料等を中央図書館に移管した。また、利用者に快適で安全な環境を提供するため、ESCO事業を活用した熱源設備、照明のLED化や内壁タイル改修等を行った。	238,665	貸出密度(冊)	3	1.46	48.7%	住民に対し、情報や学習の場を提供し、文化的な営みに寄与するとともに、住民の「知る権利」を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、図書館法に基づき、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。	中央図書館は開館後25年以上が経過し、機械設備等の老朽化が著しいため、ESCO事業を活用した熱源、照明設備等の改修を実施した。ESCO事業を活用することで改修経費の平準化(10年)と光熱水費の削減を図るものである。	中央図書館として本市図書館事業の総合的な企画運営を行うとともに、日常的な図書館利用の促進に向けた情報発信とニーズに沿った図書資料の提供に努め、運営方針に基づくサービスを展開していく。また、電子図書サービスなどコロナ禍における非来館とDXによる利便性向上を踏まえたサービスについても検討をしていく。	② 見直し・改善
136	図書館	小田原駅東口図書館管理運営事業		平成27年2月に策定された「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」に基づき、小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設「ミナカ小田原」の6階フロアに令和2年10月19日、「まちの活性化」、「次世代育成」、「利用者層の拡大」をコンセプトに新たに小田原駅東口図書館を開館。指定管理者制度を導入し、併設する子育て支援センターとの連携強化及びフロア管理にかかる責任の明確化、柔軟な運営のため、ゆうりん・おだたんグループにより2施設一括の管理運営を実施。(設定指標については、令和2年度中に整備が完了したため、整備進捗率は100%となった。小田原駅東口図書館管理運営事業は継続するため令和3年度より新たな設定指標を設定する。)	310,779	整備進捗率(%) ※R3年度以降貸出者数(人)	100.0	100.0	100.0%	住民に対し、情報や学習の場を提供し、文化的な営みに寄与するとともに、住民の「知る権利」を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、図書館法に基づき、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。	内装工事及び備品購入、書架サインの設置が完了し、開館を迎えることが出来た。内装工事や書架設置については、施設所有者である万葉倶楽部(株)と設計施工一括での協定により実施し、業務の効率化を図ることが出来た。	・利便性が高く、多様な層に図書館利用を訴求しやすい立地を生かし「利用者層の拡大」「次世代育成」「まちの活性化」の実現を指定管理故の迅速かつ柔軟な対応により図っていく。 ・民間のノウハウを図書館業務へフィードバックすることで図書館サービス全体の底上げしていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
137	図書館	図書館学習イベント開催事業		図書館所蔵の図書、視聴覚資料、地域資料の活用を通じて読書に親しみ郷土の歴史文化への理解を高め、図書館利用の向上を図るため学習イベントを開催した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため主要なイベントを中止し指標達成割合が大幅に減少した。 平成28年度から開催した図書館を使った調べる学習コンクールは3密を回避できるイベントのため開催を行った。	233	参加者数 (人)	5,500	51	0.9%	図書館は様々な知識や情報を手軽に得られる場である。学習イベントに参加することで新たな知識を得つつ図書館や図書資料についての理解を広げることができ、参加者が自分に見合った新たな図書館の価値を創造していくことができる点で有効性が高い。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため主要なイベントを中止したが、不要になった謝礼金を流用して子ども読書活動講演会での動画配信に充てることができた。	絵本の読み聞かせなどボランティアを活用した事業については、既存の登録3団体の活性化策の検討を促し、市内で活動する他団体にも協力を呼び掛けていく。 新型コロナウイルス感染症収束後の状況下でも参加や視聴可能な非来館での企画を検討する。	②見直し・改善
138	図書館	図書館ネットワーク等運営事業		2図書館(中央、東口)、6ネットワーク館(生涯学習センターけやき、尊徳記念館、国府津学習館、川東タウンセンターマロニエ、城北タウンセンターいずみ、橋タウンセンターこゆるぎ)をオンラインシステムで結び、資料検索、貸出や予約業務が可能となっている。 中央図書館に自動予約棚を設置し、先行してサービスを行ってきた東口図書館との均衡を図った。 自動車文庫として、各小学校の放課後児童学級等に図書を配本し、学校図書館以外で読書に親しむ機会を拡大している。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館期間を設け、その間は予約貸出のみの対応としていたため昨年度に比べ指標達成割合が増加した。	29,390	インターネットでの 予約サービス 利用件数 (件)	83,000	70,340	84.7%	広範囲に市域が広がる本市においては、図書館と市内の地域センターや生涯学習施設の図書室を結ぶことにより各施設利用者の読書機会を拡大するとともに、各施設の蔵書を有効活用することができる。 令和元年度からすべての蔵書にICタグを貼付したためICタグを活用した自動貸出機などを図書館に導入したサービスの多面的な拡大を図ることができた。	令和2年10月に開館した小田原駅東口図書館をネットワークシステムで結び、図書の相互利用と蔵書管理や利用状況の管理を行った。	図書館システムの安定的な運用に努め、高い利便性を維持する。 ネットワーク施設(地域センター、生涯学習施設)のあり方を関係所管と検討する。 自動車文庫事業について、有効な活用を図るよう配本業務等の見直しを行う。	②見直し・改善
139	図書館	子どもの読書活動推進事業		子どもの読書機会の充実や読書活動の習慣化などを促進するための指針となるよう平成29年3月に「第2次小田原市子ども読書活動推進計画」を策定した。 また、読書活動の重要性を伝えるとともに考える機会として読書活動推進講演会を開催してきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため昨年度に講師としてお迎えしたごんのひとみ氏のご子息である今野陽太氏により、絵本のお話や『くまのこちようせい』の朗読を動画配信で実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館期間を設け、指標達成割合が大幅に減少した。	0	児童書の 年間貸出 冊数	197,000	127,922	64.9%	「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、地方公共団体の責務として推進施策を実施することが定められ、子どもの健やかな成長のため、各機関と連携し積極的に推進する必要がある。	親しみやすい図書館実現のため子育て世代層を対象とした民間イベントへの協力やボランティア団体と協働して事業推進に努めている。	令和5年3月の第3次子ども読書活動推進計画の策定に向けて、基礎資料とするためのアンケート調査を実施する。 子ども読書活動推進において重要な要素である学校図書館との連携について、実現可能なあり方を検討する。	①継続実施
140	スポーツ課	城下町おだわらツアー開催事業		市民及び全国のウォーカーが、西さがみを舞台に、歩くことを通じて自然に親しみ、心と体の健康づくりを図るとともに交流を深めてもらう。 ウォーキングを通じて、参加者の心と体の健康づくりに寄与するとともに、小田原をはじめ箱根・真鶴・湯河原(西さがみ)の魅力を全国に発信することを目的とする。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、城下町おだわらツアー開催を延期することとした。	0	参加者数 (人)	10,000	0	0.0%	全国的な規模を視野に入れたイベントであり、小田原の魅力の発信、市民の健康づくり、参加者同士の交流の場となっている。また、市民と行政が一体となって事業を成し遂げてきており、今後も全市民的なイベントとして発展させていくために、市の関与は必要と考える。	大会を開催しない今年度は、前年度の繰越金のみで実行委員会の事務局事務を行った。	若年層を対象にした「歩婚」や障がい者施設の招待券の配布、大会時以外のウォーキング啓発などの様々な取り組みを実施することで、様々な層に対して本イベントの参加を促していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
141	スポーツ課	ウォーキング啓発事業		日常生活にウォーキングを定着させるため、コース設定等を行うウォーキング啓発事業を実施する。また、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、啓発イベントの開催ができなかった。しかしながら、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナにウォーキングを啓発するフロアシートを試験的に設置した。	0	イベント等参加者数	100	41	41.0%	小田原市スポーツ振興基本指針ではスポーツ実施率の向上を目標に掲げているが、市民のスポーツ実施率を向上させるため、市民スポーツアンケートの結果の中でも最も実施率が高かったウォーキングを啓発していく。	ウォーキング啓発フロアシートについては、神奈川県と連携することで、市予算の支出が少なく設置することができた。	多くの市民が集まるスポーツイベント等を通じて、引き続きウォーキングを広く啓発していく。また、令和2年度に試験的に実施したフロアシートの設置などのウォーキングを促進する仕掛けづくりも引き続き検討していく。	① 継続実施
142	スポーツ課	市体育協会補助事業		各種スポーツ教室の開催、市からの移管事業(おだわら駅伝競走大会開催事業、かながわ駅伝競走大会派遣事業、市民総合体育大会開催事業、スポーツ少年団姉妹都市交流事業、ニュースポーツ普及・促進事業)を含むスポーツ大会の開催、地区体育振興会・種目協会の支援を通じて、市内のスポーツ振興を図っている(公財)小田原市体育協会へ助成する。	57,936	大会の参加者数(人)	20,000	6,647	33.2%	行政では開催が難しい各種スポーツ教室や、大会を開催することにより、市民の健康増進とスポーツの普及・発展、競技力の向上等を図ることが可能なので妥当である。	各競技団体等で構成される(公財)小田原市体育協会の特性を活かして、大会等を開催することができ、参加者のニーズに合ったイベントが開催されている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった補助事業については、補助金の返還を受けた。	各種スポーツイベント等において、競技という側面のみでなく、レクリエーションや普及という側面も視野にいたれたイベント運営等を促進していく。	① 継続実施
143	スポーツ課	スポーツ観戦提供事業		小田原アリーナをホームアリーナとする「湘南ベルマーレフットサルクラブ」をはじめ、湘南ベルマーレ(サッカー)、横浜DeNAベイスターズ(野球)など、地元プロスポーツチームの試合に、市内の子どもたちを招待できるよう働きかけるとともに、プロスポーツ競技などのイベントを誘致し、市民がスポーツ観戦できる機会を積極的に提供する。	0	児童・生徒数(人)	14,000	0	0.0%	小田原市スポーツ振興基本指針では、スポーツ意識の高揚を目標に掲げて、「みる」スポーツの推進を促進している。スポーツのすそ野を広げていくためには、市が率先して“「みる」スポーツ”を推進していく必要がある。	湘南ベルマーレ及び横浜DeNAベイスターズと協議、調整を行い、市内の小中学生へのスポーツ観戦機会を設ける準備をしたが、新型コロナウイルス感染症により開催できなかった。	スポーツ観戦チケットの配布依頼があった際は積極的に事業を実施していく。	① 継続実施
144	スポーツ課	柔・剣道錬成事業		小田原スポーツ会館を会場として、柔道・剣道錬成教室を開催する。委託業務の内容は、錬成教室の開催、館内大会の開催、暑中及び寒稽古の実施、各種大会への派遣等を委託している。	2,446	参加者数(人)	8,000	1,257	15.7%	小田原市内に柔道教室はなく、日本古来の武道の普及・振興に多くの市民の体力向上・健康増進を図るためにも民間の教室だけでは不足しており、市の関与は妥当である。日本古来の武道(柔道・剣道)の普及・振興を図るとともに、柔道・剣道を通じて青少年の体力の増強、精神力の養成、健全育成に概ね寄与できている。	新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に教室開催数が減少したが、感染症対策方法を受託者とも協議し、教室開催に向け対応を行うことができた。なお、実施できなかった教室分に関する委託料は、一部減額変更の契約を締結している。	令和2年度末の柔道教室の登録者数は26名、剣道教室の登録者数は39名であり、令和元年度の登録者数よりも新型コロナウイルス感染症等により減少してしまっていたが、多くの市民が錬成教室に参加するような仕組みづくりを参加者及び関係団体の意見を聴きながら今後の事業のあり方を検討する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
145	スポーツ課	地域スポーツ活性化事業		小田原市スポーツ振興基本指針で掲げるスポーツ実施率の目標を達成するため、スポーツ実施率が低い各層に対してアプローチする各施策を実施する。 令和2年度は各イベントは実施できなかったが、障がい者のスポーツ参加を促すため、市内で活動する障がい者が参加できるスポーツ団体の情報を集約した“おだわら障がい者スポーツNAVI”の冊子を作成し、福祉作業所等に配布した。	100	地区ブロック数(ブロック)	1	0	0.0%	地域にスポーツを振興させていくためには、地域や各スポーツ団体等の連携が肝となるため、市も積極的に関与していくことが重要である。	市内で活動している総合型地域スポーツクラブや本市と協定を締結している日本体育大学と連携して事業を実施することで、効果的に本事業を実施することが出来ている。	スポーツに係る人材等は地区によって異なるので、各地区の実情に応じたスポーツ活動の推進を図る。また、障がい者スポーツに係る実情を把握するため、関係団体との情報交換を実施する。	① 継続実施
146	スポーツ課	総合型地域スポーツクラブ推進事業		総合型地域スポーツクラブへの市民の理解や参加を促進し、クラブの発展及び市民のスポーツ振興を図る。 また、市民の求めに応じたスポーツ活動が身近なところで展開できるよう、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、スポーツを通じて健康増進やコミュニティの醸成、スポーツ実施率の向上を目指すことを目的とする。 地域のだれもがいつまでも活動できるよう、また、気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、市民が身近なところで気軽に運動ができる環境を整える。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域への講師派遣や無料体験会の開催ができなかった。	0	講師派遣をしたイベント等の参加者数	60	0	0.0%	総合型地域スポーツクラブの活動支援は、地域スポーツの推進に必要であり、今後はイベント形式だけでなく、その活動を地域とつなげていく必要があるため、妥当と考える。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、啓発イベントの開催ができなかった。	神奈川県総合型地域スポーツクラブへの支援の方向性を考慮しつつ、地域などへ講師を派遣する形でクラブの活動を支援していく。また、体験会等の案内チラシを配布し、会員数の増加を図る。	① 継続実施
147	スポーツ課	スポーツ推進委員活動促進事業		市民が行うスポーツ活動の指導・助言や小田原市のスポーツイベントに関する運営協力を行っているスポーツ推進委員を委嘱し、スポーツ推進委員協議会に活動費を助成する。	18	全市的な大会等運営協力者延人数(人)	120	0	0.0%	スポーツ推進委員の活動に対し支援・助成することにより、スポーツ推進の体制を整備し、市民のスポーツ活動の推進を図る。	スポーツ課とスポーツ推進委員協議会との連携を密にとるため、スポーツ推進委員協議会における常任委員会を4回開催した。また、令和2年度からスポーツ推進委員になった委員へ新任研修を実施し、スムーズに活動が行えるようにした。 新型コロナウイルス感染症により、計画していた全市的な大会運営への協力は大会等が中止になったことから実施できなかった。	スポーツのコーディネーターとして地域スポーツの推進を図るために市と密接に連携する必要がある。今後もスポーツ推進委員及びスポーツ推進委員協議会の活動がスムーズに行われるよう支援していく。	① 継続実施
148	スポーツ課	小田原アリーナ等整備運営事業		小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場を安全・快適に提供できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で改修等整備していく。 また、利用者サービスの向上を念頭に置いて経費節減を図り、効率的な管理運営を行っていく。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言のため、小田原アリーナ及び城山陸上競技場は、4/1～4/28に利用制限、4/29～6/30、1/8～3/21に休場した。小田原テニスガーデン及び小峰庭球場は、4/3～4/28に利用制限、4/29～6/19、1/8～3/21に休場した。	292,933	利用者数(人)	670,000	273,112	40.8%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツの出来る環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	指定管理者制度の導入により、適切な管理・修繕を行い、サービス向上・コストの削減を図っている。	小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の管理運営。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
149	スポーツ課	城山庭球場整備運営事業		城山庭球場を安全・快適に提供できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で改修等整備していく。 また、利用者サービスの向上を念頭に置いて経費節減を図り、効率的な管理運営を行っていく。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言のため、4/3～4/28に利用制限、4/29～6/19、1/8～3/21に休場した。	931	利用者数 (人)	20,000	7,081	35.4%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツの出来る環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	会計年度任用職員3名を交代で常駐させ、適切な管理・運営を行っている。 コート整備は近隣高校にも協力してもらっている。	城山庭球場の管理運営。	① 継続実施
150	スポーツ課	市営プール整備運営事業		御幸の浜プールを、安全・快適に提供できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で改修等整備していく。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開場期間を短縮し、8/1～8/23とした。	16,452	利用者数 (人)	10,000	7,783	77.8%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツの出来る環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	プール監視及び入場券販売等業務を民間に委託しており、安全の確保に努めている。 優先順位を付け、必要最低限の施設の維持修繕を行った。	御幸の浜プールの管理運営。	① 継続実施
151	スポーツ課	城内弓道場整備運営事業		城内弓道場を安全・快適に提供できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性、指定史跡内での制約等を考慮した中で改修等整備していく。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言のため、4/1～4/28に利用制限、4/29～6/19に休場した。 また、安全確認のため、6/26～3/31に休場した。	1,236	利用者数 (人)	7,000	263	3.8%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツの出来る環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	施設管理に弓道協会の協力を得ることで、職員等を常駐させることなく効率的な管理を行っている。	城内弓道場の管理運営。	① 継続実施
152	スポーツ課	スポーツ広場整備運営事業		酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場及び高田運動広場を安全・快適に提供できるようにし、経年や気候条件等に起因する不具合や器具の劣化等について、その規模や緊急性を考慮した中で改修等整備していく。 令和2年度は、酒匂川スポーツ広場は、令和元年度の台風19号の復旧工事のため、4/1～5/31に休場した。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言のため、酒匂川スポーツ広場は、5/4～6/19、1/8～3/21に休場した。鴨宮運動広場及び高田運動広場は、4/3～4/28、4/29～6/19、1/8～3/21に休場した。	77,643	利用者数 (人)	220,000	80,137	36.4%	スポーツ振興を図るため、身近にスポーツの出来る環境を整える必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理していく。	会計年度任用職員の採用、関係競技団体の協力を得る等、事業コストの削減を図っている。	酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場、高田運動広場の管理運営。 高田運動広場は、令和3年9月末をもって閉場。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
153	スポーツ課	学校体育施設開放事業		学校体育施設開放事業については、学校施設開放事業、夜間照明開放事業、学校プール開放事業の3つの事業がある。 学校施設開放事業については、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図るため、早川小学校を除く市内小学校24校、中学校11校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で利用登録団体に開放している。 夜間照明開放事業については、酒匂中学校、国府津小学校及び豊川小学校のグラウンドに照明設備を設置し、夜間の時間帯に利用登録団体に開放している。 学校プール開放事業については、PTA等が主体となって実施している、夏休み期間の学校プール開放事業運営費の一部を支援している。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言のため、学校施設開放及び夜間照明開放は、4/1～6/30、8/24～9/6、1/8～3/21に利用休止した。 また、学校プール開放は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施しなかった。	985	利用者数(人)	210,000	92,573	44.1%	学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域のスポーツ活動・交流の場を提供することで、スポーツ振興を図る。	学校の体育施設を地域住民に開放することにより、施設の効率的利用を進めるとともに、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図っている。	学校施設開放事業、夜間照明開放事業、学校プール開放事業の実施。	① 継続実施
154	スポーツ課	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業		安全に自転車に親しむことができる施設を広く市民に開放し、自転車の貸出しを通して自転車の乗り方や交通ルールを身につけるとともに、市民の健康増進を図り、いつまでも健康で暮らせるための環境づくりを進める。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言のため、4/1～6/19、1/8～3/21に休場した。	6,168	貸出自転車利用者数(人)	40,000	7,136	17.8%	安全に自転車の乗り方や交通ルールを身につける場を提供することで、スポーツ振興や市民の交通安全に寄与する。	管理運営業務を一般財団法人小田原市事業協会に委託し、経費の削減を図っている。 利用者が安全に利用できるように、老朽化した自転車の点検・整理を行った。	酒匂川左岸サイクリング場の管理運営。	① 継続実施
155	スポーツ課	酒匂川サイクリングコース管理事業		市民が酒匂川の自然に親しみながらサイクリングを楽しめるよう、県と市の共同事業として、酒匂川右岸にサイクリングコースを管理する。	581	整備総延長(m)	5,133	5,133	100.0%	サイクリングやウォーキング・ランニングをする場を提供し、身近に運動できる環境を整えることで、スポーツ振興・健康増進に寄与する。	維持管理に係る直営と業務委託を使い分けながら、事業コストの削減を図っている。	酒匂川サイクリングコースの管理。	① 継続実施
156	環境政策課	地域循環共生圏構築事業		地域の環境課題であったものを経済的価値のある地域資源に転換することで、環境保全に繋がる循環の仕組みを構築する。 中核的な役割を担う「おだわら環境志民ネットワーク」と連携して実施していく。 令和2年度は、環境省から「地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体」としての選定を受け、①環境課題対応(獣害・荒廃竹林)、②体験型誘客(マーケティング・モニター事業)、③地場産品消費拡大、④環境意識啓発、⑤プラットフォーム強化の5つのプロジェクトを実施した。	0	おだわら環境志民ネットワーク会員数(会員)	50	50	100.0%	地域循環共生圏を構築するためには、公民連携して実施するものであるが、定着するまでには市の関与が必要である。	環境省から選定を受けた活動の一環として位置づけたことにより、市の予算を執行せず、国(環境省)の予算を財源に実施することが出来た。	公民連携による環境課題への対応とおだわら環境志民ネットワークの自立化支援を行う。 また、広く小田原の豊かな自然環境の魅力を伝え、小田原の森里川海に触れる体験をする都市住民を増やしていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
157	環境政策課	環境基本計画推進事業	○	環境基本法の趣旨及び小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例の目的を踏まえ、環境行政を総合的かつ計画的に推進するために、小田原市環境基本計画の進行管理を行う。 小田原市環境審議会の運営をする。 令和2年度は、令和元年度実績の進捗状況ととりまとめ、年次報告書を作成し、小田原市環境審議会においてその評価について協議した。	95	-	-	-	-		会議の開催回数を必要最小限とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議を取り入れて実施した。	引き続き、年次報告書の作成等により、計画の進捗状況の検証を行う。	① 継続実施
158	環境政策課	環境再生活動推進事業		河川や森林など、身近な地域の自然を保全・再生する事業を通じ、市民の環境意識の向上及び市域の環境保全を図る。 ①環境再生活動推進事業:酒匂川土手のシバザクラの維持管理をマイ花壇オーナー、自治会等の協力により年3回実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、1回のみ実施した。また、和留沢地区において、市民参加による農業体験、獣害問題や荒廃農地対策についての学習等を実行委員会とともに実施した。 ②環境市民活動推進事業:環境団体等の連携や相互のネットワーク強化に取り組む「おだわら環境志民ネットワーク」の活動充実を図り、獣害や荒廃竹林等の環境課題の解決に寄与する環境保全事業や伐採竹活用プロジェクト等を実施した。 ③自然環境調査普及支援業務:平成29年度から実施した文献・現地調査や分析・評価の結果について環境活動団体等や職員に向けた報告会等を実施した。	2,452	環境再生事業参加者数(人)	231	123	53.2%	①民間主導の活動を通じ、自然環境を守り、再生する意識が醸成される施策として有効である。 ②民間の環境活動の核となる組織を構築し、行政と協力しながら、本市の環境各分野の課題解決や市民の環境活動の活性化を図るため必要である。 ③調査の結果は、小田原市環境基本計画の改定や関連計画等の見直し、各分野の環境に係る基礎資料等に活用するとともに、市民等の環境に対する意識の醸成を図る上でも有効である。	①身近な自然環境の保全・再生について啓発を図るため、新型コロナウイルス禍ではあったが地域住民をはじめとする市民に参加を呼びかけた結果、参加団体は前年度に比較して1団体増えた。 ②環境保全事業については、選考委員会での審査により、活動に必要な経費等を確認・評価のうえ実施した。 ③調査結果については、オンラインと会場実施を併用してできるだけ多くの環境活動団体等に対して普及できるよう工夫した。	①現在、市民等の担い手が固定化しているため、新たな担い手の確保策を含め、民間主導の活動や環境保全を図る方策を検討していく。 ②地域循環共生圏構築事業と統合のうえ、今後も継続して実施していく。 ③事業のうち、一部のモニタリング調査(重要地域)について、地域循環共生圏事業と統合する。	② 見直し・改善
159	環境政策課	環境学習推進事業		主に小学生を対象に、身近な自然環境である森林、里山や川辺・海辺などをフィールドとして、自然に触れ合う機会を設け、森林保全意識や資源の地域内循環への関心を高めるとともに、農業・林業・漁業などの経済活動とのかかわりに対する理解を深める。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業を休止した。	0	環境学習を行った学校数(校)	5	0	0.0%	将来を担う子どもたちへ、森林保全や資源の地域内循環への関心、農業・林業などの経済活動との関わりに対する理解を深めることにより、環境保全への意識向上が図られることから有効である。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業を休止せざるを得なかったが、オンラインでの実施など検討を行った。	本年度の検討を活かし、オンラインの活用等しながら、実施方法を見直し効果的な事業推進に努める。	② 見直し・改善
160	環境政策課	地域環境配慮行動推進事業		地球温暖化対策として、省エネ研修会の開催等を通じ、家庭における省エネルギー意識を向上させ行動を促す。 具体的には、放課後子ども教室と連携し、子どもたちが楽しみながら学べる講座を実施している。 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、省エネ研修会の開催を中止した。 グリーンカーテン普及促進事業として、地元農協や企業から寄贈を受けたグリーンカーテン用のゴーヤの苗を、市内公立小学校等の公共施設に配布した。	0	省エネ研修会開催回数(回)	10	0	0.0%	節電をはじめとする省エネ行動は、地球温暖化対策につながるものであり、全ての市民・企業等が自主的に取り組むべきものであることから、行政による普及啓発が必要である。	グリーンカーテン普及促進事業については、農協や企業からゴーヤの苗の寄贈を受けているため、ゼロ予算事業として実施している。	事業者や家庭における省エネ意識の向上を図るため、継続的に環境配慮行動の推進を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けた具体的な環境配慮行動を促す施策を検討していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
161	環境政策課	地球環境保全協定推進事業		事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に、多くの事業者が積極的に取り組む中、このような活動の紹介、情報や交流の場の提供、研修会の開催などを通じて、より一層地球温暖化対策を進めていただくため、事業者と市による地球環境保全協定を締結する。	0	地球環境保全協定の締結企業数(企業)	10	8	80.0%	市内の温室効果ガス排出量の約3割を占める産業部門の温室効果ガスの削減を促し、地域の環境改善活動を促進することは必要な施策である。	ゼロ予算事業として実施している。	地域環境配慮行動推進事業と統合のうえ、今後も継続して、締結企業の活動周知等による啓発を図る。	③ 廃止・休止
162	環境政策課	ごみ減量意識啓発事業		ごみに関する情報を市民に提供し、ごみの減量意識啓発を図る事業である。環境情報誌「ゴミダス」等の冊子類や自治会回覧、ホームページなどを活用し、ごみの分別方法や、ごみの減量化・資源化、処理に関する情報を提供し、市民のごみ減量意識の啓発を図る。ゴミダスの発行、ごみと資源の分け方出し方ガイドの発行、環境メールニュースなど、冊子やインターネットを活用するとともに、自治会や小学校等での啓発活動に努める。なお、令和2年度は食品ロス削減のため啓発動画を作成したほか、プラごみ削減に向け事業者と協定を締結し、市役所本庁舎とけやきにウォーターサーバーを設置した。	1,063	啓発回数(回)	40	31	77.5%	ごみの分別方法の情報提供、ごみ減量の意識啓発を図ることは、市が取り組むべき事業である。	コロナウイルス感染症の影響から講座等の開催が思うようにできない中、食品ロス削減の啓発動画を3本作成し配信した。また、プラごみ削減の一環としてマイボトルの普及のため、事業者と協定を締結しウォーターサーバーを本庁舎やけやきなどに設置した。	ごみの分別方法、ごみの減量化・資源化、処理に関する情報を提供し、市民のごみ減量意識の啓発を図ることは重要であり、今後も継続して実施していく。	① 継続実施
163	環境政策課	指定ごみ袋販売事業		「燃せるごみ」用指定袋を作成し、販売する。市民が「燃せるごみ」を排出する際、市の指定袋を使用することで、ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入を防ぐ。	48,991	販売店数(店舗)	600	583	97.2%	ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入防止のため、指定ごみ袋を作成、販売することは有効である。	指定ごみ袋の作成は入札により執行しており、人件費も含め最小限の費用で実施している。	引き続き、適切に事業を実施する。今後は、カーボンニュートラルの考えから、バイオマスプラスチックを含む素材の指定ごみ袋を作成し販売する予定である。	② 見直し・改善
164	環境政策課	事業系ごみ減量強化事業		事業系一般廃棄物の減量化と資源化を目的に、排出事業者や収集運搬業者に対して検査・指導を実施している。また、多量排出事業者に対しては、毎年度「減量化及び資源化計画書」の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を実施している。	404	排出計画提出者数(事業所)	102	96	94.1%	事業系一般廃棄物の減量化や分別徹底の指導は市が取り組むべき事業である。	多量排出事業者に対し、計画書の内容を確認した上で、必要に応じてごみの減量に取り組むよう指導した。また、計画書の提出がない事業者に対しては督促を行った。	事業系一般廃棄物の減量化と資源化は、燃せるごみの減量化に向けて取り組む必要があり、今後もヒアリング等を行い、減量・資源化に向け協力を仰いでいく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
165	環境 政策課	生ごみ堆 肥化推進 事業		燃せるごみの約30%を占める生ごみの減量化を目的に、段ボールコンポストを活用した家庭での生ごみ堆肥化事業を推進している。 新規参加者には初期セットと基材2回分を無料で配布しており、朝ドレファームなどで説明会や基材等の配布・販売を行うとともに、出前講座等で積極的にPRを行っている。 参加者で構成される生(いき)ごみクラブへの委託により、市内各地域で生ごみサロンを開催しているほか、福祉施設からの基材の調達や小売店での基材の販売など、市民や事業者との協働事業として展開している。なお、イトーヨーカドー小田原店で交換用段ボールコンポスト基材の販売を行っている。 また、取り組みやすい環境づくりの一環として、消臭効果や保水効果がある竹炭を段ボールコンポストのセットに追加した。 令和2年度から、世帯人数に併せて選べるよう小型の段ボールコンポストを製作した。	1,693	生ごみ堆肥化推進事業参加世帯数(世帯)	8,000	6,120	76.5%	市民の力で生ごみの減量に取り組む事業であり、燃せるごみの減量につながることから、市が推進することは妥当である。また、食品ロスに対する意識啓発の観点からも有効な事業である。	段ボールコンポスト新規参加世帯の増加のため、イトーヨーカドー小田原店、小田原百貨店店頭で実演を行った。また、小型のコンポストを製作し、世帯人数に併せて選べるよう環境を整備した。	段ボールコンポスト参加世帯の拡大を目指すとともに、継続率向上に向けた取組を検討し、普及と定着に努める。また、食品ロス削減に向け普及啓発等に取り組む。	②見直し・改善
166	環境 政策課	焼却灰等 資源化事業		市内で排出される廃棄物を安全かつ適正に処理し、併せて循環型社会の構築に向け資源化処理の推進を目指す。 本市最終処分施設の残容量が逼迫する中、ごみの焼却により発生する焼却灰や、不燃物の処理により発生する不燃残渣、可燃残渣、ガラス残渣等について、リスク分散を考慮しながら最終処分先を確保するとともに、最終処分業者による資源化を推進している。	392,357	焼却灰処分量/焼却灰発生量(%)	100.0	91.8	91.8%	廃棄物の適正処理と資源化は市の責務である。	外部委託により効率的に実施している。	焼却灰については、地域的リスク分散も含めた最終処分先の確保に努めるとともに、資源化率の向上を目指す。 有価物については、売却品目の細分化を図るなど歳入増を目指す。	②見直し・改善
167	環境 政策課	容器等再 資源化事業		循環型社会の構築を目的に、トレー類、プラスチック容器、ペットボトルを分別収集し、引取り品質ガイドラインに沿った破袋や異物除去等の中間処理を行った後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託を行う事業である。	51,499	容器包装比率(容リ協会検査結果)(%)	95.0	96.0	101.1%	分別の徹底と容器等の再資源化は市が取り組むべき事業である。	外部委託により効率的に実施している。	(公財)日本容器包装リサイクル協会では、市町村が引き渡した資源物の品質調査を行っており、低品質の場合引き取り拒否となる場合があること、また、高品質であれば合理化拠出金が分配される場合があることから、分別の徹底を図り、資源物の品質確保に努める。	②見直し・改善
168	環境 政策課	古紙リサイ クル事業		紙類を確実かつ安定的に分別収集し資源化することを目的に、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により取り組んでいる事業である。 収集経費から紙・布類の売却益を差し引いた不足分を賄う協力金を古紙リサイクル事業組合に支出している。 燃せるごみに混入している紙類の分別の徹底を図るため、「その他紙」用袋を必要に応じて配布するとともに、高齢者や障がい者のみの世帯を対象に紙・布類の登録制戸別収集を実施している。平成31年1月に、高齢者の年齢要件を65歳以上に引き下げた。	40,000	協力金(千円)	40,000	40,000	100.0%	廃棄物の適正処理と資源化は市の責務である。	他の自治体と比較して費用を低減できている。 平成27年度から開始した高齢者や障がい者のみの世帯を対象とした紙・布類の登録制戸別収集について、平成31年1月に、高齢者の年齢要件を65歳以上に引き下げた。	引き続き、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により紙類の収集・資源化を行う。 燃せるごみの減量化を図るため、今後も紙類の分別の徹底について周知・啓発を行う。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
169	環境政策課	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業		【目的】 小田原市と足柄下郡3町(箱根町、真鶴町、湯河原町)が、各市町の地域特性や、将来の計画などを踏まえ、施設の老朽化、新たな施設整備の必要性、ごみの資源化・減量化などの課題を解決するため、今後、相互に協力していくことが望ましい事項について、1市3町を枠組みとした広域的なごみ処理を実施する計画を策定し、その方法等について検討することを目的とする。 【対象】 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 【実施手法】 合議制による検討 【内容】 (1)協議会の運営 (2)広域的なごみ処理体制の検討 (3)国交付金を受けるための事務手続き等の調整	25	ごみ処理広域化協議会会議開催回数(回)	6	5	83.3%	本市が単独で施設整備や資源循環型社会に向けた取組等を行うよりも、複数の市町で共同で取り組むことが、経費削減など、効率的なごみ処理事業の運営に有効である。	小田原市と足柄下郡3町のエリア内でのごみの分別区分や収集方法の統一を目指すとともに、各市町の地域特性に応じた効率的な広域処理システムの実現について検討している。	本市と足柄下郡3町による広域事業であり、次期広域処理システムの実現に向け、構成市町の意見集約を図っていく。 【小田原市系統】 次期広域処理システムの実現に向けた検討を行う。 【足柄下郡系統】 箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設の集約化等、3町共同処理に向けた整備事業を進めていく。	① 継続実施
170	エネルギー政策推進課	地球温暖化対策推進事業		家庭部門における温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するために、設備導入を図る者に補助金を交付する。 令和2年度は、省エネ性能の高いシステムをパッケージで支援するネット・ゼロ・エネルギー・ハウスへの導入費用を助成するとともに、FIT後の太陽光発電設備の自家消費を促すため、家庭用蓄電池システムへの支援を前年よりも拡大した。 また、「おだわらスマートシティプロジェクト」において、“青く澄んだ空を子どもたちと一緒にトッチしよう”を合言葉に、小田原を全国屈指の“スマートシティ”とすることを目指し、市と事業者・市民が協働し、スマートシティフェア等を開催した。	2,830	補助金交付件数(件)	42	38	90.5%	地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を削減するためには、家庭部門における省エネ性能に優れた住宅等の導入に対し、効率よく補助を行い効果を高めるとともに、国県の施策との連動や事業者等との協働により相乗効果を得る必要がある。行政が関与すべき取組である。	FIT後の対策として、自家消費を促す助成制度及び省エネ性能の高いシステムをパッケージで支援する助成制度を拡大し、補助件数の増加を図ることができた。	FIT後における国の政策動向等を見据え、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に寄与する機器などへの導入費用を助成することで、地球温暖化対策をさらに一層促進する。	① 継続実施
171	エネルギー政策推進課	市役所環境配慮行動推進事業		地球温暖化対策に市自らが率先して取り組むため、機器等の計画的な改修・交換、施設建設時の省エネ配慮などの対策を図るとともに、市職員の省エネルギー意識の向上と行動の促進を図る。 令和2年度は令和2年3月から運用を開始した電気自動車eemoの公用車利用について職員に周知し、利用を促したことにより脱炭素型交通への理解を深めた。 また、毎年5月1日から10月31日まで実施しているクールビズに加え、改めて「COOL CHOICE」の取組の推進を職員に呼びかけ、全庁的な取組を推進した。	0	eemo職員登録者数	100	69	69.0%	地球温暖化対策について、市民や市内事業所等の行動を促進するに当たっては、市が率先して取り組む必要がある。	庁内通知やポスター掲示により、改めて全庁的な取組推進を呼びかけ、意識啓発を図った。	引き続き、地球温暖化対策に市自らが率先して取り組んでいく。	② 見直し・改善
172	エネルギー政策推進課	再生可能エネルギー導入促進事業		エネルギーを地域で自給する持続可能なまちの実現を目指し、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例及び小田原市エネルギー計画に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するため各種事業を実施する。 令和2年度は、事業用太陽光発電設備に対して奨励金(7件)を交付した。 また、民間事業者4社と連携した「地域マイクログリッドを活用した地域エネルギーマネジメント事業」を、わんぱくらんどをフィールドに進めている。	4,248	奨励金交付対象設備総出力量(kW)	2,538	1,026	40.4%	地球温暖化防止、地域経済活性化の観点から行政が関与して取り組む必要がある。 このうち、モデル事業においては、EVに地域の再生可能エネルギーを可能な限り活用することで需要を創出し、FIT後の再生可能エネルギーの活用を見据えた効果的なエネルギーの地域自給の拡大・普及につながるものとなるため、市が取り組む意義は大きい。	モデル事業においては、民間事業者が国補助金を活用し設備導入を行った。導入したEVを複数人でシェアすることにより、新たな交通モデルを構築、地域における脱炭素化の促進を図る。 また、EVを動く蓄電池と見立て、これまでの定置型蓄電池のエネルギーマネジメントよりも高度なマネジメントを実施し、災害時には非常用電源として活用することで地域防炎性の向上が期待される。	引き続き、奨励金の交付による再生可能エネルギー利用を促進、エネルギーの地域自給の促進に向けた事業を官民連携により取り組んでいく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
173	環境保護課	地域美化促進事業		きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推し進めるとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動の支援をし、美化促進の啓発をすることを目的とする。環境美化推進員を各自治会長より1名、推薦していただき、ごみステーションでごみの捨て方を指導するなど、地域美化のリーダーとして活動していただいている。 また、美化活動が顕著な方(個人、団体)を、環境美化活動表彰において表彰するなど地域美化意識の向上を図っている。 自治会清掃、ボランティア清掃時に、ごみ収集袋を提供し活動を支援した。	2,260	自治会清掃等実施回数(回)	600	576	96.0%	平成6年度に施行した「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」の実効性を高めるため、ボランティア団体と協働し、小田原市の美化推進と美観の保護に今後も努めていくために必要な事業である。	落書き消去活動においては、ボランティア団体と協定を結び、事業目的を共有し、成果を得るために役割分担を行い、効率的な活動を行った結果、落書きの消去が図られた。環境美化推進員に対しては、年一回研修会を開催しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、中止とした。	ボランティア団体の高齢化が進んでいるので事業を再度見直し、幅広い世代に美化啓発を呼びかけた。	① 継続実施
174	環境保護課	環境美化促進重点地区美化事業		きれいなまち「小田原」をつくるため、小田原駅周辺を指定した環境美化促進重点地区内における美化及び市民の意識の向上を図ることを目的とする。環境美化促進重点地区内の清掃、ポイ捨て禁止を呼びかけるポイ捨て防止キャンペーン、喫煙場所の設置を実施することにより、重点地区内の美化が図られた。	1,919	ポイ捨て防止キャンペーン時のごみ収集量(キログラム)	100	22	22.2%	「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」により路上喫煙を規制したことによる効果の検証と今後の啓発活動等施策の検討のため、また小田原駅周辺環境美化促進重点地区のポイ捨ての実態を調査し、イベント等でポイ捨て禁止の呼びかけをして美化を啓発するために必要な事業である。	新型コロナウイルス感染防止の点から、実施回数が減少したが、ボランティア団体との協働による清掃及び美化キャンペーンを実施し、美化啓発が図られた。	協働団体である「まちをきれいにする会」の参加者が減少したことから現在の実施方法を取りやめることとした。今後は新たな清掃及び美化啓発活動の実施を検討するとともに、喫煙場所のあり方についても検討を行い、誰もが快適に過ごせる環境づくりに取り組んでいきたい。	② 見直し・改善
175	環境保護課	海岸美化推進事業		美しい海岸の姿を保ち、自然環境保全と快適な利用環境を創造することを目的とする。 公益財団法人かながわ海岸美化財団へ負担金を交付し、海岸清掃を実施していただくとともに、地域の海岸ボランティア等の活動を支援していく。 公益財団法人かながわ海岸美化財団による清掃及びボランティア団体が清掃したゴミの回収が行われ、海岸美化が図られた。	1,777	(公財)かながわ海岸美化財団によるごみ回収量(トン)	100	51	51.0%	海岸漂着ゴミの清掃は市及び県が行うものであるが、神奈川県では、県及び海岸を有する13市町が出資して設立された(公財)かながわ海岸美化財団が清掃を行っており、当該財団に負担金を交付することは必要な事業である。	この事業を、本市単独で実施する場合は、人的にも費用的にも負担が大きくなるため、(公財)かながわ海岸美化財団に負担金を交付(市1/2、県1/2)し海岸ゴミの清掃が行われることは効果的である。	今後も地域ボランティアへの支援及び(公財)かながわ海岸美化財団への費用負担を通じて、海岸美化の推進に努めていく。	① 継続実施
176	環境保護課	害虫駆除事業		不快害虫であるユスリカや、生命に危険を及ぼすスズメバチなどを駆除することで、良好な生活環境を保ち、市民の健康増進、安全を確保することを目的とする。 不快害虫が発生しやすい指定水路を定期的に消毒を行うほか、その他の水路については、発生状況によって随時消毒を実施し、スズメバチ、茶毒蛾について、市民からの連絡等に基づき現場を確認して駆除を実施した結果、市民の健康の増進及び安全の確保が図られた。	13,987	スズメ蜂の駆除件数	200	205	102.5%	スズメバチ、茶毒蛾については、発生場所によっては、通学路等、不特定多数が被害にあうことが想定され、迅速な対応を行うために必要な事業である。 ユスリカについては、不快害虫の中でも市民からの要望も多いことから、良好な生活環境を保持するため、必要な事業である。	スズメバチの駆除は基本的に直営で行っているが、直営で行うことができない場合は、入札による単価契約を行った専門の業者に委託している。 ユスリカ駆除は、専門の業者への年間委託契約により実施しているが、実施する水路については、発生状況から見直しを行っている。	実施方法や内容の見直しについては今後も継続していくが、当面の間は現状を維持する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
177	環境保護課	公衆便所管理事業		廃掃法で、市町村は必要と認める場所に公衆便所を設け、衛生的に維持・管理しなければならないと規定されている。 これより、市で設置した公衆便所を、市民等がいつでも清潔・快適に利用できるよう維持管理することを目的とし、市内に設置の公衆便所について、衛生面の保持、施設の維持・整備を行う。 市内7箇所の公衆便所及び2箇所の準公衆便所の維持管理や整備を実施した。	9,628	洋式化率 (%)	60	66	110.0%	市内8箇所に設置されている公衆便所の衛生面の確保を行うために必要な事業である。	老朽化に伴う部品交換のほか、いたずら等による破損部分の修繕を迅速に実施したほか、老朽化が著しかった慰霊塔北側公衆便所を廃止した。老朽化した部品について、同一部品を使用しているものは同時に交換するなど、故障を未然に防ぐほか、工事対応及び費用の縮減を図っている。	事業は継続していくが、公衆便所のあり方については、今後も検討を要する。	① 継続実施
178	環境保護課	公衆浴場補助事業		自家風呂を持たない人や、災害時の入浴支援など、市民等の衛生面を確保し、また、地域コミュニティーの場ともなる公衆浴場の利用が促進され、公衆浴場が維持されることを目的とする。 小田原公衆浴場組合へ、公衆浴場利用促進の一環として、補助金を交付した。 季節イベントや無料入浴デーが実施され、利用促進が図られた。	25	無料入浴実施時の利用者数 (人)	40	5	12.5%	公衆浴場の経営の安定化を図り、利用を促進するため、必要な事業である。	ゆず湯等の季節イベント及び無料入浴デーが実施され、利用促進が図られた。 ※新型コロナウイルス感染防止のため、営業日数が例年より減少。	当面の間は現状を維持する。	① 継続実施
179	環境保護課	し尿収集事業	○	汲取り便所、浄化槽及び仮設便所から生し尿等を収集し、処理を適切に行い、良好な生活環境をつくることを目的とする。 生し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬を実施した結果、生活環境の保全が図られた。	2,958	-	-	-	-			現状を維持しつつ、料金改定の必要性を引き続き検討する。	① 継続実施
180	環境保護課	扇町クリーンセンター管理運営事業		市内の生し尿、浄化槽汚泥等について、適正に希釈し公共下水道へ放流することにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。 小田原衛生公社への委託によりし尿の収集を実施し、生活環境の保全が図られた。	279,899	光熱水費 (千円)	181,012	182,041	99.4%	公共下水道の整備が進んだことや人口の減少によって、し尿収集量は減少傾向にあるが、市内の全世帯に下水道を整備することは不可能であり、今後も安定的な処理の継続が求められるため、必要な事業である。	平成26年度扇町クリーンセンター施設機能診断業務を委託し、調査を行った。 この調査結果に基づき、今後の施設の長寿命化計画を作成し、平成29年度から長寿命化工事を実施し、機能の維持を図っている。	長寿命化計画工事を実施し安定的な処理を行い、長期的・継続的に維持管理行っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
181	環境 保護課	犬・猫飼育 方マナー 啓発事業		犬や猫の飼い主や餌やりをする人に対して、飼育マナー等の啓発を行うことにより、糞尿の被害等の減少を図り、糞の不始末等の迷惑行為のない快適な生活環境をつくる。 広報小田原、市HP等への飼い主のモラル向上を図る記事の掲載や、愛犬手帳でのマナーの周知、糞放置禁止等のモラル向上看板の貸与を実施。	449	犬・猫に係る苦情件数 (件)	158	135	117.0%	人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目的とする神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に則り、関係団体の一として、飼育マナー等の啓発を行うことは市が行うべきことである。犬猫のふん尿のにおいや放置に悩む市民に、啓発看板の貸し出しを行っており、貸し出しを行なった市民等から、貸し出し以降に苦情が寄せられることは少ないことから、少しずつではあるが啓発効果が得られている。	公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に参加し、ボランティア活動者とともにTNR活動を行っている。また、野良猫の去勢・不妊手術費補助金を交付し、野良猫の削減に取り組んでいる。	改善策を検討しながら、引き続き事業を実施する。	②見直し・改善
182	環境 保護課	畜犬登録・ 狂犬病予防 注射事業		公衆衛生の向上を図り、狂犬病予防法に基づき集合注射の実施及び飼い犬の登録事務を実施する。なお、令和2年度末現在での犬の登録数は11,018頭である。 狂犬病予防集合注射の実施や、犬の登録申請書、犬の死亡届出書、犬の登録事項変更届出書、犬の鑑札・注射済票再交付申請書の受理し、犬の鑑札の交付又は再交付、注射済票の交付又は再交付を実施。	4,754	狂犬病予防 注射の実施頭数 (頭)	9,300	8,208	88.3%	狂犬病予防法等により、犬の登録申請書受理、犬の鑑札交付などは市の事務となっていることから、市が関与して取り組むべき事業であり、現在のところ本市内で狂犬病は発生していない。	特に改善を図った点はないが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、例年市内で、40箇所以上で行っていた狂犬病予防集合注射を中止とした。	引き続き、法令に基づき適切に事業を実施する。	①継続実施
183	環境 保護課	斎場管理 運営事業		公衆衛生に寄与することを目的とし、火葬需要に対して安定した火葬を提供する。 令和2年度は、300日間運営し、3,873件の火葬を行った。	151,141	無事故日 数	300	300	100.0%	小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例では、墓地等(火葬場含む)の経営の主体は、地方公共団体、宗教法人、公益社団法人とされており、民間による経営は困難であるため、市が取り組むべき事業である。 また、近隣で斎場を所有している自治体は、秦野市、平塚市、真鶴町であるため、西湖地域において極めて重要な施設である。	令和元年7月から新斎場の供用を開始し、指定管理者が維持管理を行っている。 令和2年度はセラミック補修や火葬炉の燃料効率の研修により、火葬時間の短縮や燃料使用費削減を行った。	PFI事業により令和15年度まで指定管理者が維持管理運営を行う。	①継続実施
184	環境 保護課	酒匂川水系 保全事業		酒匂川水系の環境及び水質の保全、そして、酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、酒匂川水系保全協議会の事務局として、水質保全及び環境の維持向上に資する諸事業を支援。 (協議会は、昭和35年に発足。令和3年3月末現在の会員数は83会員。)	200	事業参加 人数(人)	320	116	36.3%	酒匂川水系保全協議会は、昭和35年に設立された歴史ある団体であり、酒匂川水系を保全する団体として、流域市町及び流域の企業の信頼と参加を得ており、酒匂川の保全に欠かすことのできない団体であるとともに、他に変わる組織がない。	令和2年度は、酒匂川水系保全協議会設立60周年を迎え、新型コロナウイルス感染症感染防止により協議会の多くの行事を中止している中、協議会60周年記念シンポジウムを行い、酒匂川水系が流域市町共有の貴重な財産であることや、自然環境と生態系を守り続けること、及び先人たちへの感謝をしつつ会員同士のつながりを維持していくことを「酒匂川・鮎沢川水系活動宣言2020」で確認した。	協議会活動を通して流域事業場への参加を働きかけるとともに、酒匂川の水の利水域の住民等にも酒匂川の素晴らしさを積極的に周知していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
185	環境保護課	コアジサシの保護事業		環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類され、世界的に生息数が減少している市の鳥コアジサシを保護する活動を行うとともに、その活動を通して、市民の環境保全意識の醸成・向上を図ることを目的に、飛来及び営巣したコアジサシを観察する事業を実施した。	50	コアジサシの飛来数(羽)	100	100	100.0%	コアジサシは市の鳥であり、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存は、地方公共団体として市が施策の策定・実施に努めるべきものである。また、類似事業が存在しない。	経費は、コアジサシの保護事業の開催費に充てているもののみであり、事業そのものの実施にあたっては、環境保護団体等との協働により実施している。	当面はコアジサシの営巣場所付近での観察会実施により、環境保全意識の醸成・向上を図る。	① 継続実施
186	環境保護課	メダカの保護事業		環境省の汽水・淡水魚類レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類され、地域固有の遺伝子を有する市の魚メダカを保全する活動を行うとともに、その活動を通して市民の環境保全意識の醸成・向上を図る。 「酒匂川水系のメダカ」の保全啓発のため、メダカを配布して大切に育てていただく制度である、「メダカのお父さん・お母さん制度」の実施や、市民、行政、地元自治会、環境保護団体等で構成される市民メダカ会議を開催し、保全・啓発活動の推進、情報共有を図るとともに、環境保護団体と連携して生息域の保全活動などを行うことで、市民の自然環境保全意識の向上を図った。	466	メダカのお父さん・お母さん新規登録者数(人)	80	0	0.0%	メダカは市の魚である。また、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存については、地方公共団体として市が施策の策定・実施に努めるべきものである。メダカのお父さんお母さんの登録者数が順調に増えてきていること、市民の有志によるめだかサポーターの会が結成され、活動の成果が得られている。	メダカの生息地における草刈りやパトロールなどの維持管理活動は「めだかサポーターの会」等の環境保護団体や市民と協働することによって、メダカ保全の効果向上が期待できる。また、平成28年度から、神奈川県水産技術センター内水面試験場に委託を継続しており、ビオトープの環境変化等の調査や、外来種の駆除をあわせて実施することにより、メダカをはじめとする水生生物が安定して生息できる環境を管理維持し、包括的な保全を行うことができた。	めだかサポーターの会等との連携により、市民への啓発活動のさらなる充実を図る。	① 継続実施
187	環境保護課	野猿等対策事業		「神奈川県二ホンザル管理計画」に基づき、市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会等の関係機関が連携し、追い払いや加害個体の捕獲等を実施することにより、野猿による被害を防ぐ。 猟友会へ野猿監視、追払いの委託、小田原市鳥獣被害防止対策協議会(農家による追払いを実施している)への補助金の支出、S群・H群の加害個体捕獲、個体数調整を実施。令和2年12月9日にS群の現認される最後の1頭を捕獲し、群れの除去を完了した。 また、ハクビシンなどの有害鳥獣による生活被害(住居の汚損等)を軽減することにより、良好な生活環境を形成する事を目的に、適正な捕獲の許可を行い、捕獲檻の貸出し及び処分等の支援により、有害鳥獣等による被害を防止した。	15,978	野猿捕獲数(頭)	4	5	125.0%	野猿対策のうち、被害防除対策や捕獲に関しては市が取り組まなければならない事業である。また、外来生物対策の推進は良好な生活環境形成のためにも、積極的に取り組むべき事業である。	野猿対策として、猟友会に委託することで通年365日の監視・追払いを実施している、住民からの通報に対しても迅速な対応を行っている。 また、有害鳥獣(イノシシ、ハクビシン等)の捕獲許可は市の事務である。捕獲した小動物の処分については民間への委託を行っており、入札により決定している。また、県の「市町村事業推進交付金」を受け、事業費の約半分は県の補助を受けている。	令和3年度神奈川県二ホンザル管理事業実施計画に基づき、H群が「管理困難な群れ」とされたことから、早期に群れの除去を行っていく。また、住宅地へのイノシシ出没が目立っている羽根尾地区については、県・地元住民と連携し「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進し、官民による被害防除に取り組んでいく。ハクビシン等の有害鳥獣については、引き続き捕獲時の許可及び捕獲用箱わなの貸し出しを実施し、良好な生活環境の確保を図る。	① 継続実施
188	環境保護課	水質保全事業		【事業概要】 河川や海域の水質調査監視体制を強化するとともに、排水事業者と協働による取組や生活排水対策を進め、良好な水環境の保全に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な水環境を保全するため。 【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、河川定点水質調査、水浴場水質調査、工場・事業場排水立入検査、合併処理浄化槽補助金に係る事務、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の經由事務	41,727	公共用水域水質常時監視延べ地点数	132	132	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。	-	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
189	環境 保護課	地下水・土 壌保全事 業		<p>【事業概要】 豊かで良好な地下水資源を将来に残すため、地下水・土壌に関する調査や指導を実施し、将来に向けて地下水・土壌を保全する。</p> <p>【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な地下水、土壌環境を保全するため。</p> <p>【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、地下水汚染追跡調査、地下水水位調査、地下水塩化調査、開発事業者等への土壌汚染対策法に基づく指導・監視、市条例に基づく届出受理事務。</p>	2,743	公共用水 域水質常 時監視(地 下水)地点 数	9	9	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な 事業事務の業務量の占める割合 が約9割である。	-	法令、条例等に基づく義務 的な事業事務の業務量の 占める割合が約9割であ るため、現状維持。	① 継続 実施
190	環境 保護課	大気保全 事業		<p>【事業概要】 市民の良好な健康保持のため、大気環境を的確に把握し、良好な大気環境の保全に努める。</p> <p>【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な大気環境を保全するため。</p> <p>【実施内容】 ダイオキシン類大気環境調査、自動測定器による大気環境調査(NO、NO2、SO2、SPM)、窒素酸化物簡易調査(PTIO法)、酸性雨調査、空間放射線量率調査、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の經由事務</p>	968	自動測定 器による大 気調査 (NO,NO2,S O2,SPM)延 べ地点数	4	4	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な 事業事務の業務量の占める割合 が約4割である。	-	現状維持であるが、法令、 条例に基づかない調査に ついて、その必要性の検 討を行う。	① 継続 実施
191	環境 保護課	騒音振動 対策事業		<p>【事業概要】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査及び工場・事業所の騒音・振動防止対策指導等を行い、市民の快適な生活環境の維持に努める。</p> <p>【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な環境を保全するため。</p> <p>【実施内容】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査、新幹線騒音・振動調査、工場・事業所の騒音・振動防止対策指導、法令に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の受理・副申事務。</p>	268	自動車騒 音常時監 視地点数	9	9	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な 事業事務の業務量の占める割合 が約9割である。	-	法令、条例等に基づく義務 的な事業事務の業務量の 占める割合が約9割であ るため、現状維持。	① 継続 実施
192	環境 保護課	公害防止 対策事業		<p>【事業概要】 ・公害発生源への立入調査、監視を行い、市民が快適で健康に生活が送れるよう、指導体制の強化を図る。 ・安全で衛生的な飲料水の確保を図るため、各種届出の手続きや、立入検査を実施する。</p> <p>【目的】 ・市民の良好な健康保持と快適な生活環境を保持し、法令改正、防止対策等に対応し、公害問題に対応するため。 ・飲料水利用者の健康を保護し、公衆衛生の向上に寄与する。</p> <p>【実施内容】 ・新しいタイプの公害問題、法令改正、分析方法、防止対策等について、環境省主催の研修会・説明会等で習得する。神奈川県市環境保全事務連絡協議会、西湘地区公害行政研究会等へ参加し、情報交換を行う。 ・水道法関連の法令・条例に基づく確認・受理事務、立入検査業務。</p>	729	水道法に 係る立入調 査数	19	17	89.5%	法令、条例等に基づく義務的な 事業事務の業務量の占める割合 が約9割である。	-	・検査事務等の効率化、簡 素化を図る必要がある。 ・事務処理の合理化と 様々な苦情に対応できる 人材を育成する。	② 見直 し・改 善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
193	環境保護課	保存樹・保存樹林奨励金交付事業		樹容が特に優れている樹木及びその集団の樹容が特に優れている樹林の保全を図ることで、美観風致を維持することを目的とし、健全で美観上優れる樹木・樹林を保存樹・保存樹林に指定し、奨励金を交付する。 保存樹については1本当たり3千円、保存樹林については100㎡あたり800円及び固定資産税・都市計画税相当の奨励金を、所有者に交付した。	705	保存樹・保存樹林の指定数(件)	161	148	91.9%	優れた樹木等の保全に資することで美観風致を維持することができている。	-	現状を維持する。	① 継続実施
194	環境事業センター	分別排出奨励事業		ごみを排出する市民自らが、地域住民との協力の中でごみを分別し適正に排出することにより、ごみの減量化、資源化を図ることを目的とし、ごみ集積場所を管理する自治会を対象に、謝礼金を交付する。	5,774	資源化率(%)	24.6	24.32	98.9%	排出者である市民(自治会)自らがごみ集積場所の管理を行うことで、ごみの分別等について実効性を持たせることができる。	ごみは各家庭からごみ集積場所へと排出されるもののごみ集積場所の管理を個々に委ねることは非常に困難である。さらに市から分別指導を行う場合には、自治会が窓口となるほうが業務の執行には効率的である。	現在のごみの分別、排出及び収集方法が続く限りは、現在の事業を継続していく。ただし、将来的に分別、排出方法等の見直しや自治会加入率の変化に合わせて、見直しを行う必要がある。	① 継続実施
195	環境事業センター	ごみ分別指導事業		一般廃棄物の分別排出を徹底し、資源化を推進することによる減量化を図るため、啓発及び指導を行う。	6,078	資源化率(%)	24.6	24.32	98.9%	一般廃棄物の処理は法において市町村の責務とされている。また、廃棄物の減量化は、環境負荷の軽減を図るために不可欠である。さらには、減量化を図ることで、行政の経費負担の軽減も図れる。	一層の資源化・減量化を図るためには、一般廃棄物の約20%を占める事業系一般廃棄物の指導を徹底することが効果的であるとの考えの下、引き続き事業系一般廃棄物の搬入検査を実施するとともに、検査結果をもとに、排出事業者に対し、資源化等への指導を行った。	更に、市民(自治会)の自主性を促し、適正な排出方法や分別の徹底によるごみの減量化に努める。	① 継続実施
196	環境事業センター	ごみ収集運搬事業	○	法令上の実施義務に基づき、家庭から出される一般廃棄物等を収集し、清掃工場に運搬する。	636,201	-	-	-	-		全収集業務の70%程度を委託しており、他自治体と比べても高い水準である。	人口減少が続く中、ごみ集積場所の数は増加傾向にある。さらに高齢化の進展等、社会環境が大きくかわる中ごみ収集についても、一層の効率化を図るとともに、安定的かつ継続的な業務執行体制を目指す。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
197	環境 事業 センター	リサイクル 施設等管理 運営事業	○	市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せないごみ」と「資源ごみ」について、リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において適正に中間処理し、再資源化できるようにする。また、その施設や付帯設備について、計画的な修繕等をするほか、適正な施設の運営、維持管理を行う事業。	165,420	-	-	-	-	1トン当たりの処理単価が県内自治体の中で低い水準にある。場内運搬業務等を委託し、令和3年度より長期契約となるように、令和2年度中に習熟期間を設けた契約をした。計画的に設備の補修を行うことで、施設の継続的な運営と品質の高い資源化が可能となっている。	事故・故障等による長期の処理停止が起こらないように、適切な修繕と適正な運営を行う。	① 継続実施	
198	環境 事業 センター	焼却施設 管理運営 事業	○	市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せないごみ」について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正にかつ効率的に焼却処理する。また、その焼却施設や付帯施設について、計画的に修繕等することにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	505,975	-	-	-	-	1トン当たりの処理単価が県内自治体のなかで低い水準にある。24時間勤務体制である焼却炉とクレーン運転操作業務を委託している。	次期清掃工場稼働まで、事故・故障等無いよう、適正な維持管理に努める。	① 継続実施	
199	環境 事業 センター	埋立処分 場管理運 営事業	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、堀ヶ窪埋立処分場の適正な施設の運営、維持管理を行う。また、浸出水処理施設で浸出水を適正に処理するほか、焼却灰の搬入・搬出状況の管理や薬剤等を用いて周辺への飛散防止を行う。	16,720	-	-	-	-	出先の施設で、現場作業があるにもかかわらず、職員2人で焼却灰の積込と水処理等を管理しており、職員数はぎりぎりである。堀ヶ窪埋立処分場は、市内唯一の一般廃棄物の最終処分場であり、複数の処分場を管理していない。	焼却灰の搬出入について、引き続き適正に管理する。また、灰の搬入が終了しても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設廃止までの間、適正に維持管理する。	① 継続実施	
200	環境 事業 センター	不法投棄 防止対策 事業	○	良好な生活環境の保全を図るため、廃棄物の不法投棄の防止対策に取り組む。市民一人ひとりの意識を高めるとともに、警察、県や地域住民等、関係機関との連携のもと、パトロールの実施や防止用看板の貸出し等による未然防止策や不法投棄させない環境づくりを推進する。また、再投棄防止のため、早期発見・処分に努める。	381	-	-	-	-	不法投棄は悪質な犯罪であることから、警察への通報を徹底することで、不法投棄の再犯防止等、未然防止に努めた。	現在の事業を継続しつつ、今後は必要に応じ、不法投棄された土地の管理者等に対し、不法投棄されにくい環境づくりへの協力を求める。	① 継続実施	

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
201	福祉政策課	民生委員 児童委員 事業		地域福祉のキーステーションである民生委員・児童委員の活動に対する積極的な支援を通じて地域福祉基盤の充実を図る。	48,907	民生委員・ 児童委員 の相談支 援件数 (件)	5,000	4,051	81.0%	民生委員・児童委員活動が充実することで地域福祉の向上が図られるが、民生委員・児童委員が地域で十分に活動していくためには市との連携協力が必要である。	民生委員・児童委員の活動経費は、行政が一定程度負担する必要がある。また、継続して専属の担当職員を配置し、円滑な協議会運営に努めた。	引き続き実施する。	① 継続実施
202	福祉政策課	市社会福祉協議会 助成事業		市社会福祉協議会の運営費(人件費)及び地域福祉推進事業費に対する助成事業。	104,393	補助金額 (千円)	108,516	104,393	96.2%	社会福祉協議会の事業として、地区社会福祉協議会の活動の充実を図り、高齢者等の見守りなど「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取組を行っている。市内全域に活動を展開する上で、必要不可欠な組織である。	地区社会福祉協議会の担当者のみならず、地域の方と協力し、現在の事業を実施することができる。市の福祉部門、市民部門との十分な連携を図り、市の施策の推進の一翼を担っている。	社会福祉協議会が地域に根ざした地域福祉の中核組織となり、また、地域共生社会の実現に向けた地域福祉に必要な事業の実施を適切に行うことができるよう、効果的、効率的な助成を随時検討していく必要がある。	① 継続実施
203	福祉政策課	社会福祉 センター管理 運営事業		福祉団体・関係者が活動の拠点として活用している社会福祉センターの管理運営事業。	13,335	会議室の 利用者数 (人)	20,000	6,925	34.6%	市民の福祉の向上のためには、福祉団体の研修及びボランティア活動の場並びに高齢者の健康増進、相談、教養の向上及び娯楽のための施設を確保する必要がある。このため、市が関与して取り組むべき事業である。	おだわら総合医療福祉会館に機能移転したことにより、維持管理経費は低くなり、貸館業務を市社会福祉協議会に委託し、人件費削減を図っている。	引き続き実施する。	① 継続実施
204	福祉政策課	遺族援護 等事業		先の大戦における戦没者に対し市を挙げて追悼を行うとともに、遺族等に対する援護を行う。小田原市戦没者慰霊祭の実施及び遺族会等に対する助成事業。	842	助成団体 数(団体)	2	2	100.0%	先の大戦の犠牲者に対する追悼とその遺族に対する支援は、市を挙げて継続的に実施する必要がある。	遺族会の活動経費は、行政が一定程度負担する必要があるとともに、専属の担当職員の配置が円滑な運営のために必要である。また、遺族会との信頼関係の構築及び情報共有、協力体制の充実が事業の大きな目的のひとつである。	引き続き実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
205	福祉政策課	外国籍高齢者・障がい者等福祉給付事業		国民年金法施行時(昭和36年4月1日)における国籍条項により国民年金制度への加入が認められず、その後の法改正によっても、なお公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者、障がい者に対する福祉給付金の給付事業。 【給付額】 外国籍高齢者 月額20,000円 外国籍障がい者 月額38,000円	604	給付対象者数(人)	6	3	50.0%	公的年金の受給要件を制度上満たすことができない外国籍高齢者等の福祉の向上のため、支給は必要である。	制度の趣旨及び対象者の数その他の実績を踏まえ、職員人工を最小限で実施するとともに、事業費は県補助金等を活用しており、事業コストは適切であると考えている。	引き続き実施する。	① 継続実施
206	福祉政策課	被災者支援事業		小田原市災害見舞金等交付要綱に基づく小規模災害に対する見舞金等の支給 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金貸付の実施	235	【対象外】 火災等の被災者に対する見舞金等のため	-	-	-	災害にあった者の精神的被害の回復及び緊急の生活資金等のための災害見舞金の支給は必要である。	被災状況の確認や見舞金等の給付に係る職員人工を最小限の人数で実施しており、効率性の確保に努めている。	引き続き実施する。	① 継続実施
207	福祉政策課	生きがいふれあいフェスティバル開催事業		明るい長寿社会の実現をテーマに、市民と関係諸団体の協力のもとに、世代を越えて市民がふれあいイベントを開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る。	0	来場者数(人)	3,000	0	0.0%	高齢者がいきいきと健康的に生活するため、普段の活動の成果を発表するなどの場を提供することは、市が行うべきことである。	新型コロナウイルス感染症のまん延により事業を中止した。	他施設で行っているイベントと類似しており、参加団体が重なっている場合があるため、今後検討していく必要があるが、毎年70近い団体が参加しており、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に役立っているため、当面は現状維持が望ましい。	① 継続実施
208	福祉政策課	生きがいふれあいセンター管理運営事業		高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動の推進を図ることを目的として設置された「生きがいふれあいセンターいそしぎ」の管理運営を行う。	62,854	利用者数(人)	87,000	35,131	40.4%	高齢者の生きがいづくりや健康づくりに関する活動の推進を図るためには、活動するための施設が必要である。また、仲間づくりの場として提供するには、一定以上の規模を持った施設が必要であり、市が施設を提供しなければ活動の推進は難しい。	新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令に伴い施設を休館したため、利用者数は大きく落ち込んだ。施設や設備の老朽化が進む中、昨年度は階段手摺設置工事やスタンドミラーを購入するなど、利用者の利便を図ることができた。	引き続き実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
209	福祉政策課	前羽福祉館管理運営事業		市民の福祉増進を図ることを目的として設置された「前羽福祉館」の管理運営を行う。	2,002	利用者数 (人)	7,200	1,679	23.3%	各種福祉団体の連絡、活動のほか、市民の健康増進、教養の向上、レクリエーションの便宜を図る場として存置が望まれるが、特定地域の住民のための集會施設としての色合いが濃くなっており、妥当性は薄れている。	新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令に伴い施設を休館したため、利用者数は大きく落ち込んだ。	引き続き実施しながらあり方を検討する。	① 継続実施
210	福祉政策課	下中老人憩の家管理運営事業		老人福祉の増進を図ることを目的として設置された「下中老人憩の家」の管理運営を行う。	2,267	利用者数 (人)	9,000	1,906	21.2%	高齢者の教養の向上、レクリエーションの便宜を図ることにより、高齢者の健康増進を図る。高齢者福祉事業を促進する上で存置が望まれるが、特定地域の住民のための集會施設としての色合いが濃くなっており、妥当性は薄れている。	新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令に伴い施設を休館したため、利用者数は大きく落ち込んだ。	引き続き実施しながらあり方を検討する。	① 継続実施
211	福祉政策課	鴨宮ケアセンター管理運営事業		居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供することにより高齢者の居宅生活を支援する。	2,406	延利用者数 (人)	8,000	7,790	97.4%	要介護者、要支援者その他居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供することにより、居宅生活の支援を図る施設として設置されたが、介護保険制度が定着し、多くの民間事業所が同種のサービスを提供するようになっており、市が実施するべき必要性は薄れている。	高圧引込ケーブル・変圧器等の更新工事を実施した。また、施設のシャワーチェアや食器洗浄機が故障し設備の更新を行った。	引き続き実施しながらあり方を検討する。	① 継続実施
212	福祉政策課	ケアタウン推進事業		高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要とする方々を市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みづくりに向けて、市内各地区を対象に各種事業を実施する。 これまで、多機関の協働による包括的支援体制構築事業に係る「福祉まると相談」事業の委託を行ってきたが、令和2年度からは、新たに8050や引きこもりなど、いわゆる制度の狭間にある公的な支援が行き届きにくい個人や世帯を支援し、誰一人取り残さないセーフティネットの実現を図るため、地域福祉相談支援事業の委託を開始した。 これらの事業は、市民や地域の方からの相談に包括的支援を行うなど、福祉施策の推進に重要な役割を担っている。	24,325	福祉まると相談の新規相談件数	100	122	122.0%	地域福祉の新たな仕組みづくりのためには、行政も協働して取り組む必要がある。 複合的かつ複雑な問題を抱える個人や世帯が増えているなかで、断らずまるごと受け止める相談支援と、アウトリーチと継続的な伴走による相談支援を充実させていく必要がある。	地域の取組に対し、事業が適正に実施されるよう地域へ出向き、サロン等地域での活動状況の把握をするほか、会議等へ出席し必要に応じて助言等を行った。また、本事業の実施が将来的には、地域コミュニティ組織での取組に取り込めるよう、関係課と連携を密に図った。	現在、実施されている地域の取組が継続されていくよう、必要に応じ関与していくとともに、新規事業を実施する地区を支援していく。あわせて、地域福祉相談支援員の増員を図っていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
213	福祉政策課	地域福祉計画推進事業		地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定で定められている事項及びその他地域福祉の推進に関する事項など、地域福祉を推進するための基本的理念及び方針について定めるもの。 計画期間 令和4年度から令和8年度	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	-	-	令和3年度に審議会を開催し計画を策定する。	① 継続実施
214	福祉政策課	ふらっと城山管理事業		平成24年に当時の所有者から高齢者の憩いの場として活用してほしいと土地及び建物の寄付を受けたもの。平成26年度からは、市社会福祉協議会が運営している。	95	延利用者数(人)	1,300	458	35.2%	平成26年度から、施設を市社会福祉協議会に貸し付けており、地域福祉を推進する拠点とすることで、事業の内容の充実と市社会福祉協議会の活動の充実を図っている。	施設や設備の老朽化が進む中、昨年度は排水口のグレーチングや正面の電動シャッターを修繕した。	引き続き実施しながらあり方を検討する。	① 継続実施
215	福祉政策課 (生活支援課)	中国残留邦人等支援事業	○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の実施。	2,147	-	-	-	-	/	-	現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施
216	福祉政策課 (生活支援課)	行旅病人・死亡人事業	○	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、歩行困難となった旅行中の病人の救護並びに旅行中死亡した引取者のない者及び住所、居所、氏名等が不明の死亡者の葬儀等を行う事業。	637	-	-	-	-	/	-	現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
217	福祉政策課 (生活支援課)	住居確保 給付金支 給事業	○	離職・廃業や減収等による困窮者であって就労能力及び就労意欲がある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	43,910	-	-	-	-		-	現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施
218	福祉政策課 (生活支援課)	自立相談 支援事業	○	生活保護の利用に至る前の段階において、生活困窮者からの就労の支援その他の自立に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、生活困窮者の自立に向けた計画を作成し、計画に基づく支援を行う。	14,784	-	-	-	-		新型コロナウイルスの影響により生活困窮世帯が増加したことを受けて、年間698件(前年比268.5%)の相談を受けた。就労支援、就労準備支援、家計改善支援などのため計画を作成し支援したのも54件(前年比(前年比158.8%)となり、生活保護に至る前に利用者の相談内容に応じた自立に向けた支援を行うことができた。 令和2年度より就労準備支援業務委託を実施した。また、ひきこもりの支援を行う庁内関係各課、県保健福祉事務所と情報交換を行い連携を強化、窓口を生活支援課に一本化した。	支援の充実を検討し、実施していく。	② 見直し・改善
219	福祉政策課 (生活支援課)	学習支援 事業		生活困窮者等(生活保護受給世帯を含む)の中学生等を対象に、学習支援やその支援を通じて社会性や教養性等を育む事業を実施する。	3,743	支援対象者のうち参加した中学3年生の高校進学率	100	100	100.0%	平成27年4月1日から「生活困窮者自立支援法」が施行され、貧困の連鎖防止を図るため、各自治体の任意事業であるが学習支援事業が制度化された。 本市では、生活困窮世帯(主に生活保護世帯)の中学生等を対象に、学習の場の提供、本来家庭でやるべき学習の支援等を実施し、支援対象者の学力向上を図り、希望する高等学校への進学を促進させることで、安定した高等学校生活や卒業後の就職等の実現に結びつけるとともに、学習支援等を通じて社会性や協調性等を育むことにより、支援対象者の将来的な自立を図る一助として実施している。	利用者の学力にあった学習支援を行うとともに、夏休み学習会などのイベントを通じて社会性、協調性を学ぶ支援を行ったほか、教育、日常生活に関する相談支援を行った。小学生向けの夏休み学習会を開催。より早い時期からの学習習慣の確立を目的として、9月からは年間を通じて小学生4年生以上も支援対象に加えることとした。 令和2年4～5月、令和3年1～3月は、新型コロナウイルス感染防止のため、通所支援は中止としたが、支援員により家庭訪問を行った。 成果として、学習支援を利用した中学3年生全員が高校進学した。	支援の充実を検討し、実施していく。	② 見直し・改善
220	生活保護課 (生活支援課)	生活保護 事業	○	生活保護法に基づく保護の実施。	5,809,798	-	-	-	-		稼働年齢層(16歳～64歳)で就労可能と判断された生活保護利用者に対し、就労支援員による自立に向けた指導や助言を行い、結果、対象者233人中42人の就労が決まった。 長期入院中の利用者に対し、退院促進員が働きかけを行い、対象者10人中5人が退院となり、長期入院患者の社会的自立を促進した。 介護事務支援員による介護扶助利用者の計画票点検を実施し、計画量・サービス料が適正であることが確認できた。また、みなし2号保険者の介護利用が適正であるか見直して随時障害サービスへの移行を進めている。	現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
221	高齢介護課	高齢者はり・きゆう・マッサージ等施術費助成事業		高齢者の心身の健康増進を図るため、市内在住の72歳以上の方が、はり・きゆう等の施術を受ける場合に、施術費の一部を助成する。 助成内容は、1回につき1,000円分×3枚の助成券の綴りを、1人あたり年1回交付する。 助成券の交付申請は、高齢介護課窓口の他、支所等の窓口でも受け付けている。	3,187	利用延べ人数(人)	3,400	3,097	91.1%	高齢者がいきいきと健康的に生活することを支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、窓口交付の際に封筒を使用しないなど、コスト削減に努めている。 全協定施術所に対し、対象年齢周知用のチラシを配布した。	令和元年度から対象年齢を1歳ずつ引き上げ、令和5年度を持って75歳以上とする。あわせて、事業の周知などに努めていく。	②見直し・改善
222	高齢介護課	福寿カード交付事業		60歳以上の方を対象に市と協定を締結している旅館に協定料で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進する。	151	優待施設数(箇所)	17	13	76.5%	高齢者の心身の健康増進と介護予防のために外出を促進することは市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、老人クラブでの周知や高齢者のためのガイドブック等への掲載により周知を行った。	第2次行政改革実行計画の考慮すべき事項に個人が施設を利用する場合の使用料免除の年齢の記載がされたことから、見直しについて検討していく。	②見直し・改善
223	高齢介護課	敬老行事・長寿祝事業		高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を続けられるよう、老人福祉法第5条の趣旨及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝う。 【敬老行事】地区敬老行事実施団体を通じて、敬老祝金品の贈呈、敬老行事の開催を行う。 【長寿祝】満100歳の長寿を祝うため、市長が訪問し祝状・祝い品を贈呈する。	39,298	地区敬老行事対象者数(人)	27,000	26,121	96.7%	老人福祉法第5条及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、市民の長寿を祝うことは、市が行うべき事業である。	平成27・28年度に実施した敬老行事あり方検討会において、高齢者人口の増加に伴う市の財政負担増など諸課題に対応するため、平成29年度から敬老祝金及び敬老行事委託の対象年齢を変更した。	平成29年度に99歳への敬老祝金を廃止した。また、敬老行事委託の対象年齢を、平成29年度は76歳以上、平成30年度からは77歳以上に変更したことから、当分の間は現状を維持する。	②見直し・改善
224	高齢介護課	老人クラブ活動補助事業		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、老人福祉法第13条の趣旨に則り、健康増進の活動や友愛活動を行っている老人クラブの活動に対し、神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	5,580	老人クラブ数(団体)	127	124	97.6%	老人福祉法第13条の趣旨に則り、老人福祉の増進のための事業を支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。	生きがいづくりや健康づくりなど各種活動を行っている老人クラブの活動は、閉じこもり防止や介護予防の観点からも重要であり、引き続き老人クラブに対する補助を行っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
					指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
225	高齢介護課	アクティブシニア応援ポイント事業	高齢者の社会参加や生きがいを推進するため、市内在住の60歳以上の高齢者が、市指定の介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績をポイントとして評価し、ポイント数に応じた商品を交付する。 なお、事業コストについては、一般会計(153,850円)と介護保険事業特別会計(1,429,650円)の合算となっている。	1,584	参加延べ人数(人)	1,300	426	32.8%	高齢者の生きがいをづくりや社会参加の推進として、またプロダクティブ・エイジングの視点から、豊かな経験や知識を持った高齢者が積極的に社会参加していくことは、地域社会に活力を与えるだけでなく、介護予防や認知症予防にもつながるものであり、市として推進していくべき事業である。	ボランティアのコーディネートや支援を実施している社会福祉協議会に委託することで、ボランティアに対する知識やネットワークを活用することができ、より効果的に事業を展開している。	引き続き社会参加のきっかけとして、活動しやすい環境づくりを進め、登録者数を増やしていきけるよう周知等に努める。	②見直し・改善
226	高齢介護課	シルバー人材センター運営補助事業	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして就業等の機会を得ることは積極的な社会参加を促すとともに、高齢者の生きがいをづくりにつながることから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他多様な就業の機会の確保等に努めているシルバー人材センターに対し運営費を補助する。	13,925	就業延べ人数(人)	70,000	62,608	89.4%	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の雇用及び就業の機会を確保する団体に対し支援することは、市が行うべき事業である。	シルバー人材センターの理事の一人として、就業開拓をはじめ、センターの効率的・効果的な運営等について検討した。	国の示すシルバー人材センター事業執行方針等も踏まえ、シルバー人材センターの運営に対する補助を行っていく。	①継続実施
227	高齢介護課	地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行なう中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。センターの主な業務(介護保険法に基づく「包括的支援事業」)は次のとおり。 【総合相談支援業務】高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行う。 【権利擁護業務】高齢者虐待の防止・早期発見や、消費者被害の防止のため、関係機関と連携して支援を行う。 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】適切なサービスが提供されるように、地域における関係機関等との連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行う。 【介護予防マネジメント業務】介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント。要介護状態を予防するため、心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう必要な支援を行う。	268,565	相談件数(件)	8,180	11,499	140.6%	市は、介護保険法に基づき地域支援事業のうち包括的支援事業を実施することとされている。地域包括支援センターは当該事業を実施するための施設として設置されるものだが、その職員として条例で定める専門職の配置が必要であり、事業の効果的な実施のため、委託により行っている。市内12の日常生活圏ごとにセンターを設置することで、高齢者やその家族にとって身近な総合相談窓口としての機能を担っており、極めて有効な事業である。	センター職員の資質向上と定着を図り、活動を支援するために研修会を開催した。 令和2年度に新たに本市のセンターに配属される職員を対象とした初任者研修や、センター管理者を対象とした管理者研修を開催。その他、対人援助技術を講義内容とした全体研修を開催。	感染症や大規模な自然災害が発生した場合に地域の高齢者やその家族に対して安定的・継続的に支援を提供するため、業務継続計画(BCP)の策定を進める。 センターの人材育成支援のために職員メンター制度を導入する。	①継続実施
228	高齢介護課	地域ケア会議開催事業	地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができるような環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するために、地域包括支援センターが主体となって、個別ケア会議と圏域ケア会議をする。 個別ケア会議では支援が必要な高齢者等の個別課題の解決と個別事例からの地域課題を明らかにする。圏域ケア会議では地域や医療・介護に関わる関係者等のネットワークの構築や個別ケア会議から明らかになった地域課題の共有を通じて、課題解決に向け協議し、地域の実情に応じた支援体制づくりを進める。また、各圏域ケア会議での課題を集約し、市は全体会議となる、おだわら地域包括ケア推進会議を開催する。令和元年度は、おだわら地域包括ケア推進会議を経て「ケアプランの質の向上」を課題として抽出。マニュアル作成の着手につなげた。 また、介護予防・重度化防止の視点から、市が主体となって多職種でケアプランを検討する「自立支援ケア会議」を平成30年度から開催し、地域ケア会議に位置づけた。	2,228	開催件数(回)	98	68	69.4%	地域課題の抽出や課題の共有、解決に向けた議論を地域で行うことで、市の施策への反映ができることから、協議の場を設定することは市の業務である。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集合型の会議の開催が困難になったが、映ができることから、協議の場を設定することは市の業務である。	包括支援センターと地域との関係づくりを強化する。各ケア会議で抽出された地域課題の解決策を、検討する。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開
229	高齢介護課	在宅医療・介護連携事業		2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、介護需要が大幅に増加することが見込まれることから、それを見据え体制整備が必要となってくるため、地域における医療・介護の関係機関が連携及び人材の養成と確保に向けた支援をすることで、包括的な在宅医療・介護の提供ができるように在宅医療の仕組みづくりを行う。 また、高齢化の進展により在宅医療の重要性が高まる中、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするため、行政が中心となり、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的な在宅医療・介護体制を整えるための準備を進める。具体的には医療・介護に係る多職種による共同研修を開催し、講義により知識を深めるとともに、参加者によるグループワークを通して意見交換・協議を行う。	18,498	研修会参加数(人)	150	91	60.7%	地域包括ケアシステムの構築は、市全域のものであり、今後の医療・介護事業にとっても重要となるため、行政が中心となって行っていく必要がある。医療、福祉、介護事業者等の多くの参加者があり、連携体制の構築に向けたきつかけ作りとなっている。 例年通り年3回の開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりZoomによるWeb研修方式に変えて開催することで、定員(90名)以上の応募があった。 また、テーマを「新型コロナウイルス感染症について自分たちができること」とすることで、現状に則したテーマでの情報共有や、医療介護連携体制について検討することができた。 また、講師等は医師会と小田原保健福祉事務所に協力してもらい、事業実施に努めた。	引き続き多職種協働研修を通して顔の見える関係づくりを構築するとともに、各専門職の役割の理解及び共有を図る。 また、医療・介護の専門職と行政による検討会を開催し、医療・介護に係るデータ等を基に在宅医療・介護連携について協議を行う。	②見直し・改善
230	高齢介護課	生活支援体制整備事業		高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス(介護保険サービスに限定されない社会資源)を把握・発掘・開発し、支援体制を整備することを目的としている。合議機関としての「協議体」の設置と、実働者としての「コーディネーター」の配置により事業を行うこととされており、市全体の第1層、日常生活圏域・地域ごとの第2層にそれぞれ設置・配置して実施している。H27年度より、市事業担当者を第1層コーディネーター、地域包括支援センターの社会福祉士を第2層コーディネーターとして位置付けてきたが、H30年度から第2層コーディネーターを小田原市社会福祉協議会に変更したことにより、より地域に入り込むことができ、協議体としての地域に関する多くの話し合いが行われた。 また、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施している。	13,720	協議体会議開催回数(回)	20	105	525.0%	基準緩和型サービス従事者研修については、研修により多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手が参入することにより介護給付費の減少が見込まれることから実施している。 平成30年度に引き続き第2層コーディネーターを市社協に委託し実施した。地域に入り込んだ人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手が参入することにより介護給付費の減少が見込まれることから実施している。	令和3年度においても、引き続き第2層コーディネーターを小田原市社会福祉協議会に委託し、第2層コーディネーターを9人から11人に増員し、より地域に関する話し合いが協議体で行われることを目指す。	①継続実施
231	高齢介護課	認知症サポーター養成事業		一般市民、介護関係従事者や市内の民間企業に勤務する者に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を終了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を年2回開催する。	81	受講者数(人)	800	330	41.3%	国の認知施策推進大綱に位置づけられている。市内15か所以上の公共施設等を中心に事業を開催することで、地域住民が身近な場所で知識が得られるよう考慮している。 当事業の講師は、無償ボランティアで構成されており、今後上級の公共施設等を中心として事業を開催することで、地域住民が身近な場所で知識が得られるよう考慮している。	高齢者の生活に身近な企業へ積極的に働きかけや、オンライン開催も検討し、認知症に関する正しい知識の普及を図る。	①継続実施
232	高齢介護課	認知症等高齢者SOSネットワーク事業		徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行方がわからなくなった場合、警察の捜索と並行して関係機関に協力を依頼し、行方不明者を少しでも早く発見・保護し、家族の元に帰れるよう支援する。	0	新規登録者数(人)	100	32	32.0%	捜索時間短縮のため、事前登録制としている。情報の管理や、迅速な捜索のための全国規模のネットワークには、警察及び市町村の実施が有効である。 行方不明時に全国の市町村に捜索依頼をする仕組みを作ることや、早期の発見・保護につながっている。令和2年度は、名称を「認知症等高齢者SOSネットワーク事業」に変更するとともに、更なる制度の周知が必要のため、地域包括支援センターに登録用紙を設置した。また、登録用紙内の申請者の押印を廃止し、署名に変更した。	認知症関連イベントや講座などを活用し、制度の周知を図る。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
233	高齢介護課	認知症初期集中支援事業		認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症の人やその家族に対して、地域包括支援センターの医療職及び福祉職並びに専門医が訪問等を行い、早期診断・早期対応できるよう支援体制を構築する。	96	ケアマネジメント件数 (件)	5	4	80.0%	国の認知症施策推進大綱に位置付けがあり、市町村が具体的な計画を定め進めていくこととされているため、市の取り組みべき事業である。	本市では、認知症初期集中支援のチーム員を地域包括支援センターに置いている。地域包括支援センター職員を認知症初期集中支援のチーム員とすることで、認知症の相談窓口を一本化することができ、早期の対応が可能となっている。また、認知症地域支援推進員が事例提出包括のアセスメントに同行する、かかりつけ医への連絡票を作成するなど、運用の見直しを図った。	引き続き、チーム員が相談しやすい体制の構築に向けて検討を行うとともに、かかりつけ医との連絡票を用い、医療機関とチーム員の連携を図る。	① 継続実施
234	高齢介護課	認知症地域支援推進事業		認知症地域支援員により、地域における認知症の実態把握や認知症ケアパスを作成し、認知症の人を支えるネットワークを形成する。	156	認知症地域支援推進員数 (人)	2	2	100.0%	認知症の方が地域で安心して生活するためには、医療と介護の連携や家族支援、地域における理解醸成が必要である。認知症地域支援推進員は、医療・介護等の連携役として市町村に設置する者であり、市の取り組みべき事業である。	事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施している。認知症ケアパスを作成し、医療機関や介護事業所へ配布するとともに、地域の身近な支援者である民生委員や地域のサロン等で配布し、認知症への正しい理解と対応について普及啓発を図った。認知症カフェ運営費補助金を1件助成した。	引き続き、認知症ケアパスの普及啓発を行うとともに、認知症カフェを運営する者へ運営費を補助し、認知症カフェの立ち上げや継続的な運営支援を行うなど、認知症の方が安心して生活できるような共生社会づくりに向けて取り組む。	① 継続実施
235	高齢介護課	家族介護教室開催事業		在宅で介護されてるご家族を対象に、基礎的な介護に関する知識や技術を学ぶための教室を開催する。また同じ立場にある家族同士日ごろ介護に関して抱えている悩みや思いを打ち明け合うことが出来る会を開催する。	46	参加延べ人数(人)	200	34	17.0%	高齢者が安心して地域で暮らすためにも、市が介護する家族を支援することは必要である。参加した家族からは一定の評価を得られている。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催回数と内容を全面的に見直した。認知症の基礎知識や対応例、高齢者の自立度に大きな影響を与える口腔ケアと服薬管理の講座等を行い、正しい知識の習得を図った。	今後ますます家族介護者の増加も見込まれるなか家族介護者の身体的及び精神的負担の軽減のために、事業を継続していく必要がある。Web会議システムを活用し、来場することができない介護者でも参加できるようにする。	① 継続実施
236	高齢介護課	高齢者成年後見制度利用支援事業		認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	4,344	成年後見人等報酬助成件数	24	20.0	83.3%	-	審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。令和2年度より、適時市長申立ての要請があったケースに対し、利用調整会議を3課(福祉政策課、障がい福祉課、高齢介護課)で行い、組織で市長申立ての決定判断を行うことができ、適正な運用を実施した。	・成年後見制度の利用を必要とする高齢者を早期に把握し、対応できる支援体制を整えていく。 ・県内他市で主流になりつつある市長申立てを行った者以外の者に対する申立費用、報酬の助成について検討を進めていく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
237	高齢介護課	高齢者虐待防止ネットワーク事業	○	(1)高齢介護課に高齢者の虐待防止ネットワーク事務局を開設する。 (2)地域包括支援センターに高齢者虐待・援助困難相談窓口を設置し、高齢者本人または養護者からの高齢者虐待防止、養護者の負担軽減のための相談を受け、指導・助言を行う。 (3)高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催する。 (4)関係者の研修会を開催する。 (5)一般向けの啓発活動を行う。 令和2年度はコロナ禍で関係者の研修会を実施することはできなかった。また、ネットワーク会議も対面開催ではないと、会議の趣旨と異なるためコロナ禍では実施することはできなかった。	0	-	-	-	-		事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施しており、これ以上の削減は難しい。 また、高齢者虐待への対応等については、高齢者虐待防止法に基づき国及び地方公共団体が必要な支援や措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、民間等への委託はなじまない。	研修会に関しては、より介護職員の現場の状況に即した内容を検討し、ストレス軽減につながる研修を実施する。 高齢者虐待防止ネットワーク会議に関しては、感染症予防対策を徹底し、対面開催ができるよう調整する。	①継続実施
238	高齢介護課	老人ホーム入所等措置事業	○	①老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ②老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、虐待等のやむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに、その者について特別養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ③老人福祉法第10条の4の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害がある者が、虐待等の「やむを得ない事由」により介護保険法に規定する在宅サービスを利用することが著しく困難であると認めるときに、その者について要介護認定と同一の手続きを実施し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける。	643	-	-	-	-		本事業概要に該当する高齢者に対し、措置により高齢者施設に入所させることにより当該高齢者の身体・生命の保護及び安定した生活の保持を図った。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
239	高齢介護課	老人ホーム入所判定事業	○	養護老人ホームへの入所を希望する者に対し、身体、経済の面から措置入所が妥当であるかを判定する。	32	-	-	-	-		令和2年11月12日に入所判定委員会を開催、入所を要するとの審査結果となる。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
240	高齢介護課	緊急一時入所事業		虐待や介護放棄などにより緊急一時的に保護が必要な高齢者に対し、介護保険施設の空床を利用し、介護給付の上限を超えた短期入所サービスを提供させる。また、介護保険非該当者にあっても同様に利用させる。実施回収は、原則として1人当たり5日までとする。	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	家族からの虐待、介護者の疾病などにより緊急一時的に保護が必要な高齢者に対して、介護保険施設での短期入所サービスを提供するものであり、市の取り組むべき事業である。	対象者がいなかったため、特に対応なし。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
241	高齢介護課	独居老人等緊急通報システム事業		高齢者が、在宅で日常生活を安心して送ることができるようにするため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の方からの要望に応じ、緊急通報システムを設置し、緊急事態が発生し救助を要請したときに簡単な操作で警備保障会社に通報するシステムのサービスを提供する。	286	設置台数	30	9	30.0%	ひとり暮らしの要介護状態にある高齢者等が安心して日常生活を送るとともに、在宅で生活ができる環境を整えることは、市の取り組むべき事業である。	事業費はシステムに係る経費のみであり、職員人工も最小限で実施している。	平成22年度に事業対象者を見直していることから、当分の間は現状を維持する。	① 継続実施
242	高齢介護課	福祉タクシー利用助成事業		在宅の介護を要する高齢者等の通院及び日常生活の利便に供するため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者に対し、通院等にタクシーを利用した場合に初乗り運賃相当分を助成する。	1,697	利用台数(台)	2,400	2,228	92.8%	在宅の介護を要する高齢者等の交通手段を確保し社会活動の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることは、市の取り組むべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。	利用券の交付など、実施方法に問題はない。事業の周知などに努めていく。	① 継続実施
243	高齢介護課	高齢者救急要請カード配付事業		救急活動の円滑化を図るため、在宅で生活している概ね75歳以上の高齢者に対しあらかじめ持病やかかりつけ医などの緊急時に必要な情報を記載するための「救急要請カード」を配布する。 また、地区民生委員の戸別訪問等により救急要請カードを配布することで、担当地区の高齢者の状況把握を行うことができ、見守り体制の強化を図る。 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、市から民生委員に戸別訪問での配付について依頼をせず、配付実績についても報告を求めなかった。 市民から要望があった場合や、民生委員から依頼があった場合にその都度対応した。	110	新規対象者配付率	97.0	-	-	高齢者が安心して日常生活を送れるよう、高齢者の見守り体制を強化することは、市の取り組むべき事業である。	救急要請カードの配布を民生委員による戸別訪問時に行ってもらうなどして、事業費の最小化を図っている。	救急要請カードの記載内容の見直しについて、一斉更新の時期に合わせて民生委員と調整を図る。	② 見直し・改善
244	高齢介護課	家族介護用品支給事業		小田原市内に住所を有し、かつ介護保険法の規定による要介護認定において、要介護5,4又は3と認定されている者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、介護用品として紙おむつ等を給付する。 ・在宅でねたきりや重度認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給することによって、家族の経済的な負担の軽減を図る。	3,120	支給延べ人数(人)	472	411	87.1%	介護保険法に基づき、地域の実情に応じて、市町村の判断で任意に実施できる事業であり、在宅の要介護者を介護している家族に対し必要な介護用品を支給し、経済的負担を軽減することは、在宅介護の支援という観点からも市の関与の必要性は高い。	前年度、支給を希望されない方に今後申請書類の送付が必要であるか記載していただいたため、対象者の要望に沿い、申請書類の送付の有無を決定できた。	本事業が介護保険の任意事業の対象外になる可能性があることから、低所得の在宅介護者の経済的支援をどのようにしていくのかを国や他団体の動向を踏まえて、事業の在り方を検討する必要もある。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
245	高齢介護課	高齢者福祉介護計画推進事業	○	おだわら高齢者福祉介護計画に定めるべき事項を検討するため、有識者や市民により構成する計画策定検討委員会を設置・運営する。	706	-	-	-	-	/	事業予算は必要最低限の報償費である。	令和3年度に、第7期おだわら高齢者福祉介護計画の実績評価を行う。 令和4年度から、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期おだわら高齢者福祉介護計画の策定作業を行う。	① 継続実施
246	高齢介護課	介護保険施設等整備費補助事業		介護保険施設の計画的な整備を推進するため、事業者の財政負担の軽減を図ること及び日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的に、3年ごとに市町村が策定することとされている介護保険事業計画の中の施設整備計画に基づき整備される介護保険施設等の事業主体に対し、施設整備費、開設準備経費等の一部を補助する。 予定どおり、令和3年2月に介護老人福祉施設、3月に小規模多機能型居宅介護施設を開設した。	52,312	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	国県補助金を主たる財源としており、他自治体を実施する中で本市が実施しない場合、本市域における介護保険施設等の整備が滞る可能性がある。 施設整備を着実に進めるため、施設整備費に対する補助は必要と考える。	-	令和2年度から令和5年度までの第8期おだわら高齢者福祉介護計画期間中の施設整備については、令和3年度5月下旬～8月までを公募期間とし、10月頃に選定予定。選定された事業所については、令和4年度中の開設を見込んでいる。	① 継続実施
247	高齢介護課	介護保険事業運営事業	○	高齢化の進展により増加の一途をたどる第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数等に係る事務を適正かつ効率的に処理し、また概ね3年ごとに行われる介護保険制度改革に適切に対応して、制度を安定的に運営する。また、介護保険料の賦課・徴収に係る事務を適正に執行する。	160,946	-	-	-	-	/	-	必要となる職員数及び専門職を適正に配置するとともに、法改正等に伴う事務処理システムの改修により効率的かつ適正に事務を執行する。	① 継続実施
248	高齢介護課	要介護認定事業	○	要介護等認定申請がされた場合、訪問調査(市訪問調査員又は委託)を行うとともに、主治医意見書を取り寄せる。その後、介護認定審査会を開催し、要介護等の判定を実施する。 要介護認定の有効期間は、新規申請及び区分変更申請の場合は、原則、申請日から6か月間、更新申請の場合は、原則、認定期間満了日の翌日から1年間である。	102,397	-	-	-	-	/	-	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性	
249	高齢介護課	介護保険給付事業	○	介護保険サービスを高齢者に適切に提供するために、被保険者又は介護保険事業者に対し、介護報酬の算定基準に基づき、サービス費用の9割、8割又は7割、高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費(サービス利用等に伴う自己負担が上限額を超えた分)、特定施設入所者介護等サービス費(介護保険施設等の食費・居住費等について負担限度額を超えた分)の給付を行う。また、事業者からの保険請求に対する審査・支払いについて国民健康保険団体連合会に手数料の支出を行う。	14,922,364	-	-	-	-		住宅改修費及び福祉用具購入費について受領委任払いを行い、被保険者の負担を軽減している。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施	
250	高齢介護課	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	○	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、低所得者で生計が困難である者の介護費負担分、食費・居住費(滞在費)及び宿泊費を軽減した場合に、軽減分の一部を社会福祉法人等に助成する。	60	-	-	-	-		社会福祉法人に対し、事業所開設時に、当該事業の実施を呼びかけ、軽減実施法人数を増やしている。	国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	① 継続実施	
251	高齢介護課	介護サービス事業所指定等事業	○	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行う。	0	-	-	-	-		職員人工を最小限で実施している。また、事業所指定に係る市HPの内容や案内文等を修正し、提出不備等が軽減されるように図った。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施	
252	高齢介護課	介護給付適正化事業		サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、介護給付費通知を発送している。	1,217	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-		介護給付の適正化を図るため、サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げることを目的とした事業である。	職員人工を最小限で実施している。給付費通知の発行を行うシステムの改修をし、別途作業を行っていた資格喪失者の通知発行を取り消す処理を通知を発行する処理と同時に行えるようにし、事務軽減をはかった。(令和2年2月発送分より実施)	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
253	高齢介護課	市指定事業者指導 監査事業	○	介護(介護予防)サービスを提供する事業所や施設に対し、計画的に実地指導及び集団指導を行うほか、介護サービス事業者の不正等が疑われる場合は監査を実施し、事実確認の上必要な是正勧告等を行うもの。市が事業所指定を行う地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対する指導は、市が単独で行い、県が事業所指定・登録を行う事業所や施設に対する指導は、県(小田原保健福祉事務所)と合同で行っている。 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対象事業所を絞り実施した。	0	-	-	-	-		県指定事業所への訪問人員を2人から1人に削減することで、業務負担の軽減を図る。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	①継続実施
254	高齢介護課	介護サービス事業者 支援事業		介護サービスの質の確保・向上を図るため、市内の全ての介護保険事業所を対象として事業者連絡会議を開催し、介護保険制度の内容やサービス提供時の留意事項等について情報提供等を行う。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、介護保険事業所の職員が一堂に会する場を設けず、制度内容等を始めとする各種情報提供等をメールにて配信し、周知を行った。	0	事業者連絡会議参加者数 (人)	210	0	0.0%	被保険者が適切な介護サービスを利用できるように、サービス提供者である事業者に対し、制度内容等について周知することは、市の取り組むべき事業である。	例年、効率化を図るため、市内の全ての介護保険事業所を一堂に集めて連絡会議を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当該会議を開催せず、制度内容等を始めとする各種情報提供をメールにて配信し、周知を行った。	介護保険制度を適切かつ円滑に運営するため、当該事業は継続して実施していく。	①継続実施
255	高齢介護課	ケアマネジメント技術 向上支援 事業		介護給付適正化の取組の一環として、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員のケアマネジメント技術の向上を図るため、ケアプランを提出してもらい、委託業者が点検をする。また、ケアプランとサービス計画書の連動性を図るため、介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員、介護サービス事業所を対象に研修を行った。	3,040	ケアプラン点検数 (件)	108	108	100.0%	介護サービス利用の要となる介護支援専門員の資質向上は、本市の介護保険全体の質の向上につながるものであり、介護保険の保険者である市が取り組むべき事業である。	介護支援専門員研修等を行っている専門業者へ委託することにより、効率的・効果的にケアプラン点検が行えた。また、ケアプラン点検から抽出される課題に大きな変化がないことから、個別的なケアプラン点検の数をやや減らし、代わりに介護支援専門員等を対象とした研修を2回に増やし、ケアプランの質の向上を目指した。	令和元年度に作成したケアプランに関するマニュアルを、ケアプラン点検から抽出された課題も勘案し、改訂していき、ケアマネジメントの質の向上を図る。地域包括支援センター職員・居宅介護支援専門員に加え、介護サービス事業所職員向け研修も継続し、介護従事者全体の質の向上を図る。	①継続実施
256	高齢介護課	介護相談員派遣 事業		介護サービスを提供する施設等に市に登録のある介護相談員(1人当たり月約5回)を派遣し、利用者からの相談等に対応することにより、利用者の不平や不満の解消を図りながら、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、事業者のサービスの改善に結びつけることにより介護サービスの質の向上を図り、施設における高齢者虐待を早期に発見し、高齢者虐待の担当者や地危機包括支援センター等と連携し迅速に対応することを目的とする。また、介護相談員の連携を深め、情報を共有するための連絡会議を年4回、介護相談員と派遣事業所との意見交換会を年1回開催する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、派遣を休止した。	19	事業所訪問回数 (回)	1,044	0	0.0%	高齢者が安心して施設等で日常生活が送れるようにするため、介護相談員を施設等へ派遣する事業を保険者(市)として実施する必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染拡大防止のため、派遣休止を行った。介護相談及び派遣受入施設に対して派遣に係る意向調査を実施し、派遣再開のタイミングを計った。	介護相談員、派遣受入施設とも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、派遣の一時休止を希望しており、ワクチン接種率が上がり、新型コロナウイルス感染症の収束が認められたのち、派遣再開予定である。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
257	高齢介護課	居宅介護支援事業者等事務費補助事業		介護保険サービスの住宅改修を行う場合、「住宅改修理由書」が必要となる。居宅介護(介護予防)サービスを利用していない要介護者及び要支援者からの依頼を受け、この理由書を作成する場合、作成にかかる経費については介護保険から給付されないため、理由書を作成した介護支援専門員を雇用する居宅介護(介護予防)支援事業者等に対して、その業務に対する費用の一部を助成する。	122	対象となる住宅改修理由書の作成件数(件)	68	61	89.7%	居宅介護サービスの利用の少ない要介護者等であっても、住宅改修を円滑に行うことができるよう市として支援することが求められており、他自治体同様、本市においても実施することが適当である。	職員人工を最小限で実施している。	国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	①継続実施
258	高齢介護課	訪問型サービス事業		要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである訪問型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、基準緩和訪問型サービス、住民主体訪問型サービス、短期集中訪問型サービスを提供する。 平成30年度は、障がい者と高齢者が柔軟にサービスを選択できるよう、共生型サービスを新設した。 令和元年度は、基準緩和サービスの利用促進のため、令和2年4月から訪問型サービスについては国基準型の指定と同時に基準緩和型も指定したとみなすよう規則改正を行った。	85,411	-	-	-	-	扶助費の増加抑制の観点から、国基準訪問型サービスから基準緩和訪問型サービス及び住民主体訪問型サービスへの移行を促進するために、市民への制度周知とサービス従事者の増加を図った。 基準緩和サービスの利用促進のため、令和2年4月から訪問型サービスについては国基準型の指定と同時に基準緩和型も指定したとみなすよう規則改正を行った。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。 また、適切な事業実施方法や利用促進等について、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せ及び方策の検討を行う。 基準緩和型、住民主体型の利用を進めるため、現状把握などに取り組んでいく。	①継続実施	
259	高齢介護課	通所型サービス事業		要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防通所介護に相当するサービスのほか、基準緩和通所型サービス、住民主体通所型サービス、短期集中通所型サービスを提供する。 平成30年度は、障がい者と高齢者が柔軟にサービスを選択できるよう、共生型サービスを新設した。	252,508	-	-	-	-	扶助費の増加抑制の観点から、国基準通所型サービスから基準緩和通所型サービス及び住民主体通所型サービスへの移行を促進するために、市民への制度周知とサービス従事者の増加を図った。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。 また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるよう取り組んでいく。	①継続実施	
260	高齢介護課	介護予防ケアマネジメント事業		要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、かかる費用について支払う。	47,097	-	-	-	-	ケアプランの質の向上を図ることを目的とし、まずは、居宅サービス計画書を念頭に置いて「ケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル」を作成し、その周知に努めた。	介護予防プラン作成マニュアルやケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル等を踏まえ、要支援認定を受けている利用者に向けたケアマネジメントが行われるよう介護支援専門員及び地域包括支援センターへの周知を行い、介護予防ケアマネジメントの適切な実施に努めていく。	①継続実施	

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
261	高齢介護課	ねんりんピック開催事業		全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催される事業である。 令和3年度に神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会(ねんりんピックかながわ2021)において、本市で実施する種目の交流大会等を開催するにあたり、市実行委員会を設立し円滑な大会運営を図る。	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	交流大会等に参加するため、全国から集う方々に小田原の地域資源の魅力や地域の温かいおもてなしに触れていただき、誰もが笑顔あふれる思い出に残る大会を目指すためには、行政も市民と一体となって取り組む必要がある。	令和3年度の大会開催に向け実行委員会設立等の準備を進めていく予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により神奈川県での開催が令和4年度に延期となり、準備作業も令和3年度へ延期することとしたため、令和2年度中に準備作業の進展はなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、市実行委員会を設立し先催祭を参考にしながら必要な準備を進めていく。	①継続実施
262	高齢介護課	食の自立支援事業		在宅の高齢者に対し、食事を定期的に宅配することにより栄養状態の改善及び安否確認を行うことを目的とし、事業委託により配食サービスを提供している。(介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業)	9,893	配食実人数(人) ※介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業の合計	111	72	64.9%	栄養状態の改善を必要とする高齢者に対し、安否確認を兼ねて食事を配達することは、高齢者が健康で自立した食生活を送るための支援として、市が取り組むべき事業である。	事業者への委託によりコストの低減を図っている。配食事業費の一部は、利用者にも自己負担してもらっている。(1食あたり500円)	高齢者の栄養改善・見守りのため、引き続き事業を実施していく。	①継続実施
263	高齢介護課	成年後見制度利用支援事業		令和2年度に土業団体等と「小田原市成年後見制度利用促進検討委員会」を開催し、本市の制度の利用促進に向けた現状把握や課題抽出を行い、「おだわら成年後見制度利用促進指針」を策定した。	214	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	権利擁護が必要な方を適切な支援につなげるための体制整備として、成年後見制度の利用の促進が求められている。行政が積極的に関係機関と連携し、ネットワークを構築していく必要がある。	3回の検討委員会を実施し、「おだわら成年後見制度利用促進指針」を策定した。	利用促進に向けた指針が策定できたため、中核機関設置に向けた準備を進めていく。	①継続実施
264	障がい福祉課	障がい者相談支援事業		日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援を行う。 ○障がい者相談支援事業所(委託先) 1 NPO法人小田原市障害者福祉協議会【主な対象は身体障がい者】 2 社会福祉法人永耕会【主な対象は知的障がい者】 3 公益財団法人積善会【主な対象は精神障がい者】 4 社会福祉法人宝安寺社会事業部【主な対象は障がい児】 ○障害者生活相談支援員の配置 障がい者及びその家族からの相談に応じる非常勤嘱託員を障がい福祉課窓口配置する。	41,381	総合相談支援センター(クローバー)延べ相談件数	6,000	7,107	118.5%	障害者総合支援法に市町村の必須事業として位置付けられているため。	既に本事業は民間社会福祉法人等への委託により実施している。	令和2年度に開設した基幹相談支援センター、おだわら障がい者総合相談支援センターを中心に、地域の相談支援体制を強化していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
265	障がい福祉課	情報バリアフリー事業		障がい者の日常生活及び社会生活を支援するためには、適切な情報提供が必要であることから、視覚障がい者の障がい特性に配慮した方法により情報提供を行う。 ○点字版・音訳版「障がい福祉ガイドブック」の作成・配付	37	点訳冊子の発行部数	60	63	105.0%	行政情報の提供であるため市が実施すべき事業であり、視覚障がい者へ行政情報を提供することができた。	庁内に、視覚障がい者の求めに応じた行政情報の提供体制は整っていない中で、必要な情報提供を行っている。 R2年度(点字23、音声40)	・障がい福祉課所管の特定の情報のみを点訳・音訳しているが、視覚障がい者が望む情報伝達手段は様々である。 ・視覚障がい者への情報伝達手段としての点字より汎用性が高い音声データによる情報伝達を強化していく。	① 継続実施
266	障がい福祉課	ノーマライゼーション理念普及事業		ノーマライゼーション理念の普及啓発を図るため、次の事業を実施している。 ○精神保健福祉普及啓発地域交流会 精神障がい者への理解を深めるため、ハルネ小田原で啓発事業を実施 ○ノーマライゼーション理念普及啓発:障がい者団体等から、広く一般市民を対象としたノーマライゼーション理念普及に資する事業を募集し、そのうち事業を市で選定したうえ応募団体へ事業委託し、ノーマライゼーション理念普及啓発を実施。令和元年度は、当事者の講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、開催中止となったが、令和2年度は、参加人数を減らし、ZOOMと合わせて開催 ○合理的配慮提供促進事業 障害者差別解消法において、事業者にも努力義務が課せられている合理的配慮の提供について、その費用の一部を助成する事業を、令和元年度に創設	431	普及イベント参加者数	300	170	56.7%	ノーマライゼーション理念の普及啓発は地方公共団体の責務である。	地域の課題等を関係機関が認識して、事業を実施するものであり、その支援を行っていくことは、ノーマライゼーションの普及に寄与している。	・その時々々の社会の動きに合わせて、柔軟に啓発事業を実施できる事業スキームの構築が必要 ・より効果的な事業を実施していく内容、実施方法について検討を要する。 ・精神・知的・身体等、別々に開催しているため、一同に集まる機会も検討していく。	② 見直し・改善
267	障がい福祉課	障がい者成年後見制度利用支援事業		認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。また、老人福祉法第32条の2の規定に基づき、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域での生活を身近な市民が支える「市民後見人」の体制を整備していく。	3,716	市長申し立て件数	3	3	100.0%	知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市長による審判請求であり、対象者の権利擁護を図るため市の関与が不可欠である。市民後見人については、老人福祉法第32条の2(後見等に係る体制の整備等)に定められ、市民の財産と権利を守る後見人を養成する仕組みづくりを検討する事業であるため、市の関与が不可欠である。	審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。	引き続き、適正に事業を実施する。また、生活に困窮している方が成年後見制度を円滑に利用することができるよう、申立てに係る費用や後見人等の報酬に係る費用について助成する制度のあり方を検討し、要綱の見直しをしていく。	② 見直し・改善
268	障がい福祉課	特別障害者手当等給付事業	○	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の在宅障がい児者に特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を支給する。 (手当の額(令和3年4月現在)) 特別障害者手当 月額 27,350円 障害児福祉手当 月額 14,880円 経過的福祉手当 月額 14,880円	60,344	-	-	-	-		認定に当たっては、障がい別の診断書によるほか、本市の依頼した医師によるチェックをするなど、二重の判定の上、支給決定をしている。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
269	障がい福祉課	市心身障害児福祉手当給付事業		小田原市に引き続き1年以上住所を有する障がい児の保護者の申請に基づき、手当を支給する。 ○対象児童 国制度の障害児福祉手当を受給していない次に該当する児童 (1)身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている児童 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された児童 (3)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている児童 ○手当の額 月額 2,000円(生活困窮者については1,000円を加算)	4,851	年間延べ受給者数	2,100	2,413	114.9%	心身に障がいを有する児童の生活の向上を経済的側面から支援することが目的であるので必要な事業である。	障害者手帳の所持等の有無を支給要件としているので、判断に迷うことはない。	・現行の金銭給付方式のほか他の手法も含め必要な方に必要な支援が行き届く方策を検討していく。	①継続実施
270	障がい福祉課	障害福祉サービス費等給付事業	○	障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス費を給付する。 障害福祉サービスの利用を希望する障がい者は、市から受給者証の交付を受け、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設と契約を結びサービスを利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した額を障害福祉サービス費として給付する。	3,546,394	-	-	-	-		障害福祉サービスの受給者証の交付に当たっては、サービス等利用計画に沿った支給決定を行うほか、その利用者により適性なサービス提供ができるよう必要に応じて利用者や家族、事業者と相談しながら決定している。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
271	障がい福祉課	障害支援区分認定等事業	○	障害福祉サービスの利用する際に必要となる障害支援区分の審査及び判定を行う。 ○障害支援区分認定調査 障害支援区分の認定を行うため心身の状況に関する80項目のアセスメントを行う。 ○障害支援区分認定審査会 80項目のアセスメントから判定された障害支援区分の一次判定について、主治医意見書を踏まえて、障がい保健福祉をよく知る委員で構成される審査会で、二次判定を行う。	4,917	-	-	-	-		-	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
272	障がい福祉課	障害者自立支援医療費給付事業	○	自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度 ○更生医療 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う。 ○育成医療 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。	233,585	-	-	-	-		対象者に制度や手続きについて周知を図っている。	国の制度である本事業と地方自治体の制度である重度障害者医療費助成事業との整合について国等に要望していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
273	障がい福祉課	重度障がい者医療費助成事業		重度の障がい者に対して、保険医療費の自己負担分を助成する。ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けていることにより助成対象となる場合は、通院医療費のみが助成対象となる。 ○対象者 本市に居住する社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者のうち、次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された方 (3)身体障害者手帳3級の交付を受け、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方 (4)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	602,868	受給者証所持者数	4,000	3,742	93.6%	重度障がい者の経済的負担の軽減を目的としている。	平成27年度末から、社会保険等に関する審査・支払の委託先を変更した。このことにより、高額療養費の事務処理等の軽減を図るとともに、医療機関手数料を廃止した。	対象の要件等の検討を続けながら当面は現状を維持し実施していく。また、国の制度である障害者自立支援医療費給付事業と地方自治体の制度である本制度との整合性について国等に要望していく。	① 継続実施
274	障がい福祉課	コミュニケーション支援事業		聴覚障がい者、音声言語機能に障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。 ○手話通訳者の配置 障がい福祉課の窓口に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者からの相談、行政手続の支援、手話通訳・要約筆記者の派遣コーディネートをを行う。 ○手話通訳・要約筆記者の派遣 社会生活上必要な手続等のため意思疎通が必要な場合に、聴覚障がい者等からの申請により手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。 ○手話奉仕員(通訳者)・要約筆記者の養成 派遣手話通訳者及び要約筆記者を担う人材を発掘、育成するため、養成講座を開催する。令和2年度は、手話奉仕員養成講座基礎編は中止したが、手話通訳者養成レベルアップ講座(全15回)を開催した。	1,146	手話通訳者派遣回数	400	195	48.8%	障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けられており、市が実施すべき事業である。	・平成28年度より、手話通訳士の資格を有した職員を配置し、窓口における聴覚障がい者への対応力の向上、効果的な養成講座の開催及び派遣のコーディネートの適正化が図られた。 ・令和3年度からは、雇用形態を任期のない市職員として新規採用した。 ・令和2年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅減となってしまった。	・市が義務として行う手話奉仕員養成を実施するほか、通訳者養成のため、県の通訳者養成講座の受講を可能にするための講座も継続して実施する必要がある。	① 継続実施
275	障がい福祉課	障がい者生活支援事業		障がい者の日常生活を支援するため次の事業を行う。 ○重度障がい者住宅設備改良費助成事業 ○移動支援サービス事業	119,774	移動支援、日中一時支援、訪問入浴の合計年間利用件数(件)	3,050	2,603	85.3%	障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けられており、市が実施すべき事業などである。	各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。	県内他市の動向に注視するなど、既存制度に改善の必要があれば対応していく。	① 継続実施
276	障がい福祉課	障がい者自立支援事業		在宅で生活する重度障がい者等の自立を支援するほか、施設に入所等をしてきた障がい者がグループホームに居を移したときの家賃の一部を助成する。 ○重度障がい者緊急通報システム事業(22) ○障がい者食の自立支援事業(7) ○グループホーム等移行者家賃助成事業(159)	19,705	年間実利用者数(人)	200	188	94.0%	障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業に位置付けられており、市が実施すべき事業などである。	・各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。 ・グループホーム利用者への家賃助成について、令和元年度から助成期間を3年間に延長するとともに、地域移行者以外の利用者についても助成制度を創設することとした。	・各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めていく。 ・緊急通報システム事業の対象者の見直しについて検討していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
277	障がい福祉課	歯科二次診療所管理運営事業		障がいの程度や設備の面で一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者に対し、安全でより高度な歯科診療と口腔保健指導を行う。(指定管理制度適用施設) (所在地)小田原市南鴨宮2丁目27番19号 (診療日) 歯科診療:火曜日と木曜日の午前9時から正午 保健指導:月曜日から木曜日の午前9時から午後5時(ただし、歯科診療日の火曜日と木曜日は、午後1時から午後5時) (診療受付)完全予約制 平成30年度に令和元年度から5年間の指定管理者として、一般社団法人小田原歯科医師会を指定した。	49,296	年間延べ受診者数	1,200	1,054	87.8%	障がいの特性などから、一般の歯科診療所で治療できない重度障がい者のための歯科診療所で、一般社団法人小田原歯科医師会を指定管理者として委託している。 運営費は、2市8町で負担している。	指定管理者として委託し、効率の良い運営を図っている。	令和3年度に老朽化した口腔外吸引システムのアーム交換を実施する。	① 継続実施
278	障がい福祉課	障がい者福祉施設等運営支援事業		障がい者の日中活動の場である地域活動支援センターの運営や支援困難者を受け入れる体制を整える団体に対して、運営費補助金を交付する。	110,395	地域活動支援センター年間延べ利用者数	16,000	12,626	78.9%	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らすことのできる社会とするため必要である。	補助金の支出に当たっては、審査を厳格に行っている。	・時代の変化と共に、障がい者を取り巻く状況は変化してきており、それらのニーズに合わせた補助内容を検討していく必要がある。 ・支援員の処遇改善について県への要望など検討していく。	① 継続実施
279	障がい福祉課	障がい者福祉施設・設備整備補助事業		○グループホーム等設置費補助金 障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、冷蔵庫、洗濯機等の購入に要する費用を助成する。補助上限は50万円。	5,976	グループホーム設置補助件数(事業の性質上、達成度判定に適さないため、判定対象外)	2	0	0.0%	障がい者の地域移行が進む中、その選択肢のひとつとして、グループホームは大きな役割を担っており、整備に当たって費用を助成することは必要である。	事前に事業者と情報交換しながら実施している。	軽度・中度の知的障がい者を対象としたグループホームは比較的整備が進んでいるが、重度の知的障がい者や身体・精神の障がい者を対象としたグループホームは整備が進んでいないので、積極的に補助事業について周知を図っていく。	① 継続実施
280	障がい福祉課	障がい者就労支援事業		就労を希望する障がい者を支援する目的で次の事業を実施する。 ○障害者就業・生活支援センター運営費の助成(県西2市8町共同事業) 障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、社会福祉施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に補助金を交付する。 ○就職支度金の助成 就職に際して一時的に必要となる物品を購入するための費用を助成する。	9,422	障害者就業・生活支援センター登録者数(人)	470	478	101.7%	地方公共団体は、障がい者の雇用の促進、職業の安定を図るために必要な施策を、障がい者の福祉に関する施策と連携を図り、推進するように努めなければならない。	一般就労に結びつく障がい者もいるが、短期間で離職してしまう場合もある。知的・精神障がい者の就労に対しては、就職後のサポートも必要である。	就業・生活支援センターとの連携を継続して障がい者の就労を支援していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
281	障がい福祉課	障がい者スポーツ・文化活動支援事業		障がい者の社会参加を支援するため、スポーツ・レクリエーションに関する事業を行うほか、障がい者の社会参加を推進する事業を行う団体を対象に事業費を助成する。 ○スポーツ・レクリエーション事業 NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて、障がい者が気軽に社会参加するきっかけになるエントリー事業を実施(委託)する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 ○社会参加促進に関する活動を行う団体に対する助成 障がい者のスポーツ大会等を行う団体に対して、運営費を助成する。	848	スポーツ・レクリエーション事業参加者数	400	0	0.0%	・障害者慰安激励事業(バス旅行)の見直しの結果、創設した経緯がある。 ・障がい者団体との協調事業であり、スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参加の推進に寄与している。	障がい者団体との協調事業であり、市と団体が連携して実施しているため、費用面・人的負担面ともに効率的に実施できている。	スポーツ・レクリエーション事業が一般市民と障がい者との交流に繋がるよう実施内容について検討する。 令和2年度までは、知的障がい者を中心にスポレクを行っていたが、今後は広く障がいのある方が参加できるように検討する。	②見直し・改善
282	障がい福祉課	障がい者交通費助成事業		障がい者の日中活動の支援や社会参加の機会の増加等を目的に交通に係る費用を助成する。 ○障がい者施設等通所者交通費助成事業 就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等に通所する障がい者の通所に係る交通費を助成する。 ○障がい者自動車改造費・運転免許取得費助成事業 一定の障がいがある方に、自分で運転するために必要な改造に係る費用を助成する。また、運転免許証の取得のための費用を助成する。 ○障がい者福祉タクシー利用助成事業 特定疾病医療受給者証、身体障害者手帳1・2級を所持しているなど条件を満たした障がい者等に対し、初乗り運賃等分を助成するタクシー券を交付する。	57,617	通所者交通費年間実利用者数(人)	500	487	97.4%	障がい者の社会参加に資することができている。	通所者交通費については、毎回、申請について個別に審査し給付を決定している。	それぞれの事業について、対象者や助成金額等について検証しながら実施していく。 通所者交通費については、県外事業所等までの交通費をその経路区間上にある駅のうち県内で最終の駅までにするなど、R3.4月に実施要綱を改正した。	②見直し・改善
283	障がい福祉課	障がい児通所支援事業	○	児童福祉法に基づき障害児通所支援給付費等を給付する。 児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスの利用を希望する障がい児の保護者は、市から受給者証の交付を受け、サービス事業所と契約を結びサービスを利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した額を障害児通所給付費として支給する。	714,272	-	-	-	-	/	各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
284	障がい福祉課	障がい福祉関係諸計画推進事業		地域障害者自立支援協議会を足柄下郡3町と共同設置し、地域における障がい福祉施策の課題の集約や対応策の検討を行う。 また、おたわら障がい者基本計画などの市町村計画について協議会で報告し、計画の進捗管理を行った。	29	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	-	-	地域障害者自立支援協議会の負担金を支払い、引き続き協議会を開催する。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
285	保険課	国民年金事業	○	<p>・国民年金第1号被保険者に係る資格得喪、裁定請求等の受付・送付及び相談業務。 この事業は、国民年金法第十二条第一項及び第四項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務である(国民年金法第六条)。</p> <p>・国民年金広報の充実 市民の年金受給権の確保、年金受給額の最大化に向け、積極的な広報活動(広報紙やモニター広告等)を展開する。</p>	5,018	-	-	-	-		年金機構発行の機関紙等での情報収集や法改正の動向を注視し、早め早めにタイムリーな記事の把握に努めている。令和元年度には、広報に利用する媒体数を増やした。令和2年度には、TVKデータ放送の利用契約終了並びに新型コロナウイルス感染症対策による相談会の開催見送り及び配架チラシの撤収と媒体数は減じたが、広報紙、FMおだわら及びJ:COM「広報小田原」の利用回数等を増やした。	近年の水準を今後も維持できるよう工夫を重ね、事業を継続していく。	① 継続実施
286	保険課	保険料収納率向上対策事業		<p>国民健康保険の制度運営の根幹をなす保険料収入を確保するため、次の各事業を中心に展開していくことで、収納率の向上を目指す。</p> <p>・徴収嘱託員事業 滞納整理事務の一環として、保険料滞納者宅を訪問し、保険料の徴収及び納付指導や現地調査を行うため、また、庁内で職員の滞納整理事務の一部を担ってもらうため、徴収嘱託員を設置する。</p> <p>・電話納付勧奨事業 滞納整理事務の一環として、国民健康保険料滞納の早期解消を促すため、外部委託による電話納付勧奨業務を行う。</p> <p>・滞納情報管理事業 滞納者との折衝や被保険者からの問い合わせへの迅速な対応、滞納整理に関する書類や統計等の作成事務の効率化を図るため、世帯構成、保険料額、収納状況、交渉経過等を滞納整理管理システムで一括管理する。</p>	7,861	現年度国民健康保険料収納率	93	95.4	102.6%	<p>保険制度の安定的な制度運営において、保険料の納付は必要不可欠であり、納付義務者の公平性を保つためにも、保険料の収納率向上へ積極的に取り組む必要がある。</p> <p>電話による納付勧奨や徴収嘱託員の訪問で、納付者に直接働きかけることにより、滞納の早期解消につながる。また、滞納整理管理システムで各種情報を一括管理することで、円滑かつ迅速な滞納整理が可能となる。</p>	<p>徴収嘱託員事業のうち、外勤嘱託員による訪問催告は、国民健康保険料だけではなく、後期高齢者医療保険料についても、実施した。電話納付勧奨事業では、今まで、現年度分の納付勧奨を主に行ってきたが、軽度な過年度滞納者についても、架電対象者に加え、併せて納付勧奨を実施した。</p> <p>滞納情報管理事業では、収納率向上や事務の効率化を目指し、スマホ収納の導入並びに滞納者財産調査のひとつである預貯金調査の電子化を検討、令和3年度から本格導入することとなった。</p>	現状を維持しつつ、各事業の課題の実現に向け引き続き検討する。	① 継続実施
287	健康づくり課	健康増進計画推進事業		<p>小田原市健康増進計画の目標である健康寿命の延伸を目指し、市民の健康や疾病の状況を把握し適切な保健事業を展開する。</p> <p>・脳血管疾患予防や栄養摂取課題の対策のために、適塩メニューや健康メニューの提供を行う地元飲食店や食塩相当量を表示した「健康おだわらい塩梅(あんべえ)MAP」を小田原食品衛生協会に委託して作成、配布する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、脳血管疾患予防のためのちらしやポスターに変更し、市内飲食店、公共施設、医療機関に配布した。</p> <p>・小田原歯科医師会等の協力のもと、おくちのけんこうフェスティバルは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。</p> <p>・健康増進計画推進推進懇談会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。</p> <p>・令和4年までの目標に対して、達成または改善した項目が、約半数であった。</p> <p>・令和3年度までの実証実験として、スマホアプリを活用した「小田原市健康ポイント事業」を開始した。令和2年度の参加者数は2,606名だった。</p>	281	委員会の開催回数	1	0	0.0%	<p>市民の健康寿命を延伸するために、様々な統計等から市の健康課題を抽出し検討した市の健康づくり計画であり、市が策定し進行管理をしていくべきものである。</p>	<p>三師会とともに市の健康課題を共有し、同じ目的のもとに事業展開できることの意義は大きい。</p> <p>また、食品衛生協会によるイイ塩梅MAPは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、飲食店でのスタンプラリーは避け、脳血管疾患予防のためのちらし・ポスターを配布し、小田原市の健康課題の普及に努めた。</p>	計画内の各種目標値達成に向けた取組の継続	① 継続実施
288	健康づくり課	保健センター管理運営事業		<p>市民の健康増進に寄与する拠点施設として、清掃、受付、人的警備を実施し利用環境の維持に努める。また、施設機能を安定して稼働させるため、設備機器等の維持管理に努めるとともに、保守点検を定期的に実施するほか、段階的に改修計画を立て改修事業を実施する。</p> <p>清掃、受付、人的警備、中央監視業務を民間委託している。また、設備機器については、定期的な保守点検を委託しているほか、必要に応じて維持修繕等を実施している。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応として、感染症対応等医療関係団体以外の貸館業務を休止した。</p>	191,198	会議室等利用件数(件)	1,000	933	93.3%	<p>保健衛生行政の拠点として市が維持していく必要がある。全市民を対象としている。</p> <p>乳幼児健診等のサービスの提供や休日・夜間急患診療所等の機能を維持できている。</p>	<p>専門的な分野については委託するなど適切な運営が図れている。</p> <p>清掃、受付、中央監視業務や設備機器等の保守点検を委託化している。</p>	適切な維持管理を継続するとともに、開館後30年が経過していることから、計画的に設備機器等を更新していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
289	健康づくり課	感染症予防事業	○	<p>感染症予防の普及啓発に努めるとともに、感染症発生時には県の指示により消毒業務等を行う。また、感染症に対する危機管理対策を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府・県・市と全国的に情報伝達訓練が行われ、本市においても、県からの情報を受け、事務局として対策本部を立ち上げるまでの伝達訓練を行った。 ・令和2年1月に新型コロナウイルス感染者(国内・県内1例目)が確認されたことを契機に国・県等からの通知や情報提供を受け、市の対策を講じてきた。 ・感染予防対策として、例年、防護服等の購入のほか、市内公共施設等へ手指消毒薬の配布を行っているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口業務も多い所属を中心に配布した。 	67,572	-	-	-	-		<p>令和2年1月に国内感染者(神奈川県)1例目が確認されたことを契機に国県等からの通知や情報提供を受け、庁内連絡会議、対策本部会議等を開催し、庁内での情報共有、対処方針等の協議を行った。</p> <p>迅速に市民等への周知が必要であったことから、市HPや自治会回覧、公共施設等へのポスター掲示に加え、タウン誌(タウンニュース・ポスト広告)を活用し、市として連載記事を掲載することとした。</p>	<p>これまでの防護服等の備蓄に加え、衛生用品や消毒液等についても一定の備蓄も検討していく。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルスワクチン接種を実施する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行期にあっては感染症予防の業務を行う。</p>	① 継続実施
290	健康づくり課	予防接種事業	○	<p>乳幼児及び高齢者に対する予防接種を実施する。</p> <p>感染性の疾病を予防することにより、社会の維持及び市民の生命の保護・健康の維持を目的とする。</p> <p>医師会等と委託契約し予防接種の実施環境を整えとともに、対象者に接種勧奨等を行った。</p> <p>乳幼児予防接種の償還払制度を実施した。</p>	622,605	-	-	-	-		<p>すべての定期予防接種が医療機関での個別接種になっている。</p>	<p>予防接種は社会の維持及び市民の生命・健康を守るために必要である。</p> <p>定期予防接種の対象疾病の拡大が検討されているなど、今後の国の動向を注視していく必要がある。</p>	① 継続実施
291	健康づくり課	健康相談事業	○	<p>市民の健康保持・増進を図るために、心身の健康に関する個別相談を実施し、生活改善など必要な助言・指導を行う。定期的な相談のほか、身近な地域の公民館等での出張相談や電話での相談を実施する。</p>	379	-	-	-	-		<p>市民の健康問題を解決していくにあたり、医師会、歯科医師会等と連携は必須であり、市民とそれを有効につなげることは、行政の役割でもある。</p>	<p>地域で実施する健康相談の実施方法を見直し、関係する医師会等とより密に連携ができるよう検討を行いながら、継続して実施していく。</p>	① 継続実施
292	健康づくり課	訪問指導事業	○	<p>心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる者を保健師等が家庭訪問し、生活習慣病の予防、関係制度の活用、関係機関との連携、介護家族の健康管理等、本人及び家族に必要な指導を行い、要介護状態になることの予防と健康の保持増進を図る。</p>	299	-	-	-	-		<p>市民の健康問題をきめ細やかに解決するためには、行政が行うことが重要である。</p> <p>医師会、民間等で訪問看護を行っているが、行政保健師の訪問の目的が、それとは異なるため、市の事業として必要である。</p>	<p>他関係機関への周知徹底を行いつつ、継続実施</p>	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
293	健康づくり課	健康診査事業	○	75歳以上の後期高齢者医療の者や生活保護利用者等に対し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康診査を実施する。また、被用者保険が実施する特定健康診査において実施されない項目について、追加項目・詳細項目を実施する。 その他、40・45・50・55・60・65・70・75・80歳になる者に、生活習慣病予防の一環として歯周疾患予防のための成人歯科健診を実施する。 小田原医師会及び小田原歯科医師会に委託。	159,812	-	-	-	-		長寿健診等は、毎年継続的な受診が出来ることで、健康寿命の延伸につながる。成人歯科健診は、節目の年齢に受診券を送付することで、市民が歯科のかかりつけ医を持ち、以後継続的に定期受診が出来る。	継続実施	① 継続実施
294	健康づくり課	がん検診事業	○	市民のがんの早期発見、早期治療により、市民のがんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。 がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)、肝炎ウイルス検診の実施及び要精検者の管理を行う。胃がん内視鏡検診については、新型コロナウイルス感染症の影響により開始を見合わせ、胃がんバリウム集団検診へ変更し受診を促した。	202,304	-	-	-	-		市民の年代・属性に応じたがん検診の普及啓発(受診勧奨を含む)を実施することで、各がんの好発年齢の受診率を上げ、早期がんの発見につなげた。(無料クーポン券の発行等)	継続実施	① 継続実施
295	健康づくり課	健康情報システム管理運用事業	○	健康診査やがん検診、予防接種等の受診者の情報を経年的に管理する健康情報システムを、法改正等により必要に応じて改修し、総合的な保健指導に資する。	5,386	-	-	-	-		個人の健康に関する情報が一元化され、経年管理できることで、健康づくりのための保健指導等に役立てることができている。 さらに、個人のデータを集団でとらえることにより、市全体の傾向や課題が明らかになる。	継続実施	① 継続実施
296	健康づくり課	健康教育事業	○	市民の健康保持・増進を図るために、保健センターや地域に出向き、生活習慣病予防や健康増進に関する講習会を開催する。 市が実施する保健事業を取りまとめた冊子にし、医療機関や、随時窓口等で配布する。	1,591	-	-	-	-		健康教育は、民間、市民団体等も実施している。民間、市民団体にも内容により委託も可能であるが、同じ目標に向かって実施する必要がある。	地域や、職域に出向いた健康教育についても検討し、実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
297	健康づくり課	ふれあいけんこうフェスティバル開催事業		健康に関連した相談・各種健康チェック等健康づくりを中心に、市民の健康づくりを推進する普及啓発イベントを行政と関係団体が一体となって開催し、健康に対する意識の向上を図る。 年1回、ダイナシティウエストを会場に開催。 令和元年度は、台風のため中止となった。 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。	0	のべ参加者数(人)	1,800	0	0.0%	毎年、多数の来場者があり、健康への意識の向上が図られている。	市が主体的な実施団体となっているが、各団体主導に変更を検討することができる。医師会、歯科医師会、薬剤師会等が、それぞれの事業を行っているが、これら3師会が集まってのイベントはほかにはない。	実施主体や実行方法について継続的に検討していく必要がある。	① 継続実施
298	健康づくり課	健康おだわら普及員支援事業		市民一人ひとりが積極的に疾病の予防を行い、健康の増進に努めるための健康づくり運動を地域に根差すため実施する。 健康おだわら普及員を育成するため、健康づくりに関する各種研修会の開催のほか、定例会の開催、普及員からの相談や支援を行う。	1,244	定例会参加者数	400	0	0.0%	ソーシャルキャピタルを活用した事業を展開を支援するために市の関与は必要である。全地域から推薦されており、全地域に事業を実施している。地区活動に生かすことができる。	市民協働事業である。	地域での役割を理解いただくとともに、今後も育成を継続する。 また、普及員の任期終了後は、健康づくりサポーターとして登録していただけるように促す。	① 継続実施
299	健康づくり課	地域でつくる健康づくり支援事業		地域で主体的に取り組む健康づくり運動を促進し、市民の健康増進を図るため、健康おだわら普及員が中心となって、各地域(26地区)で実施する健康チェックなどの健康づくり事業を支援する。 市内26地区におけるミニミニ健康デー、体操教室、栄養教室(調理実習含む)、減塩味噌汁試飲会等の開催及び普及員だよりの発行。 令和2年度は、コロナ禍のためミニミニ健康デーなどの事業は中止し、普及員だよりにて、地域に健康情報の普及を行った。	920	参加者数	2,000	52	2.6%	行政が、自治会連合会長から推薦されている健康おだわら普及員と協力して地区活動を行う方が、効率的、効果的な事業を行うことができる。 市民全体の健康増進の活動を行っている。 小田原市の健康課題と一緒に取り組むことができている。 委嘱された普及員自身の健康意識を高めることができている。	地域の住民が行うことにより、自分たちの問題として考え活動できる。 この経験が、次のボランティア活動(健康づくりサポーター)に生かされている。 他の活動団体はない。	継続実施	① 継続実施
300	健康づくり課	地域自殺対策強化事業		平成31年3月に策定した「小田原市自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現を目指す」ため、関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進する。 令和2年度は市役所本庁舎でのパネル展示やブックキャンペーンを実施した。また、「相談窓口のご案内」に新型コロナウイルス感染症の相談窓口を掲載した。自殺対策講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送った。 また、自殺対策を支える人材の育成の一環として、ゲートキーパー養成研修の実施や、困ったときに助けを求められるよう、児童のSOSの出し方に関する教育を実施した。	100	-	-	-	-			自殺対策の普及啓発やゲートキーパー養成研修等を継続する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
					指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
301	健康づくり課	食育実践活動事業	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトに委託し、市民への食に対する知識の普及・啓発を図る。 令和2年度、小田原市食育サポートメイトは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育園等への食育訪問や地区での栄養教室は控え、保育園14園に食育だよりを配布した。	50	栄養教室等の開催回数(回)	12	14	116.7%	食育推進計画に基づき、市民への食育を推進していくのは行政の役割である。 小田原市食育サポートメイトによる食育は、小田原市食育推進計画の事業としても位置付けられている。	食育サポートメイトは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保育園・幼稚園児に直接接触する訪問形式は避け、保育園に食育だよりを配布することで、食生活改善に取り組んだ。	食育サポートメイトの活動場所の拡大を図る。	②見直し・改善
302	健康づくり課	食育サポートメイト支援事業	健康づくりの基本は食生活・運動・休養であるが、なかでも食生活は重要であり、市民一人一人が食生活改善の重要性を理解し、自主的に実践していくことが必要である。そのため、食生活改善の推進に必要な知識と技術を習得するため、食育サポートメイト養成講座を開催し、地域における食生活改善推進を図る。 また、既に養成講座を受講し、地域において食生活改善を推進すべく活動している食育サポートメイトに対し、資質の向上を目的に、育成研修を行う。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から養成講座は中止としたが、育成研修は2回行い、食育サポートメイト資質の向上を図った。	70	講習会、研修会の開催回数(回)	養成講座8回 育成研修7回	養成講座0回 育成研修2回	13.0%	食育推進活動は、市が推進していく活動であるとともに、食育サポートメイトはボランティア活動となるため、市からのバックアップが必要である。	今後、養成講座を受講した者が、育成者となって食生活の改善などの健康普及活動に取り組むことができれば、さらに啓発の効果があげることができる。が、資質の確保を図るためには、専門家の指導は必須である。	事業を継続し、食育サポートメイトを増やしていくとともに、資質の向上を図る。	①継続実施
303	健康づくり課	地域医療連携推進事業	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成と疾病の正しい理解及び認識の取得を図るための研修の開催、疾病予防の体制作り、予防知識の普及啓発を行う。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、従来の参加型講演会からオンライン講演会に変更し、実施した。	200	講演会の参加者数(人)	50	26	52.0%	難治性疾患と言われている、肝疾患、腎疾患及び糖尿病の疾病等については、患者数も多く、予防対策を行えばその効果が期待できるため、疾病予防、教育体制及び調査研究の確立を図る。	医療従事者の育成、研修の開催、予防知識の普及啓発を行うためには、医師会以外では実施できない。	事業を継続していく。	①継続実施
304	健康づくり課	献血普及啓発事業	献血を推進するため、小田原市赤十字奉仕団や自治会、ライオンズクラブなどの団体の協力を得て、神奈川県赤十字血液センターによる街頭や企業における献血を支援している。また、PRを行い、献血に対する理解と協力を求めている。	0	-	-	-	-		直接的な経費を市は負担していない。 献血そのものは神奈川県赤十字血液センターが担っている。 献血は神奈川県赤十字血液センターの専管事項となっている。	継続実施	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
305	健康づくり課	休日・夜間急患診療所助成事業		休日及び夜間における一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会が運営する休日・夜間急患診療所、休日急患歯科診療所及び休日夜間急患薬局の運営費を補助する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で患者が激減した。	153,899	休日・夜間急患診療所・休日急患歯科診療所の受診者数(人)	15,000	5,054	33.7%	市民の生活環境が変化していく中、休日及び準夜間の初期診療へのニーズに対応している。	-	かかりつけ医の必要性や一次、二次、三次救急のそれぞれの役割について周知していく必要がある。	① 継続実施
306	健康づくり課	広域二次病院群(補充)輪番制助成事業		入院や手術を要する救急患者及び一次救急医療機関からの転送患者に対応するため、県西地域内の10病院が輪番により内科系、外科系の2病院体制で、毎夜間及び休日昼間に診療を行うための運営費を助成する。 また、市独自の施策として、当番病院に市外病院があたる場合、市民の利便向上のため、別の市内病院を補充するための運営費を助成する。 実施病院: 小林病院、小澤病院、間中病院、丹羽病院、西湘病院、山近記念総合病院、小田原市立病院、大内病院、湯河原胃腸病院、県立足柄上病院	102,528	受診者数(人)	5,300	2,778	52.4%	休日や夜間の診療体制を維持するため必要である。	-	深夜診療や、必要時の補充当番病院の確保、救急搬送の在り方等を検討していく必要がある。	① 継続実施
307	健康づくり課	小児深夜救急医療事業		・毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。 ・小児・乳幼児の深夜帯における急病を診療するため実施している。 ・小田原市立病院の小児深夜救急診療に対し負担金を支出した。	25,000	受診者数(人)	3,000	785	26.2%	市立病院が小児深夜救急事業を実施していくためには、補助金を支出する必要がある。	-	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施
308	健康づくり課	救急医療機関外国籍市民対策費助成事業		医療費の負担能力に欠ける外国籍市民が県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じることによる医療機関の損失を補填する。 外国籍の市民の未収金相当額を救急医療機関に助成する。	0	申請があった場合の申請に対する助成率(率)(申請に左右される指標であるため、達成度判定対象外)	-	-	-	救急医療を担う医療機関の負担を軽減する。	-	救急医療を担う医療機関の負担を軽減する必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
309	健康づくり課	看護職員 人材育成 支援事業		地域医療の充実に必要な看護師等の養成と確保を図るため、小田原医師会が運営するおだわら看護専門学校の運営費の一部を助成する。 医療現場において不足している看護職員を地域で養成し確保するため医師会設立の看護専門学校を支援する。	500,000	おだわら看護専門学校卒業生数(人)	80	64	80.0%	看護職員確保のため学校運営等の支援は必要である。	-	継続実施	① 継続実施
310	健康づくり課	災害時医療救護体制整備事業		災害時の医薬品の確保及び衛生材料の備蓄をするとともに、医師会や歯科医師会、薬剤師会等関係機関と協力し、災害時の医療救護活動の円滑な運用を図る。 災害発生時に、応急処置が必要な避難者に対し、仮設救護所で使用する医薬品等の確保・整備を図る。	1,054	衛生材料買替校数(校)	13	13	100.0%	災害時の医療の確保であり、市が関与する必要がある。 全市民を対象とした事業である。	年に一度、小田原医師会及び小田原薬剤師会とともに医薬品の見直し等協議している。	仮設救護所設置は、今まで全校(25校)を想定していたが、今後は、4校(予備4校)となった。このことから、衛生材料は、予備校を含む8校と保健センターに限定し、備蓄することとした。 仮設救護所の運営については、小田原医師会等と協議を重ねながら、災害時に円滑に進められるよう備える	② 見直し・改善
311	健康づくり課	乳児家庭全戸訪問事業	○	乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に繋げる。第1子及び低出生体重児等については、保健師や助産師、それ以外(第2子以降等)の家庭はこんにち赤ちゃん訪問員(非常勤特別職)が訪問している。	2,077,000	-	-	-	-		第2子以降等の訪問について、非常勤特別職を活用することでコストの抑制を図っている。 平成29年度の子育て世代包括支援センターの開設を機に、本事業の所管を健康づくり課に変更し、支援が必要な家庭の把握や早期の支援開始について、より迅速に実施できている。	継続実施	① 継続実施
312	健康づくり課	妊婦・産婦健康診査事業	○	妊婦健康診査を適切な時期に受けることにより、妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見に努め、妊婦の健康の保持増進に努めるため、母子健康手帳を交付した妊婦に対し、妊娠中に14回の妊婦健康診査に係る費用の一部を助成する。 妊娠中に1回、妊婦歯科健康診査を取扱歯科医院で実施する。	79,049,300	-	-	-	-		受診率は安定し、妊婦及び産婦の健康の保持増進に役立っている。	継続実施 安全な出産を迎え、産後の心身の健康を保持するためには、妊娠中及び産後の健康管理は不可欠であり、受益者負担の観点からも、考慮が必要だが、少子化対策としては重要である。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
313	健康づくり課	乳幼児健康診査事業	○	<p>発育・発達の節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進、育児支援を図るため、保健センターや取扱医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査及び事後検診を実施する。</p> <p>8～9か月児健康診査は取扱医療機関における個別健診で実施し、それ以外は保健センターにおける集団健診として月11回実施。</p>	25,519,766	-	-	-	-		<p>受診案内通知を個別に送付したことで、健診受診率が向上している。</p> <p>直営実施をしていることで、経費が抑えられている。</p>	<p>継続実施</p> <p>出生数が減少する中で、乳幼児の健康の保持増進と育児支援を図るため、実施回数や実施方法等を検討していく必要がある。</p>	① 継続実施
314	健康づくり課	育児相談事業		<p>少子化や核家族化が進行し、身近に育児の相談者がいない親が増えており、乳幼児を持つ親の育児不安や悩みを解消するため、育児・栄養・遊び等の相談を通して、安心して楽しく育児ができるように支援する。また、子どもの心身の発達の専門家である臨床心理士と保健師が、家庭状況などを把握して継続的に相談や助言などを行うとともに、子どもの発達検査を実施するなど、親の子育ての支援を推進する。</p> <p>保健センターにおける月1回の定例育児相談や、子育て支援センターや地区の公民館等に出向いて育児相談を行う。また、個別心理相談や、電話や来所による相談は随時保健センターにおいて実施。</p>	0	相談数 (件)	4,500	4,785	106.3%	<p>母子保健事業として実施。また、少子化対策及び虐待予防対策としても実施。</p>	<p>相談者の要望に沿って相談対応を行う。定例の育児相談以外でも、随時の来所相談や電話相談、必要時訪問にて相談対応をしている。</p> <p>また、他課との連携や地域の育児グループ等のつながりの中で効果をあげている。</p>	<p>継続実施</p> <p>実施方法は要検討ではあるが、母性や乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の解消のために実施していく。</p>	① 継続実施
315	健康づくり課	母子訪問指導事業	○	<p>妊娠、出産及び子育て支援のため、妊産婦・未熟児を含む新生児・乳幼児の世帯に保健師・助産師等が家庭訪問し、保健指導を実施する。</p>	3,667,717	-	-	-	-		<p>訪問をすることで、その世帯の育児環境に合わせた指導ができ、家族の健康増進、育児支援につながる。</p> <p>また、家庭内の状況が見れることで虐待のリスクも観察できる。</p>	<p>継続実施</p> <p>実施内容(継続支援の基準等)は要検討ではあるが、母性や乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の解消のために実施していく。</p>	① 継続実施
316	健康づくり課	子育て世代包括支援センター運営事業	○	<p>子育て世代包括支援センターはついに母子保健相談支援専門員を配置し、妊娠届の收受及び母子健康手帳の交付に併せて面談を行うほか、相談に応じ、妊娠中から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことで、児童虐待対策の強化を図る。</p>	3,632	-	-	-	-		<p>本市は母子保健型で設置しており、母子健康手帳交付時に保健師等専門職が妊婦全員と面談をすることで、妊娠中から早期に支援できるようになっている。</p>	<p>継続実施</p> <p>妊婦全員と面談する中で、得る情報が多く、妊娠中からの切れ目ない支援を継続していく。</p>	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
317	健康づくり課	母子健康教育事業	○	妊娠、出産、育児に関して集団に必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識の普及を行うことで、母性・乳幼児の健康の保持増進を図る。 ママパパ学級、子育て応援講座及び親子教室等を開催する。	484,319	-	-	-	-	/	教室として実施しているものについては、知識の普及に加え、参加者同士の交流の中で情報交換もできるため、育児支援につながっている。	継続実施 正しい知識が情報提供できるよう、適宜内容や実施方法など検討が必要と考える。	① 継続実施
318	健康づくり課	不妊症・不育症治療費助成事業		【不育症治療費助成事業】 不育症の治療が受けられる夫婦の経済的負担の軽減を図るため、診断を受け治療を開始した後、1回の妊娠成立から妊娠終了までの一治療期間について、保険診療対象外の不育症治療費の1/2の額(1,000円未満切り捨て)を30万円を上限に助成する。一対象者に対し、通算5年度までとする。 対象は、医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められ、実際に治療をした夫婦とする。 【不妊症治療費助成事業】 特定不妊治療(1回)に要した費用のうち、神奈川県から受けた助成額を控除した額について、1回あたり50,000円を限度として助成する。上限額の50,000円に満たない場合はその額を助成する。(1,000円未満端数は切り捨て)なお、助成を受けることができる回数は、通算して2回までとする。	5,814	申請数 (件)	90	116	128.9%	不妊症及び不育症ともに母子保健事業として実施。また、少子化対策としても実施。	不妊症及び不育症ともに治療費が高額になるため、経済的負担軽減の一助となる。	継続実施 保険診療の変更等があった場合、助成該当内容を変更していくことも考慮する必要がある。	② 見直し・改善
319	健康づくり課	骨髄移植ドナー支援事業		日本では、毎年新たに約1万人のかたが白血病などの血液疾患を発症している。骨髄バンクに登録をしている患者のうち、実際に移植を受けられるのは約6割で、移植を必要とするすべての患者を救うには、より多くの方に提供希望者(ドナー)登録をしていただくことが必要となる。また、骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に7日程度要することから、ドナーに対する支援も必要となる。	0	申請数 (件)	1	0	0.0%	骨髄提供者(ドナー)を増やすための助成事業は、行政が担うべき事業である。	-	引き続き、適切に事業を実施しつつ、補助対象者の範囲拡大を県に要望していく。	② 見直し・改善
320	健康づくり課 (高齢介護課)	高齢者筋力向上トレーニング事業		65歳以上の高齢者で介護予防の必要性がある方を対象に、専門スタッフによるアセスメントに基づく筋力トレーニングを実施し、要介護状態となることを予防するとともに、高齢者自らが介護予防に向けた自主的な取組が実施されるよう支援する。 いそぎ・小田原アリーナ、プールの基幹型高齢者筋力向上トレーニング教室の開催と地域で自主的に行っている地域型筋トレグループの支援を行っている。 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、令和2年度は4月から6月までの間、市主催の介護予防事業の実施を中止し、7月から順次、事業を再開したが、感染拡大予防対策として、参加人員や参加回数を見直したうえでの実施となった。令和3年1月の緊急事態宣言の再発令により、1月から3月まで、再度、市主催の介護予防事業の実施を中止した。そのため、参加延べ人数は、目標値に比べ大幅に減少した。	24,323	教室参加者数(延べ人数)	36,600	12,190	33.3%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	健康等を目的とした類似の教室は、民間でも実施されているが、高齢者の介護予防を目的とした教室については、保険者たる市が実施することが適当である。	・基幹型:いそぎ、小田原アリーナ、プールの3つを基幹型とし、いずれも事業者と打合せし、情報を共有しながらセルフケアも含めた介護予防が促進されるよう実施する。 ・地域型:地域の通いの場として、活動状況について引き続き把握していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的 事業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
321	健康づくり課 (高齢介護課)	高齢者栄養改善事業		栄養教室等の開催を通して、介護予防に必要な影響に関する知識の習得を図るとともに、高齢者の低栄養状態の予防と改善を図る。男性を対象とした料理教室も開催する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は栄養教室等の開催ができなかった。	0	教室参加者数(延べ人数)	350	0	0.0%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	事業費のほとんどが講師謝礼である。各教室を運営するためには、専門的な知見を要することから外部講師を依頼するほかない。	介護予防把握事業のアンケート結果から、ひとり暮らしの男性に介護リスクが高い傾向がある。そこで、男性を対象とした初心者料理教室を引き続き開催する。男性のアプローチを展開し元気なうちから食べることに関心をもてるようにしていきたい。	① 継続実施
322	健康づくり課 (高齢介護課)	認知症予防事業		認知症の予防を図るため、脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、令和2年度は4月から6月までの間、市主催の介護予防事業の実施を中止し、7月から順次、事業を再開したが、感染拡大予防対策として、参加人員や参加回数を見直したうえでの実施となった。令和3年1月の緊急事態宣言の再発令により、1月から3月まで、再度、市主催の介護予防事業の実施を中止した。そのため、参加延べ人数は、目標値に比べ大幅に減少した。	2,061	教室参加者数(延べ人数)	1,642	1,025	62.4%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	民間への委託によりコストの低減を図っている。	保健事業と介護予防の一体的実施のポピュレーションアプローチ対象事業として、委託事業者とも「地域の通いの場の大切さ」について十分に打合せをもち、意識の共有を図りながら取り組んでいく。	① 継続実施
323	健康づくり課 (高齢介護課)	介護予防普及啓発事業		地域の高齢者等を対象に、自ら行える介護予防についての講座を開催し、介護予防の意識を啓発する。令和元年度は、市民提案型協働事業として、「高齢期の知っとくいきいき講座」を開催し、整理収納による転倒予防の普及に取り組んだ。また、おだわら総合医療福祉会館で地域の高齢者の憩いの場となる介護予防対策室を運営する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、令和2年度は4月から6月までの間、市主催の介護予防事業の実施を中止し、7月から順次、事業を再開したが、感染拡大予防対策として、参加人員や参加回数を見直したうえでの実施となった。令和3年1月の緊急事態宣言の再発令により、1月から3月まで、再度、市主催の介護予防事業の実施を中止した。そのため、参加延べ人数は、目標値に比べ大幅に減少した。	1,772	講座等参加者数及び介護予防対策室利用者数(延べ人数)	6,500	915	14.1%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	講演会は、他のイベントに合わせるなど臨機応変に対応するためには直営実施が最適である。介護予防対策室の運営は委託にて運営している。市民団体と協働して介護予防の普及啓発に取り組む。	常設に近い形で運営している介護予防対策室の周知や教室開催、イベントへの参加等いろいろな場面で介護予防の普及啓発を促進する。	① 継続実施
324	健康づくり課 (高齢介護課)	高齢者体操教室開催事業		65歳以上の高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進するため、ストレッチ体操やリズム体操を中心に参加者に合わせた運動を行う。 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、令和2年度は4月から6月までの間、市主催の介護予防事業の実施を中止し、7月から順次、事業を再開したが、感染拡大予防対策として、参加人員や参加回数を見直したうえでの実施となった。令和3年1月の緊急事態宣言の再発令により、1月から3月まで、再度、市主催の介護予防事業の実施を中止した。そのため、参加延べ人数は、目標値に比べ大幅に減少した。	1,013	教室参加者数(延べ人数)	5,100	2,890	56.7%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	申込方法について、これまでの電話による先着順から抽選による選定へ変更し参加の公平性を図った。閉止するこゆぎの参加者には自主グループ化を働きかけ 4月からも活動が継続できるよう体制を整えた。	多くの高齢者が参加し、介護予防の意識付けとするには、地域の通いの場の活用や自主グループ化について検討していく必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
325	健康づくり課 (高齢介護課)	いきいき健康事業		高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを防止するため、地区社会福祉協議会単位で、転倒予防、高齢者体操、ウォーキング、生活体力測定などの教室を開催する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、令和2年度は4月から6月までの間、市主催の介護予防事業の実施を中止し、7月から順次、事業を再開したが、感染拡大予防対策として、参加人員や参加回数を見直したうえでの実施となった。令和3年1月の緊急事態宣言の再発令により、1月から3月まで、再度、市主催の介護予防事業の実施を中止した。そのため、参加延べ人数は、目標値に比べ大幅に減少した。	1,620	教室参加者数(延べ人数)	2,800	379	13.5%	介護予防の普及啓発については、保険者(市)が中心的な役割を担うべきものとする。	各地区平均年間2.7回の開催で、参加者数も横ばいである。体操やウォーキング等運動系のメニューへの関心が多い。市社協から脳トレカラオケの実施について要望があったが、予算化できず。	参加者を増やしていくため、地区社協での活動を実際見学しながら、実施内容等を検討していく。	① 継続実施
326	健康づくり課 (高齢介護課)	地域介護予防活動支援事業		高齢者を支える「地域」において介護予防意識を高め、地域における主体的な介護予防の取組や活動を促進するため、地域福祉の担い手を対象とした講座を実施する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、令和2年度は4月から6月までの間、市主催の介護予防事業の実施を中止し、7月から順次、事業を再開したが、感染拡大予防対策として、参加人員や参加回数を見直したうえでの実施となった。令和3年1月の緊急事態宣言の再発令により、1月から3月まで、再度、市主催の介護予防事業の実施を中止した。そのため、参加延べ人数は、目標値に比べ大幅に減少した。	60	教室参加者数(延べ人数)	600	60	10.0%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	事業予算は必要最低限の報償費である。元年度の老人大学では、引き続き小田原医師会・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会に依頼し、老年期症候群、口腔ケア、かかりつけ薬局、介護保険について、知識の普及を図るための講座を開催した。	介護予防に関する正しい知識の普及のため、引き続き講座を開催していく。参加者は学んだ内容を地域で普及していくので、伝達しやすい資料づくりを意識し、行政が把握している課題と高齢者のニーズをマッチングさせながら、老人クラブ連合会と調整し実施していきたい。	① 継続実施
327	健康づくり課 (高齢介護課)	ふれあい担い手発掘事業		地域の住民、団体等が連携して主体的・継続的に高齢者の生活支援、健康づくり、生きがいづくりや介護予防に取り組む活動を支援する。 ※令和2年度は、補助金の交付申請がなかった。	0	補助団体数	3	0	0.0%	高齢者を地域全体で支えるため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	介護予防に自主的に取組みを立ち上げる際に活用されており、その後も活動が継続されていることから十分な効果を発揮している。来年度に向け、より多くの団体が利用できるよう要綱について見直しを行った。	新たな自主活動につながるようニーズの把握に努め、立ち上げに関する相談窓口となり、地域における自主グループ活動に対する支援を行っていく。	① 継続実施
328	健康づくり課 (高齢介護課)	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取組を機能強化し、通所・訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は研修会の開催が減少した分に代えて、市民への普及開発として、介護予防に役立つリハビリの知識を紹介する連載記事「リハビリ講座」を作成し、記事を令和2年6月から毎月市ホームページに掲載した。	204	研修会開催数	10	10	100.0%	介護予防の取組を機能強化することにより、高齢者が要介護状態となることを予防し、介護サービスに頼らない自立の促進や、介護状態の重度化を防ぐことができる。結果として、介護に要する費用の効率化を図ることができる。	介護事業所や地縁組織等の介護予防に関する取組を幅広く強化するため、リハビリテーション専門職が柔軟に対応できるよう、事業実施方法を協議しながら取り組んだ。これまでの内容をさらに深めた具体的取組により、介護予防に関する市民への普及啓発、地域での介護予防活動の充実、支援者との連携強化につなげることができた。	これまでの取組実績により築かれてきた地域・支援者との連携基盤、活動のノウハウを活かしながら、引き続き介護予防に資するリハビリテーションの専門的見地からの支援や情報発信を充実させる。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
329	健康づくり課(保険課)	特定健診・特定保健指導事業		<p>本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施している「特定健康診査・特定保健指導実施計画」を基に推進するものであり、生活習慣病対策としてメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健診と、その結果に基づいて必要な方には特定保健指導を行うものである。計画の中では、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率や、メタボリックシンドロームの該当者等の減少等の目標値を定めている。</p> <p>特定健診受診率向上の取組として、次のとおり実施した。 ○実効手法 ・70歳以上の被保険者と住民税非課税世帯は自己負担金を免除 ・5年間特定健診未受診かつ生活習慣病での医療機関受診歴がない者を対象に、10月、11月に集団健診を実施 ・特定健診の代わりに人間ドックを受診した者に対し助成金を支給 ○普及啓発・受診券発送後にケーブルテレビの放送や広報紙への掲載、自治会回覧や各種イベントでの受診勧奨を実施 ○受診勧奨・過去の健診やレセプトデータをもとに対象者を抽出し、電話やハガキによる受診勧奨を実施 ○その他・特定健診未受診理由把握のため、アンケートを実施</p> <p>特定保健指導実施率向上の取組として、公募型プロポーザル方式により業者を再選定し、実施率向上につながるよう取り組んだ。</p>	113,479	特定健康診査受診者数	9,991	7,103	71.1%	<p>国民健康保険制度では、被保険者の高齢化や医療技術の高高度化等に伴い、医療費が増加傾向にあり、財政運営において厳しい状況が続いている。このような中、被保険者に普段の生活から生活習慣病の予防を心がけてもらえるように、特定健康診査や特定保健指導事業を推進している。こうした取組を通じて健康に対する意識を醸成させることで、健康維持・増進と将来的な医療費の抑制を図る必要がある。</p>	<p>特定健診を受診することで生活習慣病を見直してもらい、生活習慣病を予防することを目的としているため、10年20年といったスパンで医療費の適正化を図られていくものと考えている。</p> <p>各対象者の層に合った勧奨内容になるよう工夫し、電話勧奨や通知勧奨を実施した。</p>	<p>現状に加え、次の取組を実施する。 ・特定健診初年度である年度内40歳到達者の受診料免除 ・診療情報提供事業の検討・実施 ・未受診理由アンケートの分析以上により、前年度受診者の受診継続を図りつつ、新規特定健診対象者や定期的に受診している層へ働きかけることで、さらなる受診率向上と、健康状態の把握による医療費の適正化・市民の健康増進を目指す。</p>	① 継続実施
330	健康づくり課(保険課)	データヘルス計画推進事業		<p>平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト(診療報酬明細書)等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」となっており、本市では平成28年度に「第1期データヘルス計画」を策定した。 平成30年4月には、「第2期データヘルス計画～第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画～」を策定した。</p> <p>健診結果やレセプトデータを使用し、生活習慣病重症化予防事業と受診行動適正化事業の対象者を抽出し、個別の通知で通院を促した。</p>	10,414	-	-	-	-	<p>特定健診・特定保健指導事業と同様、医療費の適正化は10年、20年といった中長期のスパンで図られていくものと考えている。</p> <p>特定健診の結果やレセプトデータを用いて、効果的な受診勧奨が実施できるよう努めた。</p>	<p>前年度事業の効果測定を実施し、改善点を把握するとともに、効果的な受療勧奨ができるよう努める。 令和2年度での第2期データヘルス計画の中間評価を考慮し、実態に即した計画となるよう見直しを行うとともに、次期計画策定に向けた作業を行う。</p>	① 継続実施	
331	子育て政策課	ファミリー・サポート・センター管理運営事業		<p>ファミリー・サポート・センター管理運営事業は、子育てと仕事を両立するため、乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する支援会員の登録や相互援助活動に関する連絡、調整を行う。令和2年度は、コロナ禍での緊急事態宣言の発令等により、休校・休園や習い事の休止、また保護者の勤務形態が在宅勤務や時差出勤等に変ったことにより活動件数が減少した。コロナ禍であっても通常と変わらず運営しており、「預けることができてよかった」という声もあり、厳しい社会状況においても子育て家庭に寄り添うことができた。</p>	7,526	活動件数	4,500	3,786	84.1%	<p>公的サービスが提供されていない保育施設までの送迎や保育終了後の預かりなどの支援体制を整えることによって、働く者が仕事と育児を両立する手助けをするとともに、子育ての負担感や不安感を軽減できる環境づくりに資する。</p>	<p>コロナ禍でも通常どおりサービスが使えることを周知するため、委託事業者がSNSを活用し、事業の周知を図った。また、令和2年10月に事業者選定委員会を開催し、新たな事業者を選定した。</p>	<p>新たに選定された事業者の強みを生かしながら、他機関と連携を図り事業の周知を図るとともに、会員登録を電子データでの受付も可能にするなど、事業の利便性を高める取組を実施していく予定である。また、特に若い世代の支援会員の増加を目指していく。</p>	① 継続実施
332	子育て政策課	子育て支援フェスティバル開催事業		<p>子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるように、様々な情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、子育ての地域の環を広げる。 令和2年度は、コロナ禍での緊急事態宣言の発令等により開催を中止した。実行委員会については令和2年10月～令和3年3月にかけて4回開催した。令和3年度以降の開催に向け、感染対策を講じたフェスティバルの開催方法について協議した。フェスティバルのあり方を検討することができ、また、課題について委員会と事務局で共有することができた。</p>	0	入場者数	5,000	0	0.0%	<p>市内また近隣で活動する子育て支援団体が一堂に介する貴重な機会であり、団体同士のつながりや連携が期待できる。令和2年度においては、来場者にとっては様々な子育て支援に関する情報が得られる有益な機会となっている。</p>	<p>実行委員会と事務局(行政)の役割を明確にすることで、より効率的に実施することが期待できる。令和2年度においては、実行委員会をオンラインと対面式と両方の形式で実施。コロナ禍においても委員会が継続できる工夫を行った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止を意識しつつも、フェスティバル自体の開催目的を達成できる開催の方法を検討していく必要がある。</p>	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
333	子育て政策課	地域子育てひろば事業		未就園児の親同士の交流や情報交換の場(地域子育てひろば)を身近で通いやすい場所に開設する。 市内の地区民生委員児童委員協議会などが主体となった地域子育てひろばを設置するとともに、子育て支援センターとの連携強化を図り、地域の子育て力の向上を図る。 令和2年度は、コロナ禍での緊急事態宣言の発令等により活動の多くを休止したが、利用時間や人数の制限等の実施により、令和2年12月時点ではほとんどのひろばが再開することができた。またZOOMなどオンラインを活用したひろばを開催するなど、新たな方法で実施することもできた。「交流できる場があったよかった」という声も多くいただき、子育て家庭に寄添うことができた。	580	ひろば参加者数	11,500	3,076	26.7%	子育て家庭への育児支援を行うため、子育て支援センターとの連携を図り、地域内の親同士や地域の支援者とのコミュニティを形成できるひろばの開設は、子育て家庭の母親等の不安感の解消を図るとともに、地域の子育て力を向上させる有効な事業である。	各ひろばの活動予定等をホームページに掲載するなど、取組の周知方法の改善を図った。また、各ひろばの取組状況の共有や各ひろばの取組を見直すきっかけづくりを目的としたアンケートを実施し、実態把握に努めるなど、地域の子育て力の向上に向けた取組を実施した。コロナ禍においては、社協が作成したガイドラインを配布し、各地区の取組方法を共有するなど、安全にひろばが開催できるよう対応した。	子育て支援センターとの連携、情報発信方法の工夫により、子育て家庭に対し、ひろばの活動内容を周知するとともに、各地域の活動を共有し合いながら課題解決に努め、利用者数の増加や満足度の向上に向けて取り組んでいく。	① 継続実施
334	子育て政策課	児童遊園地管理補助事業		児童に健全な遊び場を与え、事故等による傷害の防止及び健康の増進を図るため、自治会や公民館、子ども会などが管理する児童遊園地の設置費、遊具の補修・増設・撤去費、運営費、施設賠償責任保険料、遊器具保守点検料に対する補助金を交付。令和2年度については、8件の遊具の補修に対する補助を行った。なお、令和2年5月6日付で風祭八幡児童遊園地について、児童数や利用者数の減少などを理由に施設を廃止したことから、設置箇所数については、53カ所から52カ所へ減少している。	1,279	運営費補助公園数	53	49	92.5%	児童遊園地は、設置されている地域の子もだけでなく、広く周辺地域に子どもの遊び場を提供するという公共性があるため、補助金を支出する必要がある。地域における子どもの遊び場として、居場所づくりにも寄与している。	児童遊園地の遊器具の保守点検に対し補助し、事故等のリスクを減らし、健全な遊び場として利用してもらえるよう努めている。遊具の老朽化が著しい児童遊園地管理者に対し、補修に係る助成を行った	児童遊園地の利用者が安全に利用できるよう、必要となる支援を行い、設置者と協力し合いながら、健全な管理の徹底に努めている。	① 継続実施
335	子育て政策課	子育てマップ発行事業		子育てしやすい環境となるよう、子育て世帯に有用な情報を集約したマップを作成し、子育て支援センター、妊娠届の窓口、市民利用施設のほかこんにちは赤ちゃん事業などを通じて配布した。特に転入してきた子育て家庭や保育所等の入園を検討している子育て家庭から、役に立つという声を多くいただいた。		発行部数	10,000	12,000	120.0%	幼稚園や保育施設、小児科等の子育てに必要とされる公的な情報に対するニーズが多いことから、子育てしやすい環境整備の一環として、行政が実施しているものである。	子育てに有効な情報を集約したマップスタイルとしたことで施設等の位置がわかりやすくなり、好評である。多様化する情報収集に対応するため、ホームページで閲覧・ダウンロードできるようにしている。	事業の継続性を鑑み、ホームページでの掲載を主とした取組について検討していく。	① 継続実施
336	子育て政策課	児童扶養手当支給事業		父母の離婚や父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給する。児童を養育する、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図り、児童の健全育成に寄与する。 ・奇数月に、児童扶養手当受給者に定時支払いを行った。また、定時払い以外の月末、支払対象者に随時支払いを行った。 ・7月末に、児童扶養手当の更新の手続きとして、現況届を受給者全員に送付し、資格の確認を行った。 ・ホームページや、出生・転入時の案内で児童扶養手当の制度の周知を図った。	690.133	-	-	-	-	-	-	現状どおり事業を実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
337	子育て政策課	母子家庭等自立支援事業		市内在住の母子・父子家庭及び寡婦を対象として、母子家庭等が持つ不安を解消し、生活の安定と早期の自立を図るとともに、児童の健全な成長の確保を図る。・母子・父子自立支援員による相談業務において、自立に必要な情報提供及び指導を行ったほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行った。 ・教育訓練給付金(2件)、高等職業訓練促進給付金(8件)の支給を行った。	13,011	制度の利用により有利な修業に結びついた件数(件)	15	10	66.7%	本制度の活用により就労所得の増加が図られているため、成果は得られている。	-	高等職業訓練の修了者にアンケートを実施し体験談を公開しながら利用者の増加を図る。	① 継続実施
338	子育て政策課	児童手当支給事業		中学生修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。・6月・10月・2月に、児童手当受給者に対し定時支払いを行った。また、5月・9月・1月以外の月末に、支払対象者に随時支払いを行った。 ・5月末に、児童手当の更新の手続きとして、現況届を受給者全員に送付し、資格の確認を行った。 ・ホームページや、母子健康手帳の配布時、出生・転入時の案内で児童手当の制度の周知を図った。	2,569,610	-	-	-	-		-	マイナンバー制度及びマイナポータル開始に向けての準備・調整を行っていく。	① 継続実施
339	子育て政策課	子育て支援拠点管理運営事業		子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行うことにより、子育て家庭の母親等の育児に対する不安感、負担感の軽減を図る。 令和2年度は、コロナ禍での緊急事態宣言の発令等により、臨時休館による稼働日数の減や、利用時間や入場人数の制限等の実施により、利用人数は減少したが、利用者からは、社会的に不安が募る中での子育てにおいて、「子育て支援センターが利用できることで救われた。」との話を多くいただくなど、現下の厳しい社会状況の中で、子育て家庭に寄り添うことができた。	78,865	参加家庭数	20,000	7,366	36.8%	子育て家庭が抱える育児に対する不安感、負担感を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を作る。	令和2年10月に、小田原駅前の交流施設(ミナカ小田原)6階に、おだびよ子育て支援センターを移設し、駅近であること、図書館に隣接しているという立地の良さによる利便性の拡大を図るとともに、その管理運営に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用したサービスの充実を目指している。	これまで培ってきた各関係機関との連携や地域とのつながりを継続するとともに、指定管理者制度に移行し、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業が展開できるようにする。	① 継続実施
340	子育て政策課	児童プラザ管理運営事業		川東タウンセンターマロニエ内に児童プラザラッコを開設し、児童の遊び場を提供するとともに、指導員を配置し、児童の遊びに対する助言・指導、安全確保及び利用児童の健全育成のための見守りを行う。令和2年度は、コロナ禍での緊急事態宣言の発令等により、臨時休館による稼働日数の減や、利用時間や入場人数の制限等の実施により、利用人数は減少したが、利用者からは、子どもと外出できる機会が制限される状況の中で、「ラッコが利用でき助かった」との話を多くいただくなど、安心して子どもが遊べる場を提供することができた。	3,540	利用者数	30,000	3,202	10.7%	子どもは、遊びを通して自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられ、子どもの成長にとって遊びは必要不可欠なものである。雨天時でも遊べる場の提供は必要である。	ホームページを作成し、事業の周知を図った。またコロナ禍において緊急事態宣言の発令等により休館をした期間もあったが、子育て家庭や児童が安心して安全に利用できるよう、施設の消毒等感染対策を講じるとともに、可能な限り遊具を開放したり、人数や利用時間を徐々に拡大するなど、利用者の満足度につながるような運営を実施した。	隣接するマロニエ子育て支援センターとの連携等、限られたスペースのあり方を検討していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
341	子育て 政策課	小児医療 費助成事業		小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、小児の健康増進に資する。 小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・健康保険に加入している0歳から中学校卒業までの小児を養育する者。平成28年6月からは就学前までの所得制限を廃止し10月からは通院の対象年齢を中学校卒業までに拡大した。 助成方法 ・対象者には医療証を発行し、健康保険証と一緒に医療機関へ提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。県外の医療機関を受診した場合は、領収書等により、医療費を還付する。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	435,534	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	小児にかかる医療費の一部を助成することによりその健全な育成を図り、小児の健康増進に資するとともに子育て世代の経済的負担を軽減する。	-	扶助費削減に向け、適正受診等の啓発活動。	① 継続 実施
342	子育て 政策課	ひとり親家 庭等医療 費助成事業		ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。 対象者 ・ひとり親家庭の父または母と児童 ・養育者家庭の養育者と児童 ・児童の年齢は満18歳になった日以後の最初の3月31日まで。児童に一定の障がいがあるとき、高校等に在学しているときは、20歳未満まで。 ・児童扶養手当の所得制限に準ずる所得制限あり。 助成方法 ・県内医療機関で受診する場合は、医療機関に医療証と健康保険証を提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。 ・県外医療機関で受診する場合は、領収書等により、医療費を還付している。	109,655	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。	-	扶助費削減に向け、適正受診等の啓発活動。	① 継続 実施
343	子育て 政策課	未熟児養 育医療費 助成事業	○	指定養育医療機関に入院することを必要とする出生体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱な乳児に対し、養育に必要な医療を行い、生活能力を得させる。 ・対象者の管理を行った。 ・対象者には養育医療券を発行するとともに、指定養育医療機関には養育医療給付決定通知書を発行し、養育に必要な医療を給付した。 ・対象者の医療費について、毎月国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関に支払った。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	5,187	-	-	-	-		-	現状どおり事業を実施していく。	① 継続 実施
344	子ども 青少年 支援課	養育支援 家庭訪問 事業		乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行う。	0	適切な養育 環境が確保 された割合 (%)	100.0	100.0	100.0%	核家族化の進行や地域の繋がりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が問題となっている。このようなことを背景として、児童の適切な養育について支援が必要な家庭は増加傾向にあり、支援が必要な家庭の把握や早期の支援開始について、行政が中心となり、取り組む必要がある。(児童福祉法で市町村の努力義務が課されている。)	効率性を向上させるため、直接支援については民間への委託方式とし、市職員はコーディネートをおこなっている。	現状どおり事業を実施していくが、子育て世代包括支援センターはついで分室の開設などにより、支援が必要な方を早期に発見し、支援につなぐ体制が整い、事業を必要とする人数は増加することが見込まれる。	② 見直し ・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
345	子ども青少年支援課	児童相談事業	○	児童福祉法第10条第1項の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導等を行う。 また、同法第25条の2の規定に基づき、小田原市要保護児童対策地域協議会(29機関で構成)を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊婦に対し、入院助産措置を行う。	7,950	-	-	-	-		より専門的な相談・援助を行うため、平成17年度から児童相談員を1名配置。児童虐待の増加に伴い、令和元年度、児童相談員を1名増員した。また、正規職員の保健師、社会福祉士を配置している。	令和3年4月に子ども家庭総合支援拠点の位置づけを行うとともに、令和3年6月から児童相談員1名の増員を図る。児童虐待相談件数の増加に伴い、今後も徐々に専門職の増員を図っていく。 また、「相談及び自立支援充実事業」と統合し「子ども若者相談支援事業」として、妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図る。	②見直し・改善
346	子ども青少年支援課	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業		児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援サービスを提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本的動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障がいを受容し、子どもの発達に応じた子育てをするための援助を行う。 また、支援を要する児童が増加している状況を鑑み、令和2年4月に開設した「おだわら子ども若者教育支援センター」内に、(保育所等に通いながら支援をうける児童を対象とした)「つくしんぼ教室分園」を新たに設置した。	50,640	通園児童数(延べ人数)	2,800	5,190	185.4%	児童発達支援は、民間事業者によるサービスも提供されているが、現在、発達に課題のある児童など利用者も増加傾向にあり、市の関係事業や民間事業者とも連携を取りながら実施していくことが必要	乳幼児期における早期療育(支援、訓練、相談)の提供により、障害児のより健やかな成長を促すとともに、安心して子育てできる環境づくりに繋がった。 また、つくしんぼ教室分園を新たに設置することにより、受け入れ人数の増加を図った。	利用児童の集団保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うと共に、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高めていく必要がある。	②見直し・改善
347	子ども青少年支援課	保育所等訪問支援事業		保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。(以下2行あったものを削除) 主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	2,453	対象児童数(人)	10	10	100.0%	市内事業者は2事業者(ほうあんふじ、ほうあんうみ)のみであり、サービスの供給量が著しく不足しているため、市の直営で実施する必要がある。	主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	保育所等訪問支援を活用することにより、関係機関との連携強化を図ることができるため、対象児童を増やしていく。また、対象期間の拡大を検討していくことで、インクルーシブな環境を拡大していく。	②見直し・改善
348	子ども青少年支援課	早期発達支援事業		現場の保育士の負担感を軽減し、園児に対して適切な支援を行うことができるようにするため、臨床心理士、保健師、教育コーディネーター等が保育所等を訪問し、発達に課題があると思われる、いわゆる「気になる子」の行動等を観察し、保育士に対して、園児への支援方法について専門的見地から助言指導するとともに、関係各機関と連携を図り、小児の心理や精神、発達等に見識のある指導医師等を交えたケース検討会のほか、発達障害等に関する講習会を行う。	2,023	対象児童数(人)	400	423	105.8%	保育所、幼稚園等を中心に乳幼児健診、障害児保育、就学前の連携など、市は各関係機関への助言指導を通して、市域全体の子育て環境の充実を図る必要があるため。	平成24年度から臨床心理士等による巡回訪問の対象を年々拡大してきており、民間施設等に対する訪問回数が増えている。一方で公立保育所では対象児童が増加する中、保育士がケース会議や研修会へ積極的に参加するなどにより障害児支援に対し自園でコーディネートできる指導的な保育士が養成され、訪問回数を抑えるなどコストの抑制にも繋がっている。	観察及び専門職による助言指導を行うことを通し、保育士等が支援技術を向上させることができるように、カンファレンスの質の向上を図る。また、民間園も含めケース検討会に参加しやすいようにすることで、園をまたいだ支援技術の意見交換をできるようにする。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
349	子ども青少年支援課	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業		妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した相談・支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者(つくしんぼ教室、城山教室、通級指導教室等)が安心して利用できる環境を整えるための施設運営をしている。	13,062	来所相談者数(人)	750	779	103.9%	市民と子どもの相談窓口は市が直営で行う必要がある。また、施設管理業務は子ども青少年支援課と教育指導課の事業内容を調整しながら行う必要があるため、施設管理については市が直接行う必要がある。	教育相談、児童相談、青少年相談を同一施設に設置し、管理費用を集約した。市は管理運営をおこなっており、清掃については委託をして効率化を図るとともに、エレベーターの保守管理については専門機関に委託し安全性の向上を図っている。	令和2年4月の当該施設の開設に伴い整備事業は終了。令和3年度は子育て世代包括支援センターはつびいの設置(令和3年7月設置)、空調工事を予定している。平成5年12月設置の施設であり経年劣化がみられるため、外壁や屋根などの改修を含め公共施設マネジメント課と調整しながら優先順位をつけて対応していく必要がある。	②見直し・改善
350	子ども青少年支援課	相談及び自立支援充実事業		様々な悩みや困難を抱える青少年が、早期に問題解決ができるよう支援を行い、自立を促すことを目的とし、ひきこもりや若年無業者(ニート)、非行や不良行為等の問題行動、不登校問題、進学、家族や友人関係など様々な問題で悩んでいる青少年や保護者等からの相談に応じ、助言指導や面接指導又は専門機関への紹介など適切な対応を図り、問題の早期解決のための支援を行う。	6,830	相談件数(件)	450	365	81.1%	青少年や保護者等の悩みや不安を軽減し、青少年の健全育成に努めることは、最も身近で相談しやすい市が関与すべきものである。	従来青少年相談センターで実施していた相談事業を子ども若者教育支援センターは一もにい内で実施することにより、教育相談、児童相談との連携強化及び効率化を図った。	「児童相談事業」と統合し「子ども若者相談支援事業」として、妊娠期から青壮年期までの切れ目のない相談支援体制の構築を図る。	③廃止・休止
351	保育課	公立保育所管理運営事業		公立保育所の施設等の整備、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた施設の運営管理を行う。	4,262	修繕等計画(カ所)	45	45	100.0%	安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、市有施設である公立保育園の環境整備は市の義務である。	児童の安全確保を勘案しながら、長寿命化を見据えた緊急等をかんがみ計画的に修繕等を実施した。また、小破修繕については管財課管轄係と調整し、期間、費用の節減を図った。	引き続き安全な公立保育所の管理運営を行うっていく。	①継続実施
352	保育課	民間施設等運営費補助事業		国が定める公定価格(児童の年齢、教育・保育の必要量等の区分による単価)等により、各月初日の入所児童数に応じて民間保育所等法定代理受領としてに支払う。また、保育士加配に係る人件費や細菌検査など、施設運営の健全化、職員の処遇改善、児童の処遇向上等に係る費用について、保育所に補助を行う。	4,372.043	保育施設数	73	73	100.0%	民間保育所等の健全な運営と入所児童の処遇の向上が図られるよう、施設に対する補助は必要である。	民間保育所の安定した運営によって児童の処遇向上が図られるよう、公定価格に基づき事業を実施している。また、R元.10月から国の施策である「幼児教育・保育の無償化」が実施されたため、事業費及び指標が大幅に増加している。	民間保育所の安定した運営のため、引き続き事業を実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
353	保育課	教育・保育 関連事務		保育料の算定、納付書の発送及び徴収に関する事務であり、特に徴収事務については、納付の利便性の向上や滞納整理業務に努め、収納率の向上を図るとともに、保育所利用者の負担の公平性を確保する。 滞納者対策として、催告状の送付、電話催告を行い、納付を促すとともに、連絡のつかない保護者等に対して直接保育所へ出向き児童送迎の際に保護者と面談を行い、分割納付の相談に応じている。	738	催告状送 付数	946	946	100.0%	児童福祉法第56条に基づき、保育所等の利用に係る費用を負担能力に応じて徴収することになっているため。	事業費削減と収納率向上のため、平成25年度からコンビニ収納よりも手数料が安価な口座振替での納付を原則とすることとした。	高額滞納者等に対する財産差押処分についても、市税総務課と滞納者の情報を共有しながら実施に係る事務手続き等を把握し、滞納額の抑制に努める。 また、スマホ収納等により、利便性を向上させる。	① 継続実施
354	保育課	多様な保育 推進補助事業		乳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等を実施する民間保育所等に助成する。	151,283	障がい児 保育費補助 金実施 施設数	20	20	100.0%	安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、多様な保育ニーズに合わせた補助は必要である。	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、安全な環境で事業を実施できるよう、国庫補助金を活用して、消毒・衛生用品等、感染防止に必要な物品の購入に係る補助を行った。	近年の発達障がいが増える児童の増加といった課題に対応するなど、市内の保育サービスの充実が図られるよう民間保育所等に必要な助成を行っていく。	① 継続実施
355	保育課	認可外保育 施設支援事業		認可外保育施設のうち保育面積や保育従事者の配置数等一定の条件を満たした施設が、県に届出をすることで就学前児童の保育を行うことができる届出保育施設を対し、児童の健康診断料、調理員担当職員等保菌検査、施設賠償責任保険経費について補助を行う。	125	補助対象 施設数	2	2	100.0%	当該施設に入所する児童の健康や安全衛生面での適切な保育水準を確保されるよう、市が補助を行う。	待機児童については微増に留まっており、他施策と合わせ待機児童数の抑制に効果的である。	引き続き、事業を実施していく必要がある。	① 継続実施
356	保育課	教育・保育 施設等整備事業		国や県の補助金を一部特定財源として、民間保育所における児童福祉の向上を図る。また、待機児童解消のための保育所の創設や、「小田原市子ども子育て支援事業計画」に基づく教育・保育の必要量に対する確保方策のための施設整備、大規模修繕などを行う場合に、その建設費の一部を補助し、園児が安全に生活できる保育環境を整備する。	249,091	待機児童 数	14	14	100.0%	全国的な課題となっている待機児童対策や保育の質の確保のため、率先して取り組むべき事業である。 子どもを安心して産み・育てる環境を整備していくことは、保護者の方の雇用状況や出生率の回復などに繋がるものであり、行政として責任を持って進めていくべきものである。	小規模保育事業の施設整備に当たり、事業者の公募を実施し、より質の高い事業者の参入を図っている。 令和2年度は、認可保育所分園の新設(1園)や公募による小規模保育事業設置(1園)のほか、企業主導型保育事業の開設(1園)開設、認可保育所の建替えに伴う定員増、認可外保育所の認定こども園化、小規模保育事業の定員増などにより、133人の定員増を行った。	令和3年4月1日の待機児童数は5人であり、前年度より9人減少している。保育所等利用申込者数から利用児童数を差し引いた保留児童数は84人で、前年度より7人減少している。市全体の受け皿整備は充足しつつあるが、地域によっては偏りがあることから、保育コンシェルジュによる適切な入所アドバイスなどによって、アンマッチを解消していく必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
357	保育課	私立幼稚園教育支援事業		私立幼稚園(新制度未移行)に通園する幼児の内科検診、歯科検診が確実に効果的に実施されるよう、各私立幼稚園に対し健康診断事業費の一部を補助する。 なお、令和元年より幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、幼稚園の保育料が無償化されたことに伴い、就園奨励費補助金は廃止した。(決算額は就園奨励費のみ計上したため皆減)	0	内科・歯科検診事業費補助対象園数	6	6	100.0%	内科・歯科検診は各学校における保健・安全に係る取組が確実に実施されるために、有効的な取組である。	内科・歯科検診補助金については、各幼稚園の園児数に応じた補助額への変更を検討したが、結論には至っていない。	内科・歯科検診補助金については、引き続き、事業を実施していく必要がある。	① 継続実施
358	保育課・教育指導課	就学前教育・保育施設再編整備事業		公立幼稚園・保育所の再編整備については、平成31年3月策定の「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」において、公立施設の役割を定めるとともに、公立幼稚園・保育所の利用やニーズの状況を踏まえ、統合・廃止に合わせて認定こども園の整備を進めることとした。また、令和2年3月に策定した「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」では、量的ニーズへの対応と施設の統廃合を踏まえ、公立施設の統廃合や認定こども園の整備を位置付けた。 これに基づき、令和2年度は、川東南部の橋地域における認定こども園を整備に向け地域協議に入った。	0	整備進捗率(%)	10	5	50.0%	川東南部の橋地域には、公立幼稚園2園が整備されているが、園児数の減少により適切な集団規模での教育活動ができにくくなっていることや、保育所がないこと、市外施設を利用している割合が高いこと、民間施設の整備が見込めないことなどから、幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えた認定こども園を整備する。	川東南部の園児数が減少している公立幼稚園2園を統合し、認定こども園1園を整備することで、これまでなかった保育機能を整備するとともに、幼稚園機能が継続できる。また、新たに認定こども園のカリキュラムを整備すること等により、質の高い教育・保育を提供する。	地域や子育て世帯からの意見聴取や説明会等の地域協議を進めるが、整備計画地が確定できれば、基本計画策定や測量等を進め、令和6年度の開所を目途に整備を推進する。	① 継続実施
359	保育課・教育指導課	就学前教育・保育充実事業		市全体の幼児教育・保育の質の向上に向け、公立・民間・幼稚園・保育所の職員参加により、子どもを主体とした質の高い教育・保育の推進を目的とする意見交換会を1回開催した。(新型コロナウイルス対応のため、開催規模を制限するとともに、2回目を中止した。)	36	質の向上の取組参加率(参加施設数/施設総数)	32	32	100.0%	平成31年3月に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を策定し、幼児教育・保育の質の向上・確保の重要性をふまえ、公立の役割として、子どもの主体性を育む教育・保育を全市に拡大していくことや、公立認定こども園整備を位置付けた。これを受け、誰もが質の高い教育・保育を受けられる環境を醸成し充実させるため、市が主体的に働きかけを行う必要がある。	先進園の事例紹介や学識経験者の助言を交え、意見交換会を実施することで、質の向上に向けた取組を行う施設数を拡大していく。	学識経験者からの知見を交え、各教育・保育の現場における工夫や新たな取組を共有し合うことで、子どもの主体性を育む教育・保育を市全体に拡大し、保護者から選ばれる多様で特色のある質の高い幼児教育・保育をすべの公私幼保施設で実践することを目指す。	① 継続実施
360	青少年課	プレイパーク事業		たき火や木登りなど、日ごろは禁止されているようなことも、安全に配慮しながら体験させることで、遊びを通して子どもたちの自主性・主体性を育む「冒険遊び場」を、市内の公園で実施する。 また、地域社会全体で子どもの遊びや育成に関わり、子どもが本来持つ力を発揮しながら成長していける子どもにやさしいまちづくりを推進する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、市内の公園で1回の開催となった。	56	実施回数	7	1	14.3%	本事業は子どもの権利条約の理念に立脚し、遊びを通して子どもたちの自主性・主体性を育む施策であり、加えて、まちづくりに子どもの育成環境という視点を取り込み、子どもにやさしい社会環境を整えることを目的としていることから、市が実施することには妥当性がある。 施策推進に関心が高く、意欲のある市民団体と協働で実施することで、将来的に事業の受け皿となる市民活動の育成につながり、実施方法は有効である。	子どもが育つ上での身近で重要な要素である「遊び」をテーマとしてプレイパークを実施し、子どもの成長と居場所づくりに寄与した。	所期の目的を達成したため、市民団体との協働事業としての負担金支出は今年度をもって終了する。なお、本事業は、子どもの居場所であると共に、子どもの権利条約第31条の「子どもの遊ぶ権利」を具現化する事業でもあることから、今後は、市独自のプレイリーダーを養成して冒険遊び場に派遣する等、市の施策としての位置づけを見直す。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
361	青少年課	子ども会 支援事業		子どもたちが安心して集い、活動できる場づくりなど、子どもたちの健やかな成長の空間を形成することを目的とした事業である。 次世代を担う子どもたちの心身の健全な発達を促進するためにさまざまな活動を行っている市子ども会連絡協議会への活動費の補助や事務局として活動を支援する。 さらに、市子ども会連絡協議会への委託事業(青少年交流事業「チャレンジアンドトライ」、スポーツ、レクリエーション競技及び文化発表を行う「ふれあい子どもフェスティバル」)により各学区を越えた交流の機会を設け、より広い視野とコミュニケーション力を育むことを目的とした事業である。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、青少年交流事業「チャレンジ アンドトライ」、「ふれあい子どもフェスティバル」などは中止となった。	266	補助金(千円)	803	266	33.1%	子ども会は、少子化・核家族化の進む現代において、地域で子どもが学年を超えた仲間との関係性を築く、基礎的なコミュニティであり、活動の活性化を、市が支援することには妥当性がある。 また、市子ども会連絡協議会は、地域における子どもたちの心身の健全な発達を促進すると共に、地域を担う人材を育成するという公益性が高い活動をしており、市が財政的、人的支援等を実施すべき事業である。	補助金が単位子ども会にまで行き渡るため、その活動の充実の一助になっている。単位子ども会の活動を支えることが、市子ども会連絡協議会の活動維持にもつながることとなる。	引き続き、市子ども会連絡協議会との連携を図り、財政的支援と共に、事務局として活動支援を行っている。 なお、事業実施から相当期間が経過し、団体事業として定着したものについては、団体の意向を確認した上で、自主事業に切り替えるなど、自立化促進を図っていく。	②見直し・改善
362	青少年課	地区健全 育成組織 支援事業		地域ぐるみの青少年育成活動体制を確立し、青少年の健全育成及び非行防止活動を推進するため、各地域の青少年健全のための育成組織(市内各地区青少年健全育成組織(24地区))が行う地域活動について世帯数に応じた活動費の補助を行うとともに、事務局として活動を支援する。	488	補助金(千円)	627	488	77.8%	地域の担い手となり得る地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるため、財政的、人的支援を行う必要がある。	育成組織の規模に応じた補助金の交付は、地域活動を支援し、青少年の健全育成に寄与している。	市内の先進的な取組を共有し、全市的な青少年育成活動の充実と活性化が図られるよう、引き続き支援していくが、組織のあり方を見直していく。	②見直し・改善
363	青少年課	青少年育 成推進員 支援・活用 事業		青少年の健全育成及び非行防止を図り、地域の青少年健全育成の指導者的立場になる青少年育成推進員を設置するとともに、同推進員の資質の向上と相互の連携を図ることを目的に設置された同協議会の活動について支援した。 令和2年度は、同推進員の定員を絞り、実効性の高い団体にした。	4,240	委員会等 開催回数	45	24	53.3%	青少年の健全育成及び非行防止は、地域と行政が一体となって社会全体で取り組むべき事業である。 協議会活動は安定的に実施されており、各地区活動も適宜行われている。	青少年育成推進員の活動を支援していくことは、地域の大人が地域の子どもの見守り育てるという本市の目指す姿の実現に寄与している。	市(全体)及び地域の青少年健全育成活動のけん引役となるよう、引き続き、青少年育成推進員の資質向上に向け、協議会活動を支援していく。 青少年育成団体に関わる研修等を集約し、本事業において一体として実施していく。	②見直し・改善
364	青少年課	地域の見 守り拠点 づくり事業		子どもたちの安全確保と健全育成を図るため、地域総ぐるみで子どもを見守り育てるという考え方にに基づき、学校や公民館等を活用し、体験活動等を通じた世代間交流の場を提供する事業である。 令和2年度は、子ども食堂型見守り拠点づくりへの支援は新型コロナウイルス感染症拡大により、通常の子どもが集う形での食堂としての活動を見合わせる事となったため、食材等のみの配布も協働事業の対象とし、負担金を支出した。	420	実施地区 数	15	13	86.7%	地域主体の事業であるが、事業の継続と他の地区への広がりを支える意味において行政支援が必要である。 それぞれ地域の特色に応じた事業を展開しており、さまざまな体験活動や地域住民との交流を通じ、子どもたちの自主性や創造力の向上に繋がっている。	年間の事業計画、規模、内容の実費相当額程度で事業実施をしており適切である。	学校が中心の居場所づくりを展開していくことから、放課後子ども教室事業と連携を図りながら、地区の実情にあった居場所づくりを実施していく。 また、学校以外における公民館等を活用した居場所づくりも進めていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
365	青少年課	情報発信支援事業		PTAや子ども会など、子どもに関連する地域の活動情報を集約し、発信する取組を支援することで、各団体の事業の活性化につなげ、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図ることを目的とした事業である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもたちの活動が停滞したものの、7地区において情報発信活動が実施された。	295	実施地区数	8	7	87.5%	地域主体の事業であるが、事業の継続と他の地区への広がりを支える意味において行政支援が必要である。自治会による配布や回覧により、地域内の子どもたちが平等に情報を得る環境づくりが図られている。それぞれ地域の特色が出た事業を展開しているが、子どもに関する情報を共有することが、子どもの見守りに寄与している。また、情報紙作成により各団体のネットワークが強化されることで、見守り拠点づくり事業へと発展することが期待できる。	情報の集約・編集や印刷等の実費相当額で事業実施を行っており適切である。	まちづくり委員会や青少年活動団体等に働きかけ、担い手の確保に努めていくとともに、既存の広報紙をうまく利用し、地域に負担があまりかからないような手法を検討していく。	②見直し・改善
366	青少年課	青少年環境浄化推進事業		青少年に好ましくない環境を早期に発見し、社会環境の浄化活動を行うとともに、優良な環境の整備を図ることを目的とした事業である。定期的に有害図書類の回収を行っている。青少年を取り巻く社会環境(カラオケボックス、インターネットカフェ等)実態調査は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、県による電話聞き取り調査のみとなった。		社会環境実態調査数(人)	-	-	-	本事業は、県市青少年関係機関、団体等が協力して青少年を取り巻く環境の浄化及び優良な環境の整備づくりを推進するものであり、行政の関与は妥当である。	本事業は、ほとんど費用をかけずに運営されており、事業コストは適切である。	有害図書類の回収(白ポスト投函物の回収)は、利用状況に合わせ、段階的に撤去していく。また、県との合同開催である(予算は隔年)健全育成講演会及び社会環境実態調査は、他の事業枠に集約し、引き続き実施していく。	③廃止・休止
367	青少年課	街頭指導活動事業		非行の恐れのある青少年の早期発見を図り、適切な指導等を行うことにより青少年の健全育成を効果的に行うとともに、必要に応じ青少年育成推進員に対し、指導技術の助言等を行う事業。青少年の非行を未然に防止するため、警察官OBを青少年専任補導員(2人)に委嘱し、街頭指導パトロールを実施した。	4,957	街頭指導件数	270	179	66.3%	次代を担う青少年の健全育成及び非行防止に努めることは、市の責務であり、市の役割として取り組むべき事業であったが、昨今は、青少年による急学や喫煙等の問題行動は極端に減少しているため街頭指導については廃止をすることとなった。	青少年専任補導員数及び街頭指導件数とその対応から考えて、現在のコストは概ね適切である。街頭指導活動については、地域の特性に合わせて、独自に各地区の育成組織や推進員等が夜間パトロール等を実施しており、非行の未然防止に成果を上げている。	近年は街頭指導件数の減少が顕著に表れているため、青少年専任補導員によるパトロール等については、令和2年度末で廃止することとなった。	③廃止・休止
368	青少年課	青少年と育成者のつどい開催事業		夏休みを利用して、中学生から社会や地域に対して考えていることを表明する作文を募集し、優秀作品を発表・表彰する。子どもが意見を表明し、社会に参画する機会を保障するとともに、大人が中学生への理解を深める機会として実施している。併せて、青少年善行賞等表彰の授賞式も行なっている。令和2年度は中学生の主張発表及び青少年善行賞等表彰の授賞式は行わず、賞状等授与は個別対応とした。3年ぶりとなった青少年善行賞(3人)のみ市長が直接授与し、善行を称えた。中学生の主張は、作品集を作成し、自治会や学校に配布するほか、公共施設に配架し、大人が子どもの思いを知る機会とした。	351	参加者数(人)	300	0	0.0%	子どもの権利条約に基づく子どもの意見表明権、参画権を担保するものであり、褒章基金条例に基づき表彰も行うことから、市が実施することには妥当性がある。多くの市民が参加し、育成者功労者の活動周知、中学生の思いを知る機会の提供を通じ、青少年に対する関心が高められ、青少年団体や自治会、青少年育成推進員の交流が行われている。	青少年育成推進員協議会等、関係団体の協力により必要最小限の経費にて実施している。特に表彰に係る経費は、平成29年度より褒賞基金から繰入性がある。学校関係者、各種青少年関係団体等、市民の協力を得られている。青少年と育成者に対する理解を深める場を提供する事業は当事業のみである。	指導者の活動周知や中学生の思いを知る機会の提供を通じ、青少年に対する関心を高めていくことを目的としているため、今後も、多くの集客が得られるよう青少年育成推進員協議会と連携しながら継続実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
369	青少年課	成人のつどい開催事業		20歳という区切りを迎えるにあたり、社会人の一員へ仲間入りを果たす新成人を祝福・激励し、大人としての自覚を持つことを促すとともに、友人との交流の場としての役割りを果たし、小田原での思い出を語らう場を提供することを目的とした事業。 新成人となる者から募集した成人式運営委員会を組織し、成人のつどい(成人式)を令和3年1月10日に新型コロナウイルス感染症拡大により一堂に会しての式典は行わずオンライン映像配信による成人式を行った。また、もう一つの成人式と題して、新成人から写真や抱負の投稿を募集し、市のホームページや公共施設で紹介した。	1,860	参加者数(人)	1,000	14,860	1486.0%	成人式は、20歳という人生の節目を祝う行事として市民生活に定着している。また、事業実施に際しては、個人情報の取り扱い(小田原市内在住の全新成人への周知)をはじめ、会場手配・警察への警備依頼等を実施する必要があり、行政が関与して取り組むことが妥当である。	新成人による実行委員会が企画・運営することで、目的をもった式が開催されている。式当日は、安全確保の必要性から、委託警備員を配置しているが、警察の協力を得るほか、青少年育成推進員やシニア・リーダーズ・クラブなどの多くのボランティアを活用し、最小限の経費での安全確保に努めている。また、企業から協賛をいただき、経費の削減につなげている。	成人式という人生の節目にお祝い・激励を送るだけでなく、市内在住の新成人が一堂に会し、小田原市で過ごした思い出を語らう場を提供しており、今後も新成人の運営により開催していく。 令和4年4月からは改正民法が施行され成人年齢が引き下げられるが、今後も20歳の同窓会として、年度中に20歳になる市民を対象に実施する。	① 継続実施
370	青少年課	指導者養成研修・派遣事業		「おだわら自然楽校」を開催し、コミュニケーションやリスクマネジメント、グループづくりなど実践的な研修を実施し、指導者として必要な知識や技術の習得を図り、地域での青少年育成に係る担い手を育てることを目的とした事業。 なお、研修受講者は、本市が実施する体験学習や指導者派遣事業(市内小学校の宿泊体験学習への派遣)において指導者として活躍する。 令和2年度は、指導者養成研修事業については年間を通じ7回実施した。	759	参加者数(人)	200	130	65.0%	本事業は、「かながわ青少年支援・指導者育成指針」に基づき、県・市・団体がそれぞれの立場から協働し、青少年の体験活動を支援する指導者を養成するものであり、市の関与は妥当である。 指導者養成研修事業と派遣事業との連携が深く、指導者を養成していくスキームとして十分機能していると言える。	指導者養成研修については、受講生から負担金を徴収しており、研修材料費も必要最小限に努めるとともに、安価な報酬にて著名な研修講師を招くなど、事業コストを抑え効果的な取組に努めている。	指導者養成研修事業の内容を精査し、毎年、魅力ある充実した事業にすること及び実践の場の提供を継続していくことで、新規指導者の確保につなげていく。 また、既に指導者として活躍している方のスキルアップを図る目的も併せて実施していることから、参加者のニーズに合わせたレベルを設定し、参加者の拡大を図る。	② 見直し・改善
371	青少年課	青少年リーダー育成事業		研修等を通じ、学校や学年の異なる仲間の輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、地域における青少年活動のリーダーを養成する。 青少年リーダーである中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー、さらには18歳以上を対象としたシニアリーダーにつながる青少年リーダーの育成を図る。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により定例会議のみの実施となった。	0	養成講座参加者数(人)	48	0	0.0%	本事業は、「かながわ青少年支援・指導者育成指針」に基づき、県・市・団体がそれぞれの立場から一体となって協働し、青少年の体験活動を支援する指導者を養成するものである。地域の青少年活動のリーダーを育成するという観点から、行政が関与して取り組むことは妥当である。	ジュニアリーダー、シニアリーダーとも、基本は自らの年会費により運営しており、市が事務局を担っている。 青少年リーダー育成については、青少年育成推進員による研修機会の提供を受け、異年齢間での研修を実施する等、他団体と協力しながら青少年リーダーのスキルアップを図っている。 養成講座は、参加者からの適正な負担金を徴収し、必要最小限の経費で運営している。	単にリーダー育成にとどまらず、地域で育成した人材が、成長しても地域にとどまり、まちづくりの主体となるために求められる、参画力・社会力を育成する機会として主となる事業を新たに設定する。 ジュニアリーダー、及びシニアリーダーには、引き続き、青少年施策と子どもの架け橋として、各種事業に活動していただく。	② 見直し・改善
372	青少年課	体験学習事業		小田原の持つ豊かな自然や資産、なりわいなどを活用し、異なる世代が参加し、交流しながらさまざまな体験学習を実施する。学校や世代を超えた交流による体験学習を通じ、子どもたちの自主性・自立心・協調性・創造性など豊かな人間性を育む。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宿泊体験事業は中止し、安全・安心に配慮しつつ、規模を縮小して実施した。	325	参加者数(人)	120	7	5.8%	「かながわ青少年支援・指導者育成指針」は、生き抜く力、共感する力を青少年が自ら育むことを必要としており、学習方法としての体験学習の促進を定めている。 青少年教育や青少年育成は、行政が取り組むべき事業であり、体験学習の実施は、他の事業との関連性も深く、一定の効果が得られていることから行政の関与が必要である。	地域・世代を超えた体験学習実行委員会へ委託することで円滑に事業の実施がされている。 事業コストについては、参加者から適正な負担金を徴収しており、適切である。 指導者養成研修事業における指導者の活躍の場を提供することでさらなるスキルアップにつながっている。 体験学習事業では、保護者から参加者の成長を喜ぶ声が数多く届いている。	子どもが、自然体験や集団宿泊体験等を通して、絶え間ない変化の時代に自立して生き抜く力を身に付けることは、次世代育成施策の根幹であることから、引き続き体験学習事業を実施する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
373	産業 政策課	労働教育 事業		・労働環境の大きな変化に伴い、新しい時代に即応できるよう労働者の知識の習得を図り、労働環境の向上に資するために労働問題講座等を開催する。 ・労働者、使用者、市民等の労働問題に対するの理解を深める。	31	講座の出 席者数 (人)	60	39	65.0%	・無料で利害関係がない講座は民間では見当たらない。 ・主たる対象者は労働者・使用者であるが、市民全般も対象である。	平成21年度までは県と市が同時期に同種の講座を開催していたが、平成22年度以降は県と共催することにより業務時間、予算の削減ができた。また、受講者も増員した。	県等との他団体との共催を前提とした事業展開を継続する。	① 継続実施
374	産業 政策課	労働団体 支援事業		・労働者が働く意欲を見出すために労働団体が実施する勤労者施策(労働相談・法律相談・税務相談を含む)を支援する。 ・労働団体が実施している相談事業などの活動を円滑に実施するため事業費の一部を助成し、福利厚生や良好な労働環境整備の促進を図る。	1,095	労働相談 の件数 (件)	60	56	93.3%	勤労者が働きやすい環境づくりや労働団体の自主活動を支援することは、勤労者福祉のみならず地域経済活動の活性化にもつながり、行政の施策として必要である。	勤労者が所属する労働団体に相談を持ちかける体制を整えることは、相談のしやすさの観点から、また市直営で相談業務を行うよりも効率的である。	労働団体が実施する勤労者施策の支援を継続する。	① 継続実施
375	産業 政策課	勤労者福 利厚生活 動支援事 業		・中小企業の勤労者の福利厚生の充実を図るため、小田原市勤労者サービスセンターを支援する。 ・中小企業への支援策の一環として、中小企業の振興と雇用の安定を促進させるために福利厚生の充実を図り、もって地域社会の活性化に寄与する。	6,009	加入事業 所数(社)	650	557	85.7%	中小企業支援施策の一環であり、勤労者サービスセンターが独自の収入により自主運営することは当面難しいため、一定の補助は必要である。	・平成26年6月に、会員、事務局、行政がそれぞれの立場から、自立に向けての研究・検討を行う「在り方検討委員会」を設置し検討を重ねた。平成27年度に終了した同委員会をフォローするため、平成28年度より「在り方検討委員会フォローアップ会議」を年2回(令和2年度からは年1回)開催している。	当面の間は運営費助成を継続しつつ、勤労者サービスセンターの体制強化を図り、自立に向けて支援をしていく。	① 継続実施
376	産業 政策課	勤労者融 資等支援 事業		勤労者生活資金預託事業 勤労者の生活の安定と向上を図るために、無担保かつ手頃な利率で融資を受けることができるよう、金融機関に資金を預託する。	120,000	新規融資 件数(件)	100	8	8.0%	・勤労者の福利厚生と生活の安定を図るため、利用しやすい身近な融資制度は必要である。また、融資による地域経済の活性化も期待できる。 ・勤労者の生活資金として、冠婚葬祭費、医療費、教育費、耐久消費財購入費等、さまざまな用途で利用されている。	・地域経済に好循環を創出するため、勤労者の消費行動を助長し、景気を下支える施策として、現在の規模の預託は必要。 ・労働者のための金融機関である中央労働金庫を窓口として実施しており、民間機関の資金運用のノウハウが制度の実施に貢献している。	令和2年度、預託金額を減額した。今後の預託金額等については、利用状況や社会情勢を見ながら検討していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
377	産業 政策課	就職情報 提供事業		・地域に密着した求人情報及び就労に関する情報をホームページで提供し、若年者から高齢者までの幅広い世代の雇用促進を図る。 ・求職者及び求人者に対し情報を提供することにより、就職支援と雇用促進を図る。	0	登録事業者数(件)	210	128	61.0%	地域に密着したきめ細かい求人・就職情報の提供は地域経済のためにも、行政が行うべき施策と考える。	情報分野の進展は早いので、より効率の良い委託先を検討した。	地元企業への就職を促すため、地元企業(求人側)に重点を置く事業展開を考える必要がある。	① 継続実施
378	産業 政策課	若年者雇用 支援事業		・若年者の正規雇用に向けての就労支援を行うための講演会や就職面接会、企業説明会(就職相談会)を開催する。 ・地元企業の魅力を学生に知ってもらい、将来自らの適性に照らして職業を選択する際の参考にしてみようとともに、若く、熱意あふれた人材を地元にしきつけ、地域の経済・産業を活性化させる機会とする。	37	参加生徒数(人)	100	0	0.0%	・学生と企業のミスマッチを防止するとともに、地元企業の魅力をPRし、若い活力を地域の活性化につなげる施策は必要である。 ・高校1、2年生を対象に地元企業の魅力をPRをする事業は他にはない。	・小田原箱根商工会議所、小田原公共職業安定所と共同で開催し、事業効果・効率性を高めている。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の若年者雇用支援事業「ジョブスタディ」はweb配信。	企業、学校、生徒からも好評であり、当面は現状の形をベースとして、より効率の高い事業として定着を図りたい。	① 継続実施
379	産業 政策課	中小企業 融資等支援事業		中小企業が融資を受ける際の債務保証のため、信用保証協会に支払う信用保証料への助成と金融機関への預託による中小企業小口資金融資の活用により、市内中小企業経営の体質強化と健全な発展と促進を図る。 金融機関及び信用保証協会と連携し、事業を円滑に実施することができた。 保証料補助件数は102件、融資実行は15件であった。	5,868	信用保証料補助件数(件)	300	102	34.0%	信用保証料補助金は、金融信用力が乏しい中小企業者の資金繰りを支援するためには必要であり、中小企業小口資金融資は市独自の融資制度を設けることで、市内中小企業者に有益な融資実行を可能にする。いずれも、市内中小企業者の経営強化と発展において、必要な支援策である。	信用保証料補助金は、信用保証協会や金融機関から対象者情報を収集し、適切な対応を実施した。また、災害時には、対応融資を補助対象にし、各関係機関と連携しながら、迅速な支援を行った。 融資制度は、各金融機関を介し、実施しており、所定の手続きや審査を踏むため、これ以上の効率化は望めない。	中小企業者の健全な発展のため、融資制度を継続するとともに、信用力・担保力等が弱い中小企業者の負担を軽減する信用保証料補助金制度を継続して事業推進する。	① 継続実施
380	産業 政策課	企業振興 資金融資事業		小田原市企業振興資金融資事業は、製造業等を営む中小企業等が市内の工場適地に移転又は増設、設備投資等を行うための資金融資に係るものであり、この融資を受けた中小企業等の融資に係る信用保証料及び利子の支払いに対し助成を行うことにより、地域産業の活性化を図るとともに市内企業の流出を防止し、また工業適地への誘導を図る。 令和2年度、新規の相談、申し込みは無く、本融資制度は終了とし、中小企業融資支援制度と統合した。	10,000	融資による投資額(千円)	0	0	-	市内での工場適地への移転または増設、設備投資等と市内企業の流失防止は、本市の産業振興にとって不可欠であり、本制度を活用して再投資を行った企業があるが、平成21年度以降新規の申し込みがないため、中小企業融資支援事業と統合する。	事業費のほとんどは預託金であり返金されるため、実際の事業費は利子補給金・信用保証料補助のみで、人件費も少額で適正である。	中小企業融資等支援事業と統合し、市内企業を支援していく。	③ 廃止・休止

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
381	産業 政策課	小田原箱 根商工会 議所運営 補助事業		経営相談、指導にノウハウを持つ小田原箱根商工会議所が実施する各種事業等に助成を行うことで、中小企業の経営強化を図る。 補助事業の実施により、市内中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。また、商工会議所とは、各事業内容を含めた中小企業支援について、定期的に情報共有や意見交換を行い、事業を円滑に進めた。	10,045	補助金額 (千円)	10,270	10,045	97.8%	小田原箱根商工会議所は、公的融資相談、就職相談、創業支援、経営者に対する経営指針の指標となる情報提供等を実施することにより、市内中小企業者に密着した支援機関として役割を十分に果たしている。	コロナ禍による事業内容の見直しなど、感染症対策を講じ柔軟に対応し、小田原箱根商工会議所会員の人的資源等を活かしながら、効率的に市内商工業の発展を図ることで、地域の商工業振興に寄与した。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続 実施
382	産業 政策課	市橋商工 会運営補 助事業		経営相談、指導にノウハウを持つ小田原市橋商工会に助成を行うことで、中小企業の経営強化を図る。 補助事業の実施により、市内中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。また、商工会とは、各事業内容を含めた中小企業支援について定期的に情報共有や意見交換を行い、事業を円滑に進めた。	935	補助金額 (千円)	935	935	100.0%	橋地域において、小規模地域ならではの密着した相談・指導機関としての役割を果たしている。 また、出張商店街をはじめとした地域に根差した事業を展開することで地域福祉の向上にも寄与している。	コロナ禍の影響で一部事業の見直しなどあったが、感染症対策を講じながら、柔軟に対応し、小田原市橋商工会会員の人的資源等を活かし、効率的に橋地域の商工業の発展を図ることで、橋地域の商工業振興に寄与した。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続 実施
383	産業 政策課	地域経済 循環型住 宅リフォーム 支援事業		市内施工業者による住宅リフォームを実施した市民に対し、地場産品等の商品を進呈(カタログギフト方式)することにより、市民の消費を促し、地域経済の活性化の向上を図る。 定員を上回る多くの申請があり、事業の周知において改善された。また、事業実施の結果、地場産品のPRに貢献し、地域経済の活性化にも一定の効果が生まれた。	2,984	リフォーム 実施数	40	39	97.5%	本事業の実施において、市民に広く周知することや、施工業者、地場産品等の提供業者の選定など、公平性の観点が求められることから、行政が推進する必要がある。 「市民」、「市内施工業者」、「市内地場産品等事業者」の間で経済が循環する本事業は、地域経済の活性化に大きく寄与するものである。	リフォーム実施者に対しては、補助金ではなく、地場産品等を交付することで、地場産品等の推進や地域経済の循環を図ることができた。 令和2年度は、前年までの実績を参考に、申請要件のリフォーム施工金額を増額したが、周知の工夫などにより申込者数が増え、より多くの市民の制度活用により、多くの消費を繋げた。	今後も、補助金ではなく、助成金分に応じた地場産品等の商品等を進呈することで、市内の地域経済活性化に繋げていく。	① 継続 実施
384	産業 政策課	起業家支 援事業		地域産業の活性化を目指し、その新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図るため、創業・経営相談、起業スクールなどを実施し、更なる雇用の創出を図る。 小田原箱根商工会議所による「おだわら起業スクール」においては、これまで最多となる40名が参加し、令和2年度末において既に12名が起業。創業支援等事業計画の全体においても、支援対象者151名のうち、54名の創業者を輩出し、一定の成果を上げた。	3,500	創業者数	38	54	142.1%	平成28年度国に認定された「小田原市創業支援等事業計画」に基づき、市、金融機関、商工会議所等と連携し、包括的な創業支援を行い、新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図ることにより、更なる雇用の創出を目指している。	「小田原市創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者と連携しながら、コロナ禍においても創業支援を継続した。起業スクールの開催は、感染症に対する国の方針に従い、延期し感染症対策を講じながら開催した。例年以上の受講があり、創業者の創出に繋げることができた。	今後も小田原箱根商工会議所への補助金により、官民連携した事業を推進していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
385	産業 政策課	企業誘致 促進事業		市内工業系用地に企業を誘致するとともに、操業基盤・環境を整えることなどにより産業の振興を図り、地域経済の活性化に寄与するとともに雇用の場を確保し、人口増加を図る。 そのため、企業誘致推進条例を平成27年に策定して立地企業に対する優遇制度を定め、その周知を図っている。 本制度は市内企業の流出防止を図るため、拡大再投資も対象にしている。 令和2年度は、新規立地1社、市内企業の拡大再投資が1社の立地計画書の提出があった。 周知については、例年行われているセミナーや展示会が開催できず、件数は減少したが、ダイレクトメールの発送や新聞広告掲載を行った。	230,245	立地セールス 企業数 (社)	50	25	50.0%	全国の自治体が同様の施策を展開して企業誘致を図っている中、人口減少社会の中で雇用の場を確保し人口を維持することが必要であり、本施策は市の目的に合致している。また、企業の新規立地では、投資形態や規模により異なるが、数十人から数百人の雇用増、10年間で数億円から十数億円の税收増などが見込まれる。流出防止が図られた場合、市民の雇用の場や既存取引企業等の事業も守られる。	制度の活用を図るため、周知活動に注力している。具体的には神奈川県と連携し、各種工業系見本市や展示会にブース出展して周知チラシを配布するほか、新聞広告の掲載や現地見学会の実施、土地所有者とともにダイレクトメールを発信するなどしている。	鬼柳・桑原地区工業団地・西湘テクノパークへの積極的な企業誘致を行っているほか、令和3年4月から拡充した支援策の周知に努めていく。また新しい働き方に対応した企業の誘致を行っていく。	②見直し・改善
386	産業 政策課	市内企業 交流事業		市内の大手企業事業所との意見交換を介して経済動向や操業環境維持・改善の状況把握に努めている。そのため、「企業市民まちづくり協議会」の開催や経済部職員による企業訪問などを実施するほか、対事業所窓口としてワンストップサービスを実施し、法的な課題や地域交流、事業所課題などの解決を支援している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、会議は実施できなかったが、個別に訪問等を行い、企業と意見交換を行った。	0	企業市民まちづくり協議会開催数(回)	1	0	0.0%	企業の事業展望や本市のまちづくりへの意見を行政は聴取すべきものであり、良好な関係を築くことにより、流出防止にも一定の効果を発揮していると考えられる。	経費は人件費のみであり、事業コストは適切である。	企業から市政に対する意見や、操業に関する悩み等を直接聞けるとともに、市の施策をPRできる貴重な機会であり、有効に活用していく。	①継続実施
387	産業 政策課	地場産業 団体活動 支援事業		市内における地場産業界の振興を図るために、県工芸産業振興協会、(一社)箱根物産連合会、地場産業振興協議会に対し事業費の助成を行う事業である。 各団体が行う後継者育成事業や販路開拓事業などを支援することにより、技術研鑽のための研修会の開催や物産展への参加、情報発信等が行われた。	926	物産展・見本市等への出展サポ ート回数	8	2	25.0%	後継者を育成し、技術力を高め、市内外に情報を発信することにより地場産業の振興が図られるため、各団体へ助成することは有効である。	地場産業界を振興するためには団体等との連携が不可欠であり、市が事業費を助成し、民間が業界の発展のために事業を展開するという分担ができていたため効率性は認められる。	引き続き、各団体等と連携して後継者育成や販路開拓を進めていく。また、商品開発から流通・販売に至るまでの知識や技術を習得するための機会(トータルプロデュース講座)を通じ、地場産業界全体の底上げを図っていく。	①継続実施
388	産業 政策課	伝統的工 芸品産業 産地組合 助成事業		伝統技術を後世に継承するため、伝統的工芸品産業産地組合に対し助成することで、後継者育成、需要開拓、普及啓発等の団体が行う事業を支援する。小田原漆器と箱根寄木細工は、昭和59年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく「伝統的工芸品」に認定されており、後継者・従事者研修事業や需要開拓事業を行うことにより、伝統工芸品だけでなく小田原地方の木製品全体のイメージアップに大きく寄与している。	290	支援団体 数	1	1	100.0%	組合構成員の多くが零細中小企業であり、単独での運営は困難なため、支援は必要不可欠である。	伝統技術を継承するため、人材育成や商品開発、需要開拓など総合的な支援を行っている。	後継者・従事者減少等の課題解消に向けて各団体との連携を継続していく。特に小田原漆器は、職人が高齢化している一方で、需要の減少により若手の参入・継続が困難なため、技能の継承・産業の継続が危ぶまれているため、組合と連携しながら対応を検討していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
389	産業 政策課	産業発展 功労者表彰事業		市内事業所に永年勤続し、本市産業の発展に寄与した勤労者並びに永く技能関係の同一業種に従事し、その職種に功績のあった者を表彰し、広く顕彰する。 今年度は、優良産業勤労者46名(商業35名、農業10名、漁業1名)、技能者17名(技能功労者7名、優秀技能者4名、青年優秀技能者6名)を選出し、表彰を実施し、産業の発展及び技能者の社会的経済的地位の向上に一定の効果を上げた。	315	産業勤労者年間表彰回数(回)	1	1	100.0%	勤労者に支えられている本市の産業の発展と、技能者の社会的、経済的地位の向上、技能を尊重する気風の醸成を図るため実施すべき事業である。	-	産業勤労者、技能者の称賛の場として、当面は事業を継続し、各産業、業種のPRにも繋げていく。	① 継続実施
390	産業政策課・ 商業振興課	地場産業 PR支援事業		地場産業の情報発信の場づくりに努め、小田原ブランドとして伝統と文化を広く伝える。また、新たな地場産品の創造を図るため異業種間の交流を推進するとともに、観光と交流を軸とした需要の拡大を目指して、全国を視野に入れたイベントを支援する。	800,000	イベント入込(閲覧)客数	112,000	202,000	180.4%	小田原の魅力を広くPRするものであり、多数の市民や観光客の来場・参加が見込めることから、地場産業の振興のみならず、観光振興にも寄与できるものと考ええる。	各種イベントや物産展示コーナーともに安定して観光客を獲得しており、地場産業のPRは効果的に行っている。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったものもあったが、SNSを活用しオンライン展示会を行い世界に発信する試みを行ったものもある。	現在、地場産品の殆どは、小田原駅周辺で入手可能となったため、引き続き小田原を訪れる人に身近に地場産品を感じられるPR対応を行っていきたい。	① 継続実施
391	産業政策課	各種展示会・見本市 出展補助事業(販路 開拓事業)		地場産品の販路拡大・需要拡大を目的に、各種展示会や見本市への出展に対して支援を行う。 多くのバイヤーが訪れる見本市への出展は、販路開拓に直結するものであり、また、各事業者が市場における情報収集力を高め、ニーズに対応した商品開発力を高めるなどマーケティング力向上の機会としても有用なものとなっている。	920	負担金額(千円)	1,840	920	50.0%	小田原の地場産品の全国的な販路開拓、知名度の向上に繋がるものであり、市の関与は妥当である。	市が出展費用を一部補助することにより、単独での出店が困難な事業者の費用的負担の軽減を図っている。	支援対象となる出展先の見直しを行うなど、より出展者のニーズに応じた支援ができる仕組みを整えていく必要がある。	① 継続実施
392	産業政策課	小田原ブランド推進 事業		小田原の特産品を生かした「小田原ブランド」の確立により、小田原の魅力向上や地域振興を目指す。 首都圏地域における物産展への出展やイベント開催により地場産品の情報発信を行うとともに、市内事業者の知名度向上、販路拡大、商品開発力の向上を促している。	213	イベント参加業界数	8	0	0.0%	小田原の魅力を広くPRすることにより、地場産業界への支援のみならず、観光振興にも寄与できるものとなっている。	首都圏地域における販売を経験することにより、地元とは異なる客層に対する販売の工夫や新たな販路の開拓につながった事業者もあり、一定の効果が認められる。 しかし、令和2年度はコロナウイルス感染症拡大の影響により、出展を控えた。 小田原セレクションのパンフレットを改定・増刷し配架することで、知名度向上を促した。	例年出展している物産展のうち、効果が認められるものへの出展は継続する一方で、新たな出展先の開拓を進める必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
393	産業政策課	ものづくり・デザイン交流促進事業		若手工芸職人と現代アート作家による団体「ものづくり・デザイン・アート」の活動を支援する。 子どもも参加できる体験教室やコラボレーション展示会の開催により、市民や観光客に対し、小田原のものづくりをPRし、小田原のブランド力の向上、地域経済の活性化及び地場産業と文化の振興に寄与している。	0	イベント参加者数	350	600	171.4%	小田原のものづくりを身近に体験できる機会を創出しているほか、現代アート作家の参加により、文化振興との相乗効果も見込めるものである。	平成23年度以降、会員から会費を徴収することにより、現在は経費面において自立運営とされている。(市は0予算事業で対応)	体験メニューの充実を図りつつ、引き続き、体験教室及び展示会を継続していく。	① 継続実施
394	商業振興課	小田原地下街管理運営事業		小田原地下街「ハルネ小田原」は、地域経済の振興と中心市街地の活性化の拠点として、地域資源の活用や回遊性の向上など、新しい価値を備えた公共空間を創出する施設であり、周辺商店街や観光施設をはじめとする中心市街地、さらには小田原市全体の活性化に寄与することを目的として事業を実施している。 施設は公共公益機能と商業機能を併せ持ち、タウンカウンターや広場を活用して、市民や観光客に向けた地域情報の発信や多様なイベントを行うとともに、商業テナント出店により、地場産品やそれらを活用した商品などの販売、飲食サービスの提供を行うことで小田原の魅力を伝えている。	376.936	館内流動客数(人/日)	40,000	30,190	75.5%	市の普通財産であり、施設内に都市計画決定された地下歩道も配置されていることから、管理は市が行わなければならない。また、地域経済振興と中心市街地活性化に資する事業は、積極的に取り組むべきことである。 商業施設としての利用者は増加しており、通路としての利用者も多い。近隣商店街との連携事業も実施し、小田原駅周辺の活性化にもつながっている。	民間事業者の一部業務を委託し、緊密な連携を図りながら、効率的な運営を行っている。また、毎年度、外部評価となる小田原地下街運営評価委員会からの答申を受け、事業運営の見直しを行いながら計画的な事業運営に努めている。	地域経済の振興及び中心市街地の活性化を担う拠点施設として、地域への定着や施設のブランドイメージの向上を目指し、事業運営を洗練させていく。 経営の安定化を図るため、顧客ニーズや商圏の変化も注視しつつ、販促施策の見直しや商業テナントの入替え等にあたり、中長期的には、民間活力の活用も視野に入れた運営形態の見直しについても検討していく。	② 見直し・改善
395	商業振興課	中心市街地活性化推進事業		平成25～29年度を計画期間としていた「小田原市中心市街地活性化基本計画」は計画期間満了後、平成30年度に最終評価・検証を内閣府に報告し、小田原市中心市街地活性化協議会も解散となった。中心市街地の活性化については、空き店舗対策等の個別事業を推進する。 中心市街地の空き店舗対策については、施策展開の基礎資料とするため、商店街を構成する店舗等の業種や空き店舗数等について調査を行う。 また、令和2年度は、中心市街地における空き店舗の利活用促進に向けて、空き店舗所有者を対象とした新たな補助制度を創出するため、専門家の助言を仰ぎながら制度内容の検討を進めた。検討に当たっては、空き家・空き店舗の対策や利活用に関する庁内関係課とも連携し、意見・情報交換しながら進めた。	1,055	空き店舗数	230	279	82.4%	市及び地域経済の振興や中心市街地の活性化を担う関連団体が連携を図り、一体的に中心市街地のまちづくりを推進する必要がある。 中心市街地エリアにおける空き店舗の実態を把握し、活用方策を検討することは、本市の商業振興やエリア価値の向上に向けて重要であり、行政が率先して取り組むことは妥当である。	空き店舗対策において、膨大な数の店舗・事務所の実態を調査するには、専門知識と技能が必要であり、また不動産情報は民間事業者でなければ把握できないことから、業務委託により事業実施することは妥当である。 令和2年度は、新たな補助制度の検討を行ったが、過去に利活用方策研究を委託した専門家に協力いただき、相談に応じていただくことで、実効性の高い制度に仕立てることができた。	小田原市中心市街地活性化基本計画の期間が終了し、中心市街地活性化協議会も解散したことから、中心市街地活性化推進事業は、空き店舗調査・研究等の個別の事業を実施していく。 令和3年度から「空き店舗等利活用促進事業補助金」を新設し、設備の老朽化等を理由に貸し出されない空き店舗等の所有者に対し、店舗として貸し出すため必要となる経費の一部を補助するなど、空き店舗等の利活用を促進していく。	② 見直し・改善
396	商業振興課	市商店街連合会補助事業		市内の各商店街を統轄する小田原市商店街連合会の運営、及び連合会がスケールメリットを活かして行う各種事業に対して助成することで、市全体の商業活性化を促進する。 令和2年度は、市商店街連合会が実施する「商店街にぎわい創出事業」、及びインターネット事業や一店逸品運動事業などの「商店街魅力アップ事業」に対する助成を行った。 このうち、「商店街にぎわい創出事業」については、「おだわらハロウィン」が、新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、開催中止となった。一方、「商店街フェア」については、緊急経済対策として市の補助金を基に商店街連合会が実施したプレミアム付商品券事業「おだわら梅丸商品券」に関連し、商店街における利用率向上を図るため、各商店街において抽選会や割引券発行などを行う「ダブルチャンス」事業の形に変わって事業実施された。	6,931	集客事業数	2	1	50.0%	各商店街を統轄する市商店街連合会の運営が健全化されることで、商店街の横断的な事業の実施や、新たな商業活性化策の検討・実施につながり、ひいては商業の持続性を高め、市民の生活を支え、また豊かにすることができるため、市が連合会を支援することは妥当である。	従来は個々の事業ごとに補助メニューを設けていたが、市商店街連合会が社会情勢の変化や新たな地域ニーズに迅速に対応できるよう、平成30年度に事業目的の性質別に2種類に統合再編した経緯がある。これにより、市商店街連合会が柔軟に事業内容の変更・追加等に対応できるようになった。	事業の内容を整理し、連合体としての強みをより活かした事業となるよう助言することで、事業成果を向上させるとともに、商業者が商店街連合会に加入することのメリットを引き出し、加盟店増加につなげていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
397	商業 振興課	商店街団体 等補助 事業		①地域商店街団体等が実施する活性化事業や持続可能な商店街づくり事業 に対する助成を行う。 ②地域商店街団体が設置・管理している街路灯等の電気料への助成を行う。 令和2年度は、活気ある商店街づくりに取り組む11団体と、持続可能な商店 街づくりに取り組む12団体に対して補助金を交付した。 また、街路灯を維持管理する19団体に対して、街路灯等電気料負担に係る助 成を行った。	17,540	補助金額 (千円)	26,241	17,540	66.8%	各商店街が地域コミュニティの 核となって機能していくことは、 市民の暮らしを支えていく上で 大変重要であるため、各商店 街が実施する事業を支援する ことは必要かつ有効的である。 また、商店街団体が設置・管理 する街路灯は、商店街を通行 又は利用する住民の安全性に 寄与していることから、電気料 への助成は妥当である。	街路灯のLED化を推奨すること で、各商店街の電気料負担、 またそれに対する市補助金の 低減を図っている。 LED化に伴う改修費用につい ては、持続可能な商店街づく り事業費補助金の補助対象と するとともに、県の補助金も併 用するよう促し、商店街及び市 の費用負担を軽減させている。	商店街団体が取り組む活 性化事業について、これま での主流であった一過性 のイベント事業から、商店 街が地域コミュニティの核 となって持続的に取り組む 事業へのシフトを推進し、 「暮らしを支える商店街の 再生」を促進していく。	②見直 し・改 善
398	商業 振興課	商店街活 性化アド バイザー 派遣事業		①社会環境の変化や商店街固有の課題に対処するため、事業の見直しや新 規事業の立ち上げ等に取り組む商店会に対し、専門的な見地から指導・助 言を行うため、中小企業診断士等の専門家を商店街活性化アドバイザーとして 派遣する。 ②商業の振興及び中心市街地の活性化に係る施策展開の基礎資料とするた め、商工会議所等と合同により、小田原駅周辺商店街における流動客数の調 査及び商店会長へのヒアリングを実施する。 令和2年度は2団体から要望があり、アドバイザーを派遣した。 昭和42年の開始から76回目となる流動客調査を12月に実施した。	100	アドバ イザー 派遣 回数	2	1	50.0%	専門的な助言・指導を得る機 会を提供することは、地域経済 の基盤である商店街の活性化 につながるため、市が実施す べき事業である。 地域経済の状況を反映した客 観的データである流動客数の 経年変化を把握することは、施 策の効果検証や、今後の施策 展開エリアの検討に必要であ るため、市が実施すべき事業 である。	商店街等が専門家から助言を 得ながら事業の見直し等を行う ことで、事業効果が高まった り、効率化が図られとともに、 結果的に市補助金の費用対効 果が高まることにつながる。	商店街が計画的に事業を 実施していけるような組織 体制の構築を支援してい く。 全国商店街支援センター が無料で同様の事業を実 施しており、市が独自事業 として実施する必要がある のか、検討していく。	③廃 止・休 止
399	商業 振興課	食による 商店街活 性化事業		地元食材や伝統工芸を活用した御当地グルメによる活性化事業を実施する 商業団体への支援を通じて、地域経済の活性化を促進する。観光客をター ゲットとした新たな観光資源として活用し、農産物、地場産品の価値を高めて いく。 (小田原どん) 地魚等の地元食材の活用方法の研究や仕入れルートに関する情報交換を 行っている「小田原どん提供店連絡会」の活動に対する支援を通じて、小田原 どんの魅力を高めるとともに、国内外における認知度の向上を図る。	0	補助金額 (千円)	0	0	-	地場産業の振興や地域活性化 のために実施している事業で あり、また本市の観光資源とし ても両ブランドを継続・発展させ ていく必要があることから、行 政の関与は妥当である。	事業立ち上げ当初から民間が 中心となって運営しており、市 の金銭的支援も最小限として きた中で高い事業効果を生み 出している。 運営費の面で自立が見込める 段階に至ったことから、平成29 年度をもってプレミアムスイ ーツ事業、平成30年度をもっ て小田原どん事業に係る補助 金を終了とした。スイーツ事業 は、令和元年度末をもって活 動を終了した。	運営費用面も含めて完全 に民間による自主運営と なった事業だが、行政とし て一定の関与を続け、継 続・発展に協力していく。 「美食のまち」づくりに取 り組んでいく中で、小田原 どんとの連携についても調 整していく。	③廃 止・休 止
400	商業 振興課	街かど博 物館整備 事業		地域に根差した老舗を街かど博物館として認定し、各館における資料展示や 解説、各館を巡る街かど博物館体験ツアーなどを実施することにより、なりわ い文化の魅力を発信し、中心市街地の回遊性向上や街なかの賑わい創出、 地域産業の振興を促進する。 令和2年度中に1館が閉館(閉店)したため、17館となった。 街かど博物館ツアーについては、3～5回の開催を予定していたが、緊急事 態宣言の影響により、1度しか開催できなかった。	243	ファンク ラブ 会員数	600	602	100.3%	街なかの回遊性向上と地場産 業の振興を図り、中心市街地 の活性化に寄与する事業であ り、市が中心となって取り組 むべき内容である。 リピーター、ファンクラブ会 員数の増加など、まちの賑わ いに一定の成果が得られて いる。	事業の企画・運営は、民間 事業者である各館長で組織 した館長連絡協議会によっ て行われている。 また、事業費に関して各館 から負担金を徴収しており、 市は事業計画を事前に精査 して補助額を最小限にして いる。	街かど博物館の新規ファン を増やすため、広報活動 を強化・工夫する必要がある 。加えて、周辺地域を 巻き込んだ賑わいの創出 に取り組む必要がある。 事業の再活性化を目指 して、関連する街づくり 団体等とも連携しながら 見直しに取り組んでいく。	②見直 し・改 善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
401	商業振興課	なりわい交流館管理運営事業		昭和7年に建築された旧網間屋を再整備し、無料のお休み処として運営している。かまぼこ通り周辺地区における回遊拠点として、観光情報の提供やなりわい文化の魅力発信を行うとともに、地域住民の交流の場としても利用されている。緊急事態宣言の発出により、開館できない日が多く、来館者数が目標の半分にも達しなかった。令和元年度から引き続き、梅ジュースや手ぬぐいの販売は継続したが、蒲鉾の食べ比べについては、コロナ禍の影響で開催することができなかった。	8,348	来館者数	40,000	18,269	45.7%	当該施設は、かまぼこ通り周辺地区の情報発信及び回遊の拠点であり、市が進める地方再生コンパクトシティの実現や中心市街地の活性化、歴史資源を生かしたまちづくりを進めるうえで重要な施設であることから、市が施設運営を行うのは妥当である。	従来、施設の管理運営はまちづくり会社に委託してきたが、施設の機能と魅力を一層高めたいけるよう、令和2年にプロポーザル方式を導入し、事業者を選定した。これにより、委託料を削減することができたとともに、地域に開かれた施設運営が行われるようになった。	令和元年度に策定した「歴史的建造物活用計画」において、令和7年から民間事業者に貸付をする予定となっている。それに向けて、国庫補助を活用しながら施設の耐震改修工事等の準備を進めていく。	②見直し・改善
402	観光課	観光協会支援事業		観光イベント等の効果的な実施とサービスの向上を図るため、観光協会の活動を支援し、イベント等の企画・運営について助言、協力をしていく。さらに、観光協会の自主財源の確保や、地域DMO、DMC組織である株式会社小田原ツーリズムを含めて今後の組織のあり方についても支援・助言していく。令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大型イベント等は中止としたが、この機会を今後の好機に変えるために、これまでの施策を見直し、持続可能な観光施策の展開をし、地域経済の活性化を図った。具体的にはコロナ禍でも実施可能であるまち歩き事業の強化や、コロナウイルス対策を施したイベントモデルとして初の試みとなる一夜城・小田原城でのイルミネーションの開催などを実施した。また、アフターコロナを見据え、観光スポットの動画配信や、小田原城にスマホスタンドを設置するなど、もてなし環境整備も実施した。	95,042	推定観客動員数(千人)	1,786	320	17.9%	観光地としての小田原の認知度を高め、地域経済振興を図るために観光イベント等の実施は欠かせず、中立的な立場で各種観光施策を実施する観光協会に対する支援は妥当と考える。	各種事業の内容の見直しが進むことにより、市民や事業者などとの関係者とより協働して事業運営する機会が増えてきた。また、観光協会出資によるDMC組織と連携し、観光地経営を通じて観光客による消費を喚起し経済の活性化を図った。	平成26年度に一般社団法人に移行。平成29年度には内部に地域DMO組織を立ち上げ、プロモーションに力を入れてきているので更なる向上を目指し、民間団体との連携を強化する必要がある。また、ウィズ・アフターコロナを見据え、事業についても見直す必要がある。	②見直し・改善
403	観光課	広域連携観光推進事業		「西さがみ」や「富士箱根伊豆」といった地域の一体性や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとして設置された各協議会に参画し、共同でPR事業を実施している。なかでも、北条氏ゆかりの12市2町が加盟している北条五代観光推進協議会では、令和2年12月17日より、NHK大河ドラマ化推進事業として署名活動を開始した。令和4年夏頃までに50万人を目標とし、各市町に署名応募箱36箇所を設置したほか、同協議会ホームページにてオンライン署名フォームを開設、郵送、FAX、メールで署名を受け付けている。また、12月19日、20日に開催されたお城EXPOIに出展し、来場客に署名を呼びかけた。令和3年3月末時点では、7426人の署名を集めている。さらに、各市町の北条五代にまつわる逸話をまとめた小冊子も発行した。	1,581	連携する自治体数	90	91	101.1%	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、どこの観光地でも誘客に苦慮しているため、他自治体との連携を活かして、地域の一体性や共通テーマを重視した広域的な連携が不可欠である。	各市町の自治体や観光協会などと連携することにより、費用面等で市単独では行いつらい事業の実施をし、観光PRを図った。	当面の間はどこの観光地でも誘客に苦慮することが予想されるため、今まで以上に他自治体との連携を活かして、共通テーマを重視した広域的なテーマでPR活動を進めていく必要がある。	①継続実施
404	観光課	観光もてなし推進事業		観光施設説明板や観光案内サインの整備、「街かどお休み処」等を通して、観光客の利便性、回遊性を高める。令和2年度については、交流人口の増加や観光客の回遊性向上などの地域活性化に資するデザインマンホール蓋設置事業としてデザインマンホール蓋のデザイン、設置を行った。また、外国人受入環境整備の一環として、都市構造再編集支援事業費補助金を財源に多言語案内板への更新及び新規設置を小田原駅周辺に37カ所、板橋・南町周辺に18カ所行ったほか、更新が必要な観光説明板を2カ所更新した。	4,626	小田原城址公園入込観光客数(暦年、千人)	3,236	1,340	41.4%	周辺案内板や観光施設説明板の更新、適正な配置検討は、各関係所管と連携し、観光客の回遊性、利便性の向上のため、引き続き市が進めていかねばならないと考える。	小田原城総合管理事務所やまちづくり交通課などの関係所管と連携することで、費用対効果を念頭に置き、適正な案内板の更新、新規設置を行うことができた。また、街かどお休み処の運営については、市民団体や商業者などに協力を得ながら実施している。	既に設置している周辺案内板や、観光施設説明板について、設置後10年以上経過したものは、引き続き更新の検討を行うとともに、街なみ環境の変化に対応しながら新規案内板の設置検討も併せて行う必要がある。また、更新時には案内板の多言語化も併せて行い、外国人受入環境の整備も進めていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
405	観光課	観光案内所運営事業		東西自由連絡通路(アークロード)内にある「小田原駅観光案内所」は、小田原市観光協会に運営を委託し、英語をはじめとした5か国語に対応した国が指定する「ビジットジャパン案内所(V案内所)」として認定されている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、利用客数が前年比64.8%と大幅減となった。早川臨時観光案内所は、観光に関する知識と経験が豊富な小田原ガイド協会に運営を委託し、特に観光客の多い土日祝日のみ開設。観光案内のほか観光ガイド、レンタサイクルも行い、TOTOCO小田原や小田原漁港等の周辺スポットへの観光客の回遊性を図っている。 また、「小田原市観光交流センター」の令和3年7月オープンに向け、その整備事業を進めた。観光交流センターの管理運営は指定管理者制度を導入し、令和2年中に公募、指定を行った。建設工事は、建物本体工事は令和元年度からの継続事業、内装工事は市内業者の受注機会の確保のため3つに分割し発注した。建設工事以外に、造作家具製作、観光情報盤、ライブカメラ及び多言語案内板設置等の整備を進めた。	461,988	観光案内所利用者数(人)	90,300	26,759	29.6%	観光振興は地域経済全体への波及が期待され、国や県も観光立国を推進していることから、市が関与することは妥当である。 観光交流センター整備事業は、「三の丸地区の整備構想」にて周辺エリアへの回遊促進を促す施設を整備する旨の方針に基づき進めるものである。	委託先の小田原市観光協会と小田原ガイド協会は本市観光情報に精通した団体であり、その役割を十分に果たしている。 早川臨時観光案内所については、令和2年3月より始めた「手荷物預かり」が好評であり、月平均20個と需要が高まってきている。 観光交流センターの管理運営は、指定管理者制度とすることで民間事業者の能力や特徴を活かし、施設サービスの向上や管理運営経費の削減を図る。	当面、新型コロナウイルス感染症の影響により、案内所の利用者数の減少が見込まれるが、委託先との連携を強化し観光客のニーズに合わせたサービス提供を実施していく。また、令和3年7月に観光交流センターがオープンしたことから、小田原駅観光案内所、早川臨時観光案内所をはじめHaRuNe街かど案内所、小田急外国人旅行センター等の民間の観光案内所と連携して回遊を促進していく。	①継続実施
406	観光課	二次交通拡充事業		本市への来訪者に回遊バスやレンタサイクルといった移動手段を提供し、点在する観光スポットへ誘導することで回遊性、利便性を高め、滞在時間を長くすることにより、地域経済の活性化につなげていく。 令和2年度については、更なる利便性向上や、新規施設のオープンに伴い、観光回遊バス運行に係る新ルートの検討を行った。 また、レンタサイクルについては、withコロナの時代にあった移動手段としてレンタサイクルを強化するため、利用の少ない若者にも利用してもらえるようなカジュアルで小回りが効く電動自転車や、クロスバイクを各5台購入した。	15,008	レンタサイクル利用台数	2,885	1,299	45.0%	市内に点在している観光スポットへの回遊性、利便性の向上を図ることは、地域経済の活性化に大きく寄与するため、市が関与していくことは妥当である。	回遊バスについては、実施主体である「箱根登山バス株式会社」と協定を結び運行をし、添乗ガイドとして小田原ガイド協会と委託契約をして運行をしている。 レンタサイクルについては、小田原ガイド協会との協働事業により、利用者へのコース等を提案するなど回遊の促進と、自転車の安全性を重視し、運営を行っている。また、withコロナの時代にあった移動手段としてレンタサイクルを強化した。	回遊バスおよびレンタサイクル共に利用率をあげるため、PR方法を検討し、広報活動を強化をしていく。 回遊バスについては、渋滞等が少なく、なるべく定時運行ができるルートを検討する。レンタサイクルについては、観光交流センターでの新たな貸出しをスタートしたため、民間団体等とも連携しながら事業展開を図っていく。	①継続実施
407	観光課	観光PR事業		国内外を問わず広く小田原の魅力をPRするために、積極的な情報発信を展開することを目的とする。 令和2年度については、北条早雲公顕彰五百年事業の2年間の事業を通して培った歴史コンテンツの運営の手法を生かすとともに、地域の魅力向上さらには地域の活性化を図ることを目的としたおだわら魅力向上委員会を設立した。当委員会において、小田原城総構を初心者でも巡れて存分に楽しめるパンフレット『はじめての総構』を3万部発行し、これまでの歴史好きだけではない新たな若い層への小田原の魅力発信を実施した。 また、令和3年9月にオープン予定の小田原三の丸ホールにライブカメラを設置し、アフターコロナを見据え、小田原への来訪意欲を向上させるようなPRを実施した。 また、新型コロナウイルスの影響により売上の低迷が続く地域経済の回復を図るため、観光事業者(土産物店・飲食店・交通事業者等)を対象としたプレミアム付デジタル観光券の発行準備を行った。	8,347	入込観光客数[暦年(千人)]	5,950	3,705	62.3%	新型コロナウイルス感染症の影響により、世の中の動きが変化しているため、PRの手法についても検討していく必要がある。 また、アフターコロナを見据え、PRは強化する必要がある。	令和2年(暦年)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、入込観光客数は減少したが、ライブカメラは小田原市のホームページの中でもアクセス数が非常に多く、アフターコロナを見据えると、こういった継続的な観光PRを実施していくことが重要であり、その費用対効果は大きいと考える。 また、そのPR方法を検討していく上で、行政だけでは生まれない民間のアイデアを取り入れていくことも重要であるため、官民連携も必須である。	小田原市観光協会をはじめとする観光関連団体とともに、観光客回復に向けて取組む。また、令和3年度には、小田原市観光交流センターも開設されたため、最新の情報をタイムリーに発信していく。 情報発信の方法についても、紙媒体だけでなくSNS等による効果を検証し、より効率的な手法を確立していく。	①継続実施
408	観光課	海水浴場管理運営事業		「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行う。	1,109	海水浴場入込観光客数	10,000	0	0.0%	県内の海水浴場では、組合や協議会などが開設者となり、海水浴場を運営しているところもあるが、本市の場合、開設当初から市が開設者となって運営してきたため、関与していくのはやむを得ない。	人件費の増加等により開設費用は高く推移しているが、来場者数は減少してきており、費用対効果の面では厳しい状況にある。 数年前に監視業務の委託内容を見直し、経費の削減に努めたが、その後の人件費の高騰により、効果は続かなかった。	今後の活用として、御幸の浜海水浴場の廃止という単体で考えるのではなく、江之浦海水浴場、御幸の浜プール(スポーツ課)など全体としてのあり方の検討や、市以外の運営を検討する必要がある。 また、来場者を増加させるために民間団体の提案を受けるなど、安心で魅力的な海水浴場や海岸の活用を検討していく。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
409	観光課	まち歩き観光推進事業		市内の様々な観光資源を線でつなげる全11種類のウォーキングコースの設定し、道標、休憩所、トイレ等を整備するとともにパンフレットの製作・配布等を行い情報発信をすることで、ウォーキングコース利用の快適性を高め、観光客の回遊性・滞留性の向上を図る。 令和2年度は、「ウォーキングタウンおだわら散策マップ」の西部版を3万部増刷、道標については、観光課職員で踏査を実施して更新箇所を検討を行い、10箇所の更新作業を行った。また、平成29年より開始した約650箇所の観光地検索機能等を搭載している観光アプリケーション「小田原さんぽ」の令和2年度のダウンロード数は7587件(前年比16.4%減)で、コロナ禍にも関わらず大幅減とはならず、団体でのツアーを楽しむことができない代わりに、個人でも楽しめるまち歩きのツールになっているといえる。 さらに、令和元年度より発足された「小田原まち歩き実行委員会」にも引き続き参画し、官民連携して小田原観光におけるまち歩き事業を推進している。	1,822	主要回遊拠点の観光客数(なりの交流館、文学館、松永記念館、清閑亭)(単位:千人)	112	42	37.5%	ウォーキングコースの整備は、市内の豊富な観光資源を線でつなぎ情報発信するために欠かせないといえる。観光客が気持ち良くウォーキングを楽しむために、道標や休憩所、トイレ等を市が整備することは妥当であるといえる。	「ウォーキングタウンおだわら散策マップ」は各エリアごとに3年に1度の更新を行っており、令和2年度は西部版3万部を増刷し、年度末時点で1万部以上の配布を行っており、コロナ禍にも関わらず、関心度の高いパンフレットであるといえる。	ウォーキングコースの道標、休憩所、トイレ等ハード面での整備を引き続き維持管理していくとともに、観光客によりまち歩きを楽しんでもらうため、官民連携したまち歩き事業の推進も行っていく。	① 継続実施
410	観光課	外国人来訪者おもてなし事業		(一社)小田原市観光協会(DMO)、DMCなどと連携し、外国人に向けたコンテンツを充実させ、外国人来訪客の受入体制を整えるとともに、海外向けプロモーションを行うことを目的とする。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外からの渡航が困難となる中、地方創生推進交付金を活用し、アフターコロナを見据えた海外への情報発信及び新たな体験型コンテンツ造成に柱を置いた事業を展開した。事業はDMC組織である「(株)小田原ツーリズム」が主体となり、海外向けSNSアカウントの作成と発信(Twitter115ツイート)、海外向け動画作成(16万4千回再生)、禅やお茶などの伝統文化体験プランの造成(7ツアー)、富裕層向け体験プランの企画・開催(7ツアー)、在日外国人向け雑誌への掲載や海外メディア掲載(712件)を展開した。	67,955	小田原駅観光案内所外国人観光客利用者数	3,394	265	7.8%	外国人観光客数が回復するにはもうしばらく時間がかかると見込まれるため、プロモーション活動が中心となる。情報発信は広域的な官民連携が必須であり、地域経済の活性化に大きく寄与するため、市が関与していくことは妥当である。	本市は、県内の行政機関と民間事業者から構成される富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会に加盟しており、台湾旅行博にて、プロモーションを実施している。また、市内の施設案内表示板も一斉更新を行い4語表記(日本語・英語・ハングル・繁体字)とした。	新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人観光客数が回復するにはもうしばらく時間がかかるが見込まれるが、外国人観光客へのプロモーションは継続していくことが必須であり、アフターコロナに向けて引き続き受入体制も整備していく。	② 見直し・改善
411	農政課	地域農業活性化事業		行政と農業者団体等の連携体制の構築や地域農業の振興を目的として設置されている「小田原地域農業再生協議会」の事務運営、同協議会実施の「経営所得安定対策」の推進、広域で組織している県西営農支援センターの運営、さらに、認定農業者や新規就農者への支援を行う。 また、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地所有者と借地人が直接農地の賃借契約を締結する「利用権設定事業」、耕作放棄地の再生利用のための補助金交付を行う「耕作放棄地解消推進事業」の事務手続きを行う。 「耕作放棄地化予防対策事業」については、平成30年度より片浦地域、令和元年度より曾我・下曾我地域で実施している。 また、令和2年度はオリーブの果実を約458kg収穫することができ、オイルや新漬けの製造・販売を実施した。	44,079	耕作放棄地解消面積(a)	180	66	36.7%	地域農業の活性化を図るため、農業をめぐる「人と農地」の問題について、総合的な対応を図る事業である。地域農業の担い手を育成・支援する公益性の高い事業であり、国の間接補助事業も含んでいることから、市の積極的な関与が必要である。	県や他市町村、JAなどの関係機関と連携をとりながら、農業者への総合的な支援を行って来た。耕作放棄地化予防対策事業等を実施し、地域農業の担い手の確保に努めた。	国の制度に基づき実施している事業については、国の動向にあわせながら、継続していく。 市独自の取組みとしては、耕作放棄地化予防対策事業のエリアを拡大する等、多様な担い手の確保と耕作放棄地対策に努めると共に、引き続き梅のブランド向上、レモンの産地化に取り組むことにより、農業所得の向上に努めていく。	② 見直し・改善
412	農政課	有害鳥獣対策事業		有害鳥獣による農作物への被害が進む中、小田原市鳥獣被害防止対策協議会を中心に、農作物被害の削減及び防止を図るため、同協議会に対し補助金を交付する。 狩猟免許取得経費等に係る補助金を交付したほか、小田原市鳥獣被害防止対策協議会において捕獲報奨金の交付、くりわなの購入費等補助金の交付、侵入防止柵購入費補助を交付した。 令和2年度は市内でイノシシが590頭、ニホンジカが197頭捕獲された。(令和元年度はイノシシが655頭、ニホンジカが112頭捕獲)	21,642	有害鳥獣対策事業費(千円)	16,348	21,642	132.4%	有害鳥獣による農作物への被害が深刻化し、農業被害額が増加するなか、農業者の営農意欲は低下している。農業者の営農意欲を向上させ、所得を確保させるため、市としても鳥獣被害の軽減に努めなければならない。	ICT技術を活用した捕獲通知システムを導入し、捕獲者が行う畷の見回り作業の負担軽減を行った。	大きな効果をあげている侵入防止柵購入費補助事業及び、捕獲報奨金制度の導入、くりわな購入費の補助、狩猟免許取得等経費の補助事業を継続し、捕獲体制の強化及び捕獲者の増加を目指す。また、捕獲した個体の処理及び活用に向けた検討を行う。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
413	農政課	小田原農産物ブランド向上事業		情報発信、栽培方法、優良品種の研究等を進め、ブランド化による高付加価値化を図り経営体制を強化するとともに、小田原の地域イメージの向上を図る。 かながわブランドに指定された小田原市の特産品である小田原梅を広く紹介するとともに、栽培技術及び品質の向上を図るため、梅干しの品評会を開催する。 平成30年度は、より効果的・効率的な事業運営を行うため、小田原・十郎梅ブランド向上協議会と小田原梅品評会運営委員会を統合して小田原梅ブランド向上協議会を設立した。	256	小田原わいんシリーズの種類	4	4	100.0%	特産物のブランド化を図り、産地のイメージを普及させることは、地域の農業者全体の経営を底上げする公益性の高い事業である。 平成30年度より小田原・十郎梅ブランド向上協議会と小田原梅品評会運営委員会を統合し、事業の効果的かつ効率的な運営に努めている。	特産品の製造販売は事業者が行うため、市は収益もないが、負担やリスクも少ない。	梅以外の農産物についてもブランド化を含めた「美食のまち」に繋がる取組を推進する。	②見直し・改善
414	農政課	畜産振興事業		畜産経営の合理化・安定化を通じて、畜産業の振興と発展、さらに地域社会と調和した畜産環境の整備を図る。 畜産共進会の開催巡回指導による畜舎及び周辺の環境整備を促進する。 令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため市・県の畜産共進会を中止した。 また、北海道に仔牛を預ける乳牛預託奨励補助事業の実績は、38頭である。	1,442	市畜産共進会出品頭数	21	0	0.0%	畜産経営の安定化のためには、継続的な事業実施が不可欠である。	協議会事務について見直しを行ったほか、畜産農家とコミュニケーションを取りながら、必要な支援に努めた。	畜産農家の減少に伴い、耕畜連携事業として展開し、新設する農産物産地づくり化事業に統合する予定。	③廃止・休止
415	農政課	農産物産地消費促進事業		地域農業の活性化と産地消費を含めた地場農産物の消費拡大をより一層推進していくとともに、地域農業への関心・理解を深めるため、農業体験や農産物加工体験等の消費者と生産者が交流を図る機会として、小田原市農業まつりや、学校等が実施する農業体験事業への支援を予定していたが、コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかった。	0	農業まつりの入場者数	60,000	0	0.0%	小田原市農業まつりは、小田原市、神奈川県、かながわ西湘農業協同組合、小田原市森林組合、小田原市畜産会などで構成される小田原市農業まつり運営委員会により開催されている。 小田原市農業まつりには、約6万人の来場があり、生産者である農家と消費者である地域住民の相互理解を深める重要な場となっている。	コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかった。	農業まつりの実施内容を見直し、より消費者の地域農業への関心・理解を深める取組を実施していく。	②見直し・改善
416	農政課	農業振興地域管理事業	○	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定している。 また、水土里情報システム(地理情報システムの1つ)を用いて情報の一元管理を推進している。 平成30年度においては、前年度に実施した基礎調査の結果を活用し、農業振興地域整備計画の見直しに向けた検討を実施した。 令和元年5月よりLG-WAN回線を用いたクラウド化を実施した。	1,056	-	-	-	-		県等の関係機関と連携しながら、法律の規定に従い、必要なことを確実かつ迅速に実施するよう努めた。	引き続き、法律の規定に従い、農業振興地域を適切に管理していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
417	農政課	ほ場整備事業		農地の開発、改良保全、その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化等の土地改良事業を円滑に推進する。 令和2年度においても、事業推進協議会等に負担金を支出し、土地改良事業を推進したほか、生産基盤施設が脆弱なため、ほ場整備に対して地元の機運の高まっている千代地区において基礎的な調査を実施した。	11,255	負担金を支出している事業推進協議会等の数	3	3	100.0%	生産基盤の強化と耕作放棄地対策、後継者確保に寄与することが出来る。	農地、農業用排水路、農道等を一体的に整備することにより、営農の効率化、農産物の生産性を高め、農業経営の安定化に寄与する。	千代地区のほ場整備について、地元組織として千代農地整備準備委員会が設立されており、令和5年度の工事着手に向けて県・市・地元で連携し準備を進めていく。	②見直し・改善
418	農政課	農道・用排水路整備事業		農業生産の近代化や物流の合理化を進めるため、農道及び用排水路の整備のほか、広域農道や湛水防除事業等施設整備等、神奈川県が実施する事業に対して事業費の一部を負担するとともに、土地改良区等地元農業団体が実施する農道等基盤整備に対して助成し、地域の生産・農業環境の向上を図った。	140,159	広域農道整備率(%)	67.0	66.8	99.7%	農道の拡幅整備や用排水路の溢水対策は、農村地域の生産環境及び生活環境の改善が図れ、農業従事者の高齢化対策や耕作放棄地対策に寄与することから妥当である。	事業費については積算基準に則り算出している。また、必要最小限の人数で対応し、事業遂行にあたっては、自治会、土地改良区や生産組合等農家団体と連携・協働しながら実施している。	引続き、県が実施する広域農道等の整備や土地改良区等農業団体が実施する農道や用排水路の整備を支援していくほか、市営事業として緊急時の避難路となる田代山農道や、自然石を用い環境に配慮した西大友地内の用排水路等の整備を進めるなど、地域に密着した生産基盤施設整備を進める。	①継続実施
419	農政課	農道・用排水路維持管理事業		農道、用排水路や水門など農業の重要な社会資本を適切に管理し、施設の機能維持を図る。 令和2年度においても市民要望や農業団体からの要望に対し、直営作業も含め多くの要望に対処した。	93,927	処理件数/要望件数=処理率(%)	80.0	65.5	81.9%	市管理の農道、用排水路、水門を維持管理することは責務であり、偏りはない。	直営作業も含め多くの要望を必要最小限の人数で対応している。また、軽微な草刈や維持修繕においては、自治会や地元農家団体等と連携し実施している。	老朽化の進む施設を適切に維持管理していくほか、多くの要望に応えるため、現状どおり事業を実施していく。	①継続実施
420	農政課	農業の有する多面的機能発揮促進事業		農業者の高齢化や宅地と農地の混在化等による集落機能の低下により、農地・農業用水路等の適切な保全・管理が困難となっている。そのため、地域の農業者だけではなく、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画により、保全管理と地域協働の効果の高い取組を推進することを目的としている。具体的には、国の多面的機能支払交付金を活用している地域団体(8組織)が行う活動への支援、要綱要領や計画に沿った活動の確認等を実施している。全8組織において地域の実情に沿った様々な活動が行われている。(令和2年度も同様)	6,203	活動組織数(団体)	8	8	100.0%	当事業は国の交付金を活用し、地域で自主的に農地の多面的機能(食物を生産する、景観を形成する、水源涵養など)を守るための活動を行っている事業であり、これまで管理の行き届かなかつた農地、農道等を地元で自主的に管理することにつながるため、積極的に取り組むべき事業である。	事業自体は地域団体が取り組むため、効率化できる性質のものではない。交付金上の確認事務については、情報を整理し、団体に早い時期から情報提供することで、申請や確認事務を円滑に進めるよう努めた。	引き続き、各団体が適切に活動に取り組むよう指導、支援していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
421	農政課	有機農業推進事業		地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、国が、食料・農業・農村基本計画に基づき実施している環境保全型農業直接支払交付金について、環境保全型農業に取り組む団体に対し交付金を交付する。 有機農業推進法の基本理念及び神奈川県有機農業推進計画にのっとり、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進する。 小田原有機の里づくり協議会が中心となり、有機農産物の販売やPR、栽培技術向上を目的とした実証圃での栽培、先進地視察等を実施し、有機農業の推進に取り組んでいる。	1,558	交付金の対象活動の実施面積(a)	1,552	1,299	83.7%	有機農業は環境保護や農産物の高付加価値化、農業振興に繋がるものであることから、市が関与することは妥当である。	交付金の事務については、情報を整理し、団体に早い時期から情報提供することで、申請や確認事務を円滑に進めるよう努めた。	環境保全型農業直接支払交付金については、対象者に対し適切な情報提供を行うと共に、これまでと同様に国・県と連携しながら適切に申請・交付等の事務を行っていく。 有機の里づくり協議会については、各構成団体の活動をベースとしつつ、各団体が情報共有した中で、活動が推進できるよう努めていく。	① 継続実施
422	農政課	青果市場管理事業		安心、安全な青果物を安定的に供給するため、青果市場を適正に管理運営する。 青果市場の管理業務として、卸売業者など市場使用者からの使用料や光熱水費の収納及び施設の維持修繕を行うとともに、円滑な管理運営に向けた市場関係者との連絡協議会を開催している。 その中で、青果市場の消費拡大を目的とした「小田原いちばやさい」ブランドを立ち上げ、料理教室等でPRしており、取扱品目は令和2年度末現在43品目に及ぶ。 また、令和2年度は小田原漁港に水揚げされた「旬の地魚」と「小田原いちばやさい」を使った動画撮影による料理教室を開催し、双方の認知度向上、魚・野菜の消費拡大、地産地消の促進を図った。	56,439	青果物の年間取扱量(t)	20,323	16,015	78.8%	青果物の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることは、市民生活の安定に資することから、市の関与は妥当である。 また、市場外流通が増加している中でも、青果市場の役割は依然として大きいものがある。	青果市場の活性化を図るため、市場関係者が一体となって実施している「小田原いちばやさい」については、平成28年11月から販売を開始した。	老朽化した施設の再整備に向けて、市場のあり方を検討していく。 「小田原いちばやさい」のPR事業は継続していく。	② 見直し・改善
423	農政課	いこいの森管理運営事業		森林を市民の保健、保養の場として活用することにより、広く森林の有する公益的機能の理解と増進を図り、本市林業の振興及びいこいの森の運営・整備を行う。 令和2年度から、新たな指定管理者として「いこいの森共同事業体」(小田原市事業協会、(株)Recamp、(株)T-FORESTRY、小田原市森林組合)を選定し、新体制による管理運営を実施した。 また、利用者ニーズに合った環境整備や管理運営方法の見直しを行い利用促進を図っており、今後も施設が抱える課題等に対して、市と指定管理者とで連携を図りながら対応していく。	38,887	施設利用者数(人) ※自主事業含む	15,000	18,584	123.9%	当該施設の目的でもある森林を市民の保健、保養の場として活用することにより、広く森林の有する公益的機能の理解と増進を図り、林業の振興へとつながっている。	公募による指定管理者の選定により、民間活力が導入されるなど、施設の再生に向けた動きは着実に進みつつある。 また、森林をテレワークやワーケーションなどの新しい働き方を行う場として捉え、時代のニーズに合わせた多様なサービスを提供するなど、新たな需要を創出している。	「小田原市いこいの森再生総合計画」を踏まえつつ、施設の再生(利用者増)に向けた取り組みを推進していく。	① 継続実施
424	農政課	林道整備・管理事業		労働力の減少、高齢化に伴い、基盤整備を計画的にかつ積極的に進めることにより、森林施業の効率化及び経営の安定化を図るため、林道を整備し、また適正に管理する。	5,138	処理件数/要望件数=処理率(%)	100.0	100.0	100.0%	市管理の林道を適正に維持管理することは責務である。	直営作業も含め要望には、必要最小限の人員で対応している。また、軽微な草刈等の作業に関しては利用者等と連携・協働し、実施している。	今後は、林道の適切な維持管理のほか、林業等の流通の円滑化のため、広域農道小田原湯河原線の整備にあわせた林道整備を検討する。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
425	農政課	松くい虫防除事業		市の条例等に基づき、松くい虫の被害から松林を守るため樹幹注入※を行い、他の松への被害拡大を防止するなど、松林保護と健全な森林育成を図る。 令和2年度も引き続き、対象松への樹幹注入を行い、保全すべき松林の保護を図った。 ※樹幹注入:健康な松の樹幹へ薬剤を注入して枯れを予防するもの。	523	樹幹注入本数(アンブル数)	190	190	100.0%	木材価格が低迷している現状では、行政機関が関与しないと森林整備は進まない。 森林整備に伴う二酸化炭素吸収源としての機能維持、景観保全により、林業の振興へとつながっている。	費用は、県が定める標準単価を採用しており、事業の執行は委託により効率的に執行されている。	松くい虫対策は公益的な景観を守るという観点からも積極的に県の補助等を活用して松林保護と健全な森林育成を推進していく。	① 継続実施
426	農政課	地域産木材利用拡大事業		地域産木材の利用促進により、森林の再生・保全に資するとともに、森林・林業・木材産業の活性化を図る。 「小田原市公共施設木質化研究会(平成29年度設置)」での検討結果を踏まえ、公共施設における地域産木材の利活用実施に向け、今後3年間は、小学校を対象とした木質化改修のモデル事業として、「学校木の空間づくりモデル事業」を実施することとした。 また、同じく、地域産木材及びそれを扱う工務店等への選択性を高めるため、「おだわらの森とつながる家づくり事業」として、地域産木材を扱う工務店等のグループ等で主催する、森林体験等の開催の支援を実施した。	38,381	小田原産木材使用量(m ³)	30	44	146.7%	国産材流通が低迷している現状では、行政が関与しないと木材利用、特に地域産木材の利用は進まない。 おだわらの森とつながる家づくり事業やわたしの木づかいパイロット事業による市民等への地域産木材の普及啓発と、公共施設での先導的な木材利用が地域産木材の利用促進に寄与していると言える。	学校木の空間づくりモデル事業について、委託により執行し、設計業者選定にあたっては、民間の創意工夫やノウハウを十分に引き出せる公募型プロポーザル方式を採用した。また、利用率の低い諸室や地域が利用する諸室を木質化し、木のぬくもりが感じられる空間を創出した。 おだわらの森とつながる家づくり事業については、コロナ禍により規模を縮小し、小田原産木材を使用した川崎市の商業施設の視察や、樹齢300年以上の巨木伐採見学会の開催を支援した。	木材利用拡大の促進はすぐに効果の出るものではなく、事業の継続が必須である。 県や国の補助金の積極的な活用を考えていく。	① 継続実施
427	農政課	木育推進事業		地域経済の活性化や森林の整備・保全のため、次世代の担い手となる子供たちが、森や木に身近にふれあうことを通じて、豊かな情緒の育成に資するとともに、地域環境の原点となる森や木の大切さを理解してもらう。 そのために、地域産木材で製作した誕生祝い品の贈呈、小学校での木育授業、市内のイベントへの参加・出展、「ひのき玉プール」や「かまぼこ積み木」など木育用ツールの貸出等による普及啓発を実施した。(令和2年度はコロナで、市内イベントや木材用ツールの貸出等は中止) また、令和元年度からは、自ら普及啓発活動が行える人材の育成を目的とした「森のせんせい養成・派遣事業」に着手し、令和元年度は7名、令和2年度は18名を育成した。令和2年度からは、令和元年度に育成した人材を本市の普及啓発活動等に8名(対象児童数270名)派遣したところ。	2,705	実施校数(校)	10	13	130.0%	地域の森林や木材に対する興味関心を深めてもらうために行う普及啓発活動であり、公益的機能を有する森林の保全や地域産木材の利用拡大などを図っていくうえで、必要不可欠な事業である。	市内小学校と連携を図りながら授業の一環として森林学習(木育事業)を実施することにより、より多くの児童に啓発できるものとなった。学校間での評判などにより着実に実施校が増えているところ。その他、関係課や森のせんせい等と連携しながら事業の効率化を図るとともに、市民参加による森づくりを推進している。	関係課等と連携しながら、次世代の担い手となる子供たちへの継続的な木育活動を実施し、森林に対する意識啓発を推進していく。	① 継続実施
428	農政課	都市農業交流推進事業		農業者の高齢化・担い手不足、農業経営の不振などの影響により、耕作放棄地の増加や荒廃化を招いている。一方、都市住民においては、自然と触れ合うことや農村との交流に対するニーズは高まってきている。 早川地区では、地元協議会が主体となり早川一夜城きらめきミニガーデンの整備・管理などが行われており、季節の花々の摘み取り体験が実施されるなどしている。 また、農業者以外の方々に自然と触れ合う農業体験の場を提供するため、市民農園の運営・支援や、みかんの木オーナー制度及びタマネギオーナー制度などを行っている。 令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、オーナー制度の催しの開催ができなかった。	218	タマネギオーナー制度に係るオーナー数	350	0	0.0%	市民農園やオーナー園への支援については、農業の振興・都市住民と農業の交流を図る点において妥当である。 また、利用者に対して潤いと安らぎの場や農作物や地域農業への理解を深める機会を提供しており、地元農産物のPRにも寄与している。	広報への掲載や地下街でのイベントチラシ設置などにより、効果的に市民へ周知できるよう努めた。	民間主導での市民農園の開設も増えている中で、運営が軌道に乗った団体については自立を促していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
429	農政課	梅の里センター等管理運営事業		農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場として、梅の里づくり事業により整備した「梅の里センター」とその分館「曾我みのり館」、田島と中河原のふれあい広場を適正に管理運営している。 指定管理者制度を導入しており、農業をはじめとした地域の活性化や都市住民とのふれあいの場として、趣旨にあった自主事業の開催など、事業内容の充実を図るとともに、貸館事業として快適な室内環境の維持、さらなる向上を図っている。また、「曾我みのり館」においては、隣接する上曾我ファミリー農園利用者の交流・休憩施設としても利用されている。	22,981	梅の里センター来館者数(人)	50,000	29,080	58.2%	農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場の拠点施設として、有効性が高い。また地域住民のコミュニティの場として、地域に必要な施設となっている。	地域農業の振興のため、体験事業や地元農産物の販売などの自主事業を行った。 空調設備の更新等、老朽化した設備の修繕を実施し、施設の維持管理を行った。 コロナウイルス感染拡大防止のため、閉館期間もあり来館者数は減少した。	公共施設のあり方検討会での検討内容や指定管理期間の更新のタイミングにあわせて、施設利用の方法や料金体制について見直しを図る。	②見直し・改善
430	農政課	森林整備事業		市内水道水源上流域の森林整備を実施することにより、水源地域の公益的機能を発揮させるとともに、良質な水の安定的な確保を目指す。 令和2年度も、前年度同様、県水源環境保全税を原資に、意向・測量調査、間伐、枝打などの森林整備を行い、森林のもつ公益的機能を向上させた。 また、「伐って、使って、植える」という循環を構築し、次世代に豊かな森林を継承していくため、小田原の森づくりの方向性を示す「おだわら森林ビジョン」の策定を令和元年度から進めており、令和2年度は、策定検討委員会を3回開催し、委員からの意見をビジョンに反映したところ。(令和3年9月頃の策定を予定。)	92,899	森林整備面積(ha)※市事業のみ	28	41	146.4%	災害防止や水源涵養など森林が有する公益的機能の維持増進を図るためだけでなく、環境の保全という観点からも行政主導による森林整備が必要不可欠である。 また、森林整備事業を含む本市の森林・林業・木材産業施策を進めるうえで、本市の森づくりの方向性を明らかにしておく必要があることから、ビジョンの策定も重要となる。	県水源環境保全税を活用して長期施業受委託事業などに積極的に取り組むことで、施業の集約化が促進され、効率的かつ計画的な森林整備が進められている。	森林の保育については植栽から伐採まで数十年を要し、健全な森林の保全には長期的な整備が必要不可欠であるため、今後も継続して健全な森林への整備を実施していく必要がある。	①継続実施
431	農政課	里地里山再生事業		県条例に基づく里地里山保全等地域の指定を受け、地域が主体となった活動ができるよう支援している。	998	活動団体数(団体)	3	3	100.0%	農地や山林等が一体となった地域、いわゆる里地里山を保全する活動を支援する事業である。 農林業の生産の場のみならず、地域における良好な景観や生物多様性、環境学習や自然体験の場などを保全し、次世代へ引き継いでいくために有効な施策である。	事業自体は地域団体が取り組むため、効率化できる性質のものではない。 交付金上の事務については、団体に早めの情報提供を行うことで、円滑に事業が進むように努めた。	引き続き、各団体が適切に活動に取り組むよう指導、支援していく。	①継続実施
432	水産海浜課	小田原特定漁港漁場整備事業		小田原漁港は県西地域の漁業拠点として、また、地域内3市9町を圏域とする水産物の流通拠点の役割を果たしており、近年の高鮮度水産物に対する消費者ニーズの高まりを受け、それらの安定供給を図るとともに、基幹漁業である定置網漁業の発展、地域経済の活性化に資すること等を目的に、神奈川県が事業主体となり、本市は受益の限度において負担金を支出している。 令和2年度は、平成30年度の台風被害を教訓とした越波対策を中心に、令和元年度に引き続き防波堤等の整備が進められた。	19,422	整備進捗率(%)	88.2	87.7	99.4%	神奈川県が事業主体の事業であるが、整備内容によって市の負担割合が決定されている。平成30年に受けた台風被害を教訓に必要な対策を講じ、令和元年11月に小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)が開業したが、依然西側エリアをはじめとした漁港の機能強化は、喫緊の課題である。これまでの対策により、荒天時のリスクは軽減されていることから、事業を推進していくことは有効と考える。なお、全体事業費の見直しにより、進捗率に変更が生じた。	台風被害を教訓とした防波護岸の嵩上げ等の越波対策の整備が進められ、漁港施設の機能強化が図られた。	平成14年度から開始した「小田原地区特定漁港漁場整備事業計画」は、越波対策として追加した小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)前面の沖防波堤の延伸工事で、令和4年度に事業が完了予定であるが、近年巨大化している台風への備えなど、引き続き神奈川県と協調して小田原漁港の機能強化を図っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
433	水産 海浜課	漁港等管理 事業		小田原市宮漁港(石橋・米神・江之浦)は、昭和20年代後半に築造された施設が現存し、施設の老朽化が進んでいる。このまま放置すると漁業活動に支障を来し漁業が衰退することになるため、最低限の機能維持が必要である。また、小田原漁港本港漁具倉庫(平成5年)、小田原漁港新港漁具倉庫(昭和56年・平成25年度建替え)については、神奈川県より占用許可を受けて小田原市が整備し、小田原市漁業協同組合はじめ、漁業者が漁具倉庫として利用しており、継続して機能維持を図る。 令和2年度は、市宮3漁港の台帳整備及び簡易機能診断を実施するとともに、本港漁具倉庫シャッター2基を電動化した。	17,307	維持修繕 料等(千 円)	7,524	7,181	95.4%	市宮漁港の管理や本港漁具倉庫の機能維持は市の責務である。 漁港施設等の適切な維持管理は漁業の安全操業に寄与するものである。	限られた予算で、必要最小限の維持管理に努めている。	施設の老朽化が進んでおり、今後、劣化調査を実施し、長寿命化など修繕計画を検討していく。 石橋、米神漁港については漁業利用がなく、大規模被災を受けても漁業への影響は少ないことから江之浦漁港に注力していく。	②見直し・改善
434	水産 海浜課	水産資源 環境保護 事業		漁業者の経営基盤の安定化を図るため、サザエ・アワビ等の種苗放流を実施している小田原市漁業協同組合に対して補助を行う。また、「磯焼け」対策として試験的に特殊なコンクリートブロックを沈めることで藻場を増やし、サザエ・アワビ等や回遊性を伴わない魚種を効果的に育成させるための環境整備を行った。	800	稚貝放流 数(個)	48,000	41,200	85.8%	台風の影響や磯焼けの発生等、海中の自然環境が変化し、従来、刺網漁業者が魚介類を漁獲していた場所での水揚量が減少するなど、深刻な影響が出ている。特に、魚の漁獲量が下がっている現在、活魚出荷できるサザエ・アワビ等は経済的価値が高く、種苗放流による積極的な資源増大及び漁業所得向上の取組が必要である。	県水産技術センターでの種苗生産中の生育不良により、予定していたサザエの数量が確保できなかったため、出荷額の高いアワビ種苗の購入個数を増やすこととし、予算の範囲内で最大数量を確保した。また、稚貝は、漁業者が種苗生産施設まで取りに行くことで、運送経費を抑えている。	磯焼けが深刻化している中、県水産技術センターは放流効果が高いという見解であり、漁業者にとって経済価値が高いサザエ・アワビ等の種苗放流事業は今後も継続的に取り組んでいくとともに、種苗が効果的に育成できる環境を整えるための研究を進めていただく。	②見直し・改善
435	水産 海浜課	漁業共済 掛金補助 事業		漁業者の経営基盤の安定化を図るため、過去5年間の漁獲金額のうち最高額と最低額を除いた3年間の平均金額を基準額とし、漁獲金額が基準額に達しない場合、その差額を補填する事業である。 小田原市漁業協同組合内の漁業経営体に対して、漁獲共済掛金の一部を補助した。	2,495	漁獲共済 補助額(千 円)	2,500	2,495	99.8%	漁業災害補償法に基づき漁業者の経営基盤の安定化を図る必要がある。	漁業者が加入する漁獲共済制度の一部を国、県、関係団体等と協力し補助することで、漁獲や魚価が低下した際の負担軽減や経営の安定化を図ることができた。	国では、漁業共済制度を活用した資源管理を推進しており、資源管理に取り組む漁業者に対しても追加的な補填や掛金の一部を支援しているため、引き続き、国の動向を注視しながら、継続する。	①継続実施
436	水産 海浜課	水産振興 資金融資 事業		漁業者の経営基盤の安定化を図るため、金融機関と協力して市内の漁業協同組合、漁業者及び水産加工業者に対して、短期かつ低金利の融資を行う。 農林中央金庫へ原資の預託を行った。	25,000	取扱量(t)	11,000	11,626	105.7%	漁業者の経営安定を図るとともに水産振興や地域経済の高揚を図る必要がある。	漁業者の経営基盤の安定化については、低金利で融資している農林中央金庫の制度を活用したことにより、漁業者の負担軽減が図られた。	融資実績額に見合う預託金額について、関係団体と協議・検討を行い、水産関係者への必要な支援策として継続する。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
437	水産 海浜課	水難救済 会支援事 業		特定非営利法人として、海上における遭難者・遭難船の救助、救助訓練や海難事故防止の啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対し支援を行った。	400	救助活動 回数(回) ※減少を目 指す目標。	4	5	80.0%	海難事故は毎年、発生する可能性があるため、水難救済会への支援は欠かせない。市単独でできる事業ではないため、広域的に取り組む必要がある。	消防との連携強化を図った。	海難事故は毎年、発生する可能性があり、今後も水難救済会への支援は欠かせないと判断される。	① 継続実施
438	水産 海浜課	漁業後継 者育成事 業		若手漁業者の経営基盤の安定化と持続可能な漁業の推進のために、支援事業の実施及び、小田原における漁業での新規就業者募集の支援を行った。若手漁業者への支援では、小田原市漁業協同組合青年部が実施する、野菜残渣を利用したウニの養殖試験事業を支援した。小田原でも深刻化してきた海の磯焼け現象への対策として、海中のウニを捕獲することで除去し、磯焼けの改善を目指すとともに、捕獲したウニに野菜残渣を与えることにより身入りを増やすことで、新たな水産ブランドとしての確立を目指す取組を行った。また、青年部が協力して一つの取組を行うことで、若い漁業者間の交流を促し、漁業者の定着を図ることを目指した。さらに、漁業における新規就業者をより積極的に募り、新規就業者を支援する目的で、神奈川県漁業士会に新規就業者支援対策事業を委託した。	380	補助金額 (千円)	380	380	100.0%	現行制度において、新規に漁業へ就業するには、地先漁協への加入や、多額な設備投資等が必要になるため、漁協青年部員を「漁業後継者」と位置づけて、彼らを支援することで、組合員として定着を図ることが喫緊の課題である。同時に、小田原地域での新たな担い手を確保するための対策も必要である。	ウニ養殖試験事業については、近隣スーパーから野菜残渣をもらうなど、事業経費の削減を図ったほか、新規就業者支援事業については、漁業に関心のある水産高校の生徒3名を対象に漁業体験を実施するなど、効果的な取組となった。	青年部員が市漁協の組合員としての資格要件を満たし、地域の中核的な担い手となっていくためには、今後も青年部への継続的な支援が必要である。また、高齢化が進む漁業地域の維持・発展のためには、青年部への支援に加え、当該地域・漁業への新規就業への取組みも進めていく。	② 見直し・改善
439	水産 海浜課	魚ブランド 化促進事 業		地域の重要資源である「小田原の魚」をもっと「知って」、「買って」、「食べて」もらうため、関係団体とともに「小田原の魚」の良さと水産加工品をはじめとする城下町の高度なものづくりの技術を活かし、様々な食シーン・ニーズに対応した「人づくり」、「物づくり」、「魚食への流れづくり」を総合的に展開する。 (1) 食育・人材育成(人をつくる) ・食育・魚食普及するため、動画(2回)作成、かます棒を使用した給食を市内25小・中学校等で提供、amazon小田原の社員食堂でかますを使った定食弁当を販売、地魚愛用店の紹介冊子の製作・配布した。 (2) 技術開発・商品開発(物をつくる) ・漁港の駅TOTO小田原で、かます棒のフライ及び、地魚加工品「小田原城前魚」の販売をするともに、指定管理者と連携し、店頭で「かます棒を調理している動画」を流し、販売を促進した。また、おたわら地産地消の会が運営する店舗にて、「かます棒バーガー」や「かます棒丼」等、多彩な派生メニューを展開した。 (3) 販売促進等(流れをつくる) ・漁港の駅TOTO小田原2階で、これまでブランド化協議会で作成したパンフレット等を配架するとともに、料理教室の動画版を作成し小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会のホームページに公開した。	22	小田原市 水産市場 における地 魚の取扱 (卸売)金 額(3箇年 平均)(億 円)	10.1	8.05	79.7%	小田原の魚をブランド化することで小田原の魚の認知度向上と消費拡大に繋げ、地域経済の活性化を図る。	事業の中心となっている小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会は、これまでの取り組みが持続可能となるよう一定の道筋をつけ、イベント収入等により自走して組織運営していく見通しがついたため、協議会に対する市及び構成団体からの負担金を完全廃止した。	小田原の魚の認知度向上と消費拡大の目的を達成するために、SNS等を利用した広報を推進するとともに、イベント出店や料理教室等の各取り組みは、構成団体に主体的に取り組んでもらう仕組みづくりを検討する。	② 見直し・改善
440	水産 海浜課	水産市場 施設管理 運営事業		水産市場施設は築50年以上経過しているが、市場の利用形態の変化や食の安全・安心への関心の高まりから高度衛生管理の必要性が指摘されている。施設の再整備を検討するにあたり、市場関係者による綿密な調整が必要となる。また、老朽化した市場施設の修繕等の管理運営を行った。	59,009	取扱量(t)	11,000	11,626	105.7%	公設市場であるため、市が開設者となっている。築50年以上が経過しており、老朽化による修繕箇所は後を絶たない。	緊急な修繕を除き、限られた予算の中で優先順位付けを行いながら対応している。	市場の老朽化が進行している中、市場の再整備に向けて検討を進める。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
441	水産 海浜課	水産市場 施設再整備 検討事業		水産市場施設は築50年余が経過しており、耐震性及び衛生的にも改善が急務となっている。このため、「小田原の魚」の高付加価値化を進めるため、衛生管理型施設の導入も視野に、安全・安心な水産物の供給市場を目指す。令和2年度は総務省からの要請を受け、卸売市場審議会を開催し、経営戦略(案)の協議、検討を行った。	0 ※(令和3年度に委託費用を繰越)	会議開催数(回)	6	6	100.0%	水産市場は、県西地域3市9町約53万人の台所として地域経済を支える基幹的なインフラであり、安心・安全な水産物の供給市場とするためには、市が実施すべきものである。また、卸売市場審議会からも公設で継続することが望ましいとの答申をいただいている。	公設水産地方卸売市場再整備準備検討会を立ち上げ、市場関係者と丁寧な協議を重ね、検討内容に手戻りがないように進めている。	市場再整備については、現地再建の施工、仮設市場の候補地など、再整備に係る課題や今後の市場に求められる機能等について検討を行ってきたが、コロナ禍を契機に消費や流通構造にも大きな変化が生じており、今後市場機能のあり方も含め適切な施設整備を目指して検討を進める。	①継続実施
442	水産 海浜課	水産物消費 拡大促進事業		小田原の地魚を中心に使用した料理教室や講習会等、魚食普及活動への補助を行う。 地場水産物の普及及び地産地消を推進するため、水産物に関する情報発信や魚食普及イベント開催する「小田原さかな普及の会」に補助を行った。	68	料理教室開催数(回)	19	2	10.5%	魚食普及を推進することで地場水産物の消費拡大や地産地消に繋げ、水産業の振興と地域経済の活性化を図る。	ノウハウを持っている団体に協力いただくことで効果的、効率的に事業を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での料理教室が開催できなかったことから、代替として料理教室の動画を作製しインターネットで配信した。	魚の消費の減少、魚離れが進行しているため、魚食普及を継続していく必要があり、料理教室等を通じて地元で獲れた魚やその美味しさを若い世代に知ってもらう取組を行っている。また、「新しい生活様式」に対応した料理教室の方法を模索する。	①継続実施
443	水産 海浜課	交流促進 施設管理 運営事業		小田原特定漁港漁場整備事業により整備された西側エリアについては、令和元年11月の小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)の開業により賑わいが創出され、本港周辺とも連携が図られ、小田原漁港全体の魅力創出に繋がっている。	30,644	来場者数(万人)	50	36	72.0%	市が公の施設として整備した小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)は、令和元年11月の開業から令和2年度末で約60万人の方にお越しいただき、小田原の水産業の振興と地域活性化に寄与する施設となっている。	指定管理者から、令和元年度約700万円、令和2年度約900万円の納入金が市へ納付され、コロナ禍において適切に感染症対策を講じながら、指定管理者のノウハウが存分に発揮され、事業が展開されている。	小田原漁港交流促進施設(漁港の駅 TOTOCO小田原)の管理運営方針に基づき、小田原の水産物を中心とした地場産品の取扱いを拡大するとともに、サービスの質、量を向上させながら管理運営経費の縮減に努め、指定管理料の減額、市への納入金の増率について検討する。	①継続実施
444	水産 海浜課	小田原みなとまつり 開催事業		小田原漁港を海とふれあいの場として活用し、海業の展開と地域漁業の活性化を図るとともに水産業の振興を図る。 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、小田原みなとまつりの開催は中止となった。	0	イベント参加者数(人)	5,800	0	0.0%	みなとまつりを通じて漁業PRや市場周辺店舗への来客数の増加、また、みなとまつりを地域との協働で進めることで地域の活性化につなげる。 多くの来場者により、イベント会場や漁港周辺の店舗等にも賑わいが生まれている。	みなとまつり負担金は従来より減少しているが、イベント規模が縮小しないよう工夫している。	小田原漁港全体としての賑わいを創出するため、「漁港の駅TOTOCO小田原」との連携等を検討する。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
445	水産 海浜課	内水面漁業・遊漁船業活性化支援事業		市内には、酒匂川漁協と早川河川漁協の2つの内水面漁協があるが、ともに組合員の高齢化や遊漁客数の減少等により、漁協運営は厳しい状況にある。内水面漁協は、市民の財産である河川環境の維持・保全や、遊漁での地域への集客・経済波及効果等の機能があるため、この事業により、今後も組織を存続させて、活性化策を見出していく。令和元年度・2年度は水産庁事業「やるぞ内水面漁業活性化事業」を活用した事業展開により、新規遊漁客を増やすための、釣り具レンタルの事業化等に道筋がついた。また、遊漁船業に対しては、漁協遊漁船部会や学識経験者、遊漁協議会等とも連携し、必要に応じて諸問題の解決を図り支援策を検討した。	6	検討会開催数(回)	3	3	100.0%	内水面漁業は、高齢化による組合員の減少や遊漁客離れ等により厳しい状況にあるため、市民の財産である河川環境の維持・保全や、遊漁による地域への集客・経済波及効果を継続させる。	令和元年度・2年度は水産庁事業「やるぞ内水面漁業活性化事業」を活用した事業展開により、新規遊漁客を増やすための、釣り具レンタルの事業化等に道筋がついた。	県の委託費を活用することにより、実施する活性化事業の効果を検証し、必要に応じて改善する。	②見直し・改善
446	小田原城総合管理事務所	城址公園管理運営事業		城址公園内の清掃や施設の維持など安全で快適な公園環境を整えるとともに、城址公園内の使用・占用等に係る各種申請・許可事務等を実施し、適切な公園管理を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で園内施設が休館した時期があったことや、イベント会場としての利用が大きく減ったことなどから、来訪者数は大幅に落ち込んだが、感染防止対策を行った誘客により、一定の入込観光客数が確保でき、コロナ禍においても都市セールスの推進が図れた。	64,653	小田原城址公園入込観光客数【歴年】(人)	3,236,000	1,339,013	41.4%	城址公園は、本市の観光の核であり、市民の憩いの場として重要な施設である。当該事業は、城址公園の安全性や快適性などの向上を図るため必要な事業である。	専門業者への委託に適する部分と、職員が直接実施する部分とを区別して管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	都市公園であると同時に国指定史跡であることから、相応の維持管理を続ける。また、観光課や観光協会などと協力し、観光資源としての活用を図る。	①継続実施
447	小田原城総合管理事務所	城址公園植栽管理整備事業		城址公園内の除草、樹木の整枝剪定や伐採、桜の管理、御感の藤の樹勢回復など、都市公園・国指定史跡として、適正に植栽全般の管理を行っている。令和2年度は、引き続き本丸東堀斜面の除草、樹木の剪定や伐採を行うとともに、新たに桜の補植などを実施し、修景にも配慮した中で安全性の確保を行った。	18,480	小田原城址公園入込観光客数【歴年】(人)	3,236,000	1,339,013	41.4%	城址公園の管理運営事業と一体の事業であり、園内の安全性や快適性の向上を図るため、管理上必要な事業である。また、季節の花は誘客効果が高いため、植栽の管理は観光施策において優先的に実施すべき事業となっている。	専門業者への委託に適する部分、職員が直接実施する部分、ボランティアを活用した部分とに区別して管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	保存活用計画に基づく実施計画として植栽管理計画を策定し、桜の更新や修景に配慮した樹木管理を行い、歴史的景観の充実を図る。	①継続実施
448	小田原城総合管理事務所	遊園地管理運営事業		遊園地施設の維持・管理・運営を行い、市民や観光客に憩いの場を提供している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で3月4日～6月3日と、1月12日～3月21日に休園した。このため、入園者数は大幅に落ち込んだが、開園の際には、十分に感染防止対策を行うなどウイズコロナを考えた管理運営を行い、コロナ禍においても、安心、安全に家族連れに楽しんでいただくことができた。	47,094	遊器具使用料(円)	26,375,000	8,736,976	33.1%	将来的には、史跡整備の観点から、遊園地は移転すべき施設として位置づけられている。しかし、存続を望む声も多いことから、当面の間は、遊具の安全性に十分配慮しながら、市民サービスとして続けていく必要がある。	遊具(豆汽車・バッテリーカー、自動遊器具)の管理運営、点検等を、外部に委託するなど、効果的、効率的に運営を行った。また、新型コロナウイルス感染症防止対策を十分に行い、利用者や従事者にとって安心、安全な運営を行った。	国指定史跡内にあり、施設の再整備は難しいため、当面の間は、安全性に配慮しながら維持管理を継続する。適切に新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、コロナ禍に対応した事業運営を実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
449	小田原城総合管理事務所	城址公園整備事業		城址公園をより快適で魅力あるものとするため、都市構造再編集中支援事業の補助金等を活用し、昨年度から実施していた清閑亭散策路改良工事や常盤木橋園路改良工事などを完成させるとともに、令和2年度は次の公園施設整備事業を実施した。 ・本丸広場等便所整備事業 ・本丸広場等電線地中化事業 ・本丸東堀南側園路改良事業 ・公園内屋外灯改良事業 ・公園内ベンチ製作設置事業 ・公園内説明板等製作設置事業	165,680	小田原城址公園入込観光客数【歴年】(人)	3,236,000	1,339,013	41.4%	園内の公園施設整備事業については、来訪者の快適性や安全性を高めるために必要な事業である。また、史跡としての取り扱いを十分理解していることが必要であるとともに、文化庁協議などもあることから市が実施していく必要がある。	園内の公園施設整備事業は、市民や観光客の快適性や安全性を高めるとともに、回遊性の向上に向けた効果的な事業として誘客に結び付くものである。	引き続き都市構造再編集中支援事業の補助金等を活用し、老朽化している園内施設の改良等を進める。	① 継続実施
450	小田原城総合管理事務所	天守閣管理運営事業		小田原の観光振興と歴史や文化に関する理解を深めるため、天守閣や常盤木門(SAMURAI館)を有料施設として運営しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で3月31日～5月31日と、1月12日～3月21日に休館した。このため、入場者数は大幅に落ち込んだが、開館の際には、指定管理者と連携を図りながら感染防止対策を行い、コロナ禍においても天守閣復興60周年の特別展を開催するなど、ウイズコロナを考えた誘客により小田原市の観光振興を図った。	148,786	天守閣入場者数(人)	560,000	213,281	38.1%	小田原城は市のシンボルであり、観光の核でもあることから、これを効果的に管理運営するために必要な事業である。また、運営にあたっては、史実の理解が必要なことや、借用した資料の適切な保存、活用が求められていることから、市が関与して取り組むべき事業である。	指定管理者制度により、役割を分担しながら適切な管理・運営を行った。特に、適切な新型コロナウイルス感染症防止対策を行った運営により、ウイズコロナを考えた誘客を行い、天守閣復興60周年の特別展も開催した。	適切に新型コロナウイルス感染症防止対策を行うとともに、入場者数の増加を図るため、指定管理者と連携し、特別展や展示内容の充実や積極的なPRの実施などを行い、コロナ禍に対応した事業運営を実施していく。	① 継続実施
451	小田原城総合管理事務所	歴史見聞館管理運営事業		北条氏を陰で支えたと伝えられる風魔忍者にスポットをあてて、小田原に関する歴史・文化を伝える体験型施設『NINJA館』として、令和1年4月にリニューアルオープンした。有料施設として運営する事業であるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で3月4日～11月6日と、1月12日～3月21日に休館しており、開館時も基本的に土日祝のみのオンライン予約制で運営した。このため、入場者数は大幅に落ち込んだが、開館の際には、指定管理者と連携を図りながら感染防止対策を行うなど適切に管理し、ウイズコロナを考えた誘客を行い、小田原市の観光振興を図った。	11,587	歴史見聞館入場者数(人)	120,000	9,607	8.0%	史跡小田原城跡や小田原北条氏の歴史文化を伝える重要なガイダンス施設であり、これを効果的に管理運営するために必要な事業である。また、運営にあたっては、史実の理解が必要なため、市が関与して取り組むべき事業である。	指定管理者制度により、適切な管理・運営を行った。特に、新型コロナウイルス感染症防止対策をしっかりと行った運営をして、ウイズコロナを考えた誘客を行った。	NINJA館を拠点に、観光課や観光協会などと協力し、風魔忍者を利用した誘客につなげる事業を実施していく。適切に新型コロナウイルス感染症防止対策を行うとともに、入場者数の増加を図るため、指定管理者と連携し、展示内容の充実や積極的なPRの実施などを行い、コロナ禍に対応した事業運営を実施していく。	① 継続実施
452	小田原城総合管理事務所	史跡等管理活用事業		史跡石垣山や総構は、すでに一定程度の整備がなされ、市民や観光客の憩いの場や歴史散策のコースなどとして利用されている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で来場者数は、大幅に落ち込んでいるが、アプターコロナを見据えて、史跡の保全・保護に加え、歴史観光資産としての積極的な活用を図るため、除草、樹木の整理等の維持管理と説明板の増設を行った。	25,844	石垣山一夜城入込観光客数【歴年】(人)	72,800	79,491	109.2%	国指定史跡であり、これを管理運営するために必要な事業である。また、管理にあたっては、史実の理解が必要なため、市が実施すべき事業である。	専門業者へ委託するなどして管理業務等を実施しており、効果的、効率的な運営を図っている。	除草や眺望を確保するための樹木整理、説明板の増設など、国指定史跡としての相応の維持管理を続けるとともに、小田原城と連携し、観光資源としての活用を図る。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
453	都市政策課	立地適正化計画推進事業		<p>少子高齢化、人口減少社会に伴う将来の課題に対応するため、居住や医療、福祉、商業施設などの都市機能の立地を公共交通が充実するエリアへとゆるやかな誘導を図る。都市再生特別措置法に基づき策定した立地適正化計画について、推進する事業 《H27年度～H30年度》</p> <p>立地適正化計画策定のための基礎調査、都市機能誘導区域編を策定し、平成31年3月に居住誘導区域を含めた立地適正化計画全体版を策定《R01》</p> <p>立地適正化計画の推進に係る施策の検討業務委託を実施し、都市機能誘導区内における新たな誘導施策について検討を実施《R02》</p> <p>計画に位置付けている各誘導施策の進捗状況等について庁内調整を実施。また、令和3年度から改定業務を開始するための検討を実施。</p>	0	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、市町村が策定主体となるものである。都市全体の都市機能や居住のコンパクトシティの形成に向けた誘導を計画し、将来の小田原市の課題に対応する事業であることから、事業として妥当である。また、国庫補助事業の支援等が強化されたことも事業自体の有効性である。	令和3年度以降の改定業務委託に向け、国の補助制度である集約都市形成支援事業費補助金の要望を行った。	<p>策定した計画を推進するため、主要な都市政策の調査検討を行うとともに、計画の普及啓発を図っていく。</p> <p>・おおむね5年毎に誘導施策等の実施・進捗状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等の検証を行い、その結果を踏まえ、計画の見直し等を検討していく。</p>	① 継続実施
454	都市政策課	街づくりアドバイザー事業		<p>市民との協働により魅力ある街づくりを推進するため、街づくり活動を進める団体等に対し、街づくりの各分野に精通した専門のアドバイザーを派遣する。令和2年度は、街づくりアドバイザーを派遣したほか、平成27年度から引き続き、かまぼこ通り等の街づくりに関し、活動の支援を実施した。</p>	240	街づくりアドバイザーの派遣回数(回)	6	9	150.0%	<p>住民主体の街づくりの取組に対しては、街づくりの各分野に精通する専門家の適切な指導・助言が必要不可欠であり、専門家の派遣事業は必要と考えている。</p> <p>また、これまで「銀座・竹の花周辺地区街づくり基準形成協議会」に対するコーディネーター派遣を実施し、地区街づくり基準が策定され、このルールに基づき街づくりが行われていることなど、成果は得られている。</p>	<p>コーディネーターの派遣など、専門家を外部から派遣することにより業務の効率性及び効果の向上に努めている。</p>	<p>引き続き、市民との協働により魅力ある街づくりを推進するため、街づくり活動を進める団体等に対し、街づくりの各分野に精通した専門のアドバイザーを派遣する。</p>	① 継続実施
455	都市政策課	住まいの情報発信事業		<p>良質で魅力ある空き家を活用した定住・移住の促進による地域の活性化と市民等の住まいに関するニーズへ総合的に対応することを目的としている。</p> <p>平成26年度末に空き家バンク制度を開始し、空き家の所有者や空き家の利用希望者の情報をHPで発信、双方のマッチングを行っている。</p> <p>その他、住まいに関する情報をHPや窓口カウンター等で市民に提供している。</p> <p>《H29～R02》</p> <p>神奈川県市町村振興協会の助成金による委託事業として、県西空き家バンクのポータルサイトを開設し、行政のイベント情報の掲載、移住に関するリンクページの作成、講演会の開催などを実施。また、国土交通省事業の全国版空き家バンクに参加するなど、積極的な情報発信を実施。</p> <p>《R02》</p> <p>空き家バンクホームページに、空き家物件の所在地周辺の地域情報を掲載するなど、小田原での暮らしがイメージできるような情報を加えたりリニューアルを実施した。</p>	0	空き家バンク成約件数(件)	2	2	100.0%	<p>空き家の利活用に関して不安を抱く所有者が多い中、市が実施する事業であることで安心感を与え、中古物件としての流通の促進を図ることができる。また、利活用希望者へも同様の安心感を提供することができる。</p>	<p>人件費のみであり、必要最小限の費用であると考えている。</p>	<p>不動産の利活用は、基本的には民間主体で実施した方が効率的であるため、将来的には、空き家を扱う協議会やNPO法人等の設立が考えられる。</p>	② 見直し・改善
456	都市政策課	建築等に関する紛争調整事業		<p>中高層建築物の建築等により生じた周辺住民と事業者間の紛争の解決を図り、良好な生活環境の形成を目的に、許認可を所掌する行政による指導・助言ではなく、第三者である建築等紛争相談員及び建築等紛争調停委員会を設け、相談者等に対して適切かつ公平な対応を図ることを目的としている。</p> <p>平成13年4月に「小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」を施行し、第三者である建築等紛争相談員、また市の附属機関として建築等紛争調停委員会を設置し、紛争が生じた際の相談窓口を開設した。</p> <p>平成28年度は、第2・4木曜日に予約制で相談を受けた。相談実施のPRIは、広報やホームページを通じて行った。</p> <p>平成29年度からは、相談希望がある毎の予約制として相談を実施した。</p>	0	-	-	-	-		<p>近年、中高層建築物の建築が減少しているため、相談案件も減少している。</p> <p>相談の開催数を削減できないか検討を行い、平成29年度から予約の都度開催することとした。</p>	<p>紛争相談事業については、全般的な相談事業を実施している市民相談事業等との統合も考えられる。</p>	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
457	都市計画課	地域地区等見直し事業	○	<p>社会、経済情勢の変化に応じて、線引き・用途地域を見直すことにより、小田原市都市計画マスタープランに掲げる本市の将来都市像の実現を目指す。</p> <p>平成29年度は、一般保留区域としていた鬼柳・桑原地区の市街化編入に伴う事業者との調整や、県農政協議を行い、平成30年度には、市街化区域編入に向けた都市計画手続きを開始し、令和元年度には、一部区域(約20ha)の市街化区域編入に伴う都市計画変更(区域区分の変更、用途地域の変更など)を行った。</p> <p>令和元年度に、立地適正化計画に基づく都市機能・居住機能の誘導策として、小田原駅周辺の商業地域における周辺の市街地環境の改善に資する建築物について、高さの基本最高限度を45m以下の範囲内で緩和することができるよう、高度地区における新たな適用緩和基準を設ける都市計画変更を行った。</p>	0	-	-	-	-		鬼柳地区の市街化区域編入について、事業者による土地売買契約の締結以降、最短のスケジュールで工業団地整備に入れるよう、県を始め関係機関との手続きを進めた。	社会、経済情勢の変化に対応するため、定期的に土地利用のあり方などを検証する。 残る西側の区域について、民間開発事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、編入に向けた都市計画手続きを開始する。	① 継続実施
458	都市計画課	地区計画等活用促進事業		<p>都市計画提案による地区計画制度をPRし、活用促進を図ることで、住民等の主体的な街づくりへの取組を支援し、魅力あるまちづくりを推進する。</p> <p>また、地域特性や土地利用の動向を踏まえ、地区計画の活用による適切な土地利用を図る。</p> <p>平成29年度は、市街化調整区域の根府川地区において、自治会役員等との地区計画に関する勉強会を行った。</p> <p>平成30年度も引き続き根府川地区における地区計画の検討として、具体的な候補地における開発計画について、相談者と調整を行った。</p> <p>令和元年度は、民間開発事業者による開発行為(工業系保留区域の市街化区域編入)に伴い、土地利用を適正に誘導し、恵まれた自然環境と調和した産業団地機能を将来に亘り維持・保全するため、鬼柳地区地区計画を決定した。</p> <p>令和2年度はイオンタウン(株)からの都市計画提案について、都市計画審議会に報告するとともに、周辺住民や事業者を対象とした説明会を行った。</p>	0		1	1	100.0%	都市計画運用指針において、都市計画が目指す望ましい市街地の実現のため、積極的に活用されるべきとされており、有効性は高く、最終的には、市が都市計画決定することとなるため、市が取り組むべき事業である。	提案制度をPRするため、分かりやすいパンフレットを作成している。	引き続き、住民等の街づくりに対する意識醸成及び普及啓発を行う。 地域特性や土地利用の動向を踏まえ、地区計画の決定について土地所有者などと検討する。	① 継続実施
459	都市計画課・地域安全課・道水路整備課	国府津駅周辺整備事業		<p>平成7年に土地開発公社が先行取得した国府津駅西側に隣接する公有地(約3,700平方メートル)において、社会資本整備総合交付金を財源に国府津駅広場の拡張整備、自転車駐車場の整備等を行う。</p> <p>この公有地(無料自転車駐車場として利用)を中心に、駅前広場の拡張や自転車駐車場の整備等を行うことにより、送迎車両などによる国府津駅周辺の混雑緩和、駅前広場内の安全対策、自転車の適正管理や放置自転車対策を図る。</p> <p>平成27年度に「国府津駅周辺整備基本構想」を策定し、平成28年度に用地買収が完了、平成29年度に基本計画を策定した。</p> <p>平成30年度は、関係機関との協議を進め、令和元年度に実施設計が完了した。</p> <p>令和2年度は、自転車駐車場の建設工事に着手し、市道4292の排水施設整備を実施した。</p>	47,282	整備進捗率(%)	64.7	2.6	4.0%	駅前広場、自転車駐車場の設置管理運営主体は、市であり、交通結節点の改善事業として市が取り組むべき事業である。	当該事業については、国庫補助の活用を図るとともに、民間等の活力導入も視野に入れながら検討することで最小の経費で事業目的が達成できるよう取り組んでいる。	自転車駐車場の建設工事は、令和3年12月に完了し、令和4年4月に供用開始する予定である。なお、自転車駐車場の管理は指定管理者により行うこととしており、指定管理者の指定は令和4年1月を予定している。 令和3年度中の完成を目指し、自転車駐車場及び駅前広場の整備を進めていく。 本事業については、自転車駐車場整備及び駅前広場整備の完成をもって事業終了となる。	③ 廃止・休止
460	都市計画課	お城通り地区再開発事業		<p>市が中心となり、民間地権者と協力し、歴史的景観に配慮しつつ、駅からの眺望に配慮した再開発事業を行う。「緑化歩道」、「駐車場施設ゾーン」及び「広域交流施設ゾーン」の3つの事業に区分、段階的に整備し、中心市街地の活性化に貢献する。</p> <p>「緑化歩道」は、令和2年12月に整備が完了した。「駐車場施設ゾーン」は、平成27年11月に完成、供用を開始している。「広域交流施設ゾーン」は、公募により選定した万葉倶楽部(株)が、平成29年3月の基本協定締結により事業者となり、その後、事業用定期借地権設定契約の締結を経て、平成30年4月から広域交流施設の整備工事に着手し、令和2年12月に、「ミナカ小田原」として開業を迎えた。また、お城通り地区の利便性向上と歩行者の安全確保のため、広域交流施設と東口駐車場を接続する連絡通路の整備にあたり、事業者と工事委託協定を締結し、令和3年度中の完成を目指している。</p>	107,605	広域交流施設ゾーン整備の進捗率(%)	100.0	97.0	97.0%	県西地域における交通の要衝、玄関口である小田原駅の至近にあり、その土地の大部分を市が所有していることを踏まえ、中心市街地の活性化、賑わい交流機能の創出の観点から、市が関与していくことは妥当である。	当該事業については、国庫補助金の活用を図るとともに、民間等の活力を導入することで最小の経費で事業目的が達成できるよう取り組んでいる。	東口駐車場とミナカ小田原を接続する連絡通路は、令和3年度中の完成を目指し、整備を進めていく。	③ 廃止・休止

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
461	都市計画課	市街地再開発関係事務		快適な住環境を形成するため、一定の技術基準を満たす優良な建築物の共同化事業等を行う事業者等に対し、国の制度要綱に基づき建築費等の一部を助成することにより、共同化事業等の促進と、中心市街地に住宅の供給を図り、居住を促進し、定住人口を増加させる。 これまで、共同化事業等を検討している事業者等に対し、事業化に向けた制度説明やアドバイスを行ってきた。 令和元年度は、国の制度要綱に準じて、建築物の老朽化や耐震不足による建替え事業の制度拡充を検討し、補助金要綱を改正した。 令和2年度は、この要綱に基づき、小田原駅前分譲共同ビル(通称新幹線ビル)の建替え事業に対し、補助金を交付した。	130,368	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	街なかの定住人口を増加させるため、一定の基準を満たす優良な建築物の整備に対して補助することは、良好な住環境の提供につながるため、妥当である。	当該事業については、国庫補助金の活用を見据えながら事業目的が達成できるよう取り組んでいる。	開発事業者等への制度説明やアドバイスを実施していく。 また、具体化した事業に対して、円滑に推進するよう、支援していく。	②見直し・改善
462	都市計画課	都市計画道路見直し事業	○	社会情勢の変化等に的確に対応し、効果的な整備を進めるため、長期未着手の都市計画道路の必要性を定期的に検証し、必要な都市計画変更を行う。 第1回都市計画道路見直しは、平成20年2月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、交通機能、まちづくりとの整合、代替機能等の検証を実施し、平成24年度までに廃止路線等の都市計画手続きを完了した。 第1回見直しから10年が経過し、東日本大震災を契機とした防災・減災対策の高まりや人口減少・少子高齢社会に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく「立地適正化計画」など、新たな視点も踏まえ、平成30年5月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を改訂し、長期未着手の都市計画道路を対象に、将来交通量の推計をはじめ、必要性の検証を行い栄町小八幡線(錦通り入口交差点～東通り入口交差点)が変更対象路線となった。見直し結果について令和元年度の都市計画審議会に報告し、令和2年度に公表した。	0	-	-	-	-	街路交通調査費の国費補助対象となった。	変更検討路線については、地元と連携・協力しながら事業推進を図っていく。	①継続実施	
463	都市計画課	小田原市都市計画マスタープラン改定事業	○	将来の土地利用、道路、下水道など市民生活に重要なまちづくりの方向を示す都市計画マスタープランについて、立地適正化計画との整合を図りつつ、令和4年度よりスタートする新総合計画に併せ、新たな将来都市像を見据えて改定する。 令和2年度は翌年度からの改定作業の内容について検討を行った。 (都市計画マスタープランの改定は令和3年度から)	0	-	-	-	-			令和4年度末の改定を目標に、現況整理、課題抽出と対応策の検討、計画改定案の作成を行う。	①継続実施
464	まちづくり交通課	歴史的風致維持向上計画推進事業		・本事業は、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくことを目的に、「歴史まちづくり法」に基づき、平成23年度に国の認定を受けた「小田原市歴史的風致維持向上計画」に位置付けた事業を推進するとともに、進捗状況を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う事業である。 ・本計画については、令和2年度に計画期間が終了することから、引き続き、国の支援措置を活用しながら、更なる歴史まちづくりを推進していくため、小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)を策定し、国の認定を受けた。 ・本計画の進捗状況については、国が定める評価シートを作成し、「歴史まちづくり協議会」に協議し、指摘事項については次年度以降の取組に反映している。また、本計画の取組状況や成果など広く市民へ周知するため、評価シート等を市ホームページに公開している。	8,513	清閑亭、松永記念館、小田原文学館の合計利用人数(人)	56,748	8,552	15.1%	・小田原城跡をはじめ、近代別邸等の歴史的建造物や密接に関わる伝統文化となりわい等は、本市固有の歴史的・文化的資源であるため、この地域資源を磨きあげ、『小田原の歴史を感ずる魅力を高め、賑わいと交流のまち』の実現を目指す。 ・本事業においては民有の歴史的建造物の改修・整備等のための支援制度等を設けており、公民連携による効果的な事業展開や効率的な仕組みを構築することが可能となる。	・小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)については、本市の歴史を掘り起こし、新たに「栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致」を追加し、7つの歴史的風致に再構成し、本市の歴史まちづくりの根幹となる歴史的風致の特色等をより明確化した。	・小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、事業を推進し、歴史的風致の維持及び向上を目指していく。 ・歴史的風致形成建造物については、計画期間内の制度であるため、第2期計画においても、第1期計画で指定した建造物を改めて指定し、歴史的な建造物の保全を図っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
465	まちづくり 生涯学習課・ 図書文化館 政策課	歴史的風 致形成建 造物等活 用事業		・本事業は、板橋や南町等に残る近代政財界人の別邸など、歴史的な情緒の醸成や景観形成等の面で重要な歴史的風致形成建造物等について、着実な保全と有効活用を進める事業である。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び建築物の改修等工事のため、旧松本剛吉別邸及び皆春荘は休館とした。 ・今後の暫定活用を含む将来的な民間事業者の事業参入を想定した公募要件の整理、事業者選定に向けた準備を推進した。 ・皆春荘については、板橋地区の散策のレストスペース(公園的機能)として、また、旧松本剛吉別邸については、南町地区の観光交流を促進する拠点施設として活用することが求められていることから、来訪者の安全性や利便性の向上を図るため、耐震等改修工事に着手した。 ・松永記念館については、庭園を修景し、設立者・松永安左エ門(耳庵)が過ごした当時の姿に可能な限り復元するとともに、利便性向上のため、一部バリアフリー化も踏まえた園路の舗装及び駐車場の整備に着手した。 ・文学館については、令和元年度に引き続き、小田原文学館改修等工事に伴う実施設計に基づき本館主体部北面の出格子の修繕等を実施した。	159,150	旧松本剛 吉邸(岡田 家住宅)の 来訪者数 (人)	9,000	0	0.0%	・歴史的風致形成建造物等の 保全・活用については、地域住 民や民間事業者等による活用 を促進することにより、民間活 力のもと、事業採算性を考慮し た魅力ある利活用や運営の実 現に繋がるとともに、市として は、建造物に係るランニングコ ストなどの財政負担を軽減する ことができる。	・旧松本剛吉別邸及び皆春荘 の耐震等改修実施設計及び工 事については、受託業者・工事 請負業者や関係各課と調整を 図り、厳しいスケジュールの中 、事業を進めた。 ・今後の利活用については、公 募要件等の整理を行ったこと で、活用の方向性を示すことが できた。	・旧松本剛吉別邸及び皆春荘の耐震等改 修工事については、コロナ禍の影響により 工期を令和3年5月末まで延滞したことか ら、完成に向け事業を進めていく(令和3 年5月末に工事を完了した)。 ・旧松本剛吉別邸及び皆春荘について は、令和3年度中の公開再開及び令和4 年度からの民間事業者への管理運営委 託による利活用に向け、各種調整を進め て行く。 ・令和4年度を目標とした清閑亭の民間事 業者への貸し付けによる利活用に向け各 種調整を進めて行く。 ・松永記念館については、郷土にまつわる 美術品等及び茶室など歴史的建造物等 の文化資産を身近に体感する機会を提 供する施設として、保全・活用を行って いく。 ・文学館については、小田原ゆかりの文学 資源を生かした情報発信の拠点として魅 力を高めていく。	②見直 し・改 善
466	まちづくり 交通課	景観意識 高揚事業		・良好な景観形成を進めるには、市民一人ひとりが身近な景観を意識することが大切である。このため、景観法の届出、屋外広告物の許可申請等の手続きにおいて、景観計画における方針等について説明することで自主的な景観形成を促し景観意識の高揚を図るものである。また、景観計画への適合については、必要に応じ景観評価員による意見を聴き誘導に努めるものである。 ・令和2年度は、景観条例に基づく届出108件、形態意匠条例に基づく申請9件、屋外広告物条例に基づく申請301件の実績があった。 ・令和2年度の市民、建築業者、行政職員向けに景観形成に関する都市デザイン講習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を延期した。 ・案内サインについては、平成30年度に小田原駅・城周辺、箱根板橋駅周辺等を中心に、既存案内サインの配置状況や表示内容等を把握及び評価を行い、それを基に、令和2年度は各所管において、案内サインの改修に着手した。	406	講習会・講 演会実施 数(回)	1	0	0.0%	・良好な景観形成を進めるに は、景観形成に向けた継続的 な取組が必要である。 また、届出制度の運用などに あたり専門の見地から市に対 し適宜助言をいただく景観評価 員の設置は有効である。	・届出等手続きの不要な場合 においても、窓口等にて積極 的な取組を通じ、良好な景観 形成に向けた意識の高揚に 努める。	引き続き、都市デザイン講 習会を実施するなど、様々 な取組を通じ、良好な景観 形成に向けた意識の高揚 に努める。	①継 続実 施
467	まちづくり 交通課	景観形成 修景事業		・良好な景観形成を誘導し、快適で魅力ある生活空間の形成を図ることを目的に、修景に対する補助金を交付する事業である。 ・令和2年度には、銀座・竹の花通りにおいて修景2件(あげたてっこ、銀座会館)、国道1号本町・南町地区において修景1件(22区公民館)の補助金の交付を行い、良好な景観形成の推進を図った。	5,000	景観・街な み補助件 数(件)	3	3	100.0%	・景観形成の補助制度により、 良好な都市景観への積極的な 誘導を図り、景観計画重点区 域等における景観形成の目標 方針や基準への誘導に有効な 方策である。	・街なみとして有効な景観形成 へ繋がるようにするため、景観 計画重点区域の移行に取り組 む地域への地元説明会を開催 した。また、制度の活用が効果 的に図れるよう市民へ促した。	・個別の修景事業だけでなく、 街なみとしての連なり が分かる景観形成を目指 すため、特定の通りでの修 景や比較的目的につきやす い門や塀など小規模な工 作物などへの修景を促 す。 ・良好な景観形成が特に 必要な区域は景観計画重 点区域に指定し順次拡大 する。	①継 続実 施
468	まちづくり 交通課	都市廊政 策推進事 業		・都市廊政策は、統一感のある調和のとれた景観、にぎわいのある魅力的な商業空間、花と緑あふれる歩行空間の創造を図り、小田原駅周辺の居住を促進し、また、回遊性を高めることにより中心市街地の活性化を目指すものである。対象区域としては小田原駅周辺の内々環状道路に囲まれた約40.7haとしている。 ・平成24年3月より庁内関係所管課において構成された3つの基本方針ごとに設置した「もてなしの道路空間づくり」「魅力ある商店街づくり」「住みよい居住空間づくり」の作業部会において、制度や予算も含めた研究などを行いつつ、「都市廊政策推進会議」により政策の実現に向けた取組などの情報を共有している。 ・令和元年度は、都市廊政策推進会議にて、エリアの見直しを検討し、エリア周辺を「関連エリア」として一体的に各種施策を推進することとした。また、各部会個別の取組に加え、「お城通り地区再開発事業及び市民ホール整備事業と連携した回遊性の促進」を各部会共通の検討テーマとして、中心市街地での各種施策について全庁的に取り組むことを共有した。 ・令和2年12月にオープンしたミナカ小田原や、令和3年9月にオープン予定の小田原三の丸ホールの完成を見据え、効果的な施策について各課で意見交換を行った。また、取組から7年目を迎えることから、効果的な事業推進のため、今後、定量的な検証を行うこととした。	0	まちづくり ワーク ショップ等 の開催回 数(回)	3	0	0.0%	・小田原駅周辺の広域交流 ゾーン、小田原城周辺の歴史 ゾーン、市民ホール予定地及 び小田原まほほ通り地区周 辺の芸術・なりわいゾーンの役 割を踏まえながら拠点性を高 めていき、拠点間を連携させ、 市民や来訪者に街なかを楽しく 歩いてもらい地域経済に潤い を与えながら活性化を図るこ とを目的として、各事業を展開 している。	・各部会における施策等の検 討については、効率的かつ効 果的な調査及び研究に繋げら れるよう、都市廊政策の要旨を 整理し、推進会議により、共有 を図った。	・都市廊政策において実施 した事業の効果を測る ため、流動客調査などを 活用し、定量的な検証を 行う。 ・都市廊政策の理念に基 づく推進会議及び各部会 の取組を、第6次総合計 画における新たな体系の 中で、効率的に推進してい くため、第6次総合計画に 基づく各施策への移行を 進める。	③廃 止・休 止

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
469	まちづくり交通課	公共交通ネットワーク充実促進事業		市民代表、交通事業者、行政等で構成する「小田原市生活交通ネットワーク協議会」において、本市の公共交通のあり方を定めた「小田原市地域公共交通総合連携計画」に基づき路線バスの維持確保、利便性向上に資する事業の推進を図る。 令和2年度は令和元年度で終了した橘地域の路線バス実証運行事業後の路線バスの再編に向けた調整をバス事業者(神奈川中央交通)と行った。また、平成30年度にタクシー事業者が導入したUDタクシーに係る事業評価(地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善事業に基づく事業))を実施した。	200	協議会 開催回数 (回)	1	1	100.0%	今後、更に進む高齢化社会に向け、買物や通院など日常生活に欠かせない公共交通ネットワークを維持・確保していくことを目標に平成25年3月に策定した「小田原市地域公共交通総合連携計画」に定める事業を市民、交通事業者等と連携しながら、推進していく必要がある。当該計画の重点事業である「ニーズに応じた路線バスの改善」については、市民、バス事業者、行政で連携しながら、取組み、橘地域における実証運行を実施した。	平成28年3月から、橘地域の路線バス実証運行事業を開始し、地域ニーズに応じた路線再編等を行いながら、路線バスの利用促進に取り組んだが、バス事業者が自主運行の目安とする目標値の達成は困難であったことから、令和元年度をもって実証運行事業を終了した。 今後の移動手段の確保に向けては、バス事業者との協議、調整の結果、路線バスを再編した上で、運行経費の一部を市が補助することで、最低限の移動手段を確保していくこととなった。	橘地域における路線バスの再編に向けた必要な手続き(地元説明会の開催、小田原市生活交通ネットワーク協議会の開催など)を行い、年度内の再編を目指して取り組んでいくとともに、新たな移動手段の導入に係る検討を地域と一緒に進めていく。また、片浦地域について、バス事業者(箱根登山バス)から、令和3年3月26日付で県生活交通確保対策協議会に路線退出意向申し出が提出されたことから、路線バスの当面の維持を含めた移動手段の確保に向けて取り組んでいく。これらの市内の動向を踏まえ、公共交通の維持確保等に向け、小田原市地域公共交通総合連携計画に基づく、事業を継続するとともに、次期計画となる地域公共交通計画の策定準備を進める。	① 継続実施
470	まちづくり交通課	公共交通環境改善・利便性向上促進事業		鉄道事業者と行政が連携し、鉄道における環境改善、利便性向上、輸送力増強に資する事業を推進する。 令和2年度も「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」及び「御殿場線利活用推進協議会」において、鉄道事業者に対し、環境改善、利便性向上、輸送力向上に係る要望を行った。	94	年間 要望回数 (回)	2	2	100.0%	鉄道業者が実施する鉄道輸送力の増強や利便性、安全性の向上に向けた取組の早期実現を促すため、要望活動を実施した。	-	鉄道輸送力の増強や利便性、安全性の向上に向けた取組の早期実現を図るため、鉄道事業者に対し、引き続き粘り強く要望していく。	① 継続実施
471	まちづくり交通課	小田原駅周辺駐車対策事業		小田原駅周辺地区の自動車(自動二輪車を含む)駐車場及び自転車駐輪場の対策を実施する。 平成27年3月に、駐車場整備に関する課題を整理し、課題解決に向けた施策を定めた「小田原市駐車場整備計画」及び「小田原市自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定し、事業を実施している。 なお、小田原駅周辺における駐車場実態調査については、毎年実施していたが、駐車場の需給状況が1年で大きく変動することがないため、事務事業改善の観点から平成30年度より、隔年で行うこととしている。なお、令和2年度は調査の実施年度であったことから、自動車(自動二輪車を含む)の駐車場実態調査を行った。	0	需給バランス 調査実施 回数(回) ※隔年実施	1	1	100.0%	駐車場整備地区における官民を含めた駐車場の需給バランスや、三大事業(小田原地下街再生事業、小田原駅東口お城通り地区再開発、市民ホール整備事業)の進展に伴う新たな駐車場需要等の把握が必要であることから、届出駐車場における変更事項の把握も含め、実施した。	-	・「小田原市駐車場整備計画」(駐車場整備計画)及び「小田原市自転車等の駐車対策に関する総合計画」(駐輪場計画)に基づき、自動車(自動二輪車を含む)駐車場等について、需給バランスを考慮した適正配置や既存駐車場等の有効活用を努めていく。 ・令和4年度に、「駐車場整備計画」及び「駐輪場計画」における中間評価を実施予定。	② 見直し・改善
472	まちづくり交通課	まちなか再生支援事業		・地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、まちづくりを主体的に進めるかまぼこ通り周辺地区と銀座・竹の花周辺地区の地区街づくり協議会の活動を支援していく。この取組により、小田原の歴史や文化の振興、地区の空き家・空き店舗の利活用など、小田原の魅力と地域資産を活用したまちづくりを推進する。 ・令和2年度は、平成30年度に実施した空き家・空き店舗の実態調査の成果を踏まえ、空き家・空き店舗の利活用事業者に対する補助制度を活用し、地区街づくり協議会と連携し、かまぼこ通り地区の空き家2件を解消した。 ・また、地区内の空き家の総数に比べ、利活用可能なものが少ないという課題を踏まえ、空き家等の所有者に向け、空き家等利活用の啓発のための不動産勉強会の開催について、地区街づくり協議会と検討を進めた。 ・持続可能なまちづくりの推進体制構築に向け、まちづくりの核となる地区街づくり協議会の活動方針の見直しや必要な体制について検討を進めた。	15,683	地区内の 空き家・ 空き店舗の 減少(件)	5	2	40.0%	・国土交通省が進める地方再生コンパクトシタの推進に向けては、立地適正化計画の都市機能、居住誘導を図る地区における空き家・空き店舗対策は重要であることから、地区街づくり協議会と連携し、空き家の解消を進めた。 ・空き家・空き店舗の利活用において、学識経験者、地区街づくり協議会などの意見を踏まえ、利活用事業者により、地区の良好な街なみ景観形成、賑わい創出などに資する利活用が図られた。	・地区街づくり協議会の活動方針の見直しや体制検討において、地区街づくり協議会と協議を重ね、これまでの活動を振り返り、限られた人材と財源の中で、継続して活動するためのポイントを整理した。	・令和2年度の検討結果を踏まえ、空き家・空き店舗の所有者への働きかけについては、勉強会への参画、個別相談等を実施する。 ・地区の景観形成やまちづくりの推進に向け、住民、地区街づくり協議会、地元事業者などと地区の合意形成を進めるとともに、次世代の担い手の発掘を進める。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
473	建築指導課	建築物耐震化促進事業		昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準建築物の所有者に対し、耐震化の重要性について啓発を行うとともに、支援策を充実することにより、耐震化の促進を図る事業。 従来から実施している市内の公共施設における耐震相談会のほか、さらなる事業推進のために平成28年度から耐震セミナー及び建築士の市民団体との協働による戸別訪問型の耐震相談事業を開始した。 加えて平成29年度からは職員による戸別訪問型の啓発活動(アクションプログラム)を始めた。 補助制度においても、木造住宅及び非木造建築物の耐震診断から改修までの一連の流れを整備したことに加えて、長屋・共同住宅の耐震診断や戸建て住宅の除却に対する補助を新たに設けた。	10,125	住宅の耐震化率(%)	95.0	86.8	91.4%	平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震はまだ記憶に新しいところである。 本市においても、東海地震や神奈川県西部地震の切迫性が指摘されており、安全安心なまちづくりの一環として、建築物の耐震化が求められている。 また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、市町村においては計画的に建築物の耐震性の向上に取り組むことが規定されていることから、実施すべき事業である。 啓発事業及び補助事業の拡充とともに昨今の大型地震の影響により、市民の耐震化への意識は向上している。	木造住宅については、建築士関係団体との協働による戸別訪問型の耐震相談事業を実施し、市民の耐震化意識の向上を図ることができた。 また、耐震診断費補助金(木造住宅)において、高齢者世帯(非課税世帯のみ)は全額補助とするほか、長屋・共同住宅を対象としている。一般世帯についても補助率及び補助額を拡充することで、市民負担の軽減を図ってきた。 非木造建築物については、各補助制度において改修費補助金を創設(H28)し、このうち、要緊急安全確認大規模建築物については、補助対象を拡充し、多数の者が利用する建築物として運用している。	令和3年度は令和2年度の取組内容を維持しつつ、新型コロナウィルスの動向により、可能になった時点で戸別訪問型の啓発活動についても、感染防止等の安全面を十分検討の上、実施していく。また、すでに啓発を行った方の掘り起こし等を行っていくほか、除却の補助対象の拡大等についても検討していく。 非木造建築物については拡充した補助制度を周知しながら、耐震化向上のための啓発を継続していく。	②見直し・改善
474	開発審査課	宅地耐震化推進事業		新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの大きな被害が出たことにより、このような被害を軽減するために、宅地造成等規制法が改正されるとともに、宅地耐震化推進事業(変動予測調査及び滑動崩落防止事業)が国庫補助事業として社会資本整備総合交付金の対象事業に位置付けられた。 国の示したガイドラインに基づき、平成27年度から市内の大規模盛土造成地の有無を分布調査(第一次スクリーニング)したところ、35箇所の大規模盛土造成地の存在が確認されたことから、平成28年度よりその位置等を示した大規模盛土造成地マップを公開している。 さらに、平成29年度から30年度にかけて予備調査や地盤調査等(第二次スクリーニング)を実施し、市内の大規模盛土造成地の安全性が確認できたことから、ホームページにおいて、「危険な箇所は存在しない」旨を公表している。 令和2年度は、令和元年度と同様に第二次スクリーニングにおいて抽出した2箇所を経過観察を行い、経年変化の状況を把握した。	0	第二次スクリーニング実施箇所 ※H30で完了したためR2は対象外	-	-	-	分布調査及び大規模盛土造成地マップ作成、変動予測調査は、各自治体が行うものとして国のガイドラインで定められており、その成果を市民に公開することで市民の防災意識を高めることができる。	大規模盛土造成地マップを公開することで、市民の防災意識の向上に寄与することができた。 平成30年度に第二次スクリーニングを実施し、県内では最初に大規模盛土造成地の安全性を確認して公表した。また、経過観察により、状況に変化がないことを確認している。	大規模盛土造成地マップの公開を継続する。 第二次スクリーニングにおいて抽出した2箇所等の経過観察を継続する。	①継続実施
475	開発審査課	被災宅地危険度判定士養成等事業		被災宅地危険度判定制度に基づく、被災宅地危険度判定士養成等事業は、災害対策本部が設置されることとなる規模の大地震や降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、災害対策本部長の要請により、被災宅地危険度判定士(以下、「判定士」という)によって宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して危険度判定を行い、二次災害の軽減・防止並びに住民の安全の確保を図ることを目的としている。 平成10年度から職員判定士の養成及び資機材購入備蓄を進め、平成30年度からは民間判定士の養成を開始している。 令和2年度は、職員5名、民間7名の判定士を養成し、令和3年4月現在、職員65名、民間27名の計92名が判定士の認定を受けている。 また、神奈川県建築物震後対策推進協議会による「実施本部運営訓練」、「模擬訓練」及び「ブラッシュアップ講習会」に参加するとともに、本市独自の現地における模擬訓練を実施するなど、危険度判定を迅速かつ的確に行う体制整備を推進した。	16	被災宅地危険度判定士数(人)	68	92	135.3%	被災宅地危険度判定制度における市町村の役割は、被災宅地危険度判定の実施主体となり、判定結果を踏まえて宅地所有者に危険度の情報提供(判定ステッカーを判定士が貼付)を行うもので、判定士が行った判定結果に対する責任は市町村が負うものである。 よって、判定士を養成かつ育成し、危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制整備が必要である。	神奈川県建築物震後対策推進協議会による机上での模擬訓練等に加え、令和元年度から現地における模擬訓練を職員判定士を対象に実施し、更に令和2年度からは民間判定士にも参加いただき、技術力向上に寄与することができた。 また、継続的な職員及び民間の判定士養成や判定資機材の購入、備蓄により、危険度判定における体制整備に一定の効果が図られた。	引き続き、判定士の養成及び模擬訓練を実施するなど、危険度判定を迅速かつ的確に行うための体制整備を推進する。 また、広域避難所等の危険度判定を迅速かつ円滑に行うため、民間判定士との協定締結を行う。	①継続実施
476	建設政策課	急傾斜地崩壊対策促進事業		県が実施する急傾斜地崩壊対策事業を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の縮小を図るもの。 令和2年度は、地元自治会、地権者との調整を行い北ノ窪地区の要望の取りまとめを行った。さらに、指定史跡に関わる斜面の事業化について、県や市内の調整等を行った。	11,856	会議出席件数/会議開催件数(%)	100.0	100.0	100.0%	一定の公益性が認められる箇所について県が防災対策工事を行うことは、市民の生命を守り、本市の防災力向上に資するものなので、有効である。 また、費用の負担率については、県市で締結した協定に基づいている。	県の現地調査により、一定の公益性があると認められた箇所のみ事業化に向けた調整を行っている。	従来どおり、県事業を促進していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
477	建設 政策課	二次災害 防止応急 対策事業		がけ崩れが発生後、応急対策を行い、崩壊の拡大による二次災害を防止するため、工事に必要な資材を備蓄しておき、がけ崩れ発生時には迅速な対応を図るもの。 令和2年度はがけ崩れが発生しなかったため、本事業での対応はなかった。	0	応急防災 工事に必 要な資材の ストック充 足率(%)	100.0	100.0	100.0%	がけ崩れは人命に関わる事態であり、二次災害を防ぐための応急対策を本市が行うことは適切と考える。	令和元年度に引き続き、令和2年度もがけ崩れが発生しなかったことから、応急対策事業は未実施であり、現在ストックされている応急資材の使用がなかったことから未購入とした。	災害に対して柔軟に対応するため、災害発生時には建設部として対応している。	③ 廃止・ 休止
478	建設 政策課	二級河川 改修促進 事業		河川の氾濫を防止するため、県が所管する二級河川の改修を要望するとともに、事業に係る地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。 令和2年度は、地元自治会、地権者との調整、事業の推進に係る県や庁内の調整等を実施した。	127	地域要望 県伝達件 数/地域 要望件数 (%)	100.0	100.0	100.0%	水害が発生した場合、本市の被害は広域的かつ甚大であることから、市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、協会への負担金であり、負担金額については規約で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、令和元年度から実施している、市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	① 継続 実施
479	建設 政策課	県立おだ わら諏訪 の原公園 整備促進 事業		県西地域の広域公園である県立おだわら諏訪の原公園の第2期、第3期の事業再開を県に働きかけるとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。 県内の公園事業は事実上休止状態である中、地権者の気運を高め事業を促進するため、未開園区域を歩いて回るスタンプラリーによるウォーキングイベントを実施し、公園事業のPRIに努めているが、令和2年度は、コロナ禍のためイベントを中止とした。	0	会議出席 件数/会 議開催件 数(%)	100.0	100.0	100.0%	神奈川県西部方面公園構想に対し、本市が名乗りを上げ誘致した公園事業であるので、市が促進することは妥当である。	事業促進イベントの実施については、企業等からの協賛金で賄っており、本市の負担については人的支援のみで対応している。	平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。また、コロナ禍において事業促進イベントを継続するために、運営方法の見直しを行うことが必要である。	① 継続 実施
480	建設 政策課	国道・県道 歩行者・自 転車空間 整備促進 事業		歩行者や自転車などの交通弱者が安心して利用できる道路空間を確保するため、市では歩道の設置・拡幅や段差の解消などの安全対策を進めている。国や県が管理する道路についても同様に進められるよう、市から要望するとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援する。 令和2年度は、事業の推進に係る県や庁内の調整等を実施した。	0	地域要望 国県伝達 件数/地 域要望件 数(%)	100.0	100.0	100.0%	本市の街づくりを支える重要な事業として、国、県、市の各道路管理者が連携し進めているので、これを市が促進することは妥当である。	人的支援のみで対応できている。	国道・県道整備促進事業へ統合し事業を継続。	③ 廃止・ 休止

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
481	建設 政策課	国道・県道 電線類地 中化促進 事業		防災や景観等の観点から安全で快適な道路空間を確保するため、国道・県道の電線類地中化を要望するとともに、事業の促進を図るもの。。令和2年度は、事業の推進に係る県や庁内の調整等を実施した。	0	地域要望 国県伝達 件数/地 域要望件 数(%)	100.0	100.0	100.0%	国道、県道の電線類地中化事業は、本市の快適な通行空間の確保や災害時の安全性等に寄与する事業であり、これを市が促進することは妥当である。	人的支援のみで対処できている。	国道・県道整備促進事業へ統合し事業を継続。	③ 廃止・ 休止
482	建設 政策課	国道・県道 整備促進 事業		都市基盤の骨格を成す国道・県道の整備について、本市のまちづくりと整合するよう国や県に要望するとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援する。令和2年度も地元選出県議員の仲立ちにより市長が副知事及び県土整備局長と面談する要望活動を企画実施し、市長の参画を積極的に促すなど効果的な要望活動に努めたことで、各路線の用地買収が進んだ。	0	要望実施 件数/本 市が行う 事業推進 要望件数	100.0	100.0	100.0%	国道、県道の整備は、本市のまちづくりの骨格をなす事業であり、これを市が促進することは妥当である。	人的支援のみで対処している。	従来どおり、当該事業を促進していくとともに、平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。	① 継続 実施
483	建設 政策課	地域安心 安全道づ り事業		建設部と各自治会連合会の協働事業として、道路の舗装の悪い箇所やカーブミラー・ガードレールなどの不具合箇所を、地域住民と市職員が一緒に現地確認を行い、双方で優先度が高いと確認した箇所について、予算の範囲内で修繕する。令和2年度は、緑・新玉、万年の3自治会連合会において実施した。	9,997	道路等 整備箇所 数/道路 等整備 要望 箇所数 (%)	100.0	100.0	100.0%	地域住民と市の双方が現地確認を行うことにより、道路等の危険箇所を事故発生前に見出し、補修することができた。地域住民の声を直接聴くことにより、道路の維持管理の強化が図られている。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から協働での現地確認を見送った。また、自治会の満足度を高めていくため、26連合自治会を8年間で1巡していたサイクルを12年で1巡するように対象連合自治会の区分を見直した。	事業自体の評価を地域から得ているため、事業を継続していく。	① 継続 実施
484	建設 政策課	土石流対 策促進事 業		県が実施する砂防事業を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の縮小を図るもの。	215	会議出席 件数/会 議開催 件数(%)	100.0	100.0	100.0%	砂防事業を行うことは、市民の生命を守り、本市の防災力向上に資するものなので、有効である。	本市の費用負担については、協会への負担金であり、負担金額については規約で決まっている。	二級河川改修促進事業と統合し事業を継続	③ 廃止・ 休止

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
485	建設 政策課	伊豆湘南 道路計画 促進事業		本市を含む西湘地域の脆弱な道路環境の改善を図るため、静岡県側の市町と連携し、県と国への伊豆湘南道路の実現に向けた要望活動を行うもの。 令和2年度は、コロナ禍のため国への直接の要望活動を1回、書面による要望活動を2回行った結果、神奈川・静岡の両県により概略ルートの検討を進めることとなった。	258	会議出席 件数/会 議開催件 数(%)	100.0	100.0	100.0%	伊豆湘南道路は、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ新しい道路構想であり、実現すれば移動時間の短縮や緊急輸送道路の確保等につながるため、これを市が促進することは妥当である。	本市の費用負担については、協議会等への負担金であり、負担金額については規約等で決まっている。	従来どおり、当該事業を促進するため、平成28年度から実施している市長が副知事と面談の上要望する取組を今後も継続していく。また、本市が参画する各種協議会の要望活動に出席し、伊豆湘南道路の必要性を訴える。さらに機運を高めるため、市民への周知を図る。	① 継続 実施
486	土木 管理課	地籍調査 事業		国土調査法に基づき実施する事業で、公共事業の推進や公共用地管理の適正化を図るとともに、津波など災害後の迅速な復旧に寄与することを目的に、地籍調査事業を実施するもの。 平成19年度から官民境界等先行調査による地籍調査を進めており、平成23年度に開始した津波対策地域については、令和4年3月に完了する予定。	24,747	調査面積 (km ²)	0.77	0.67	87.0%	国土調査法に基づき、筆ごとの調査や測量及び地図や簿冊の作成は地方公共団体が行うものである。近年、全国各地で土砂災害など発生しているが、迅速かつ円滑な復旧に寄与する地籍調査事業を推進することは非常に有効である。	大規模地震の津波に備え、本市においても海拔10m以下の地域を重点調査区域と定め、計画的に地籍調査事業を実施している。	令和2年9月の国土調査法の一部改正により、新規の計画区域においては、これまで運用上の仕組みとして活用してきた官民境界等先行調査ではなく、条文化された街区境界調査で行うこととなり、国費配分の最優先とされた土砂災害の恐れがある地域の調査を実施することで、事業を引き続き継続していく。	① 継続 実施
487	土木 管理課	狭あい道 路整備事 業		狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合(建築基準法第42条第2項及びこれと同等)に後退用地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行うもの。	68,121	用地処理 件数(件 数)	75	87	116.0%	狭あい道路整備は、緊急車両の通行や日常生活を送るために必要不可欠な道路事業である。	住宅の建替え等に併せて、拡張整備していくことはコスト面や効率性も妥当であるが、物件除却補償費の取扱いについて精査し、要綱の改正(平成29年6月1日付け)を行った。 なお、要綱改正に係る適用日を平成30年4月1日としたことから、平成30年度以降の申請については、物件補償費に係る対応がなくなり、経費及び事務の効率化につながった。	引き続き継続していく。	① 継続 実施
488	土木 管理課	私道整備 事業費補 助事業		一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成するもの。 【主要要件】 ○補助対象となる私道 ・両端が公道に接続しており、かつ、一般交通の用に供されていること又は一端が公道に接続しており、かつ、延長20メートル以上であって、5戸以上の関係住民に利用されている私道 ・幅員が4.0メートル以上であること。 ○補助率 (1) 両端が公道に接続している私道・・・90% (2) 一端が公道に接続している私道・・・50%	814	指標設定 対象外※ 市民からの 要望に基づ いて行うも のであるた め、適さない。	-	-	-	一般に利用されている私道の利用者の利便の向上を図ると共に、私道所有者の維持管理費の軽減を図ることを目的とした事業である。 他市でも同様の補助制度を設けている。	一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成する事業であるが、効率的・効果的な行政運営と受益者負担の適正化を図るため、補助の要件を精査し、補助要綱の改正(平成29年6月1日付け)を行った。 市民周知を行うため適用日を平成30年4月1日からとした。	引き続き継続していく。	① 継続 実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
489	土木 管理課	道路管理 システム 強化事業	○	・道路法に基づき市道認定を行い、幅員などの情報を台帳化し市民サービスの向上に努めるもの。 ・道路法、その他法令に基づき、道路・橋りょうの台帳整備及び管理を行う。	13,372	-	-	-	-	道路台帳及び占有台帳のシステムについては、保守を含め委託契約を行っている。また、各台帳の更新業務については、業者委託するものと直営で行うものを選別し、既に業務委託を行っている。令和2年度は、通常の道路台帳更新作業に加え、道路付属物(カーブミラー、警戒標識、大型案内板等)の情報を反映させた。	引き続き継続していく。	①継続 実施	
490	道水路 整備課	河川改修 事業		近年の台風や異常気象と見られる局地的集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、河川改修を実施する。 令和2年度は、延長30mの改修工事を実施した。	51,106	改修延長 (m)	36	30	83.3%	河川管理者として、浸水被害の軽減を図るため、河川改修を進める必要がある。	下菊川・関河口川において河川改修を行った。	市内の浸水対策は完了に向けて、今後も引き続き河川改修を進めていく。	①継続 実施
491	道水路 整備課	河川・水路 維持事業	○	市民の安心安全な居住環境を維持するために、主に市街地を流れる河川・水路の維持管理を実施する。 令和2年度は、615㎡の河床整理工事を実施した。	87,586	-	-	-	-	河川・水路の堆積土砂の状況を把握しながら計画的に河床整理を行った。	河川・水路施設の適切な維持管理は、河川管理者の義務である。今後も引き続き日適切な維持管理に努める。	①継続 実施	
492	道水路 整備課	河川管理 事業		酒匂川防災ステーション・水門等の施設メンテナンスや、災害用資材の備蓄等、災害に備え適切な状態を保持できるよう維持管理を図る。 令和2年度は、5箇所の土のうステーションを設置した。	3,543	水門点検 実施 (回)	104	104	100.0%	市民が自由に持ち出し可能な土のうステーションを設置することにより、市民の利便性向上及び職員の負担軽減へ繋がる。	自治会と調整を図り、土のうを備蓄・保管する施設として市内に土のうステーションの設置を行った。	土のうステーションについては、試行的に運用しながら、検証を行い、必要に応じて設置を検討する。	①継続 実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
493	道水路整備課	河川環境整備事業		治水対策を前提としながらも、良好な水環境や水辺の原風景を保全・再生するため、自然環境と地域景観に配慮した多自然水路整備を促進する。また、整備が完了した水路については、水質や動植物への影響調査を継続的に実施し、その有効性を検証しながら、以降の整備に活用していく。令和2年度は、延長122mの水路整備工事を実施した。	59,009	整備延長 (m)	130	122	93.8%	良好な水環境や水辺の原風景を保全・再生するため、自然環境と地域景観に配慮した多自然型の水路整備が必要である。	多自然水路整備については、効果検証し、今後の整備を検討していく。	治水対策に加え、水質や水辺の生態系の保全・再生を図り、自然浄化機能を高める必要がある。	① 継続実施
494	道水路整備課	都市廊の歩行空間づくり事業		「にぎわいとやすらぎの街なか再生～訪れたいくなるまち(交流人口の増加)・住みたいくなるまち(定住人口の増加)の実現～」を目的とした都市廊政策の3本柱の1つ、「もてなしの道路空間づくり」の一環として、来街者、居住者ともに歩きやすく、回遊性、利便性を高める歩行空間づくり事業を推進する。 令和2年度は、ミナカ小田原の開業に合わせ、市道2216(お城通り)の緑化歩道整備を行った。	47,153	整備延長 (m)	35	35	100.0%	歩行者が歩きやすく回遊性の高い道路ネットワークの構築については、道路管理者が取り組む必要がある。	意匠等について、地元協議会から意見聴取し、設計に反映した。	小田原駅周辺歩行者ネットワーク計画に位置付く整備路線について、令和3年度に、本市の道路整備の在り方に係る計画を策定する中で、今後の事業展開を整理していく。	② 見直し・改善
495	道水路整備課	歩行者・自転車空間整備事業		歩道や自転車歩行者道・自転車通行帯を整備するとともに、既設歩道等の段差解消を進めることにより、安心安全なまちづくりを推進する。	0	整備延長 (m) ※整備箇所 の検討を行っ ているため、対 象外	-	-	-	誰もが安全に利用できる道路整備は、公共事業の中でも優先的に取り組むべき事項である。	自転車ネットワーク計画に対する国や県の実施状況等を踏まえ、課題等を確認した。	「都市廊の歩行空間づくり事業」に統合し、今後も継続して事業を進める。	③ 廃止・休止
496	道水路整備課	幹線市道整備事業		まちづくりの骨格となる(都)栄町小八幡線、(都)穴部国府津線取り付け道路を整備することにより、交通需要に対する円滑な交通処理に努めるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図る。 令和2年度は、(都)栄町小八幡線の歩車道整備を行い、国道255号(緑町駅東交差点)から市道0015(広小路南交差点)までの約70m区間を供用開始した。	118,062	整備延長 (m)	270	220	81.5%	円滑な交通処理をはじめ、歩行者の安全確保や防災機能を向上させるとともに、都市機能の充実を図るため、計画的に進めていく必要がある。	交通動線が分かり易くなるよう、小田原警察署と協議し、誘導看板の設置や路面標示を施した。	令和3年度に、本市の道路整備の在り方に係る計画を策定し、当該計画に基づく道路整備を着実に推進していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
497	道水路整備課	市民生活道路改良事業		救急車など緊急車両の通行の困難な狭い道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行うことにより、安心安全なまちづくりを推進する。 令和2年度は、狭あい路線(市道2421、2442)の拡幅整備を行った。	117,174	整備延長(m)	380	300	78.9%	市民生活道路の整備は、快適な生活環境の創造はもとより、交通の安全にも寄与するものであることから、継続的に進めていく必要がある。	2次製品を使用することにより、工期短縮を図った。	令和3年度に、本市の道路整備の在り方に係る計画を策定し、当該計画に基づく道路整備を着実に推進していく。	②見直し・改善
498	道水路整備課	踏切改良事業		安全な道路交通を確保するため、ボトルネックとなっている踏切の改良に向けた協議・調整を行い事業を進める。 町田踏切については、令和3年度の工事完了に向け、JR東海と施工に関する協定を締結した。 富水5号踏切については、令和3年度からの工事着手に向け、小田急電鉄と協定を締結し、詳細設計業務を行った。	47,176	鉄道事業者との協議回数(回)	6	6	100.0%	道路管理者として、安全な道路交通を確保するため、ボトルネックとなっている狭い踏切の拡幅改良を進める必要がある。	安全な歩行者の通行空間を確保するため、踏切道と市道との擦り付け範囲を見直し、設計に反映した。	法指定された町田踏切のほか、富水5号踏切の改良を着実に進めていく。	①継続実施
499	道水路整備課	道路用地購入事業	○	地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地について、土地開発公社が先行取得している。 当該道路用地について、土地開発公社の経営の健全化に関する計画書に基づき買戻しを行い、適切な行政財産化を図る。 市道0036(久野峰線)の買戻しを行った。	96,273	-	-	-	-		平成30年度から、未供用の道路用地の買戻しを進めている。	令和3年度は、2路線の買戻しを行う。 残る3件(4路線)については、社会情勢の影響を受け、道路計画が白紙となったことから、買戻しする理由を整理する必要がある。	②見直し・改善
500	道水路整備課	交通安全施設充実事業	○	市民生活に密着した道路について、道路照明灯、防護柵、カーブミラーなどの交通安全施設の整備や維持修繕を行い、安心安全なまちづくりに努める。 令和2年度については、道路照明灯2037基のLED化のほか、市内59箇所の交差点安全対策(車止めポール)の設置を実施した。	76,250	-	-	-	-		道路照明灯については、LED照明灯を導入し、消費電力の低減、CO2削減、灯具の長寿命化などの改善を図っている。	道路利用者の安心安全を確保するため、今後も適切な維持管理に努める。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
501	道水路整備課	道路維持事業	○	道路を安心安全で快適に利用出来る状態に保つため、定期的なパトロールを実施し、異常箇所の早期発見や事故防止への早期対応に努めるとともに、予防保全の観点で計画的な修繕を行う。 令和2年度については、3,953㎡の舗装修繕工事を実施した。	296,675	-	-	-	-		舗装修繕工事にあたっては、舗装の支持力調査を行い、現況の交通量等を考慮するとともに、今後のライフサイクルコストも考えた維持管理に最適な舗装構成により実施している。	市民をはじめとした道路利用者の安心安全を確保するため、今後も引き続き適切な維持管理に努める。	① 継続実施
502	道水路整備課	橋りょう維持修繕事業	○	道路や河川等に架かる橋りょうについて、近接目視による点検を外委委託と直営により実施する。また、震災時等の被害を最小限にするとともに、橋りょうの長寿命化を図るため、計画的な修繕を実施する。 令和2年度については、外部委託58橋、直営63橋の橋りょう点検を実施するとともに、15橋の修繕を実施した。	179,744	-	-	-	-		道路法の改正により義務化された橋りょう点検については、今後、継続的に多額の点検費用が必要となることから、比較的小規模な橋りょうは、職員自ら点検を行い、経費を大幅に削減している。	震災時等の被害を最小限にするとともに、橋りょうの長寿命化を図るため、今後も引き続き適切な維持管理に努める。	① 継続実施
503	道水路整備課	道路管理事業		小田原駅東西自由連絡通路・小田原駅・鴨宮駅の各昇降施設や道路のポンプ場施設の維持管理を行い、施設利用者や道路利用者の利便性・安全性を確保する。 令和2年度については、各施設の定期点検などを実施したほか、小田原市道路排水ポンプ場修繕計画(案)を作成した。	178,930	点検実施数(回)	218	218	100.0%	各駅の昇降施設やポンプ場施設は、公共施設、道路附属施設であることから、施設管理者が適切に維持管理を行う必要がある。	各駅の昇降施設やポンプ場施設については、専門業者による定期点検や設備の補修、更新等、維持管理を行っている。	施設利用者や道路利用者の利便性・安全性を確保するため、今後も適切な維持管理に努めるとともに、小田原駅東西自由連絡通路の駅照明を水銀灯からLED灯へ交換することにより、消費電力の低減、CO2削減、灯具の長寿命化などの改善を図る。	① 継続実施
504	みどり公園課	まちなか緑化支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・小田原駅周辺を中心に、公民が連携して緑化を推進することにより、美しいまちなみ景観と賑わいを創出していく。 ＜まちなか緑化助成事業＞ ・小田原駅周辺で民有地を緑化した方々に、緑化に係る必要経費の一部を助成する。令和2年度は8件の助成を行った。 ＜地域の花いっぱい活動支援事業＞ ・公民館や空き地などの地域拠点を緑化するため、緑化団体等に花苗を配布する。令和2年度は41団体に花苗を配布した。 ＜花とみどりの担い手育成事業＞ ・幼少期から草花を育てることを通じて、植物とふれあう機会を増やし、将来の花とみどりを守り育てる担い手を育成する。令和2年度は26か所の保育園等に花の種や球根を配布した。 ・＜みどりのまちづくりアドバイザー制度＞ ・植栽計画や管理方法についてのアドバイザを行うため、専門家を派遣した。令和2年度は商店会に対し、3名のアドバイザーを派遣した。 ＜花とみどりのまちづくり事業＞ ・小田原駅周辺の道路照明灯に花飾りを設置するとともに、公共花壇へ花の植え付けを行った。令和2年度は中央通りやお城通り、ペDESTリアンデッキ等の43箇所に花飾りを設置した。 ・また、市制80周年記念事業として、駅周辺を「市制80周年記念フラッグ」とともに花飾りを設置した。 	4,876	まちなか緑化助成事業の実施件数	8	8	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか緑化は、公民連携で進めることにより、さらに大きな広がりが期待できることから、緑化活動に取り組んでいる方々に「まちなか緑化助成事業」をはじめとした各種の支援を行っていくとともに、小田原駅周辺の「花とみどりのまちづくり事業」を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか緑化助成事業の対象区域は、来訪者が多く、緑地や農地などが少ない小田原駅周辺に限定した。 ・周知方法については、広報、市ホームページへの掲載のほか、建築関係者への情報提供、建築確認の窓口パンフレットの配架、商工会議所会報への掲載など、広く周知に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の緑化を推進するため、引き続き、「まちなか緑化」に取り組んでいる方々に、「まちなか緑化助成事業」をはじめとした各種の支援を行い、小田原駅を中心に路線ごとに連続性のある緑化を目指していく。 ・小田原駅東口周辺の「花とみどりのまちづくり事業」については、専門家の意見を取り入れ、四季折々の花々が楽しめるようにしていく。 	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
505	みどり公園課	身近な公園等整備事業		・市内にある139か所の身近な公園について、遊具やその他の施設の更新・改修を行うとともに、公園が不足している地域を中心に新たな公園を整備する。 ・遊具については、既存の約480基のうち3割が設置から30年以上経過するなど、老朽化が進行していることから、平成30年に改定した公園施設長寿命化計画に基づき更新を進めている。 ・令和2年度には、6公園9基の遊具を更新したほか、40公園について公園灯のLED化を行った。	55,982	遊具更新数	14	17	121.4%	・地域コミュニティの活性化、子育て環境の向上などを図るためには、身近な公園の安全確保は必要不可欠なものである。 ・遊具やその他の施設の更新・改修は、公園利用者の事故防止や満足度の向上に大きく貢献する。	・定期的な遊具やその他の施設の点検・修繕により長寿命化を図りながら、計画的に公園施設の更新を進めている。	・5年毎に健全度調査等を実施し、計画的に公園施設の更新を進める。 ・遊具については、平成30年度に改定した長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して、更新を行っている。	②見直し・改善
506	みどり公園課	身近な公園緑地維持管理事業		・身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的なパトロールや維持管理を行う。 ・平成23年度に市民協働によるまちづくり推進の一環として「身近な公園プロデュース事業」を導入し、草刈や清掃など軽易な管理について、従来の市による直営管理から、市と、地域住民で構成する登録団体による協働管理への転換を図っている。 ・開始当初は登録団体に対して市が活動に必要な用具や花苗を提供していたが、平成28年度に制度をリニューアルし、謝礼金による支援に変更した。 ・令和3年3月31日現在、市内139ヶ所の身近な公園中、56公園58団体が活動している。 ・令和2年度には新たに9団体が登録した。	63,185	身近な公園プロデュース登録公園数	63	56	88.9%	・身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的に維持管理を行う必要がある。 ・「身近な公園プロデュース事業」は、地域住民の自主的な管理により、身近な公園に対する愛着が増し、地域特有の公園づくりが期待でき、公園利用者の増加に繋がる。	・身近な公園プロデュース団体の登録が増えることにより、直営の管理が減少するため、維持管理コストが削減できる。	・今後も、公園等を安全で快適に利用できるよう日常的な維持管理を行っている。 ・また、地域住民の協働による身近な公園プロデュース事業については、自治会長連合会長会議などの機会を捉え、新規登録を呼びかけていく。	②見直し・改善
507	みどり公園課	上府中公園管理運営事業		・平成18年度に民間事業者の持つノウハウを生かした、利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者は小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体(指定期間令和元年度～5年度)である。 ・日常的な運営、維持管理業務等に加え、自主事業を行っており、令和2年度は「カミイチ」や「上府中公園まつり！」などのイベント、湘南ベルマーレや横浜DeNaベイスターズによるスポーツ教室などを実施し、利用促進を図った。 ・小田原球場利用者数について令和元年度は約13,000人だったが、令和2年度はコロナ禍の影響もあり約7,100人に留まった。 ・平成2年10月の開園から30年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、平成30年度に改定した公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用してトイレや空調設備などの安全性や快適性に影響のある施設を優先して更新・改修を行っている。 ・令和2年度には、トイレ、園路舗装、小田原球場判定表示板の改修工事を行った。	168,754	小田原球場利用者数	24,000	7,121	29.7%	・上府中公園は、市民の健康の増進と運動、休養、散策等の多様なレクリエーションの場として市民へ提供している。 ・特に、公園内の小田原球場や上府中スポーツ広場は、常に週末の予約が埋まっており、人気の施設となっている。	・小田原球場・上府中スポーツ広場内のフェンスに有料で広告が掲載できるよう、都市公園条例の一部を改正を行った。(平成30年4月施行)。広告収入は、施設の修繕費に活用する。	・引き続き、指定管理者による管理運営を行っている。 ・売店などの便民施設の民間事業者による設置など、公園の活性化に向けて検討する。 ・社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新、修繕を進めていく。	②見直し・改善
508	みどり公園課	フラワーガーデン管理運営事業		・平成23年度に民間事業者の持つノウハウを生かした、利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、令和2年度は小田原フラワーガーデンパートナーズ(指定期間平成28年度～令和2年度)が管理運営を行った。 ・日常的な運営、維持管理業務等に加え、フラワーショップの運営、オリジナル商品の企画販売などの自主事業を展開し、利用促進を図っているが、令和2年度中の来園者数についてはコロナ禍の影響が大きく、令和元年度の約213,000人に対し、約143,800人に留まった。 ・平成7年4月の開園から26年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、平成30年度に改定した公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して設備関係など安全性に影響する施設を優先して更新・改修を行っている。 ・令和2年度には、トロピカルドームの温室ベースプレート、温室入口雨漏り修繕などを行った。	63,341	来園者数	220,000	143,800	65.4%	・フラワーガーデンは、展示施設を備えた特殊公園(植物公園)であり、市民の憩いの場、レクリエーションの場、植物見本園として、市民に植物、園芸等に親しむ場を提供している。 ・トロピカルドームを設けることにより植物の学習の場としても活用されている。	・トロピカルドーム温室入館者数の増加を図るため、子供向けの企画を実施したことにより、子供入館者数が指定管理制度導入前の約3倍となった。 ・指定管理者の運営しているフラワーショップは好評であった。	・引き続き、指定管理者による管理運営を行っている。 ・社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新を進めていく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
509	みどり公園課	こどもの森公園・辻村植物公園管理運営事業	○	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に民間事業者の持つノウハウを生かした、利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者はわんぱく・辻村共同事業体(指定期間令和2年度～6年度)である。 日常的な、維持管理業務等に加え、イベント等の自主事業を実施し、利用促進を図っている。令和2年度はキックバイクやヒップソリなどの体験イベント、施設利用料等が1日無料になる「わんぱくの日」などを実施したが、コロナ禍の影響もあり、来園者は令和元年度の約338,000人に対して約236,000人に留まった。 平成12年4月の開園から21年が経過し、施設については老朽化や利用者ニーズとのギャップが目立ってきたことから、平成30年度より市外利用者の駐車料金を財源としたリニューアル事業に取り組んでいる。 令和2年度には、子ども列車及びロードレインの改修を行った。 	92,637	来園者数	450,000	238,682	53.0%	<ul style="list-style-type: none"> 小田原こどもの森公園わんぱくらんどは、緑豊かな自然環境の中で、遊ぶ意欲や遊びに熱中できる施設を提供し、自由のびのびと遊べ、交流できる公園であり、市内からの来園者はもちろんのこと、市外からの来園者にも人気の公園である。 辻村植物園は、辻村農園の梅林や諸外国から樹木の種子を取り寄せて試作した庭園等を整備した植物公園であり、早春には、花を咲かせ、来園者も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場料金の増収分を財源に公園施設のリニューアルを進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、指定管理者による管理運営を行っている。 駐車場料金の増収分を財源に公園施設のリニューアルを進める。 社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新、修繕を進めている。 	②見直し・改善
510	みどり公園課	久野霊園管理運営事業	○	<ul style="list-style-type: none"> 久野霊園の維持管理、利用者へのサービスを行う。 墓地2,762区画の大半は使用中だが、返還を受けた区画について毎年利用者を募集している。 令和2年度は、16区画の募集に対し、33件の応募があり、選考の結果12区画の使用が決定した。 令和5年度に現在の霊園利用者を対象とした合葬式墓地の供用開始を予定しており、令和2年度は建物の実施設計を行った。 	25,313	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 久野霊園の管理運営は、使用料、管理料等の収入の範囲内で実施している。 久野霊園管理システムを導入し、申請手続きや管理料等の管理の効率化を図った。 お盆やお彼岸の期間に運行しているバスを路線化し、霊園利用者の利便性を向上させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 階段への手すり設置など高齢者対策を計画的に進める。 合葬式墓地の整備に向けて、令和3年度に造成工事、令和4年度に建築及び外構工事、その後、令和5年度に運用開始を目指している。 	②見直し・改善	
511	建築課	市営住宅運営事業	○	<ul style="list-style-type: none"> 住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅18団地、1,591戸を管理・運営している。家賃滞納世帯については、督促状の送付や電話連絡、休日や夜間における滞納整理を実施するとともに、悪質な家賃滞納者には、明渡しに関する法的措置を行うなど、収納率の向上に努めている。令和2年度は、法的措置及び住宅の明渡しに関する強制執行の対象者はいなかった。 	271,437	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により訪問による滞納整理の回数を減らし、電話催告による納入指導の回数を増やした。また、令和2年度から連帯保証人制度の廃止による滞納額の累積を防ぐため、早期の納入指導に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月に改訂した「小田原市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化する住宅ストックの整備などの取組を進めるとともに、入居者の公平性の観点から、家賃及び駐車場使用料の収納率の向上を目指していく。 	①継続実施	
512	経営管理課	医師・看護師等確保事業		<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護師の勤務環境の整備や看護学校などとの連携により、高度医療や急性期医療を担う医師や看護師の確保と育成に努める。 	51,311	看護師採用人数(人)	30	27	90.0%	<ul style="list-style-type: none"> 基幹病院としての機能を確保するため、医師・看護師の医療スタッフの確保は必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、従来の医療体制を維持し、新たに麻酔科医4名を採用したことで、常勤医師7名の体制を確保した。これにより、紹介手数料等が縮減され、令和2年度決算で、対前年度比約5,040万円の経費削減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定的に医療スタッフを確保するため、働きやすく、働きがいのある職場環境づくりに取り組んでいく。 	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
513	経営管理課	医療機器整備事業		医療の進歩に対応した高度医療機器を導入するとともに、耐用年数の経過により機能劣化がみられる医療機器の更新を行う。	660,853	高度医療機器導入及び更新件数(件)	50	78	156.0%	基幹病院としての医療提供体制を確保するため、高度医療機器の導入と既存医療機器の更新は必要である。	院内の機種選定委員会により複数メーカーの機種の性能や価格を詳細に比較・検討し、機種選定を行うことで、医療機器の適正価格での購入を図っている。	新病院の開院を考慮しながら、基幹病院としての医療機能の維持を図るよう整備機器の精査に努める。	②見直し・改善
514	経営管理課	病院施設維持修繕事業		急性期医療を担う県西地域の基幹病院にふさわしい施設の整備を図るとともに、患者の診療環境及び病院職員の労働環境の質の向上に寄与することを目的とする。	43,012	施設整備修繕件数(件)	120	60	50.0%	施設・設備の老朽化や狭隘化が進む中、適正な施設維持管理により、病院利用者のみならず病院職員等にも安全で快適な医療現場等の環境を整えていく必要がある。	空調設備や冷房設備の改修により、診療環境や労働環境が改善したほか、エネルギー効率向上により、光熱水費の削減につながった。	新病院の開院を考慮しながら、基幹病院としての医療機能の維持を図るよう必要な設備の更新等を行っていく。	②見直し・改善
515	経営管理課	周産期医療・小児夜間救急医療事業		全国的に不足が心配される産科、小児科医師の確保に努めるとともに、周産期医療の高度化に努める。	219,196	周産期医療に携わる医療スタッフ数(医師・助産師数)(人)	48	52	108.3%	地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の診療体制を整えている県西地域で唯一の病院であることから、安心安全に産み育てるための地域医療体制を確保する必要がある。	年間100人を超える周産期救急患者を受け入れており、当地域における周産期医療、小児の救急医療の安定的な提供に対応している。	安定的に医療スタッフを確保するため、働きやすく、働きがいのある職場環境づくりに取り組んでいく。	②見直し・改善
516	経営管理課	経営改善推進事業		・市立病院に求められる医療を今後も安定的に提供し続けていくため、経営改善により、持続可能な病院経営を推進する事業である。 ・総務省は、「公立病院が、地域の医療提供体制の中で、適切に役割を果たし良質な医療を提供していくためには、一般会計から所定の繰出が行われれば「経常黒字」となる水準を早期に達成し、これを維持することにより、持続可能な経営を実現する必要がある」という見解を示しており、平成28年度以降毎年度達成できていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、未達成となった。	0	経常収支比率(%)	103	96.2	93.4%	基幹病院として、急性期医療、高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった政策的医療を安定的に提供するため、経営改善を進める必要がある。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療収益が大幅に減少し、経常収支が赤字となったが、コロナ専門病棟の設置や病床確保等に係る国県の補助により、病院事業収支は黒字となった。	安定的な経営に向けて、国の新ガイドラインが示された段階で、次期「小田原市立病院経営改革プラン」を策定し、経営改善に取り組んでいく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
517	経営管理課(医事課)	救命救急センター運営事業		<p>県西地域の基幹病院として、急性心筋梗塞、脳卒中、複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急としての急性期医療施設を維持する。</p> <p>急性期医療を担う基幹病院として、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>平成21年4月から救命救急センターを開設し、救急科医の4人体制で、24時間、救急患者の受け入れを行っている。</p>	1,021.129	救急搬送人数(人)	5,993	4,095	68.3%	<p>公立病院及び基幹病院として、急性期医療、高度医療のほか、救急・小児・周産期医療といった不採算医療を担う役割がある。</p>	<p>令和2年度は、救急科医5名の体制を維持している。また、救命救急センターを8床増床し20床とした。</p>	<p>救命救急センターの充実のため、救急科医の確保に努める。</p> <p>医療機能の維持を図るよう必要に応じて、施設や機器を整備し、抜本的な整備は、新病院建設の中で検討する。</p>	②見直し・改善
518	病院再整備課	新病院建設事業		<p>・小田原市立病院は、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院等の機能を有する県西二次保健医療圏における基幹病院であるが、全面改築後35年以上が経過し、設備面での老朽化が顕著になるほか、病院一床当たりの面積が基準を下回っているため、早期の建替えを実施する。</p> <p>・平成26年2月、市立病院運営審議会から「早期に市立病院の建替えを検討する必要がある」との答申を受け、本格的な検討に着手し、平成30年12月「再整備基本構想」をまとめ、令和元年9月「新病院建設事業基本計画等策定業務」を発注した。</p> <p>・令和2年度は、現病院の利用・運用状況の整理、新病院が担う診療機能、病床規模・療養環境等の検討、建物の性能等の検討などを行い、「小田原市新病院建設基本計画」としてまとめ、市議会の議決を得るほか、設計施工者の一括発注に向けた準備に着手した。</p>	43.470	新病院建設に係る検討会の回数(回)	15	18	120.0%	<p>市立病院は、三次救急、小児、周産期・がん医療など、県西二次保健医療圏の他病院での代替が困難な医療を安定して提供し続ける必要がある。</p>	<p>医療法等に基づく各種施設基準に適合した病院施設とするこにより、適切な診療や療養環境の提供と対価を得ることができ。</p> <p>検討に当たっては、地域の医療関係者、他病院の経営者、病院建築の有識者からも意見を伺い、新病院の機能や建設地を検討した。</p>	<p>令和8年度の開院を目指し、安全・着実に事業を進める。</p>	②見直し・改善
519	医事課	地域がん診療連携拠点病院推進事業		<p>県西医療圏唯一のがん診療連携拠点病院として、患者に対し手術、化学療法、放射線治療、緩和ケアといったがん診療を提供するほか、がん相談支援センターにおいて、様々な相談を受けている。(令和2年度は5件のがん就労相談を受けた。)</p> <p>また、がん医療に関わる地域の医師・看護師・薬剤師等を対象とした緩和ケア研修会を開催し、地域のがん診療の向上を図るほか、住民を対象とした市民公開講座を開催し、がん全般に対する普及啓発に努めている。</p>	729	相談件数	200	159	79.5%	<p>県西地域の基幹病院である当院が、がん診療の拠点病院としての役割を担うことで、地域住民が住み慣れた地域で安心して医療を受けられる環境を提供している。</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、がん市民公開講座などが中止となったが、カンファレンスや就労相談の開催方法を工夫するなど、コロナ禍においても患者さんが地域で安心して受診、相談できる環境を提供するための職員意識の高揚があった。</p>	<p>県西二次保健医療圏唯一のがん診療連携拠点病院として、がん患者の外来診療、入院治療を継続的に行う。</p> <p>また、チーム医療を推進し、認定看護師の訪問により地域の関係機関との連携を促進する。</p>	②見直し・改善
520	医事課	地域医療支援病院推進事業		<p>地域医療支援病院として、地域の医療機関との間で、機能分化を図りながら、患者の紹介(他院→当院)と逆紹介(当院→他院)を強化している。(令和2年度は、紹介率73.3%<前年度比+0.3%>、逆紹介率89.7%<前年度比+5.3%>であった。)</p> <p>当院が保有する放射線機器については、地域の医師が共同利用するなど地域の医療支援を行った。</p> <p>また、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種研修会や勉強会をオンラインで実施し、地域医療連携の向上に努めた。</p>	21.960	患者紹介率(%)	70.0	73.3	104.7%	<p>県西地域の基幹病院である当院が、救急患者や紹介患者の診療を担うことで、地域住民が住み慣れた地域で安心して医療を受けられる環境を提供している。</p>	<p>地域の医療機関への訪問・ヒアリングを強化し、診療体制の改善を行った。</p> <p>電子カルテの移行に伴い、地域の医療機関へ返書管理の見直しを行った。</p>	<p>当院が担うべき役割に加え、地域医療機関との機能分化や連携強化について、地域連携運営委員会などで検討を行う。</p> <p>また、地域の医療機関への訪問・ヒアリングを継続し、登録医の見直しを行う。</p>	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
521	医事課	情報システム管理運用事業		医療の質や患者サービスの向上、経営の効率化等を図るため、院内情報システムの整備(新システムの導入、運用、改修、更新)を行う。 院内総合医療情報システムは、診療業務を行う上で受付、診察、検査、処方、入院、手術、会計等の各業務処理の中心となるものであり、各種法改正においても適切な診療・会計を継続するためのものである。 特に診療における各業務は個々が専門分野であるため、業務毎に個別システムを導入しており、現在51システムが連携・稼働している。	277,489	稼働システム数(システム)	51	51	100.0%	電子カルテ・医事会計システムを中心に、51の各部門システムを有機的に接続・連携させ、診療行為を支える仕組みを維持し、院内の運用調整とシステム管理を行うことにより効率的な診療を継続できる。 なお、県内8市の公立病院全てで電子カルテが導入されている。	令和3年1月から、新電子カルテ・医事会計システムを稼働した。新システムへの移行にあたっては、令和2年10月頃から操作研修やリハーサルを行うなど、円滑に移行できるよう新事業者と調整を図った。	新システムに対する、運用面の要望や調整事項を把握し、改善に向け事業者と調整を図っていく。 また、患者の利便性向上のための院内手続きのデジタル化、スマート化に向けた取り組みを順次進めていく。	②見直し・改善
522	消防総務課	消防組織運営事業		職員の意識を向上させ、市民の消防行政への理解と認識を図り、消防業務を円滑に遂行させる。 消防需要の増加に伴い、消防行政事務についても多岐にわたり実施する必要性が求められているため、国等の動向や各機関からの情報収集を積極的に実施し、消防組織の強化を図る。 ◎令和2年度消防職員委員会1回、安全衛生委員会2回実施。	1,000	消防職員委員会及び安全衛生委員会の実施回数	3	3	100.0%	消防行政を推進するための事務執行に係る執務環境の適正な維持管理を行う他、表彰事務、消防広報及び消防出初式の式典等を実施。 安全衛生について、会議及び巡回実施。	・毎月の広報主管課による聞き取りが実施され消防広報について更に充実した効果が見込める。 ・効率的広報の実施 ・庁舎改修工事等ある中、安全衛生に関し、維持することができた。	・積極的広報実施のためのメニューの整理。 ・市民ホールを利用する等、出初式の実施方法を消防本部として調整を図る。	①継続実施
523	消防総務課	消防被服等貸与事業	○	平成29年度から職員個々が必要としている被服を点数制にて貸与可能とした。これにより職員が希望する被服が100パーセント貸与できており、令和2年度も継続して実施し成果を上げた。 また、防火服については平成25年度の消防広域化において一斉に貸与していることから老朽化が激しいため令和2年度にリース化における貸与事業を進め、令和3年度予算化された。	26,066	-	-	-	-	消防被服の点数制貸与制度を(防火衣を除く)導入したことにより、予算の平準化が図られた。 防火服のリース化事業が予算化されたため今後の予算が平準化される。	防火服等、現場活動隊員の安全に係る装備については、国のガイドラインに則った装備を採用することで、安全性の確保を図る。	②見直し・改善	
524	消防総務課	消防職員採用事業		・大量退職者による消防力の低下を防ぐため、退職者の人員を把握し先行採用など、中期的な職員採用の計画をたてる。 ・職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勘案し、消防活動能力の低下を起さぬよう計画的に新規職員を採用する。 ・再任用制度及び行政専門員制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。 ・条例定数を増やし職員数の充実を図る。 ◎令和元年度の定年退職者及び普通退職者を考慮し、更に条例定数を増やしたため新規職員を18名採用した。	5,000	退職者及び条例定数増加人員分	3	3	100.0%	消防組織法の規定により、市は区域内における消防業務を実施するとともに、その費用を負担することとされていることから、市が責任を持って実施すべき事業である。	18名の採用の予定であり、確実に採用に至った。	再任用職員の活用。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
525	消防 総務課	消防職員 教育・訓練 事業		・新型コロナウイルス感染症の流行が拡大した年度であったため研修や訓練等の中止が相次いだ。 ・神奈川県消防学校での初任教育は期間を短縮し実施した。専科教育は救急科のみ実施された。	800	研修の回数	3	1	33.3%		新型コロナウイルス感染症の状況 を踏まえながら内部教育、 研修の充実強化を図る。	②見直し・改善	
526	消防 総務課	消防施設 維持管理 事業		24時間体制の消防業務を遂行するに当たり、拠点となる消防署所などの消防施設の維持管理を行う。 令和2年度は、荻窪出張所機能改善工事、松田分署漏水工事、小田原消防署空調改修工事及び電気設備工事等18件の修繕工事を実施した。	197,308	修繕実施 件数(件)	3	18	600.0%	消防組織法の規定により、市は区域内における消防業務を実施するとともに、その費用を負担することとされていることから、市が責任を持って実施すべき事業である。	点検等業務の一部を民間に委託し、事務の効率化を図った。	全体的に施設の老朽化も 進んでいるため、今後、抜 本的な対応策を検討する 必要がある。	②見直し・改善
527	消防 総務課	消防庁舎 再整備事 業		消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図ることを目的とする。 【内容】 消防の広域化に伴い、管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従来から比較的に消防力の低い地域が存在するなど消防力に不均衡が生じていることから、消防署所の配置を見直し、消防需要に応じた消防力を提供していく。消防署所再整備計画では、消防署所数を11署所から10署所にするが、全体の消防力は向上する見込みである。老朽化等により再整備が必要な署所を適正配置し、現状の人員を最大限に活用することで、経費及び人員を増加することなく、全体の消防力を向上させる。 【主な成果】 令和元年度に成田出張所及び岡本出張所の建設工事(令和元年度、令和2年度継続事業)に着手し、令和元年度末時点で、成田出張所については基礎部分まで施工が完了し、岡本出張所については2階床部分まで施工が完了した。		消防庁舎 の耐震化 率(%)	100.0	100.0	100.0%	消防署所の再整備により、小田原市消防本部の消防庁舎は全て耐震化が図られ、大規模災害発生時にも消防力を低下させることなく業務を継続することが可能となり、住民サービスの向上につながる。	岡本出張所解体にあたり土砂置場が必要となったため南足柄市所有の土地を一時借用することで経費を削減した。また、建設工事業者等との打合せのため、近隣公共施設を借用することで施設借用に係る経費負担を削減したほか、成田出張所及び岡本出張所の打合せを同日に実施することで効率性を図った。	令和2年度中に成田出張所及び岡本出張所の建設工事が完了し開所予定である。令和3年度に西大友出張所及び国府津出張所の解体工事等を進める予定である。	②見直し・改善
528	消防 総務課	消防団広 域連携事 業		【事業目的】 消防団と常備消防とは密接な連携・協力の下で活動することが必要となるため、定例的な連絡会議の開催等を実施し、情報共有を図り、常に顔の見える関係を構築するとともに、消防団教育により消防団の知識向上を図るもの。 【内容】 ・2市5町消防団正副団長会議を年1回実施。 ・消防団教育として、課題となっている事などをテーマとし、年1回、消防本部職員が講師として教育を行っている。 ・その他、平成30年度に引き続き、外部講師を招き「消防団員の怪我の防止」などをテーマとする消防団員向けの研修を実施し、公務災害等の発生防止を図るとともに、2市5町消防団の横のつながり、連携強化を図った。 【主な成果】 消防団と常備消防は常に顔の見える関係を構築できており、災害現場での情報共有や、円滑な消防活動につながっている。また、毎年テーマを変えた消防団教育により、消防活動や体調管理につながる知識が浸透してきている。	100	消防団員 教育の実 施(回)	1	0	0.0%	本市は南足柄市及び足柄上郡5町の消防事務を受託しており、委託地域は広大な面積及び消防団員数で構成されていることから、各消防団との密接な連携・協力は、災害現場においてなくてはならないものである。特に大規模災害発生時には、消防団の活動が必要不可欠であり、消防団教育についても継続していく必要がある。	本市及び南足柄市並びに足柄上郡5町に係る消防団正副団長会議等の実施方法について見直した結果、令和2年度から次のとおり実施することになった。 ・消防団正副団長会議については、各市町の正副団長間で協議すべき広域的事案が発生した場合に必要な応じて開催する。 ・消防団正副団長意見交換会についてはこれまで通り、毎年1回開催する。 ・これまで消防団正副団長会議の後に実施していた研修会については廃止し、「2市5町消防団広域連携研修会」に統合する。	本市及び南足柄市並びに足柄上郡5町消防団の情報共有、常に顔の見える関係を構築し、大規模災害発生時に密接な連携が図られるように引き続き取り組む。 2市5町消防団広域連携研修会において、消防団員の知識向上が図られるよう、研修テーマなどを検討していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
529	予防課	火災予防 推進事業	○	<p>【事業目的、内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災の被害を軽減するため、火災予防を広報するとともに、住宅用火災警報器の設置率向上を図る。 立入検査業務、違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。 予防委員の育成とさらなるレベルアップを図るため、計画的に高度な教育等を施す。 <p>【主な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防職員が住宅用火災警報器の設置率調査時に設置、点検・交換等の広報を行うことで、より効果的に広報ができた。 消防法令に関して重大な違反がある対象物のうち7施設が是正された。 消防学校専科教育及び各種講習を受講して得た知識等を、所属の職員に周知等することで、予防業務に関心がある職員が増えた。 	639	-	-	-	-		<ul style="list-style-type: none"> 消防職員が住宅用火災警報器の設置、点検・交換等の広報を行うことで、より効果的に広報ができた。 消防法令に関して重大な違反となる対象物のうち7施設が是正された。 適正かつ迅速な是正指導を実施していくため基準等を作成した。 	<p>現在、公表している対象物の是正指導を継続するとともに、公表の対象となっていない違反対象物について、スケジュール感をもって、是正指導にあたる。</p>	① 継続実施
530	予防課	火災原因 調査業務 強化事業	○	<p>【事業目的、内容】</p> <p>消防部隊等も火災原因調査を行う体制になったこと及び製品火災をはじめとする出火事例について正確な原因究明が求められていることから、火災原因調査業務の更なるレベルアップを図る。</p> <p>火災原因調査に必要な資機材を各部隊に整備し、調査能力を平準化及び向上させ、判明した調査結果を今後の火災予防の諸施策および警防業務に反映させる。</p> <p>【主な成果】</p> <p>より正確な出火原因を判定するため、専門機関に鑑識に係る技術協力を依頼する部署が増えるなど、火災調査に対する認識が向上した。</p> <p>火災原因調査用のデジタルカメラや調査に必要な器材を配布し、調査業務の効率化を図った。</p>	139	-	-	-	-		<ul style="list-style-type: none"> 火災原因調査用のデジタルカメラや調査に必要な器材を配布し、調査業務の効率化を図った。 	<p>調査技術等の向上のため、消防大学校、県消防学校等で行われる専科教育及び講習会等に計画的に受講させるとともに、署内での研修等を増やす。</p>	① 継続実施
531	警防計画課	消防水利 施設等整 備事業		<p>消火活動に不可欠な消火栓や耐震性防火水槽の整備及び維持管理を目的とする。</p>	18,754	新設消火 栓設置 (基)	3	3	100.0%	<p>消火活動の充実を図るため、市内全体の水利格差を軽減する。</p>	<p>新設消火栓の設置。</p>	<p>消火栓や耐震性防火水槽の整備及び維持管理の徹底。</p>	① 継続実施
532	警防計画課	消防車両・ 装備等整 備事業		<p>あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。</p>	195,295	車両更新 (台)	4	4	100.0%	<p>複雑多様化する災害への対応や、車両の老朽化に伴う低下を防ぐため、車両更新計画に基づき、各車両の更新・整備を行っている。</p>	<p>更新毎に車両の仕様変更を行うのは、活動の均一が図れないため、更新車両の仕様を極力均一にする。</p>	<p>小田原市消防本部消防用車両等整備計画に基づき、更新・整備の充実を図る。</p>	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
533		警防計画課 水防施設・ 資機材整備 事業		水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	1,429	水防施設の 維持修繕 (点検) (箇所)	4	4	100.0%	毎年、出水期を前に水防演習(隔年で『小田原市いっせい総合防災訓練』)を行い、水防体制の確立を図っている。	水防資機材の購入や防潮扉、水防倉庫の維持修繕を実施している。	継続的に、水防資機材の購入や防潮扉、水防倉庫の維持修繕を実施。	① 継続実施
534		警防計画課 広域応援 体制強化 事業		大規模災害や特殊災害発生時に、隣接消防本部及び他都市消防本部との連携体制の充実強化を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練を実施する。	63	隣接消防 本部等と円 滑な応援活 動が行える よう、定期 的に実施し た合同訓練 の実施回数 (回)	6	2	33.3%	他市町消防機関と合同訓練を行うことで、様々な課題が抽出される。その一つ一つを検証することで、実災害における他市町消防機関とのスムーズな連携活動につながる。	実災害における他市町消防機関とのスムーズな連携活動を行えるよう、県内や県外の消防機関等との合同訓練を実施した。	実災害における広域連携活動を円滑に実施するため、継続的に合同訓練を実施する。	① 継続実施
535		救急課 救急需要 増加対策 事業		救急需要が増大することで救急隊の現場到着所要時間が遅延し、救命率が低下するなど市民に不利益が及ぶことがないよう、市民に対して説明するとともにリーフレット等を配布し救急車の正しい利用方法について広報・啓発を行う。 救急搬送人員に占める軽症者の割合が、平成29年以降は40%を下回ることができている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり普及啓発活動(救命講習等)やイベントでの救急車適正利用のリーフレットを配布はできなかったが、ホームページ等を利用し救急車適正利用について理解を求めた。	24	搬送者に 占める軽 症者の割 合(%)	40%	38%	105.3%	救急車の出動件数は年間約14,700件におよび、消防管内の人口で割ると約20人に1人が利用している。救急隊の現場到着所要時間が遅延すると救命率が低下するおそれがあるなど市民に不利益が及ぶ。	救急車適正利用について、ポスター及びのぼり旗の掲示などで広報活動を実施した。	これまでの取組により救急搬送人員に占める軽症者の割合が、40%を下回ることができた。ホームページ等を活用し広報活動を継続していく。 令和4年度から救命ネットワーク構築事業と統合することで、より効果的、効果的な事業としていく。	② 見直し・改善
536		救急課 救急車両・ 資機材整備 事業		迅速かつ適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するだけでなく、消防車に救命処置用資機材を積載することで、救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行うことができるようにする。 また、救急隊員や消防隊員等の感染防止及び傷病者への2次感染の防止を図る。 多数傷病者発生事案においてトリアージ、応急処置及び搬送を適切に実施できるようにする。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、救急活動に使用する感染症対策資機材の整備が急務となった。	42,621	AED積載 消防車両 台数(台)	16	16	100.0%	直近の救急隊が出場している現場や、救助現場において、消防隊や救助隊などの消防車両にAEDなどの救急用資機材を積載し、効果的な救急業務を実施する必要がある。 また、大規模災害や多数の傷病者が発生する事案に対応するための資機材の備蓄を進める必要がある。 感染症対策用資機材の充実を図り二次感染の防止を図る必要がある。	消防隊や救助隊へのAED積載は継続し目標を達成している。 感染症対策用資機材は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に消耗したが、備蓄を活用し活動に影響はなかった。	消防隊用の蘇生セットの維持管理を継続する。 感染症の大規模な流行や、集団災害による多数傷病者発生事案に対応するための感染防止用資機材及び多数傷病者事案に対応する資機材の整備・更新を実施する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
537	救急課	救急研修・ 教育事業	○	救急救命士養成を行うとともに、救急救命処置に必要な各種講習及び病院実習を実施し、技術、知識の維持向上を図る。 常時、複数の救急救命士が乗車できる体制を構築するとともに、救急救命処置に関する新たな資格等の取得に努め、さらなる救命率の向上を目指す。 また、訓練等を通じ救急救命士以外の救急隊員の技術、知識向上を図る。 令和2年度は、2名の救急救命士養成、6名の就業前病院研修、2名の再教育病院研修及び気管挿管認定病院実習等を実施するとともに、県西地区消防行政協議会で救急隊員に対する研修を実施した。	5,707	-	-	-	-		救急救命士が常時複数名乗車できる体制を確保するため、今年度も2名の新規養成を実施した。救急救命士病院実習は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止したが、県西地区消防行政協議会は実施することができた。	救急隊に常時2名以上の認定救急救命士が搭乗できるような体制を整備するとともに、救急救命士の技能の維持・向上を図るために再教育及び指導救命士の育成を推進する。また、救急救命士以外の隊員の訓練を実施し、隊全体のレベルアップを図るとともに人員の育成に努める。	②見直し・改善
538	救急課	医療機関 連携事業	○	地域における消防機関と医療機関の連携を図る。 救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。 救急救命士が行う救命処置に必要な「医師の指示体制」、「教育研修」、「医学的な救急活動の検証」及び「活動基準の見直し」を継続的に行い、救急救命士・救急隊員が行う救急業務の質を保持する。 また、救急隊員の医学的知識の向上を図るため、学術団体や症例検討への参加を促す。 令和2年度は、救急隊の活動について毎月(12回)医師により救急活動の検証を受け、救急隊員の質の向上に努めた。	2,928	-	-	-	-		湘南地区メディカルコントロール協議会が行う、各種事業や県医師会主催の研修会へ参加を通して連携を図った。	高度化する救急医療への対応、救急隊員の資質向上等、今後も医療機関及び医師との連携が必要とされる。 傷病者の搬送を適切に行うため、管内医療機関や湘南地区メディカルコントロール協議会と連携を図る。 令和4年度から救急研修・教育事業と統合しより効果的な事業としていく。	③廃止・休止
539	救急課	救命ネット ワーク構築事業		住民に対し救命講習等の指導を継続して行い、心停止の傷病者に遭遇した人が心肺蘇生等の救命処置が実施できる「バイスタンダー」となるよう、また、傷病者の症状の悪化防止や緊急性の高い傷病者に対して迅速な応急手当の実施が可能となる、応急手当の知識・技術を広く市民に普及する。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響があり、住民に対する救命講習の開催を中止せざるを得なかった。 また、AED公表についてはホームページに掲載し住民へ周知した。	2,143	救命講習 開催数(年 度中・回)	170	24	14.1%	救急医療は、住民からの救急要請に対応する消防機関のみで完結できる活動ではなく、住民、救急隊、医療機関が連携することが重要であり、いわゆる「救命の連鎖」をつなぐためのファーストステップとなる「住民による応急手当」が重要な役割を果たしていることから救命講習の実施は有効である。	新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触時に減らすため事前WEB講習の導入を検討した。	応急手当の普及啓発をさらに推進していくために、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮し人と人の接触時間を減らすための事前WEB講習を導入し救命講習を実施する。 令和4年度から救急需要増加対策事業と統合することで、より効果的、効率的な事業としていく。	③廃止・休止
540	情報司令課	情報通信 施設整備 事業		消防情報指令システム更新整備及び消防救急デジタル無線などの維持管理。 指令システム更新整備については平成30年度に実施設計を行い、令和元年度に更新整備事業を完了した。また、今後は次期更新までの間、119番通報等の指令業務に支障をきたさないよう維持管理に努めていく。 消防救急デジタル無線の維持管理事業は、指令システム同様、災害対応等に支障をきたさないよう維持管理に努めていく。	77,578	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	住民等からの緊急通報に対し、迅速的確な出動指令を出せるように「消防情報指令システム」の維持管理及び更新整備を行い住民の救命率向上や各種災害の軽減を図る。	消防情報指令システムの高機能を発揮させるため、司令課員全員で電子地図のメンテナンスを実施し、定期的に住民データを更新し本システムの高機能化を維持した。	消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線の計画的な維持管理及び更新整備を実施していく。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
541	消防課 (小田原署)	消防団運営管理事業		消防団の災害対応力を向上させるため、震災対策用にエンジンカッター、チェーンソー等資機材の配備を進め、装備の充実を図る事業。 【内容】 平成7年から、震災対策用のチェーンソーやエンジンカッターを配備を開始し、令和元年度に全分団へ配備が完了した。しかし、事業当初に配備したチェーンソーやエンジンカッターは老朽化が著しく、更に交換部品は生産が終了している等、使用の際に支障を来す恐れがあるため、今後、継続的に機器を更新し、事業を進める必要がある。 【主な成果】 消防団の震災等の災害対応能力が向上した。	374	震災対策用エンジンカッター、チェーンソーの配備率(%)	100.0	100.0	100.0%	消防団は、常備消防と連携して迅速な災害活動を行うので、市施策による整備は必要である。	事業費、人件費ともに余剰な部分はなく、適切である。	災害時に使用する消防団用資機材の整備・更新を進め、地域防災力の強化を図るため、今後も継続的に事業を進める必要がある。	① 継続実施
542	経営総務課 (営業課)	健全経営確保事業		おだわら水道ビジョンに掲げた「いつまでも安心でおいしい水をお届けする」という水道事業の基本理念を遂行するため、事業化計画と財政計画の分析・見直しを行い、健全な水道事業経営を確保する。 平成27年度から28年度にかけて、小田原市水道料金審議会を8回開催し、平成28年5月の答申を受け、平成29年1月に水道料金の改定を行い、水道事業経営の安定に向けた取組を行った。	0	料金回収率(※給水に係る費用が料金収入でどの程度賄われているかを示し、事業の健全性を表している。)	100.0	109.5	109.5%	小田原市水道事業は、主として市民に生活用水その他の浄水を供給するために設置されており、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営させなければならないため。	コロナ禍にあつて家庭水道料金大幅な伸びを示したこと等により、目標を大きく上回ることができた。	令和3年度において水道料金水準の適正性についての検証を行う。	① 継続実施
543	経営総務課 (下水道総務課)	酒匂川流域下水道負担金負担事業		酒匂川流域の関係市町(小田原・南足柄・秦野市、開成・大井・山北・松田・二宮・中井・箱根町)の汚水処理を行う「酒匂川流域下水道事業」の安定的な運営(事業主体:神奈川県)を図るため、関係市町及び神奈川県の負担割合に応じて、下水道に係る施設建設や維持管理等の負担金を負担する。	1,800,106	流域下水道事業の安定稼働日数(日)	365	365	100.0%	酒匂川流域下水道は、関係市町の生活環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、酒匂川の水質保全に寄与するものであり、市民生活を支える必要不可欠な施設である。よって、事業主体の神奈川県に負担金を拠出しないという選択肢はなく、行政が実施すべき事業である。	右記課題を改善するため、本市から流入する水量の把握を行う流量計を1基設置した。	今後も、市民の生活環境の改善等を図るため、当該事業を継続していく。 なお、不明水対策については、その削減に向けた調査や改善工事を計画的に実施する。実汚水量把握のための流量計設置は、計画分は令和元年度中に完了したため、流量の報告方法について県と協議する。 さらに、維持管理等に係る負担金の算出方法等、県の間には課題も多いため、解決に向け県との折衝を引き続き行っていく。	① 継続実施
544	経営総務課 (下水道総務課)	下水道事業運営検証事業		下水道事業を健全に運営していくため、学識経験者や下水道使用者等で構成される下水道運営審議会に対し、下水道使用料の適正化、健全経営のあり方等について諮問を行い、下水道事業の適正な受益と負担等について、客観的な観点から検証する。 令和2年度は、小田原市下水道事業経営戦略の改定や下水道使用水量の取扱方法の一部変更について報告し、御意見をいただいた。	183	下水道運営審議会開催回数	1	2	200.0%	下水道運営審議会は、学識経験者等が客観的な観点から市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意を加え、決算状況や当面の財政水道事業の健全運営のためには必要な附属機関である。	過去の下水道運営審議会は、下水道使用料改定に主眼を置き審議会を開催していたが、令和元年度以降は、市長の諮問に応じ審議していただくことに加え、決算状況や当面の財政推計等についても定期的に報告している。	最新の決算状況や社会経済情勢等を踏まえ、財政推計を随時見直しながら適切な下水道使用料について検討を行い、その検討結果については定期的に審議会に報告するとともに、随時見直しを行っていく。財政推計や各種計画等については、審議会委員の意見をいただきながら進めていく場面も考えられる。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
545	経営総務課 (下水道総務課)	会館運営事業		下水道関係職員の研修及び地域住民の生涯学習活動や文化活動の振興を目的として、酒匂川流域下水道事業の主体である神奈川県が建設し、本市に移管され施設の管理運営(貸館業務など)を行う。(多古しらさぎ会館、コミュニティホールかるがも)	23,825	会館利用人数(人)	7,500	4,421	58.9%	当該施設は、下水処理場周辺対策として行っているものであり、周辺住民等の理解を今後も得ていくためにも、処理場所在地の本市が関与していくことは必要である。	地域住民等の様々な活動の場となっているとともに、下水道事業への理解が深まり、下水道処理施設の円滑な運営や下水道の利用促進に寄与している。 また、事業費については、県からの負担金の範囲内で運営しているため適正なコストであると考えられるとともに、運営にあたっては嘱託職員を活用し、市職員の関与も少ないことから、効率的な運営ができています。	今後も、当該事業の実施を継続していく。	① 継続実施
546	経営総務課 (下水道総務課)	下水道啓発事業		下水道事業の重要性を効果的・効率的な手段(広報誌への掲載や「下水道ふれあいまつり」でのPR)で市民等に伝え、下水道接続促進を図ることにより、下水道使用料の確保など、下水道事業運営に必要な財源を確保を目的としているが、ふれあいまつりがコロナの影響で中止になった。 平成30年度4月に、下水道普及啓発の広報ツールとしてマンホールカードを作成した。小田原宿なりわい交流館、10月の下水道ふれあいまつり及び市内小学4年生を対象とした下水道出張教室(6校:早川・矢作・新玉・富士見・下中・報徳)において配布し、令和2年4月から令和3年3月までの配布実績は1,799枚であった。 令和2年4月から、市内の回遊性向上と新たな財源確保を目的としたデザインマンホール設置事業を開始した。	50	水洗化率(%)	93.9	93.9	100.0%	下水道事業の安定的な運営を図っていくうえで、必要な財源を積極的に確保する一手段として、下水道事業の啓発は必要不可欠である。	広報誌やイベントでは、下水道に関わるテーマを絞り込み、啓発していることから、効率的に実施している。	広報委員会下水道部会を立ち上げ、下水道広報アイテムであるマンホールカードの活用方法や新たな啓発方法等の研究を進めながら、今後も当該事業の実施を継続していく。	② 見直し・改善
547	給排水業務課 (下水道総務課)	下水道使用料等賦課徴収事業		(下水道使用料) 下水道に接続し、利用している使用者に対し、下水道法第20条第1項の規定に基づき、下水道使用料を賦課・徴収する。 (受益者負担金) 公共下水道の建設に係る費用の一部とするため、当該建設により公共下水道が使用できるようになった土地の所有者等(利益を受ける者)に対し、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、下水道事業受益者負担金(1㎡当たり280円・3年に分割して徴収が原則)を賦課・徴収する。	3,660,621	-	-	-	-		(下水道使用料) 下水道使用料の適正な賦課のため、現地調査をはじめとした、使用状況の調査等を実施した。 (受益者負担金) 事務量及び経費軽減を図るため、納付書の発送を年4回行っていたところ、年1回に変更した。	(下水道使用料) 今後も当該事業の実施を継続していく。 (受益者負担金) 今後も当該事業の実施を継続していく。	① 継続実施
548	給排水業務課 (下水道総務課)	下水道接続促進事業		下水道処理区域内の下水道接続促進を図るため、下水道の供用開始後3年以内の接続工事費に対する補助金の交付や水洗便所改造資金の貸付を行うとともに、未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨を行う。 なお、水洗便所改造資金の貸付については、貸付実績を踏まえた事務の見直しを行い、平成30年度に、市が直接貸し付ける制度から、金融機関への融資あっせんを行って市が利子補給する制度へと変更した。	3,610	水洗化率(%)	93.9	93.9	100.0%	下水道接続促進を図っていくことは、広く市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上させることから、行政が実施すべき事業である。	未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨については、平成28年度から、臨時職員による直営(以前は委託業務)としたことから、課内で情報がすぐに共有されることや、急な対応にも臨機応変に行うことができるようになった。	今後も、当該事業の実施を継続していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
549	水道整備課 (給水課)	老朽給水管更新事業		鉛製給水管については、水道水の鉛濃度基準の強化及び厚生労働省からの通達により、昭和50年ごろまで使用されていた鉛製給水管を解消するため、公道内に残存している鉛製給水管については、漏水修理工事や配水管の布設替え及び給水装置工事に併せてステンレス鋼管に布設替えを行なう。また、宅地内に残存する鉛製給水管については、個人の財産となるため、広報等により布設替えを促す。 令和2年度は、3件の布設替えを行った。 老朽給水管については、道路漏水の8割以上を占める銅管、鋼管などの老朽給水管の漏水防止対策を強化するため、「老朽給水管更新工事に関する事務取扱要綱」の規定に基づき、宅地内の給水装置工事が行なわれる際に、水道局負担により道路内の老朽給水管を更新する。 令和2年度は、6件の布設替えを行った。	5,046	鉛製給水管・老朽給水管切替件数(件)	40	9	22.5%	鉛製給水管については、水質基準の強化を図り、安全な水道水を供給するために布設替えを行う。 老朽給水管については、漏水防止対策を強化する事業として、有収率の向上や安定供給を図るために布設替えを行う。	鉛製給水管については、平成30年3月に目標年次を令和9年度とした「鉛製給水管解消計画」を策定し、約6%が解消している。 老朽給水管については、引き続き「老朽給水管更新工事に関する事務取扱要綱」に基づき、継続して実施していく。	① 継続実施	
550	水道整備課 (工務課)	取水・浄水施設整備事業		「おだわら水道ビジョン」に基づき、安心でおいしい水道水の安定供給を図るため、老朽化した取水・浄水施設の更新(耐震化)を計画的に実施する。また、地震等の災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、耐震性の向上を図る。 令和2年度については、高田浄水場内の脱水機築造工事及び第二水源地の浸水対策が完了した。また、高田浄水場再整備事業については、整備対象施設や事業期間等の基本的な仕様を記載した実施方針を公表した。	497,110	浄水施設の耐震化率(%)	13.0	13.0	100.0%	浄水施設の更新(耐震化)については喫緊の課題であり、非常時や災害等に備え、取水・浄水施設を順次更新(耐震化)を進める。	令和2年度に、高田浄水場の脱水機築造工事及び第二水源地の浸水対策が完了した。また、高田浄水場再整備事業については、実施方針を公表し、令和3年度中の事業者選定に向け手続きを進めている。	高田浄水場再整備事業を最優先とし、令和4年4月頃に事業者との基本協定締結を目指す。 また、中河原配水池から配水された水匂川や狩川を横断する水道管の災害時リスクの軽減のため、川西地区の水源強化及び配水区域の変更を行う予定である。	① 継続実施
551	水道整備課 (工務課)	配水施設整備事業		「おだわら水道ビジョン」に基づき、地震等の災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、配水施設の耐震対策を計画的に実施する。 令和2年度については、令和3年度から更新(耐震化)工事の実施に先駆けて、久野配水池の非常用自家発電設備の仮設(リース方式)での設置と埋蔵文化財調査を実施した。	39,789	配水池の耐震化率(%)	58.7	58.7	100.0%	配水施設の更新(耐震化)については、市立病院や市役所、小田原駅周辺へ水道水を供給する重要施設である久野配水池について更新(耐震化)を進める。	令和2年度については、災害対策として、久野配水池に未整備であった非常用自家発電設備を仮設(リース方式)で設置するとともに埋蔵文化財発掘調査を行った。	久野配水池については、令和3年度から令和5年度で場内配管及び電気機械設備の更新(耐震化)工事を実施する。	① 継続実施
552	水道整備課 (工務課)	導・送水管整備事業		「おだわら水道ビジョン」に基づき、地震等の災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、老朽化した導・送水管の更新(耐震化)を計画的に実施する。 令和2年度については、高田浄水場から久野配水池へ浄水された水道水を送水する久野送水管(成田地内)について、令和2～3年度の継続事業として延長約425mの工事に着手した。	81,000	管路の耐震管率(%)	29.3	29.5	100.7%	本市の管理する管路のうち、高田浄水場から久野配水池へ送水する久野送水管(L=5.6km)については最重要路線として位置づけ、計画的に更新(耐震化)を進めており、災害による被害の軽減化推進に寄与している。	久野送水管改良事業(成田地内)については、工事コスト縮減及び、工期の短縮や施行時期の平準化などにより、令和3年度には約95%が完了する。なお、事業については令和5年度で完了する予定である。	残る事業区間は久野配水池更新事業の中で実施するものであり、事業は令和5年度で完了する予定である。今後も引き続き計画的な事業推進を図る。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
553	水道整備課 (工務課)	配水管整備事業		小田原市水道事業の目指すべき方向性や方策を示した「おだわら水道ビジョン」に基づき、地震等の災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、老朽化した配水管の更新(耐震化)を計画的に実施する。災害拠点病院や広域避難所へつながる重要度の高い管路について、老朽管更新事業に基づいて計画的に更新(耐震化)を推進した。令和2年度については、広域避難所である新玉小学校、千代中学校への配水ルートの更新(耐震化)が完了した。	517,045	管路の耐震管率(%)	29.3	29.5	100.7%	本市の管理する管路のうち、重要給水施設につながる管路については、平成25年度から老朽管更新事業として優先的に更新(耐震化)しているところである。	令和2年度については、広域避難所である新玉小学校、千代中学校への配水ルートの更新(耐震化)が図られ、広域避難所35施設のうち29施設について一定の耐震性が確保された。また、令和2年度より、従来採用してきたダクタイル鑄鉄管(DIP)よりも経済性に優れた水道配水用ポリエチレン管(HPPE)の採用口径の拡大(φ75mm)により更新(耐震化)を進めている。	引き続き、重要給水施設につながる管路の整備を優先的に進める。また、ダクタイル鑄鉄管(DIP)よりも経済性に優れた水道配水用ポリエチレン管(HPPE)の更なる口径の拡大(φ100mmまで)を予定している。	① 継続実施
554	下水道整備課	汚水管渠未普及地区解消事業		生活環境の改善及び公用水域の水質の保全を目的とし、重点整備区域として栢山・曾比地区、高田・別堀地区、国府津地区、中村原地区、橘団地地区の5つのエリアを設定し、未普及地区の解消を図る事業である。汚水管渠の整備を計画的に進め、約20ヘクタール(約3キロメートル)が新たに整備済みとなった。また、下水道全体計画区域の縮小に伴い、面積普及率は例年以上に進捗した。	367,600	下水道全体計画に対する面積普及率(%)	86.6	88.2	101.8%	生活環境を改善し、海や河川の水質を守るため、汚水管渠の整備を行う。	未普及地区のうち、住宅が密集している投資効果の高い地域を優先的に整備することで、効果的に事業を推進した。	引き続き、未普及地区の整備を進めるとともに、千代・下曽我地区等の面的未普及地区の整備に向けた検討を行う。	① 継続実施
555	下水道整備課	下水道維持管理事業		下水道施設の機能を持続的に確保するための事業である。日常的な維持管理はもとより、緊急輸送路下や広域避難所などの排水を受ける重要な管渠を対象とした地震対策や、標準耐用年数を超過した陶管の長寿命化対策など、不明水の削減にも寄与する対策を行い、約7キロメートルの更生工事を実施した。	1,131,010	重要な管渠の耐震化率(%)	41.6	41.6	100.0%	平常時の下水道機能の確保はもとより、災害時においても市民生活への影響を抑えるための対策を行う。	軌道横断部や緊急輸送路下、広域避難所の排水を受ける重要な管渠や、重要施設である中継ポンプ場など、優先順位が高い施設の対策を実施した。	地震対策については、令和4年度までに重要な管渠の陶管を、令和13年度には全ての重要な管渠の耐震化を完了させることを目指しており、引き続き、計画的に対策を実施する。また、公民連携による効率的な維持管理の実施を目指す。	① 継続実施
556	下水道整備課	雨水渠整備事業		台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水渠の整備を行う事業である。台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスクを軽減するため、計画的に雨水渠の整備を行い、約27ヘクタール(約1キロメートル)が新たに整備済みとなった。特に被害のあった箇所を優先的に進めるとともに、「雨水渠幹線整備計画」を策定し、今後の整備方針を定めた。	366,923	雨水渠幹線整備率(%)	56.4	56.4	100.0%	台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図り、市民生活を守るため、雨水渠の整備を行う。	「雨水渠幹線整備計画」において整備の優先順位を設定するとともに、事業を評価するための明確な指標として雨水渠幹線整備率を新たに設けた。なお、過去に浸水被害のあった箇所の対策は令和3年度に完了する予定となった。	引き続き、「雨水渠幹線整備計画」に基づき雨水渠の整備を進める。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
557	浄水管理課 (水質管理課)	水質管理 保持事業	○	安心でおいしい水道水を供給するために、水質検査機器を更新し水質管理体制の充実を図る事業である。 水道法でに基づく45項目の水質基準項目に加え、8項目の水質管理目標設定項目の検査を実施した。 水質管理課と環境保護課で保有している分析機器の相互利用を開始した。 浄水処理の様々な工程において検査を実施し、薬品量のさらなる適正化に努めた。 水質検査機器を綿密に管理し、適切に更新した。	3,799	-	-	-	-		精度の高い検査を継続するため、4機器の更新を行ったが、機器購入から保守点検を含めたりース契約に変更したことによりコスト縮減と業務の効率化が図れた。また、環境保護課との分析機器の相互利用の継続により、分析機器のトータルコストの縮減が図れている。	精度の高い水質検査が実施できる体制づくりのため、綿密に分析機器を管理し、良好な状態を保つとともに、ほぼ毎年改正される水道水質基準等に適合するため、今後とも適切に対応していく。	① 継続実施
558	教育総務課	放課後児童健全育成事業	○	保護者の就労や疾病等で、放課後に保護者のいない小学生を対象として安全な居場所を提供する事業。 市内24小学校(片浦小休所中)で放課後児童クラブを開設しており、小学1年生から6年生までの約1,500人の児童を放課後、あるいは、土曜日や夏休みなどの長期休暇期間に受け入れ見守りを行っている。 令和2年度は、緊急事態宣言下での学校休業中(4月、5月)も、感染対策を実施しながら開所した。また、令和2年10月からは、民間事業者へ運営委託を実施し、開所時間を7時30分(放課後)から19時までと朝・夕30分拡大した。また、入退室システムの導入、充実した生活プログラムの提供等を実施し、安全安心な預かりの場としての質の向上に努めた。	310,004	-	-	-	-		プロポーザル方式により事業者を選定し、令和2年10月から委託化を実施。開所時間を7時30分(放課後)から19時までと朝・夕30分拡大したほか、入退室システムの導入、生活プログラムの向上等、サービス向上に努めた。 入所児童数の増加に対応するため、クラブ室の増設について学校との調整を行った。特に緊急性の高い5校は、令和3年度からパソコン室をクラブ室として利用できることになった。	令和2年10月から運営を委託したが、コロナ禍のため、生活プログラム等、改善を図れていない取組が残っている。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営についても、委託事業者と連携のうえ、効率的な運用方法を検討する。	② 見直し・改善
559	教育総務課	放課後子ども教室推進事業		放課後子ども教室は、全ての子供を対象に、放課後の時間、小学校の余裕教室等を子供の安全・安心な活動拠点として活用し、地域の方々の参画等を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を創出するもの。 令和元年度までに全25校で設置できており、令和元年度の登録者数は1,166人。延べ797回実施、1回あたりの参加児童は平均24人であった。 令和2年度は、学校やスタッフと調整し、何度かコロナ禍での開催を試みたが、緊急事態宣言の発令等の影響を受け、放課後児童クラブの機能を備えた片浦小を除き、開催することができなかった。	5,821	一体化(クラブ連携)学校数(校)	5	1	20.0%	学校を拠点に、地域の方々の協力を得ながら実施することで、児童が心豊かで、健やかに育まれることにつながっている。	令和元年度は、青少年課所管の「地域の見守り拠点づくり事業」と連携し、「学校を中心とした居場所づくり」をする中で、地域の方に協力いただき、体験活動の新規実施や拡充につながった。 令和2年度は、学校との調整、保護者へのアンケート等を実施し、開催を希望する12校での開催を進めたが、緊急事態宣言の発令により、片浦小以外での子ども教室は中止となった。	令和元年度に全ての小学校への設置が完了したことから放課後児童クラブとの一体的な運営や連携について研究しながら、効率的な運用を図る。	② 見直し・改善
560	教育総務課	学校教材整備・管理事業(小学校)		1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	102,893	児童1人当たりの配当額(円) (R2.5.1小学生:8,817人)	11,458	11,670	101.9%	予算を配当し、各種消耗品や備品等を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
561	教育総務課	学校教材整備・管理事業(中学校)		1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	60,117	生徒1人当たりの配当額(円) (R2.5.1中 学生人数: 4,298人)	12,913	13,987	108.3%	予算を配当し、各種消耗品や備品等の購入を各校の判断で購入することで、各学校現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各校ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施
562	教育総務課	教材等整備・管理事業(幼稚園)		幼稚園の教材、備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各園に配当するもの。	3,232	園児1人当たりの配当額(円) (R1.5.1園 児数:236 人)	8,377	13,695	163.5%	予算を配当し、各種消耗品や備品等の購入を各園の判断で購入することで、各園現場の実情に合わせた整備・管理につながっている。	各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各園ごとに年間執行計画に沿って予算執行をしており、適正な予算管理及び執行のためにも予算の配当は必要であることから、今後も継続していく。	① 継続実施
563	教育総務課(教育指導課)	学校運営協議会推進事業		保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現をめざし、市立全小学校に学校運営協議会を設置している。学校経営のビジョンや課題を学校と地域が共有し、それぞれの立場から子どもを育てる取組や、協働して課題の解決に取り組んでいる。	2,306	学校運営協議会設置校数(校)	25	25	100.0%	学校運営協議会を通して、地域の特性や声をふまえた学校運営を図り、地域とともにある学校づくりを目指すことから市の事業実施が妥当である。	学校と地域が情報を共有するようになり、地域と連携した取組が組織的に実施できるようになってきた。学校に対する保護者や地域の理解が深まるとともに、教職員が地域を意識して教育活動を進めていくという意識が高まってきた。	令和3年度から、全中学校への設置を順次進めていく。	② 見直し・改善
564	教育総務課(教育指導課)	公立幼稚園教育推進事業		公立幼稚園における教育の質の向上を目的に、介助を要する園児を支援するため各園に会計年度任用職員を配置したほか、酒匂幼稚園、下中幼稚園での延長保育の実施、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言するための臨床心理士等の専門家の派遣、教員の資質向上等を図るための研究事業を実施し、就学前教育の充実を図った。	30,140	介助教諭等配置数	30	26	86.7%	平成31年3月に策定した「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」に位置付けた公立施設が果たす役割を踏まえた取組を行っている。	副園長不在の園が2園あり、必要最低限の人員で運営しているが、質の高い保育を提供する上でも適正な職員数について検討している。	「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針(令和3年10月1日施行予定)」に沿って、園児数の最低基準を下回る園は、公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、今後の対応を検討していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
565	学校安全課	食育啓発事業		小・中学校における食育を推進するため、地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用し、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。 また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を行う。	0	神奈川県産学校給食デーの実施率(%) (小田原献立、かまぼこ献立、和食の日)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法、食育基本法、国や県の食育推進計画、小田原市食育推進計画に基づいて、小中学生の望ましい食習慣や食に関する知識を身に付けさせるという教育活動である。また、家庭等に向けた食育の普及啓発事業であり、行政が実施すべき事業である。	食育の教材として、おだわらっ子チャンネルを活用した朝食レシピ動画を作成し、小中学生に対して、学校で学習するだけでなく、家庭等でも動画を見ることで学習できる取組を行った。また、学校では、実際に調理をしなくても動画を利用することで、授業の効率を図ることができた。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施
566	学校安全課	健康診断事業		学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された児童生徒を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側弯症検診 ○ 学校保健安全法第11条に基づき、小学校に入学前の健康状況を把握することを目的とし、就学時健康診断を行う。	81,356	-	-	-	-	児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施	
567	学校安全課	保健教育事業		急速に進む情報社会の中、不確かな性情報が氾濫しているため、性に対する正しい知識の普及を図ることを目的に、中学生及び保護者に対して学校単位で性教育講演会を開催する。	1,101	開催校数(校)	11	7	63.6%	中学生が在校中必ず1回は受講できるように計画している。この講演会に対して、中学生から役に立った等、多くの感想が寄せられており、性に関する正しい知識の普及が図られている。思春期にある中学生に正しい性の知識を図ることは必要不可欠である。	専門性をもった医師・助産師等が講師になっており、医療現場の実情を踏まえ、中学生に対して適切な講演会が実施されている。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施
568	学校安全課	学校災害給付事業		心身ともに健康な学校生活を送るため、児童・生徒等が、学校(園)管理下において事故に遭った際に、各種保険制度(日本スポーツ振興センター災害共済給付及び全国市長会学校災害賠償補償)を利用し、保護者が医療費を負担することなく、速やかに治療を受けることができるようにする。	13,748	各種保険制度への加入率(%)	100.0	100.0	100.0%	各種保険制度の利用により、保護者が医療費を負担することなく、児童生徒が速やかに治療を受けられており、学校設置者として引き続き行政が実施すべき事業である。	事故に遭った際に、各種保険制度を利用し、保護者が医療費を負担することなく医療を受けることができ、児童生徒の健康な学校生活に寄与している。	引き続き、適切に事業を実施するとともに、児童生徒の登下校時の安全を確保するシステムの導入を目指す。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
569	学校安全課	学校給食事業		学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供する。	568,752	調理業務民間委託化実施率(%)	87.5	87.5	100.0%	学校給食法第4条(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。)、11条(学校給食は学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)に規定されており、行政が実施すべき事業である。	給食調理業務が直営となっていた三の丸小学校と早川小学校2校について令和3年4月から調理業務委託を実施した。学校給食の適切な運営を行うため、令和3年度から給食費の公会計化を実施する。	給食調理業務が唯一直営となっている学校給食センターについて、令和6年度の建替え時に委託化できるように準備を進める。令和3年度から給食費の公会計化を実施する。	① 継続実施
570	学校安全課	学校施設維持・管理事業(小学校)	○	学校施設の適切な維持・管理を行い、児童が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供する。 学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持修繕・管理工事を行う。 光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの学校施設の維持管理のほか、屋上防水改修、外壁改修、屋内運動場非構造部材(照明)改修、特別教室空調設置、トイレ洋式化、床・建具・外階段・受水槽等の改修を行った。また、令和2年度より外壁の全面打診調査及び補修などによる安全確保を行った。 令和2年12月には、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた「小田原市学校施設中長期整備計画」を策定した。	992,306	-	-	-	-		学校施設の維持・管理における修繕等は、専門職が配置されており、業務方法や執行内容の効率化及び効率的な整備を行うことで事業費の削減を図っており、より多くの修繕を実施した。	学校施設の長寿命化や機能向上を含めた「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、整備を行っていく。	① 継続実施
571	学校安全課	学校施設維持・管理事業(中学校)	○	学校施設の適切な維持・管理を行い、生徒が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供する。 学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持修繕・管理工事を行う。 光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの学校施設の維持管理のほか、外壁改修、屋内運動場非構造部材(照明)改修、受水槽等の改修を行った。 令和2年12月には、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた「小田原市学校施設中長期整備計画」を策定した。	255,356	-	-	-	-		学校施設の維持・管理における修繕等は、専門職が配置されており、業務方法や執行内容の効率化及び効率的な整備を行うことで事業費の削減を図っており、より多くの修繕を実施した。	学校施設の長寿命化や機能向上を含めた「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、整備を行っていく。	① 継続実施
572	学校安全課	施設維持・管理事業(幼稚園)	○	園施設の適切な維持・管理を行い、園児が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供する。 園施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、園舎等の維持修繕・管理工事を行う。 光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの施設の維持管理のほか、遊戯室の空調設置を行った。	22,768	-	-	-	-		施設の維持・管理における修繕等は、専門職が配置されており、業務方法や執行内容の効率化及び効率的な整備を行うことで事業費の削減を図っており、より多くの修繕を実施した。	園施設の長寿命化や機能向上を含めた「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、整備を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
573	学校 安全課	教育ネット ワーク整備 事業		教職員の負担軽減を図り、児童生徒の成績など個人情報を適切に管理する。校務システムの導入により教職員の負担軽減、児童生徒の成績など個人情報を適切に管理するための教育ネットワークシステムの維持管理及び整備を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づいた運用管理を行った。	202,856	教育ネット ワーク環境 整備校数 (校)	36	36	100.0%	小田原市立学校の教育環境の改善、情報教育の向上に資するものである。市が取り組むべきものである。各校の情報教育・情報発信の充実が図られ、教職員の多忙化解消にも繋がり、児童生徒の成績などの個人情報の適切な管理ができ有効な事業である。	平成30年11月に行ったシステム更新でセキュリティ強化を行うとともに、システム及び複合機の機能向上を図った。このことにより、校務の効率が図られ教職員の多忙化の解消に寄与するとともに、個人情報の適切な管理ができるようになった。	既存システムの適切な維持管理を行うとともに、更新時期に向けより良いシステムの構築を検討していく。	① 継続 実施
574	学校 安全課	校庭・園庭 芝生管理 事業		児童・園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、校庭・園庭の芝生化や維持・管理を行う。芝生化された校庭・園庭の芝生の維持・管理を適正に実施することで、児童・園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止のための芝生育成が行えた。	2,774	校庭・園庭 の全面芝 生化施設 数(校・園)	7	7	100.0%	児童・園児の安全性の確保や教育環境の改善に資するものであることから、市が関わるべきものではあるが、事業の実現には、各学校・幼稚園のほか地域との合意形成が必要と考えている。教育現場から児童・園児のケガの防止に繋がっているとの声があることから、一定の成果は得られている。	事業の一部を市民団体(NPO法人)へ委託化し、「市民管理の仕組みづくり」を一定程度達成し、効率的な芝生の維持・管理ができるようになった。	既芝生化施設の維持・管理に努めるとともに、芝生化推進について検討する。	② 見直 し・ 改善
575	学校 安全課	給食調理 施設・設備 整備事業		給食調理施設における老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	61,854	工事発注 件数(件)	2.0	2.0	100.0%	多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また公共施設マネジメント課と調整し施設整備を行っている。調理施設の暑さ対策として調理場にスポットクーラー、受入室にエアコンを設置するなど環境を整備した。	市の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画のなかで、給食施設の再編及び整備の方向性を定めていく。	① 継続 実施
576	学校 安全課	ICT教育推 進事業		国の進めるGIGAスクール構想のもと、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びや、創造性を育む学びを実現するための環境整備(児童生徒1人1台の学習用端末と大容量の校内通信ネットワークの整備)を行う。令和3年2月までに校内通信ネットワークの整備が完了し、令和3年3月末までには、児童生徒1人1台の学習用端末も整備が完了した。これにより、令和3年4月からの稼働に向けた準備・試験的な運用として、端末操作や授業等で活用した。	919,742	1人1台の 学習用端 末及び校 内通信ネ ットワー ク整備校 数(校)	36.0	36.0	100.0%	「個別最適化された創造性を育む教育」を実現させる国の施策であり、新学習指導要領やデジタル教科書化等を見据え、実施すべき事業である。また、Society5.0の時代を生きる子ども達にとって、ICTを基盤とした先端技術の活用は必須と考えており、整備が必要であり、実施すべき事業である。	事業費の削減を図りながら、「個別最適化された創造性を育む教育」を実現させるに適した環境整備を行った。	令和2年度中に整備が完了し、「個別最適化された創造性を育む教育」を実現させるため、令和3年度より有効活用を図っていく。	② 見直 し・ 改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
577	学校 安全課	学校給食 センター整備 事業		竣工から50年近く経過し、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっている小田原市学校給食センターについて、令和6年9月から給食の提供ができるよう新しい建設用地に建替え整備する。 整備手法検討業務の報告を基に、整備手法の決定を行うとともに、建設予定地にある資材倉庫を代替補償するための設計業務を執行した。	15,950	事業の進 捗率(%)	2.0	2.0	100.0%	老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっており、安全で安心なおいしい給食の提供継続のため整備が必要であり、実施すべき事業である。	事業費を削減できる方法の検証や検討を行い、付帯事業等の執行を行った。	令和6年9月から給食の提供ができるよう新しい給食センターの整備事業を推進する。	① 継続 実施
578	教育 指導課	学力向上 支援事業		児童生徒一人一人の学力向上・定着を図るため、少人数指導スタッフや中学校教科非常勤講師を配置し、チーム・ティーチングや少人数指導等によるきめ細かな学習体制を整備した。	18,828	スタッフ派 遣校の割 合(%)	100.0	92.9	92.9%	児童生徒の学力向上に向けては、個に応じたきめ細かな指導の充実が必要であり、県が配当する教職員定数では配置が十分でないため、市の配置は有効である。	少人数指導やチーム・ティーチングを実施することで、児童生徒一人一人に目が行き届き、個に応じた指導を進め、学力の向上を図ることができる。中学校においては県が配当する教職員定数で配置されていない教科については、専門性を持った教員を配置できている。	少人数指導スタッフについては、これまでの配置に加え、令和3年度小学校3年生において、新たに35人学級を実現するための少人数指導スタッフを配置する。 令和4年度以降、段階的に35人学級に移行する。(令和4年度は小学校4年生を35人学級にする。)中学校教科非常勤講師については、継続実施予定。	② 見直 し・改 善
579	教育 指導課	外国語教 育推進事 業		世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーションを育成するため、外国語指導助手(ALT)を業務委託するとともに、小学校に英語専科非常勤講師を配置し、外国語教育を推進することができた。	41,109	ALT配置校 の割合 (%)	100.0	100.0	100.0%	外国語の文化や言語を理解するためには、外国人講師から学ぶ機会や小学校で本格導入となった外国語科を専門的に指導できる専科非常勤講師を配置することは外国語教育の充実と教員の指導力向上につながり有効である。	児童生徒が外国語や外国の文化をより身近なものにとらえられるようになった。英語表現を日常的に使う姿が見られるようになった。 年度末のALT配置説明会兼小学校英語専科非常勤講師配置説明会を実施し、学校の事情に合わせた配置となっている。中学校については、学校現場から、さらなる配置を求める声があるため、対応を図る必要がある。	小学校外国語教科化を受けて、ALT、英語専科等の配置日数、また中学校への配置日数についても適切かどうか、検討していく。	② 見直 し・改 善
580	教育 指導課	読書活動 推進事業		子どもの読書活動を推進するため、蔵書の整理や子どもや教師への読書相談、学習支援等を業務とする学校司書を全ての小中学校に配置している。 市直接雇用による学校司書を、全校に週2日配置している。 学校司書を直接雇用にしたことにより、4月から学校への配置が可能となったこと、学校司書と教職員の連携がしやすくなり、子どもへの学習支援や読書相談が充実している。	19,804	学校司書 配置校の 割合(%)	100.0	100.0	100.0%	司書教諭の資格を有する教職員の配置はあるものの、図書館業務を専任とする配置としていないため、市として学校司書を配置することは有効である。	直接雇用としたことで、継続雇用により、同一人物を同一校への継続配置が可能となり、前年度の引継ぎがなく、教職員や児童生徒との関係性も継続するため、安定した業務遂行が見込まれている。	継続実施予定。	① 継続 実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
581	教育指導課	人権教育事業		児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催するとともに、教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催している。	87	人権研修会参加者数(人)	108	97	89.8%	多様性を認める教育を重要視している中、教職員の人権感覚を高めることは最も重要なことである。また学校は児童生徒に人権を尊重する心を育むとともに実践力を身に付けるための教育活動を展開するべきものであると捉えている。	研修会を複数回実施することにより、多くの教職員の参加が見込まれる。また学校現場にニーズに合った人権課題をテーマにした研修会を開催するように努めている。	継続実施予定。	① 継続実施
582	教育指導課	情操教育充実事業		子どもの芸術・文化に関する豊かな感性や感覚を育むため、小学校4年生を対象に「おだわらっ子ドリームシアター」を開催、また、小学校4・5年生が参加する「小田原市小学校音楽会」を開催してきたが、音楽会は令和元年度をもって廃止、またドリームシアターは令和2年度をもって廃止することとした。(ドリームシアターは令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し中止)	0	おだわらっ子ドリームシアター開催(回) ※小学校音楽会の実施(回): 令和元年度で廃止	1	0	0.0%	「おだわらっ子ドリームシアター」は、小学校4年生全員を対象とし、劇団四季の寄付により実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、寄付を受けることが困難な状況となっていることや、多数の児童が同一の空間内で観劇する状況にないことから、令和2年度の実施は見送った。	「おだわらっ子ドリームシアター」は、『こころの劇場』の提供により、劇団四季の公演費(約600万円相当)の必要がなく、市民会館での設営経費及び児童輸送費のみの負担であることから、適切であるが、新型コロナウイルス感染症の影響から、寄付を受けることが困難な状況となっていることや、多数の児童が同一の空間内で観劇する状況にないことから、現状のまま実施することは困難である。	児童の創造的な感性を育むとともに、道徳的な価値観を養う情操教育は重要なものであるが、新型コロナウイルス感染症への対応や、教育課程編成を圧迫しないような事業の実施方法を検討する必要がある。(学校へのアウトリーチ事業(文化政策課)の積極的活用等)	② 見直し・改善
583	教育指導課	体力・運動能力向上事業		児童生徒一人一人の体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言や、オリンピック等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話や実技指導等を実施した。	397	新体カテストの総合評価が上位層(A~C)の児童生徒の割合(%) ※新型コロナウイルス感染症の影響でR2は未実施のため「-」	80.0	-	-	専門性の高い指導員やアスリート等の本物に触れることにより、児童生徒の運動・スポーツに対する興味関心が高まる様子が見られ、有効性が高い。学校からの要請も高い。	指導員を確保するという視点で、大学と連携することで、人数や回数の確保が可能となっている。また本来依頼が難しい著名なアスリートについても県アスリートネットワークの協力により依頼を受けてもらうことが可能となっている。また予算面でも効率的である。	著名なアスリート派遣を拡大し、事業を継続して実施していく。	② 見直し・改善
584	教育指導課	部活動活性化事業		中学校部活動の活性化を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費、派遣選手の交通費等に係る費用に対する助成を行った。指導員等の派遣により、生徒は専門性の高い技術指導を受けることができるとともに、教職員の負担軽減につながっている。	3,333	部活動地域指導者派遣者数(人)	45	40	88.9%	中学校の部活動については生徒の自主的な活動とする側面で教職員の負担が大きい現状があることから指導員を派遣することが有効である。	部活動指導員の報酬については県の補助金制度を活用することができ、生徒の技術向上と教職員の負担軽減につながっており学校からの評価が高い。	教職員の負担を軽減するとともに、地域の優れた人材を確保しながら、学校の実情に合わせ、必要な部活動指導員の派遣を継続していく。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
585	教育 指導課	共同研究 事業		学校教育の諸課題や学習指導要領に対応した学習指導のあり方等について研究するため、教員数名を研究員とした共同研究を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「児童生徒が主体的に取り組む特別活動に関する研究」に取り組んだ。授業を公開したり、研究の成果をまとめたりして、学校現場の教員に還元できた。	125	共同研究 数(本)	1	1	100.0%	教育研究所は将来的に学校現場において直面する教育課題や学習指導に関してシンクタンク的な役割を担っており、調査研究を実施していくことは妥当である。	学校現場の教員を研究員として研究を行うことで、小田原市の児童生徒の実態に合った研究を行うことができた。「児童生徒が主体的に取り組む特別活動に関する研究」では、講師を招聘することで、学習指導要領にそった専門的な助言をもらうことができ、研究を深めることができた。	継続実施予定。令和3年度は、GIGAスクール構想を踏まえ、「ICTを活用した個別最適な学びに関する研究」「ICTを活用した協働的な学びに関する研究」の2部会を新たな共同研究のテーマとして立ち上げる。	②見直し・改善
586	教育 指導課	二宮尊徳 学習事業		二宮尊徳翁の事績を学び、郷土に対する愛情の念を醸成するため、市立全小学校の教育課程に二宮尊徳学習を位置付け、学習を展開していくうえで必要な講師への依頼や教材に関する支援を行っている。市立小学校全児童が必ず郷土の偉人の一人である二宮尊徳翁の事績に触れ、自己の生き方を考える契機となっている。各小学校における二宮尊徳学習の成果物を広く市民に公開している。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、各校ごとに実施)	110	学習の成 果の展 示会 の開催 回数(回)	1	0	0.0%	本市学校教育振興基本計画におけるめざす子ども像として、「ふるさとへの愛」の具現化を図る取組として二宮尊徳学習は位置づいており、本市の子供が二宮尊徳翁を学びとすることは妥当である。	尊徳記念館を利用することで、効率的に学習することが可能となる。	継続実施予定。今後、郷土学習推進事業に含めて実施していく。	②見直し・改善
587	教育 指導課	郷土学習 推進事業		郷土に対する興味関心や探求心を高め、郷土を愛する心情を養うため、小中学生向けの副読本(3冊)を発行するとともに、その活用のため自然観察会を開催している。	2,481	自然観察 会の実施 回数(回)	8	0	0.0%	小田原のよさをいかした教育を推進するためにも小田原市の内容に即した教材は必要である。市で作成することは妥当といえる。理科や社会科、総合的な学習の時間等で副読本が活用されており、児童・生徒の郷土の文化や自然に関する興味関心は高まっている。しかし、さらなる有効な活用について、一層の研究が必要である。	必要最小限の事業費で行っている。副読本については、教職員等が自ら取材、制作、編集を行っている。令和2年度の自然観察会は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止とした。	継続実施予定。令和3年度は郷土読本「小田原」の改定を予定。自然観察会については、子どもを集めての観察会は行わず、観察会に講師のみが集合し、観察動画を作成し、おだわらっ子チャンネルで公開する。郷土の自然に対して興味関心をもてるような教材として提供していく。	②見直し・改善
588	教育 指導課	特色ある 学校づくり 推進事業		「子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくり」をめざして、学校のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かし、特色ある学校づくりを推進するため、園・学校が地域と共に構成する研究会に委託している。	8,135	事業実施 校・園数 (校・園)	42	42	100.0%	本市の教育目標の具現化を図っていくために必要不可欠な事業である。各園、各校がそれぞれの特色を生かした事業を推進することは、全ての子どもの幸せにつながる。単年度委託ではあるが、それぞれの研究会が中・長期的な視野を持って取り組んでおり、学校からの要望が大きい。	・地域の方の協力により成り立っているところも多く、さらなる市民力の確保に努めるとともに、予算の拡充を検討していく必要がある。	継続実施予定。	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
589	教育指導課	学校支援地域本部事業		子どもたちの健やかな成長を願い、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実施するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、11中学校区ごとにスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を推進しながら、学校を支援する体制を整備している。	3,918	ボランティア延べ人数(人)	75,600	57,746	76.4%	・スクールボランティア活動の推進のため、市には事務局としての役割が求められている。 ・全中学校区で実施しており、受益に偏りは無い。 ・子どもたちの学びや成長を支える事業として、その定着が図られてきている。	ボランティアの人材確保や依頼等の調整をスクールボランティアコーディネーターが行うことにより、教職員の負担軽減につながっている。また、スクールボランティアコーディネーターの謝礼金は、地域学校協働活動推進事業費補助金を活用している。	継続実施予定。	① 継続実施
590	教育指導課	防災教育事業		自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成している。また、希望する園や学校に対して学校防災アドバイザーを派遣し、児童生徒への防災に関する講話や学校防災計画に対する助言をしている。防災や安全に対する児童・生徒の意識を高めたり実践力を養うほか、学校の防災計画の見直しにつながっている。	381	学校防災アドバイザー派遣校数(校)	5	5	100.0%	東日本大震災を教訓に本市においても大規模地震や津波被害を想定した備えは必要であり、専門家のアドバイスをもとにした学校防災計画は有効である。海に面している学校は常に大災害の危機意識を持っているため、繰り返し訓練の必要性がある。また全国的に風水害による土砂災害や洪水被害も多く発生しているため、本市の地域の特徴から本事業は継続的に実施していく必要がある。	各学校の地域性や立地条件にあった学校防災計画の見直しが行われている。	継続実施予定	① 継続実施
591	教育指導課	支援教育事業		市立小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな課題をもつ児童生徒に対して、適切な指導を行うため、教員の補助者として、個別支援員を配置する。また、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携するとともに、高度な知識や技能を持った専門家である医師や臨床心理士、作業療法士、理学療法士、個別指導員等、支援教育相談支援チームの構成員を個々の事例に応じて学校に派遣し、支援の仕方について助言・指導を実施している。	164,551	支援教育相談支援チーム巡回相談派遣回数(回)	40	37	92.5%	様々な課題を抱えた児童生徒は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。特に、個別支援員の配置によって、きめ細かな対応が行われているが、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに合わせた対応が必要である。インクルーシブ教育の推進のためにも、基礎的な環境整備や合理的配慮の提供としての、個別支援員の配置や支援チームの派遣は必須である。	個別支援員については、会計年度任用職員制度の導入に伴って、処遇の改善が図られている。また、単年度雇用であるが可能な限り継続雇用することで人材育成を図るとともに、支援する児童生徒の理解や教職員との連携において効率性が高い。	特別支援学級在籍児童生徒が増加していることに加え、通常級においても支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、個別支援員の配置は欠かせないことから、さらなる予算措置が必要である。	② 見直し・改善
592	教育指導課	特別支援相談・通級指導教室充実事業		小田原市の支援教育のあり方、内容・指導方法の改善、条件整備等について話し合うために、特別支援教育推進会議を年2回開催している。また、幼・小・中学校に在籍する、様々な課題をもつ児童生徒や保護者及び教員を対象に相談を受けるために特別支援教育相談員及び心理相談員をおたわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」に配置するとともに、コミュニケーションやことばの課題に対する適切な指導や支援をおこなうために通級指導教室を運営している。さらに、教育的ニーズのある児童生徒に対し、学校生活において適切な支援や環境について検討するために就学支援委員会を含めた就学相談を実施している。支援を要する児童生徒一人一人にあった支援の方向性を示すとともに、保護者が安心してお子さんに合った学びの場を選択することができるようになっていく。	18,692	特別支援関係相談回数	700	778	111.1%	様々な課題を抱えた児童生徒は、年々増加し、その背景は複雑化している。学校と直結した児童生徒に関わるものであるため、担当課が他機関と連携し、一人一人に必要な支援や環境について検討していく必要がある。また、多様性を認め合う社会をつくるためにも、市が関与し相談体制を充実させる必要がある。	相談内容の複雑化や必要とする支援の多様化に伴い、心理相談員の業務の負担軽減、通級指導教室の充実、さらに総括的な相談体制のあり方について、検討した。また、令和2年度より中学校通級指導教室を開設し、支援の充実を図った。	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、専門的な人材の確保や関係機関との連携、支援体制の整備を検討する。また、通級指導教室における職員の指導力を向上させるために、研修会や学習会を開催する。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
593	教育指導課	日本語指導協力者派遣事業		外国につながるある児童生徒一人一人がよりよい人間関係づくりと学習することができるよう支援するため、希望する学校に日本語指導協力者を派遣している。日本語指導を受けた児童生徒は徐々に友達や教員とのコミュニケーションが図られ、安定した学校生活を送り、適切な教育を受ける機会を得ている。	1,881	日本語指導等協力者派遣回数(回)	940	865	92.0%	日本語の理解が十分ではない、外国につながるある児童生徒を支援する国や県の事業の実施がない現状では、市で指導員を派遣する必要がある。指導員を定期的に派遣し個々の状況に応じた支援により、児童生徒の生活面や学習面での不安の減少、学校生活への意欲の向上につなげることができている。継続的に支援を希望する学校が多いことから、成果が概ね得られていると判断される。	日本語指導等協力者を対象とした連絡会で、外部機関の職員を講師として招き、神奈川県外国につながる児童生徒に関する教育相談の状況の情報提供、指導で活用できる教材の紹介等をおこなった。また、協力者派遣だけではなく、日本語の苦手な児童生徒や保護者に対しては、多言語対応翻訳機を活用し、コミュニケーションを図っている。	様々な母語に対応できるような日本語指導等協力者の増員や児童生徒一人あたりの派遣回数を増やすための予算措置を検討する。	②見直し・改善
594	教育指導課	登校支援事業		不登校またはその傾向にある児童生徒一人一人とその保護者に対して教育相談の実施と教育相談指導学級の運営、不登校訪問相談員の配置を行い、個別の課題に応じてサポートと、適切な学びの場での支援を行っている。	30,790	小田原市児童生徒の不登校出現率(%) ※複数指標であるべき事業であるため、単一基準による判定の対象外	小学校 0.39	小学校 1.27	-	学校では解決が困難である不登校のケースも増加しているため、市としての関与が必要である。教育相談指導学級での活動を通して自己肯定感やコミュニケーション力を身につけることで、在籍校への復帰や高校進学へつなげることができている。また、家庭から外へ出ることが難しい状況の児童生徒に対しても継続した支援が可能となる。	教育相談指導学級において、令和元年10月に国の通知が示されて以降、一時的な利用や在籍校との併用等、通級生の受け入れを柔軟にしたことなどから、様々な利用の仕方が増えつつある。	不登校者数は、臨時休業も含む中でも前年度とほぼ同数なため、引き続き多い状況である。不登校の傾向として、その要因の多様化・複雑化と低年齢化が挙げられる。より早期に適切な見取りと支援の検討を行うために専門的な人材の確保や関係機関との連携、支援体制の充実を図る。	②見直し・改善
595	教育指導課	いじめ防止対策推進事業	○	いじめ防止対策の実行性を高めるための調査研究や重大事態発生時における調査を行うため、また関係機関との連絡調整を図るため、いじめ防止対策調査会やいじめ問題対策連絡会を実施している。さらに、いじめの未然防止を図るため、いじめ予防教室を実施している。これにより、学校現場のいじめ認知が向上しており、早期対応早期発見につながっている。	787	-	-	-	-		いじめの認知について、周知をすすめてきた結果、学校はいじめを積極的に認知していこうという考え方に変わってきている。	継続実施予定。	①継続実施
596	教育指導課	生徒指導員派遣事業		多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要としている中学校へ生徒指導員を派遣し、生徒の心に十分寄り添いながら、生徒の気持ちを受け止め、抱えているストレスを和らげるとともに、よりよい学校生活を送ることへ当該生徒が前向きになるように、教員と協力しながら指導する体制を整備している。	13,387	生徒指導員の派遣人数(人)	5	5	100.0%	本市中学校が落ち着いて学校生活を送ることができる環境を整えることは当然市としてやるべきことである。生徒指導上の課題が大きくなると、他の生徒に及ぼす影響が大きいため教員と協力して対応する生徒指導員の配置は有効である。	各校の生徒指導支援上の課題を把握し、必要度を鑑みて、配置校を決定している。全中学校への派遣ではないが、配置校にその成果が偏るという考え方ではなく、市全体の生徒指導体制の充実のための配置と考えている。	継続実施予定	①継続実施

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
597	教育指導課	教育相談事業		様々な問題を抱える子供や保護者を対象とした教育相談を行う。必要に応じて学校と連携をとり、専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進めている。 また、インクルーシブ教育の推進のため、教育相談員を学校に派遣して、インクルーシブの視点を意識した支援体制の構築を図っている。	12,764	相談回数(回)	3,000	2,549	85.0%	課題を抱えた児童生徒、保護者は増加傾向にあり、市の関与が必要である。不登校児童生徒、相談件数とも増加している現状から教育相談の充実が求められる。 子ども若者教育支援センターでは、支援を要する児童生徒の支援に積極的に取り組むとともに、学校や関係機関との連携の中で、学校生活への復帰や教育相談指導学級への通級につなげている。そうした継続的な支援は、児童生徒やその保護者の支えとなっている。	相談者に寄り添い、個々に応じた支援を考え、きめ細かく対応できるよう心がけている。	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、専門的な人材の確保について検討する。また、不登校の要因が複雑なケースにおいては、関係機関との連携をよりスムーズに行うとともに、子ども若者教育支援センターの機能を生かし、幼時期から学齢期以降においても、切れ目のない継続的な支援を行っていく。 また、インクルーシブ教育を推進するため、引き続き担当の教育相談員を配置する。	②見直し・改善
598	教育指導課	小学校児童就学支援事業	○	小学校の就学支援を目的に保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金及び遠距離通学費補助金等を実施した。	105,916	-	-	-	-	特別支援教育就学奨励費…所得の判定のために課税証明書の提出を必須としていたが、保護者から税情報を見たい旨の同意をもらうことで、証明書の提出を不要とすることで、事務を簡素化した。(平成29年度実施) 就学援助制度…就学援助システムを導入したことにより、事務量を削減した。申請者が所得目安を計算できるようHPIに計算シートを掲載した。	特別支援教育就学奨励費及び就学援助制度…国の示す支給科目の単価増減に連動して、市も実施する予定。 就学援助制度は、申請の電子化による利便性向上と業務効率化を検討していく。	①継続実施	
599	教育指導課	中学校生徒就学支援事業	○	中学校の就学支援を目的に、保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金及び遠距離通学費補助金等を実施した。	58,025	-	-	-	-	特別支援教育就学奨励費…所得の判定のために課税証明書の提出を必須としていたが、保護者から税情報を見たい旨の同意をもらうことで、証明書の提出を不要とすることで、事務を簡素化した。(平成29年度実施) 就学援助制度…就学援助システムを導入したことにより、事務量を削減した。申請者が所得目安を計算できるようHPIに計算シートを掲載した。 片浦中学校の統合に伴う通学費補助金…令和5年度末で終了。	特別支援教育就学奨励費及び就学援助制度…国の示す支給科目の単価増減に連動して、市も実施する予定。 就学援助制度は、申請の電子化による利便性向上と業務効率化を検討していく。	①継続実施	
600	教育指導課	高等学校等奨学金事業		平成22年度から、国において公立高等学校授業料が原則無償化となったが、実際には制服、教科書代等の負担で進学を諦めざるを得ない家庭を支援することを目的に、市内に住所を有し、高等学校等に在学する者を対象に奨学金を年額40,000円(授業料以外の教科書・教材等学資分)を、奨学金として支給した。(小田原市奨学金基金を財源とする。75人募集、所得要件、成績要件有。ほかの奨学金との併給可能。)	3,000	奨学金支給者数(人)	75	75	100.0%	小田原市奨学金基金を活用しており、経済的な理由により進学を諦めざるを得ない生徒を救済するためには有効である。	複数の奨学金制度を併用することが制度として浸透してきたため、申請者の増加に効果が表れている。	継続実施予定。	②見直し・改善

事務事業評価(令和2年度実施事業分)

NO	所属 (旧名)	事務事業名	義務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R2 決算額 (千円)	事業の設定指標			評価・振り返り		今後の方向性		
						指標(単位)	R2 目標	R2 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
601	教育指導課	スクール・サポート・スタッフ配置事業		教職員の働き方改革に向けて、教職員の事務負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフを小学校(4校)に配置した。これにより、子供と向き合う時間の増加につながった。 ※ 令和3年度から県費により全校に配置されるため、事業廃止	3,710	スクール・サポート・スタッフ配置校の割合(%)	100	100	100.0%	教職員の時間外勤務の増加が問題となっていることから、事務負担の軽減を図ることは有効である。本来は県が全校配置すべきであるが一部の学校への配置にとどまっているため、市として配置のない学校に配置することは妥当である。	教員の作業負担が軽減され、時間的にも精神的にも余裕が生まれることにより、児童生徒への指導に向かう時間の増加に繋がっている。	県費の負担で市内全校に配置可能となったため、令和3年度予算は未計上。	③ 廃止・休止